

博士論文

韓国における大学入試政策と「公正性」に関する研究

姜 姫銀

広島大学大学院人間社会科学研究科
国際教育開発プログラム

2024年3月

韓国における大学入試政策と「公正性」に関する研究

姜 姫銀

広島大学大学院人間社会科学研究科

国際教育開発プログラム

博士論文

2024年3月

広島大学大学院人間社会科学研究科
国際教育開発プログラム

論文名: 韓国における大学入試政策と「公正性」に関する研究
学位の名称: 博士(教育学)
氏名: 姜 姫銀

令和6年 2月 5日

審査委員会

委員長・教授

中矢 礼美

中矢 礼美

教授

山田 浩之

山田 浩之

教授

佐藤 暢治

佐藤 暢治

文部科学省 総合教育政策局 調査企画課

田中 光晴

田中 光晴

令和6年 3月 8日

研究科長

S. Kobayashi



韓国における大学入試政策と公正性に関する研究

学位申請者：姜 姫銀

I. 研究の目的と方法（序章）

本研究の目的は、韓国における大学入試政策（以下「入試政策」）の変遷を「公正性」の観点から検討し、近年の入試政策の韓国的特質を究明することである。

近年、韓国における教育政策には多様な利害集団が影響を与えており、なかでも利害関係が最も尖鋭に対立する問題は入試政策と言える。現行の入試制度への改編を試みた2018年の「大学入試の公論化」では公正な制度を追求するという趣旨のもと、生徒や保護者、教師、大学関係者、入試専門家などの多様な入試主体が参加して合理的な政策を見出そうとしたが、利害関係の相違によって合意にいたることはできず、他集団の主張を聴取してその一部を収斂する形で終了した（教育部、2018）¹。他にも、度重なる入試改革では各々の利害関係者の要求を充足することは困難で、それに伴う諸問題が社会的な問題として浮上し、繰り返し政策の改革が施されてきた。

このような教育政策における利害関係の相違の背景に「教育格差」の問題がある。教育格差は個人の知的能力や社会・経済的背景、性別、地域、制度的要因、学校の特性など多様な要因によって発生する個人および集団間の差を指し、「教育の不平等」と類似した概念で用いられる傾向がある²。言い換えれば、教育格差は教育の結果が集団や階層間で不平等な状態にあることを意味し、このような現象が教育の不平等として認識される理由は、教育の結果が個人の能力や努力によって決定されるというよりは社会階層などの影響を受けると明示した研究の結果によるものである³。韓国における教育格差は階層間および地域間格差が論ぜられることが多く、親の社会・経済力と居住地域とが格差を助長する主な社会構造的な問題として指摘される⁴。

これまでの韓国の入試政策に関する研究では、特定政策の政治・社会的または教育的な背景や適用上の問題、それら問題に対する世論、政策代案など、主に時間軸による政策変遷過程とその内容、政策提言を議論するものが主流であった。本研究に直接関連する主要な先行研究としては、入試政策・制度の変遷をたどって入試政策の変化要因を追究したノ（2006）の研究をあげられるが、氏は「歴史的新制度主義」の制度変化論理を援用して2000年代前半までの入試政策と分析し、制度的な脈絡のなかで変化する入試政策の在り方を見出した⁵。また近年の「入学査定管制度」導入期の入試政策における影響要因に関する研究にはイ・チュ（2016）による研究があり、氏らは度重なる入試改革に対する批判的な世論に注目して、私教育の誘発、既得権層のための選考、入試競争教育の深化など大学入試への影響要因を分析した。このように、これまでの韓国における入試政策とその影響要因を究明する諸議論はその時々展開された入試政策に注目して長いスパンにわたる変遷の固有の特質の究明には至っていない。政策の変遷過程と関連する各々の争点を理解することにその意義があるが、政策に変化をもたらした根本的な要因とダイナミックな変化過程の実態を解明するには限界を持つと考える。

そのために、本研究では、近年の入試改革の背景に内在する問題を診断して、主要な争点および変遷の流れの特徴を追い、入試政策の決定過程に影響を与える韓国の社会・文化的な要因の抽出に当たった。その際は入試政策を取り巻くマクロな構造や関連政策、利害関係、またそれらの相互作用に注目し、明確で体系的な論の展開のために、現行の入試政策で最も強調されるキーワードである「公正性」を分析視点として用いた。

具体的な研究の方法に言えば、これまでの韓国における入試政策の変化の脈絡を理解するために先行研究・調査を一瞥し、研究課題の精緻化をはかった。また政策文書やマスコミの報道などから研究課題に関する動向をレビューして、これらにあらわれるさまざまなキーワードのなかから主要な政策決定の背景をなす要因を選び出した。そして、それをもとに近年の入試政策を概観・分析することを試みた。主に文献研究を中心とするが、現行の入試制度の根幹をなす、2018年の入試改革については同年4月から7月までの「入試制度の公論化」期間に行われた「公聴会」や「公開討論会」、「公開シンポジウム」など一部行事にて参与観察したことを踏まえて議論を展開した。

大学入試は、入学適格者を選び分ける伝統的な「選抜的機能」と、高等学校教育課程を充実に履修できるよう支援する「教育的機能」、社会や経済、文化などの多分野において顕著な影響を及ぼす「社会的機能」を持つ⁶。これらの大学入試の機能は、入試制度を維持する当該国の社会・文化・歴史的な伝統や社会体制、国家の発展程度によってその重要性が異なる様相であらわれている⁷。

本研究の分析対象は入試政策とそれに影響を与える要因である。大学入試の3つの機能と関連して言えば、伝統的な選抜的機能と教育的機能に劣らない役割をする社会的機能に注目する。大学入試を取り巻く環境のなかで入試政策に影響を与える社会・文化的要因がこれまでの入試政策とその決定過程に強く影響し、選抜的・教育的機能を抑制していると考えからである。その社会・文化的要因は複数存在し、その一部は前述したような韓国の大学入試をめぐる利害関係間の対立と教育格差の問題であり、これらは近年の入試政策でも常数の要因として作用していると考え。ならば、入試政策の変数の要因にはいかなる社会・文化的要因が存在するだろうか。そこで、本研究では以下のような3つの問題意識から議論を展開していく。

第1に、韓国のこれまでの入試政策では「公正性」問題についていかなる議論をしてきたのか？

第2に、近年の入試改革では「公正性」がいかに配慮されているのか？

第3に、入試政策における「公正性」の議論に影響を与えた要因にはいかなるものがあるのか？

II. 研究の概要

第1章では、韓国の教育制度に抜本的な改革が始まった1945年から、近年の入試政策で常に議論的になる「学生簿総合選考」が導入される直前の2008年までの4期にわたる時期別入試政策の争点と課題を整理するとともに、そこにあらわれる入試改革の諸相を分析した。

その結果、この時期の入試政策は入試をめぐる主導権争い、つまり大学入試制度の管理主体が大学であるか、国家であるか、または国家と大学の共同管理であるかのサイクルが繰り返されてきたことが明らかになった。また政策の変化は教育問題を議論するときや政権が交代する度に大衆的な方案に偏重し、一貫性に欠けていたことを確認した。このような「朝令暮改」の入試政策に対応し切れなくなった高校の教育課程は正常に機能できなくなり、私教育を助長し、それが拡大するなかで階層・地域間の教育格差を生み出した。以後、格差の問題は入試改革を講じる際に排除できない要因になるが、「入学査定官制度」が導入される前のこの時期にはその解法を「公正性」と言うよりも「教育機会の均等」に重点をおくものであった。

第2章では、現行の大学入試制度において、格差と「公正性」の問題の主たる火種となっている「入学査定官制度」（現行の「学生簿総合選考」）に注目しながら、「李明博政府（2008～2013）」と「朴槿恵政

府（2013～2017）」、「文在寅政府（2017～2022）」における関連政策を比較・検討した。

李政府は成績中心の選抜を止揚し、入学査定官が評価の主体になって「学生簿」（日本の「指導要録」に相当）を中心評価資料として学生の適性と素質などを定性的に評価する選抜形態を推し進め、「入学査定官制度」を本格的に展開した。その結果、入学者の選抜権を大学に委任して大学の特性に見合った入試が促され、大学の自律性は拡大するようになった。ところが、「学生簿」の多様な活用は入試選考の複雑化をもたらして評価の「公正性」（評価の透明性・妥当性・合理性）の問題を引き起こし、同時に私教育を煽るとともに公教育に対する信頼が低下し、教育格差をさらに拡大する結果につながった。

このような状況を受けて、朴政府は大学入試選考の「簡素化」政策を推進し、現行の入試類型を確立した。この過程で「入学査定官制度」は2015年度入試から「学生簿総合選考」に名称が変わり、現在主要な選抜類型として定着している。またこの時期には教育における格差是正策として中等教育段階の「公教育の正常化」と大学入試の「先行学習影響評価」などを実施して私教育の軽減をはかった。一方、これら政策措置の執行手段として「高校教育正常化支援事業」という大学への財政支援および規制を課した。要するに、教育格差の是正のために高校教育課程と大学入試に「公正な過程（手続き）」を追求するようになったが、これによって大学の自律性は阻害されるようになった。

次に、大統領弾劾による「保守」から「進歩」への政権交代で樹立した文政府では、入試政策でも「進歩」志向が如実にあらわれた。前政権の政策趣旨を受け継いで「学校教育の正常化」と「私教育費の軽減」を基本方針にしながらも、大学に対してはより厳しい評価指標を適用した「高校教育寄与大学支援事業」を通して制裁を強化した。その結果、前政権である程度定着した選抜類型の「標準化」がはかられたが、大学の入学者選抜権の自律性はさらに制限されるようになった。また社会的な配慮を必要とする受験者を対象に「機会均等選考」を拡大するなど、大学入試におけるさらなる「公正な手続き」と「公正な分配」を推進した。

第3章では、現行の入試制度と関連して白熱した議論が行われた2017年と2018年の2度にわたる入試改革の試みを、それにあらわれる利害関係者間の葛藤の様相に注目しながら整理し、主要な議論の動向を把握した。

2015年9月、「創意融合型人材」という新たな人材像が国家カリキュラムに盛り込まれ、「過程中心の評価」を1つの特徴とする「2015改訂教育課程」が発表された。それに合わせて2017年に「大学修学能力試験」（日本の「大学入学共通テスト」に相当、以下「修能試験」）を改編する一方、学校生活を総合的に入試に反映するために「学生簿中心選考」を中心に据えた改革が展開されたが、同選考が私教育を助長すると認識する世論の反対にぶつかり、1度目の入試改革は翌年への保留を余儀なくされた。

2度目の2018年の入試改革では、前年の試行錯誤から学び積極的な世論の収斂が行われた。これは「進歩」志向の文政府の政策基調である「国民参加型の国政運営」とも通じるものがあり、政策決定過程に「公論化」制度を導入してその具現化をはかった。そして、その結果に基づいて2018年8月「2022年度大学入学制度改編方案および高校教育革新方向」が発表され、その主要内容は、定時募集における「修能中心選考」の実施比率を30%に拡大することであった。また「学生簿中心選考」には私教育の緩和や評価の「公正性」の確保などのために多様な強硬策が講じられた。「修能中心選考」の資格試験化と「学生簿中心選考」の拡大を推進した政府の改革意図とは裏腹に、前者の拡大と後者の「公正性」（「公正な手続き」と評価の妥当性）確保のための諸措置を講じるという、世論と政府の折衷を見出す形で展開されたのである。

第4章では、2018年の2度目の入試改革における政策決定過程で行われた「公論化」の一連の過程を、FishkinのDP(Deliberative Polling)と照らし合わせて段階を追いながら分析し考察を試みた。

入試政策の公論化は、「熟議討論会」など入試問題に関して多様な利害関係者がともに語り合う場となった。最終結果として社会的な合意を導出するには至らなかったものの、入試政策に関してこれほどの広範囲にわたる国家的議論がなされたことに入試政策の公論化の意義があると言えよう。ところが、その過程をFishkinが提唱したDP(Deliberative Polling)に照らして分析すれば、1) 議題設定の妥当性の問題、2) 人口学的代表性の問題、3) 公論化過程の「公正性」の問題、4) 世論の分裂の問題といった問題点も有し、当初の趣旨に見合う結論にはいたらなかった。「民主的政策決定」を重視しながらも、「格差の是正」と「創意融合型人材」の育成という現実的な課題を前にして、いずれも譲れなかった公論化の議論では、利害関係者間の「公正性」認識の相違が如実にあらわれた。それゆえ、公論化は入試政策決定過程の「公正な手続き」に主眼を置いたものと言えよう。

第5章では、現行の大学入試をめぐる階層間格差の問題に注目して、格差の現状と是正のために講じられた政府政策の全容を概観し、その特徴の分析を試みた。

現行の大学入試に至る最終的な改編策とも言える2019年の「大学入試制度公正性強化方案」では、親の経済・社会的地位による階層要因を入試の評価過程から排除することを求める世論に応じる諸強硬措置が柱となった。例えば、評価資料上の記載内容を縮小または禁止して出身校などの情報を提供しない「ブラインド面接」を拡大するとともに、社会的な配慮が必要な対象への「機会均等選考」を拡大する一方、語学や特定教科の優秀な特技を評価する「特別選考」を漸進的に縮小および廃止するなどの方向で調整を進めた。

ところが、このような制度改編の方向性は、当初文政府が目指した「過程中心の評価」や「学生簿」中心の多面的な入試評価体系の構築といった「2015改訂教育課程」の評価方針から逆行する現状にあることが見て取れる。その背景には、韓国人の「差別アレルギー」と階層移動のための「希望のはしご」という教育への期待が相まって「公正な分配」と「公正な手続き」という両側面の世論としてあらわれ、それが、政府の当初の政策方針や国家カリキュラムの趣旨より優先された実情が窺われる。

第6章では、入試政策における首都圏と非首都圏間の地域間格差の問題とその是正策として講じられたアファーマティブ・アクション(Affirmative Action)の様相とその韓国的特徴に注目した。地域間格差の現状を整理し、その是正に寄与することを目的とする政策の一環としての大学入試関連の諸政策が推進され、その中心をなす非首都圏の「地域人材選考」と首都圏の「地域均衡選考」の導入過程および運営を概観し分析した。

「地域人材選考」は、地域人材が居住地域に所在する大学へ進学する場合、緩和した評価基準を適用するものであるが、非首都圏出身の受験者は法律によって誰もが地域人材、すなわちアファーマティブ・アクションの対象となり得ることは注目に値する。なかでも、地域拠点国立大学を中心にした医学系列の募集単位定員の40%以上を地域人材で選抜するよう義務化した条項は画期的とも言えよう。これは非首都圏における地域間格差の現状が反映され、成績最上位レベルの人材が地域に留まるように誘導して優秀人材の首都圏への流出を防止し地域の均衡な発展をはかる、教育政策の範疇を超える措置として展開されるものである。地域間格差という韓国社会の構造的課題への解法を、大学入試におけるアファーマティブ・アクションという方便を通して具現化し「公正な分配」に重点が置かれているのである。

第7章では、現行の韓国の大学入試の中心的な選抜資料である「学生簿」による評価のあり方に注目して、主要大学とされるソウル市内の2つの大学を訪問して入試担当者への聞き取り調査を行った結果と両大学の入学者募集要項の記載内容をもとに、個別大学の事例を通してその実態を明らかにした。

両大学の事例を分析した結果、学生簿の評価は教科成績を段階別に評価しつつも最終的に点数化し、教科成績以外の記載事項は定性的に評価して最終的には点数化して順位付けする現状を確認することができた。またその際には学生簿評価の「公正性」（透明性）の確保が重要課題となっており、恣意的評価にならないよう評価段階別のさまざまな大学の工夫が窺われた。

第8章では、日本と韓国の近年の入試改革において多様な資質・能力を総合的に評価するための諸政策動向を概観して、入試政策における両国の課題を比較・分析した。その結果、日韓の入試改革における共通点と相違点を見出すことができた。

まず共通点について、経済・社会構造のグローバル化や情報化、産業構造の変化といった共通する外的要因の影響を受けて両国ともに人材像や学力観が変化し、それに対応する形で教育課程の全体像が改訂された。また18歳人口の減少という内的要因は大学進学率の増加へ繋がり大学入試の選抜類型における「分化」をもたらしている。ところが、このような分化の基準軸は日韓で異なり、日本は設立類型（国公立か私立か）によって、韓国は大学の所在地域（首都圏か非首都圏か）によって分化される傾向にある。

また大学入試の多様化をめぐる主要な動向について、日本における議論は「総合型選抜」と「学校推薦型選抜」で評価すべき資質・能力とは何かを問うことから始まり、その答えを「学習指導要領」が提示する「学力の3要素」に求め、それをいかに評価すべきかをめぐる議論を経て「小論文」、「面接」、「集団討論」、「プレゼンテーション」などの具体的な評価方法を提示するに至った。一方、韓国では、大学入試における多様性と自律性を強調した政策によって入試が複雑化し、それがもたらした格差と「公正性」の問題で世論が沸騰し、この状況を改善するための改善策を追求することに注力してきた。このような日韓の比較を通して、韓国の大学入試を取り巻く教育の格差という社会の構造的問題が入試政策に強く影響し、その是正のために「公正性」を追求する入試改革の韓国的特質を確認することができた。

III. 結果と考察（終章）

（1）韓国入試政策の特徴

以上の各章で検討してきたように、1945年に学校教育の体制が確立された時期から今日に至るまで、韓国入試政策は選抜の類型と内容を中心に多様な変化を遂げてきた。大学入試を取り巻く社会・文化的な背景を持つ諸要因が入試政策に強く影響し、決定された政策をいかに運営するかによって教育分野の範疇を超える社会や経済などの他分野にも影響を与え、また影響を受けながら再び新たな入試改革が繰り返されるサイクルが形成されてきたのである。そして、その変遷過程には時代背景を異にしながらも共通する特徴が見られる。近年の入試政策における韓国的な特徴と、それに影響を与えた社会・文化的な諸要因について「公正性」の観点から検討した結果は以下の通りまとめられる。

第1の特徴は、入試改革のダイナミックな展開と迅速性である。1994年から2008年までの入試政策は時代的な背景と社会需要に応じる形でダイナミックな変化を経験してきた。そして、近年では評価要素や評価資料を中心に「多様化」を推し進めて間もなくして「簡素化」に舵を切る迅速な方向転換が行われた。そのダイナミックさと迅速さゆえ、短期間で繰り返される政策の変化は学校現場を疲弊させ、公教育の正常な機能を低下させた。また入学者選抜評価の「多様化」（「多面化」）は定性的評価によってその透

明性を問う「公正性」の問題を引き起こし、評価要素の乱立は私教育を煽り階層間の格差をさらに拡大した。政府はその対策として「学生簿」を用いる選抜評価において格差の要素を排除し「公正性」の担保を強いるさまざまな措置を講じているが、いまだにその糸口は見つかっていない。

このような入試改革の一連の過程に強い影響を与えた要因に外的な環境による「グローバル化」をあげることができる。グローバル化を背景に各国は教育分野における共通課題を共有しながらグローバルな教育目標を自国の教育課程に反映している。韓国も、国家カリキュラムにグローバル化の理念が盛り込まれ、多様な資質・能力を備えた人材の育成が強調され、大学入試ではそれに相応しい入学者を選抜するよう改革を展開してきたのである。

第2の特徴は、大学入試をめぐる利害関係者間の認識の相違と、政府による世論の積極的な収斂の試みである。2018年に実施された「入試政策の公論化」では公正な入試類型などをめぐる利害関係者間の認識の相違、すなわち「学生簿中心選考」と「修能中心選考」のどちらが公正な選抜類型か、などの葛藤が顕著にあらわれた。そして、その葛藤のなかで導出された公論化の結果は「世論」として政策に反映され、入試政策における世論の影響力と政府の積極的な世論収斂の意志が窺われる。ところが、世論に対応して施された諸措置は当初の政策趣旨とは逆行するものとなった。

このような、利害関係者間の葛藤と世論の導出、それを政策に反映する取り組みからして、入試政策に影響する韓国の内的要因として「政治志向」をあげることができる。先行研究でも論じるように、韓国の政党はそれぞれの支持層に訴えるような入試政策を模索してきており、「進歩」志向の政党では「国家・政府」、「機会・階層・格差」が政策のキーワードになっている⁸。現行の入試体系を完成した文政府も「進歩」志向の政府であり、「民主的な政策決定」と「格差の是正」を根幹において入試改革に挑み、政策決定過程に「公論化」を導入して「公正性」の強化のためのラディカルな諸措置を講じた。これは、「公論化」を手段にして入試政策の決定過程における「手続きの公正性」を追求したもので、民主的な政策決定の方法としては一定の評価ができるが、その結果は、複雑な利害関係ゆえに、合理的な認識の合致にはいたらず政府が認識する公正な入試と程遠い結果となり、限界を認めざるを得ないものであった。

第3の特徴は、入試改革が国家・社会の問題に対応する観点から展開されてきたことである。近年の主要な入試政策は、大学教育の理念や人材像などの変化に応じる教育の問題を解決するより、私教育の過熱化による階層間格差の拡大と、首都圏と非首都圏の地域間格差のような韓国社会の構造的な課題の解法として講じられてきた。これは大学入試の伝統的な機能である選抜的・教育的機能よりも社会的機能に偏った政策展開であり、大学入試における選抜の目的や評価の妥当性の側面よりも、入試制度に顕在する国家レベルの問題、すなわちもっぱら格差是正の方便として「公正性」の追求に傾注してきたのである。

ここで、入試政策のもう一つの内的影響要因として社会構造の問題である「格差の問題」をあげることができる。韓国における格差の問題は階層・地域間格差に大別され、近年の入試政策の主要な措置も入試から親の経済・社会的な要因を排除するとともに非首都圏に居住する受験生を優遇するための強硬策を通じて「公正な入試」を推し進めてきた。これは、教育を介して身分上昇を期待する韓国民の教育への信念（「希望のはしご」）に起因するもので、大学入試に対する敏感な反応と「公正性」問題への執着をもたらしている。また格差の現状を偏重したこれら諸措置は、逆差別や教育の質の問題、多様な資質・能力を備えた人材の育成という教育的機能を阻害する問題などを抱えており、今後の入試改革の新たな争点になり得る。

最後に**第4の特徴は**、入学者選抜の主体をめぐる国家と大学の主導権争いの様相である。言い換えられ

ば、大学の入学者選抜における「自律性」がどこまで貫徹されるかの問題であり、2000年代前半までの入試改革では国家と大学のなかで誰が「選抜主体」であるべきかが一つの論点になっていた。「入学査定官制度」の導入をきっかけに大学こそが入学者選抜の主体であるようにみえたが、近年の「公正性」の追求はこの結論を取り崩している。政府は「公正性強化方案」などで提示した諸措置の施行状況に応じて大学への財政支援や規制を施しており、これをテコにその政策意図を貫徹しようとしているからである。大学入試における格差是正の政策意図は広く社会の支持を得やすく、「公正性」の担保を謳う入試政策は、大学の入学者選抜権を抑制し「自律性」を阻害することへとつながっている。

(2) 大学入試の「公正性」の変化

本研究では、韓国における入試政策の変遷をたどりながら「公正性」の観点から検討し、近年の入試政策の特質を明らかにすることを試みた。教育の領域における「公正性」の議論は教育機会の側面に注目する「手続きの公正性」と、教育結果の平等としての「分配の公正性」の両側面で行われてきた⁹。韓国の入試政策における「公正性」の問題は、2008年度の大学入試から「入学査定官制度」が導入されるまでは概ね階層間格差による「教育機会の均等」というシンプルな概念で捉えられていた。ところが、同制度の導入初期、大学の自由な選抜方式によって複雑な選抜類型が量産され、選抜過程に関する情報公開も不足して「真っ暗な選考（原語：깜깜이전형）」という批判を受け、評価の「透明性」や「妥当性」などが問題視されるようになった。また学校教育だけでは対応し切れない状況から、教育格差において上位階層の受験者に有利な選抜類型という点で再び教育の不平等の問題を誘発した。したがって、選抜方式の透明性と妥当性を向上させるための「教育的側面」における選抜過程の「公正性」が追求されると同時に、格差による有利不利を防止するための「社会的側面」の「公平性」に重点を置いた「手続きの公正性」に対する議論が軌道に乗るようになった。その結果をもとに講じられた政策内容をみれば、それまで類を見ないほどラディカルな格差是正の措置が施され、教育機会の均等をはかりながら「手続きの公正性」を追求するものであり、進歩的な性向の強い政府の意図が如実にあらわれたと言えよう。なお、政策決定過程においても公論化制度が導入され、大学入試を取り巻く諸利害関係者および一般国民が政策決定過程に参加する「手続きの公正性」がはかられたことも注目に値する。

(3) 研究の意義と限界（今後の展望を含む）

以上のように、長いスパンにわたる入試政策の変遷から諸政策の特徴を規定して韓国固有の特質を究明したことや、政策の変遷と関連する各々の争点を分析してそれらに内在する社会構造や認識および価値の問題を取り上げたこと、政策に変化をもたらした根本的な要因とダイナミックな変化の実態を究明したことに本研究の意義があると考えられる。

但し、本研究は主に文献研究を中心にしており、多様な利害関係者の葛藤の様相を明確に明かすことができていない。大学入試をめぐる複雑な利害関係がいかなる要因によって葛藤しているかは追究できておらず、入試政策を取り巻く葛藤や価値の実態などのより有意義な分析のためには、今後、実証的な調査および分析が必要であると考えられる。

2024年2月、韓国では再び2028年度から導入される新たな入試制度のための検討が行われている。2025年から本格的に導入される「高校単位制」を控えて国家教育課程を改訂（2022改訂教育課程）し、公正性の確保を強調しながら安定性を目指すことを明らかにした。改革の対象となる主要な入試類型は

変わる可能性があるが、公正性を追求する政策の基本方針は変わらないと考えられる。ところが、進歩陣営から保守陣営へともう一度政権交代して誕生した現政府であるだけに、またこの時代を生きていく社会的・歴史的な環境が変化しているなかで、今後の入試改革が再度大きな変化と混乱をもたらす可能性も否めない。後続する研究では、その改革の動向とともに「公正性」の捉え方の変化にも注目していきたい。

主要参考文献

(日本語文献)

- ・石井光夫 (2008)、「入試個性化に関する我が国と東アジア諸国・地域との比較」、『大学入試研究ジャーナル』第 18 巻。

(韓国語文献)

- ・カン・チャンドン (2008)、韓国の偏執症的教育熱と身分欲望に対する社会史的考察、『韓国教育学研究』、第 14 巻第 2 号。
- ・キム・フェヨン (2011)、公正性概念の分析と大学入学査定官選考の公正性確保の方案、『教育思想研究』、第 25 巻第 1 号。
- ・シン・ヒョンソク (2006)、『韓国の教育改革政策』、ソウル：学志社。
- ・ファン・ガプジン (2018)、『社会不平等と教育』、慶尚大学出版部。
- ・ホン・ホグン (2006)、韓国の平等主義その心の習慣、サムスン経済研究所。

-
- 1 教育部、「2022 年度大学入試制度改編方案および高校教育革新方向の発表」(2018 年 8 月 17 日)
 - 2 キム・ギョングン、カン・ヨンヘ (2005)、韓国社会の教育格差の実際および原因、『第 1 回韓国雇用パネル学術大会論文集』、723-747 頁。
 - 3 キム・シンイル (2003)、『教育社会学』、ソウル：教育科学社
 - 4 パン・ハナム、キム・ギホン (2003)、韓国社会の教育階層化：年齢コホート間変化と学力の段階別の差、『韓国社会学』、第 37 巻 4 号、31-65 頁；キム・ギョングン、チャン・ヒジン (2005)、子どもの教育のために居住地移動を選択した家族の特性= Traits of the Families Seeking Residential Mobility for Children's Education、『韓国教育学研究』、第 11 巻第 2 号、65-87 頁。
 - 5 ノ・ミョンスン (2006)、大学入学政策の変化要因の歴史的新制度主義的分析、『教育行政学』、第 24 巻第 3 号、241-264 頁。
 - 6 ファン・ジョンギョ (1988)、大学入試競争その理想と現実、『大学教育』、第 33 号、25-31 頁。
 - 7 チャ・ギョンス (1985)、大学新入生選抜の本質と方向、『大学教育』、第 13 号、13-15 頁。
 - 8 キム・シジン、オム・ギヒョン (2017)、大統領選挙の教育政策公約に示された政党競争:イシューとポジショニング、『教育政治学研究』、第 24 巻第 4 号、119 頁。
 - 9 イ・ヘジョン (2019)、教育公正性の光と影：淑明女子高校事件に関する議論の分析を中心に、『イッシュペーパー』、8 頁。

目次

序章

1. 研究の背景	1
(1) 「中央集中」現象と「教育熱」	1
(2) 大学入試と利害関係者の葛藤	3
(3) 教育格差の是正と入試政策	5
(4) 研究課題	6
2. 先行研究と分析の視点	7
(1) 先行研究	7
(2) 分析の視点と研究の方法	10
3. 論文の構成	14

第1章 韓国の大学入試制度

1. 大学入試制度の変遷と争点	21
(1) 大学別単独試験期（1945-1968）	21
(2) 大学入学予備考査期（1969-1981）	22
(3) 大学入学学力考査期（1982-1993）	23
(4) 大学修学能力試験期（1994-現在）	24
2. 現行の大学入試制度	25
(1) 選抜の時期および類型	25
(2) 選抜要素	28
考察	31

第2章 「入学査定官制」の導入と「公正性」の問題

1. 「入学査定官制度」の導入と選抜要素の多様化：李明博政府（2008～2013）	34
2. 財政支援事業と連携した選抜方法の簡素化：朴槿恵政府（2013～2017）	37
(1) 選抜方法の簡素化	37
(2) 公教育の正常化：私教育費の軽減策	38
(3) 大学への財政支援と規制	39

3. 政府介入による選抜類型の簡素化：文在寅政府（2017～2022）	40
(1) 政権交代と教育政策の刷新	40
(2) 「高校教育寄与大学支援事業」の継続と改編	42
(3) 大学入試をめぐる動向	45
考察	49

第3章 大学入試改革をめぐる葛藤と試行錯誤

1. 新たな人材像と国家教育課程の改訂	52
(1) 国家教育課程改訂の背景	52
(2) 2015改訂教育課程の主要な内容	53
2. 新政府の誕生と大学入試改革の試み	54
(1) 大学入試改革の背景	55
(2) 「修能試験」改編案の発表と葛藤	55
(3) 「修能試験」改編の留保	61
(4) 公論に託された「大学入試改革」	62
3. 大学入試改革への再挑戦	63
(1) 「2022年度大学入学制度改編方案」の発表	63
(2) 大学入試選考の構造改編	63
(3) 修能体制の改編	64
(4) 「学生簿総合選考」の公正性の改善	65
(5) 「大学別考査」の改善	66
(6) 高校単位制の導入	69
考察	70

第4章 大学入試政策決定過程における「公論化」の問題

1. 「公論化」導入の背景：大学入試制度をめぐる葛藤	74
2. 研究背景および分析方法	75
(1) 理論的背景	75
(2) 先行研究と分析方法	76
3. 「公論化」による大学入試政策の決定	76

(1) 大学入試改革の「公論化」	76
(2) 熟議による議題の設定	77
(3) 「市民参与型世論調査」の熟議過程	80
考察	83

第5章 大学入試における「階層間格差」の是正と「公正性」の確保

1. 大学入試と階層格差の問題	87
(1) 階層間の教育格差の実態	87
(2) 入学者の選抜類型をめぐる葛藤	89
2. 「学生簿総合選考」の「公正性」の確保	90
(1) 「学生簿総合選考」と階層間格差	90
(2) 「大学入試制度の公正性強化方案」の発表	91
3. 「特別選考」における大学入試機会の平等	94
(1) 「機会均衡選考」の義務化	94
(2) 「特技者選考」の縮小および廃止	97
(3) 「特別選考」の近年の動向と実態	99
考察	102

第6章 大学入試政策における地域間格差とアファーマティブ・アクション

1. 首都圏 - 非首都圏大学間の格差	106
(1) 「首都圏集中」現象と非首都圏大学の危機	106
(2) 入学者選抜における実態と格差	108
2. 地域間格差の是正とアファーマティブ・アクション	110
(1) アファーマティブ・アクション	110
(2) 非首都圏大学の「地域人材特別選考」の導入	111
(3) 首都圏大学の「地域均衡選考」の導入	114
3. 「地域人材選考」の拡大と運営	115
(1) 「地域人材選考」の拡大	115
(2) 「地域人材選考」の運営の実際	117
考察	122

第7章 「学生簿中心選考」の実態—個別大学の事例を中心に—

1. 「学生簿中心選考」評価のガイドライン	126
(1) 大学入試の概要と「学生簿中心選考」	126
(2) ガイドライン	127
2. 「学生簿」の教科領域中心の評価：A大学の事例	127
(1) 評価体制および概要	127
(2) 「学生簿」による評価	128
(3) 「面接試験」による評価	129
(4) 「大学修学能力試験」による「最低学力基準」の反映	129
3. 「学生簿」の非教科領域中心の評価：B大学の事例	130
(1) 評価体制および概要	130
(2) 「学生簿」と「自己紹介書」による評価（書類評価）	132
(3) 「面接」による評価（面接評価）	133
4. 面接試験の非対面化：B大学の事例	134
(1) 2021年度大学入試計画の変更	134
(2) 面接試験の非対面化：B大学の事例	135
考察	137

第8章 日本と韓国の大学入試改革における「多様化」の議論の比較

1. 新たな資質・能力と大学入試改革	141
2. 日本における大学入試改革の動向	142
(1) 大学入試の体系	142
(2) 「AO入試」の拡大と選抜方法の分化	143
(3) 「学力」の評価	145
3. 韓国における大学入試改革の動向	146
(1) 大学入試の体系	146
(2) 選抜方法の分化と「随時募集」の拡大	147
(3) 選抜類型の「単純化」と「公正性」の確保	149
4. 大学入試改革の主な争点	151
(1) 選抜方法の多様化と入試類型の分化	151

(2) 「学力」の保証と大学の自律性	152
(3) 「公正性」の確保と格差の是正	153
考察	153

終章

1. 各章の要約	156
2. 入試政策の「公正性」の変遷	160
3. 考察	164
(1) ダイナミックな展開と迅速性	165
(2) 利害関係者間の認識の相違と世論の収斂	166
(3) 国家・社会問題の解法としての入試改革	167
(4) 入学者選抜の主導権をめぐる国家と大学の戦い	168
3. 研究の意義と限界	169
(1) 研究の意義	169
(2) 限界と今後の課題	169
参考および引用文献	171

表 目 次

表 1-1	大学入試の標準選抜類型	25
表 1-2	2023 年度大学入試における随時募集の日程	26
表 1-3	2023 年度大学入試における定時募集の日程	27
表 1-4	等級別基準比率	28
表 1-5	韓国史領域の等級分割の点数	30
表 2-1	「入学査定官制度」運営の成果と課題	35
表 2-2	「2015 年高校教育正常化寄与大学支援事業」優秀大学（K 大学）の事例	39
表 2-3	「高校教育正常化寄与大学支援事業」の成果	40
表 2-4	「高校教育寄与大学支援事業」選定評価の指標	42
表 2-5	「2018 高校教育寄与大学支援事業」の選定結果	45
表 2-6	大学入学者選抜類型別の実施現況	46
表 2-7	「特別選考」の分類	47
表 2-8	「機会均衡選抜」の募集推移	48
表 2-9	「地域人材特別選考」の募集推移	49
表 3-1	「2015 改訂教育課程」の主要事項	53
表 3-2	「2021 年度修能改編試案」の主要内容	57
表 3-3	現行および「試案」上の修能試験科目の対照表	58
表 3-4	修能試験の絶対評価化をめぐる利害関係の違い	59
表 3-5	修能試験と EBS 間の関係をめぐる利害関係の違い	61
表 3-6	修能試験科目の比較	65
表 3-7	2020-2022 年度大学入試の比較	68
表 4-1	公論化の議題	78
表 4-2	第 2 回熟議討論会のプログラム構成	81
表 4-3	世論調査の内容	82
表 5-1	「大学入試制度の公正性強化方案」推進ロードマップ	92
表 5-2	「特別選考」の分類	95
表 5-3	「社会統合選考」法制化による「高等教育法施行令」一部改正（新設）の内容	97
表 5-4	「機会均等選考」の募集推移	99

表 5-5	2021 年度主要大学の英語特技者選考の例	101
表 6-1	選抜類型別の運営現状（2021 年度入試基準）	108
表 6-2	出身地域と選抜類型別の合格者の比較（調査対象 13 大学）	110
表 6-3	大学入試における地域人材優遇に関する法律	112
表 6-4	学部（医学・歯医学・韓医学・薬学など）の地域人材選抜の圏域および比率	113
表 6-5	地域人材選考選抜者数の推移	116
表 6-6	地域拠点国立大学の地域人材選抜現況	117
表 6-7	医薬学系列の地域人材選考の現況	118
表 6-8	2023 年度 P 大学入試の「地域人材選考」の構成	119
表 6-9	2023 年度 P 大学入試の医・薬学部の選抜方法	120
表 7-1	A 大学「学校長推薦選考」の学生簿教科領域の評価方法（2017 年度）	128
表 7-2	A 大学「学校長推薦選考」の教科成績の等級別基準点数（2017 年度）	129
表 7-3	A 大学「学校長推薦選考」の募集単位系列別修能試験の指定受験領域（2017 年度）	130
表 7-4	B 大学「自己推薦選考」の評価要素別の実質反映比率（2017 年度）	131
表 7-5	B 大学「自己推薦選考」の評価項目別の評価資料（2017 年度）	133
表 7-6	B 大学随時募集の選考別面接試験の方法および時間（2021 年度）	136
表 8-1	日本の大学入試の類型	143
表 8-2	韓国の大学入学者選抜の標準体系	147
表 8-3	2021 年度大学入試の選抜類型別の実施状況	148

目 次

図 2-1	文在寅政府の教育課題	41
図 3-1	「2022 年度大学入学制度改革」の体系	63
図 4-1	大学入試改革の「公論化」の推進過程および日程	77
図 8-1	大学類型別の入学者選抜実施状況（文部科学省、2020b : 46）	144

序 章

1. 研究の背景

(1) 「中央集中」現象と「教育熱」

本研究の目的は、韓国における大学入試政策（以下「入試政策」）の変遷を「公正性」の観点から検討し、近年の入試政策の韓国的特質を究明することである。

韓国において大学入試をめぐる諸問題は常に世間が注目する国民的な関心事である。日本のマスコミでも度々報道されるが、年に1度の大学修学能力試験（日本の大学入学共通テストに相当、以下「修能試験」）が行われる日には官公庁をはじめ多くの企業が業務開始時間を遅らせてラッシュアワーの混雑を緩和するほか、公共交通機関や警察などが受験生の試験会場入りを助けるために特別体制を組んでいる。この日だけは受験生の家族でなくてもまるで自分の兄弟や子どもを見守るがごとく、気持ちを一つにして暖かい声援を送る。一方、大学入試に関わる諸政策やトラブルに対しては厳しい目が向けられ、激論が交わされる。またその反響も大きく、政治家のマニフェストに教育政策の主要な戦略として大学入試に関する事案が盛り込まれることは珍しくない。韓国人の大学入試に対する高い関心と「教育熱」が窺えるところである。

本研究の前提をなす社会的背景として、長年にわたって韓国社会を支配してきている「中央」への集中現象と「教育熱」について指摘しておかなければならない。今日では「首都圏集中」現象と称される同現象はソウルを中心とする首都圏に諸資源が集まる現象であり、一方ではその首都圏の大学へと全国の人材が集まる現象でもある。このような集中現象があるからこそ、本研究の本文で取り上げるさまざまな格差の問題が生み出される。ゆえに、この集中現象とは果たして何かについて最小限のことは述べなければならないであろう。ただ、韓国の人々には常識になっている中央集中現象そのものは本研究の問題関心ではないのみならず、その追究は別途の研究を要するので、ここでは何人かの論者が指摘するところを紹介するにとどめておく。

政治学者の森山は、韓国の中央集中現象は歴史的な流れからいえば10世紀の高麗時代以来朝鮮半島において「中央統治型の国家構造が変化しなかった」こと、よって「首都が政治の求心点となりつづけ」「官僚になるには概ね科挙を受からなければならず、それ以外に立身の手がかりがなかったために中央志向が定着」したことがその根底にあると指摘する¹。高麗時代にまで遡るべきかは別問題として、少なくとも朝鮮時代（1392～1910）には首都への諸資源の集中や試験を通じた立身出世のルートが確立されていたであろう。韓国の代表的な市民団体であり、その成員が近年政府の要職に就いたことでも知られている「参与連帯」は20世紀の韓国が残した主要課題を検討した共同著作のなかで中央集中化の是正を課題の1つとして取り上げているが、そこでも中央集中化は20世紀の産物というより

は朝鮮時代以来の問題であるという認識を示している²。

ただ、中央集中化の歴史が長いと言っても、変遷がないわけではない。現代韓国と伝統社会との間には戦争と産業化という 2 つの深い溝が存在するからである。朝鮮半島全域を地上戦の舞台とした朝鮮戦争はそれまでの社会に物理的・精神的に大きな打撃を与え、その後の産業化とともに伝統社会を解体したものと見えるが、その過程で中央集中化の様相は弱まるどころかむしろ強化し、教育分門にまで影響を及ぼしたといえる。

オ（2020）は政治学・歴史学分野での朝鮮戦争研究を一瞥し、戦争が既存の「階級的なアイデンティティを強圧的に解体」したことを指摘する。戦争によって伝統社会の身分秩序や地域秩序がことごとく破壊され、個人が頼るべき伝統的な社会集団（例えば「兩班」）や旧来の文化（例えば儒教的権威）が無に帰ったともいえる。オはこのような状況のもとで、「誰一人お互いの出自や家柄、背景を問わなかった。乱暴なまでに平準化させられた匿名のおびただしい数の大衆が新たな出発地点に立ち、社会的地位を獲得するための競争を繰り広げはじめた。彼らが願うか願わないかは関係なしに、彼らをその出発地点に立たせたのがまさに朝鮮戦争で、その競争のトラックこそが学校教育であった」と論ずる³。本研究で取り上げるさまざまな現象・政策の脈絡をなす現代韓国の「教育熱」の起源はこのような状況から生まれてきたというオの主張に、おそらくさほどの反対はないであろう⁴。

さらに、前述の参与連帯の共同著作は、朝鮮時代から中央集中化が存在していたものの、1960 年代以降その傾向がさらに激しさを増したと指摘する。産業化の推進が農村社会の解体を促進し、ソウルおよび首都圏と地方（非首都圏）との間の隔たりを大きくしたということである。人口面でいえば、17 世紀から 1940 年代までソウルを含む首都圏の人口は全体人口の 10%程度だったが、産業化が進行した 1960 年代からは急激に伸び始め 1995 年には 45.3%に達したという⁵。無論、本研究との関係で重要なのはただ単に首都圏へ人口が集中していることではなく、そのような集中が権力と経済、文化の集中の一面をなすということである。

このような中央集中化の諸現象や、それによる中央と地方間の格差の発生可能性、それと軌を同じくする「教育熱」（より具体的にはソウルの主要大学への強い入学願望）は 21 世紀に差し掛かるときにもすでに指摘されていた。しかし、興味深いのは、偶然にも 2001 年という同じ時期に、各々市民社会と国家を代表する前述の参与連帯の共同著作と国土研究院の報告書が、ともに中央集中化の問題を指摘しながらも比較的抽象的・楽観的な視座から事態をとらえていることである。例えば、参与連帯の著作では中央集中化の諸現象を列挙しながらも、ソウルの底辺の生活は地方住民の暮らしに比べてその質が劣るなどと述べ、中央集中化が住民の生活面に及ぼす影響は大きくなく地方の「土豪」の利益を損なうだけだと主張したり、中央集中化のデメリットとともに、資源集中による経済成長などメリットがあることを併せて論じたり、地方の草の根民主主義が中央集中化へ歯止めをか

けることに期待をかけている。要するに、中央集中化はまだ統制できるもの、デメリットのみならずそれなりのメリットも有する現象ととらえている⁶。一方、同年の国土研究院の委託研究報告書も、中央集中化がいよいよ問題を露呈しはじめたという認識を示しながらも首都圏の税金収入の一部を地方に移転したり、首都圏が先端文化・技術革新の拠点になって地方をけん引したりして、首都圏と地方の共同成长が可能であろうと主張している⁷。

しかし、その後およそ 10 年足らずの間、グローバル化と新自由主義政策を推し進めた韓国では、企業のみならず個人に対してもグローバル競争力を備えることが要求される一方で、非正規雇用は増加しつづけその賃金は正規雇用の半分を超えない状態が継続した。また企業規模による賃金の格差もこの時期に拡大して、2008 年には従業員が 500 人以上である企業の平均賃金が 500 人未満の企業のそれに比べ 50%ほど高いレベルで定着したが⁸、首都圏への人口と企業の集中が持続している状況のもと、500 人以上の企業は 2008 年に全国に 1,074 社があつて、その 60%の 642 社が首都圏に所在していた（うち 460 社がソウル所在）⁹。

要するに、中央集中化と教育熱、階層移動の主要ルートとしての大学入試（昔なら科挙）という旧来からの環境の上に、21 世紀初頭に企業規模による賃金の二重構造およびその地域的構造（首都圏と地方という両極化）が固着したことで、社会特に大手企業が求める人材像が以前の大学入試では求めなかったさまざまな資質・能力を備えなければならないグローバル人材に焦点を当てたことがあいまって、大学入試は諸利害関係者の思惑が交差する場になりはじめた。

(2) 大学入試と利害関係者の葛藤

教育政策とは「公共活動として教育問題を意図的、合理的な方法によって達成するために政府機関間の合意を経た教育の基本指針」と定義できる。その過程は「教育政策の目標を達成するために情報を確保し代案を創出、選択してこれを実践し評価する一連の過程」であり、教育政策の「議題設定」、「採択」、「執行」、「評価」、「還流（あるいは「政策の終結）」の 5 段階に区分される¹⁰。ところが、実際の教育政策の決定過程はこのような手順に従わない場合が多い。今日の民主主義社会で政策決定過程はさまざまな争点に対する諸社会勢力間の葛藤や競争、議論を通じて形成される非常に政治的なものである。

特に最近の韓国における教育政策の決定過程では政策決定に影響を及ぼす利害集団が多様で、その集団間の利害関係が尖鋭に対立し、それによって当初決定した教育政策の目標と手段が政策決定過程のなかで変更されることも生じている¹¹。そして、教育政策の外部の要因も、既定政策の各段階において政策変動を触発する可能性を高める¹²。このような韓国の教育政策のなかで利害関係が最も尖鋭に対立する問題が入試政策と言える。

「利害関係者 (stakeholder)」という用語は 1963 年スタンフォード研究所 (Stanford

Research Institute) の内部報告書で初めて登場する。Freeman (1984) は利害関係者を「企業の機能と経営活動によって影響を与え合うことができる個人や集団」として定義する¹³一方、Rhenman はより具体的な概念として「企業に対して何らかの要求ができる位置にあり、また企業も同時に彼らに責任 (claims) を問うことができる関係」と規定する¹⁴。このように、利害関係者という概念はもともと企業経営に関する議論で主に用いられてきたが、近年の韓国では多くの分野で利害関係の対立と葛藤が社会問題の主な原因として認識され、より包括的に使われている。政策との関連で言えば、特定政策の影響を受ける集団も変化する環境として戦略的に考慮されるべきであり、その双務的な関係は利害関係者の概念を一方的な対象ではなく対等な関係としてみなすべきである。

入試政策においても大学入試を取り巻く多様な主体、すなわち利害関係者が存在する。その主要な利害関係者とすれば、入試の当事者である受験生をあげられるが、家族ぐるみで入試対策に臨む実情を鑑みれば保護者を含む家族全員を大学入試の利害関係者として捉えることも可能である。その範囲を広げれば直接または間接的に入試を経験する国民の誰もが利害関係者になるとも言えよう。そして、この利害関係者の特徴に高い教育熱をあげることができ、非常に複雑な利害関係を有する。カン (2008) は韓国人の教育熱を「教育に対する執着の程度」と解いているが、過度な身分上昇の欲求がそれを招き、今日の教育的な実践行為にも直接的な影響を及ぼしていると指摘する¹⁵。

また教育に対する関心が高いだけあって教育や入試における「平等」への期待も非常に高いと言える。韓国の憲法第 31 条第 1 項では「能力によって均等に教育を受ける権利」を規定し、実際高校までの進学は「平準化制度」¹⁶を採用しており、教育の機会均等を具現するための制度の確立に向けての努力が窺える。ところが、大学入試についてこの理念が現実で具現されていると考える人は多くないだろう。ソン (2006) は韓国人の平等主義に対する熱望を「心の習慣」と表現し、過度な平等主義を警戒すべきであると指摘するが¹⁷、近年、入試の結果において不平等な現実がさまざまな不公正の問題として表面化し、入試政策に対する不信を募らせている。利害関係の対立という観点からみれば、入試主体別の価値や所属集団、階層、地域などによって入試政策に対する平等、あるいは「公正」に対する認識は異なり、そこから葛藤が露呈しているのである。

実際現行の入試制度への改編のために実施された 2018 年の「大学入試の公論化」の公論化議題は公正な制度を追求するという趣旨のもとで生徒や保護者、教師、大学関係者、入試専門家などの多様な入試主体が参加して合理的な入試政策を見出そうとしたが、利害関係の相違によってそれにいたることはできず、他集団の主張を聴取してその一部を収斂する形で終了した (教育部、2018) ¹⁸。このような入試改革案に対する利害関係者間の認識の相違は、大学入試に対する現実認識と問題の分析における理解の違いに起因するものである。ただし、この違いは議論の諸事案と関連する資料の根拠や正確な研究などに基

く信念ではなく、入試問題の外側に存在する政治や社会のような外部要因の影響を受けた主観的な認識の違いがもたらすものである¹⁹。

ほかにも、利害関係が対立するなかで行われてきたこれまでの入試改革は、さまざまな反響を引き起こしながら過熱化する傾向を帯びてきた。1945年の「大学別単独試験制」以来、政府は次から次へと入試政策を変更してきた。しかし、それは入試政策をめぐる利害関係の葛藤を解決するための政策変更が新たな葛藤の引き金になり、さらなる政策変更を強いることの繰り返しだったとも言える。言い換えれば、度重なる入試改革でも各々の利害関係者の要求を充足することは困難で、それに伴う諸問題が社会的な問題として浮上し、繰り返し政策の改革が試みられてきたのである。その結果、「朝令暮改」の入試制度に対応し切れなくなった学校教育は正常に機能できなくなり、その現状は私教育への依存や過熱化現象を生み出した。これはまた階層・地域間の教育格差を引き起こし、入試改革を講じる際に排除できない要因として定着している。

(3) 教育格差の是正と入試政策

「教育格差」は個人の知的能力や社会・経済的背景、性別、地域、制度的要因、学校の特性など多様な要因によって発生する個人間および集団間の差を指す。これはよく「教育の不平等」と類似した脈絡で用いられる傾向があるが、一般的に教育の不平等は理念的・思想的・象徴的な意味が強い一方、教育格差はより現実的・实际的・可視的な性格を持ち、教育に関連する要因を中心に比較対象間の差を包括する結果的現象を総称する²⁰。

また教育格差は教育の不平等、すなわち「教育機会の不平等」に対するさまざまな概念的要素のなかで教育の「結果の不平等」に傍点を置いている。言い換えれば、教育格差は教育の結果が集団や階層間で不平等な状態にあることを意味し、このような現象が教育の不平等として認識される理由は、教育の結果が個人の能力や努力によって決定されるというよりは社会階層、すなわち社会・経済的背景や人種、性別などによって決定されると明示した研究の結果によるものである²¹。

Coleman (1966) は「投入-算出モデル」に基づいて、学校教育の結果に影響を与える要因として家庭背景と人種構成を提示し、学校教育の結果は個人の努力や学校の施設資源よりも個人の家庭背景に影響されることを明らかにした。また教育機会の平等は教育の結果の平等までを保障すべきであると主張する²²。氏によれば、教育格差の概念は教育に接近できる機会と条件の格差（投入要因での格差）、実際の教育活動が行われる過程での格差、教育を通じて得られる結果での格差（産出要因での格差）までを包括するものである。これを韓国の状況に即して言えば、韓国の教育格差は社会的不平等が反映された社会構造的レベル、すなわち社会階層間の教育格差から地域間の教育格差、諸学校間の教育格差へと拡大してきたと言われている²³。

教育格差については階層間、地域間格差が論ぜられることが多い。階層または親の社会経済的地位と子どもの学業成就との間に強い相関関係があることは教育社会学が長い年月追究してきた命題である。また学業成就度に地域間格差がある程度一貫した傾向を示しながら明確に確認されてきた現象である。韓国の先行研究では両親の学歴と職業順位が高いほど子どもの学業能力が優秀であり大学進学率が高いことが報告されている。パン・キム（2003）は、教育階層化の程度は親世代の社会・経済的資源と地位が子ども世代の教育の機会と成就に正比例する形で影響し、階層間の不平等は過去半世紀にわたって減少せず、各教育段階への進学経路で親世代の影響力は増加していることを明らかにした²⁴。またキム・チャン（2005）は居住地域も教育成果に影響を及ぼすことを論じ、多数の優秀な生徒の居住、名門高校の存在、私教育機関の発展などの要因を捉えた²⁵。

学業成就度の影響要因を実証的に分析した右のような韓国の研究では、親の社会・経済力と居住地域とが韓国の教育格差を助長する主な社会構造的要因として指摘されている。近年教育格差が拡大するにつれて入試政策ではこれら要因への社会的配慮が必要な受験生のための政策が注目されており、積極的な優待政策(Affirmative Action)を通じてその具現がはかられている。

（4）研究課題

大学入試とは、大学入学の適格者、すなわち「大学で成功的に学業を遂行できる人」を選抜するための制度であり、「教育機会の公正な配分」と「教育効果の増進」という2つの概念のもとで運営される。これは全人教育に見合う評価尺度を持たなければならず、一度合意された評価尺度により優秀な成果を上げた学習者に優先的に進学の機会を適用すべきであることを意味する²⁶。つまり、大学入試の機能は大学で修学するために必要な能力・資質を評価して入学適格者を選び分ける伝統的な「選抜的機能」と、高等学校教育課程を充実に履修できるよう支援する「教育的機能」がある²⁷。また大学入試をいかに運営するかによって入学者選抜や教育の内容および方法、社会の意識構造などに変化をきたし、ひいては社会発展の方向性にまで影響して²⁸、社会や経済、文化などの多分野において多大な影響を及ぼす「社会的機能」を持つ。これらの大学入試の機能は、入試制度を維持する当該国の社会的・文化的・歴史的な伝統や社会体制、ひいては国家の発展程度によってその重要性が異なる様相であらわれている²⁹。

これまでの先行研究によれば、韓国政府は入試の本然の機能である選抜的・教育的機能が具現できるように改革を推し進めてきた。ところが、その結果は政策趣旨どおりにならず変化を繰り返し、今もなお次の改革の議論が続いている。ならば、韓国の入試政策はなぜこのように変化し続けるだろうか。

本研究の分析対象は入試政策とそれに影響を与える要因である。大学入試の3つの機能

と関連して言えば、伝統的な選抜的機能と教育的機能に劣らない役割をする社会的機能に注目する。言い換えれば、大学入試を取り巻く環境のなかで入試政策に影響を与える社会・文化的要因がこれまでの入試政策とその決定過程に強く影響し、選抜的・教育的機能を抑制していると考えられる。その社会・文化的要因は複数存在し、その一部は前述したような韓国の大学入試をめぐる利害関係間の対立と教育格差の問題であり、これらは近年の入試政策でも常数の要因として作用していると考えられる。ならば、入試政策の変数の要因にはいかなる社会・文化的要因が存在するだろうか。そこで、本研究では以下のような問題意識から議論を展開していく。

第1に、韓国のこれまでの入試政策では「公正性」問題についていかなる議論をしてきたのか？

第2に、近年の入試改革では「公正性」がいかに配慮されているのか？

第3に、入試政策における「公正性」の議論に影響を与えた要因にはいかなるものがあるのか？

本研究では、以上3つの視点から韓国における近年の入試政策の特質を明らかにする。

2. 先行研究と分析の視点

(1) 先行研究

韓国における大学進学は中等教育の方向を決定づけて社会的な選抜機能を担当する教育問題であり社会問題でもある。それゆえ、入試の問題を正確に理解・分析するためには教育と社会構造、教育と政治、利害関係者間の関係など、教育政策を取り巻く諸要因の相関関係を理解することが欠かせない（ノ、2006）³⁰。ところが、韓国の入試政策に関するこれまでの研究は、そのような理解よりは政策提言を念頭に置いたものが多く、特に近年では個別大学の入試運営、入試制度に対する認識の分析を踏まえた政策提言や政策方向性の提示が目立つ。

これら実践志向的な研究には、入試政策および入試制度の課題を診断して政策提言を試みた政策報告書の形態をとるもの（パク、1989；イ、1995；キム、2013）³¹、入試類型別の評価過程に注目して個別大学の事例をあげて今後の方向性を追究する研究（ナムグン・リ・チョン、2016；キム、2018）³²、入試類型別入学者の入学後の追跡調査結果から入学者選抜後の教育支援体系を提言する研究（チョ・リ、2016）³³、そして、入試制度、諸選抜類型に対する利害関係者の認識の違いを明らかにし政策提言をする研究（チェ、2016）³⁴などがある。

本研究に直接関連する主要な先行研究は次のとおりである。まず「入学査定官制度

(Admission Officer)」の運営に関する研究として、リら(2012)は、高校教育課程の多様化が大学入試選考に反映されはじめた施行初期段階での実態を、30余りの入学査定官制先導大学を対象に検討した。その結果、いくつかの大学において、少人数科目を補正したり特定科目履修者に志願資格を付与したり入学査定官選考での定性的評価に反映したりする方式が一般的であることが把握され、高校教育課程の多様化を当時の大学入試で積極的に反映するのは時期尚早であると指摘した³⁵。2018年の入試制度改編を前後しては「入学査定官制度」および「学生簿総合選考」の運営やその課題などに対する多くの研究が行われたが、その選抜方法の事例研究および入学生に焦点を当てた研究が主である。このような研究は「入学査定官制度」が導入されて以来問題視されてきている選抜評価の妥当性や透明性に注目したものであり、入試制度の現状を検討してその課題の再確認にとどまる研究が多い。

次に、本研究の問題関心は入試政策と入試改革、その影響要因であり、度重なる大学入試政策の変化およびその争点、そしてその要因を分析・検討した先行研究をあげることができる。入試政策・制度そのものに関する研究として、イ(1996)の研究がある。それは入試制度運営の基底を形成する入試政策の論理体系と入試選考運営の規範的原則、また選考基準と選抜資料、選抜類型、選抜過程の原理など、入試選考の構成要素別の論理的な基盤を深層分析したことに学術的意義がある³⁶。入試政策・制度の変遷に関しては、チョン・ペ(2017)は韓国の教育文化の中心にある入試教育の歴史的な起源を調べ、これを社会史的に解釈した³⁷。またノ(2006)はその変化要因について「歴史的新制度主義」の制度変化論理を適用して分析し、制度的な脈絡のなかで変化する入試政策の在り方を発見した。また入試政策が教育政策の独自性や自律性よりは構造の衝撃や危機の激動によって左右され、入試政策を巡る制度と行為者の相互作用と戦略によって変化してきたことを指摘する³⁸。イ・チェ(2016)は度重なる入試改革にもかかわらず私教育の誘発、既得権層のための選考、入試競争教育の深化など、批判的な世論が後を絶たない現実に注目して大学入試に影響を及ぼす要因を分析した。大学入学選考を定時一般、随時一般、入学査定官選考に区分して検討した結果、各選考の評価に影響を及ぼす要因として出身地域や社会階層のような構造的視点と、受験者の学校教育経験、内申成績、サークル経験活動、教師の影響力などの多数の細部の要因をあげた³⁹。近年の入試政策変化の因果的条件を検討したチェ(2016)の研究では、修能試験だけにしか頼らない大学入試選考を多様化する過程そのものが頻繁な変化の原因であるとし、中心現象は手続き的側面と分配的側面における根本的な大学入試制度の不公正性としてあらわれると分析した。また脈絡的条件としてはソウルと地方の違いを中心にした大学入学に関する情報とインフラの格差で分析され、仲裁的条件には情報化技術の発展と個人あるいは集団レベルでの努力で分析された。結論的に大学生たちは大学入学選考の不公正性が一回限りの処方では解決できない社会構造的な問題を背

景にしていると認識していたとする。その他、入試政策と社会構造を論じる多くの最近の研究でも学業成就度の影響要因を実証的に分析しているが、彼らは親の経済力と居住地域を主要な要因として指摘する（オ、2004；イ、2011；カン・ソン・キム、2012）⁴⁰。

このような経済および社会的階層を私教育費の支出規模およびその拡大と関連させる研究も多数行われた。イ・パク（2020）は韓国社会の過度な入試競争が私教育費増加の主要な要因であることを指摘する。点数中心の評価方式の下で少しでも高い点数を得る学生がより良い大学と有望学科に進学する可能性が高く、良い大学と有望学科に進学することは社会でより良い社会的地位と収入を得る可能性が高くなることを意味するため、私教育に対する競争が加速化するということである⁴¹。同じ流れの研究として、イ（2017）は韓国社会に蔓延した大学序列化と学閥社会の社会構造、そしてその裏面に存在する労働市場内の「学閥」効果がある限り私教育の拡大を阻止することは期待できないと指摘する⁴²。ファン（2018）は、このような状況のもとで韓国の入試制度が、過熱した入試競争と過度な私教育費支出によりさまざまな社会・経済的問題を量産していることを明らかにしている⁴³。このような現状のなかで学校教育は入試教育に様変わりし、競争の過熱化、私教育（受験産業）の拡大によるさまざまな社会・経済的問題を量産している。

最後に、教育政策と政治理念との関係については、キム・オム（2017）の研究があげられる。氏らは大統領選挙公約の中で教育政策について言及した部分をテキスト分析方法で捉え、教育の公共性に関する各政党公約のイシューとポジショニング（理念的位置）を把握した。イシュー分析の結果、概して政党は主要支持層に訴えるイシューを主に扱いながらも政党の理念性を表わす用語を駆使した。進歩的政党は「国家・政府」、「機会・階層・格差」という用語を多く使い該当イシューを強調する反面、保守政党はこれを直接言及するより他のイシューを強調していた。ポジショニング分析の結果、理念座標が明確に対立することはなかったが、政党の理念的指向をある程度反映されているとする。進歩と保守政党の間の差は時期によって異なり、類似したポジショニングを続けてきた進歩政党の理念座標に比べて保守政党は時代的状況・国民的要求によって理念位置が大きく変化することが分かったとする⁴⁴。

以上の先行研究の検討からも分かるように、韓国の入試政策および制度の改善、入試教育の問題と現状の診断、私教育への対策、選抜時の評価方法に関する研究は着々と行われ、方策を用意するための実践指向的な研究が多数行われてきている。しかし、大学入試選考制度の方向と基本枠組みを設定する政策論理や政策理念と関連規範に対する分析研究を含め、理論的地盤に対する研究は相対的に疎かに扱われてきたことが見て取れる。

特に特定政策の政治・社会的または教育的な背景や適用上の問題、それら問題に対する世論、政策代案など、主に時間軸による政策変遷過程とその内容、政策提言を議論するのが主流であった。ただ、これらの議論はその時々展開された入試政策に注目して長い

スパンにわたる変遷の固有の特質の究明には至っていない。政策の変遷過程と関連する各々の争点を理解することにその意義があるが、政策に変化をもたらした根本的な要因とダイナミックな変化過程の実態を解明するには限界をもつ。

このような脈絡からすれば、諸入試政策の特徴を規定し、政策の推進過程で引き起こされる争点を分析し、ひいてはそれらの争点に内在する社会構造や認識および価値の問題を取り上げる研究は、入試政策研究の新しい地平を拓くに資すると考えられる。そこで、本研究では、近年の入試改革の主要な争点および変遷の流れ、その背景にある問題を正確に診断し、入試政策に影響する社会・文化的要因の導出を試みる。また入試政策を取り巻くマクロな構造と政策、利害関係、またそれらの相互作用に注目して、近年の入試政策における韓国的な特質を考察する。その際は、より明確で体系的な論の展開のために、現行の入試政策で最も強調されるキーワードである「公正性」をめぐる議論を分析の視点として用いる。

(2) 分析の視点と研究の方法

1) 大学入試と「公正性」の追求

韓国における大学入試の問題は教育分野を超えて社会問題として扱われ、それに関する議論は激しい論戦の場となる。高度経済成長期を過ぎ、近年低成長経済への移行を目前にして青年層の失業率や格差が問題となるなか、若者たちに用意された「身分上昇の梯子」はもっぱら大学入試しか残っていないという事情がその背景にある。一昔前のように大学に入らずとも立身できる環境はもう存在せず、実際そうであるかは別として、「いい大学」の「いい学科」を卒業するのが、「いい職場」という将来を保障する最低限の条件として受け止められている。大学入試制度の在り方は若者にとっては自分の将来を左右する一大事であり、そこでは「どのような制度が公正なのか」、すなわち「親の社会・経済的背景、教師との関係などに影響されず、自分の能力だけが評価される大学入試制度はいかなるものなのか」が常に問われている。

一方、入試政策において「公正性」の問題が本格的に議論されるようになったのは 2008 年度大学入試から「入学査定官制度」が導入されてからであった。なかでも近年の大学入試の主要選抜類型である「修能試験」と「学生簿中心選考」のどちらを中心に据えるべきかという問題が焦点となっている。前者は日本の大学入学共通テストに相当するものであり、後者は、高校生活を通して成績のみならず生徒の発達状況を記録した「学生簿」（日本の指導要録に相当）を中心的な評価資料として活用する選抜選考である。前述の「公正性」を求める傾向は、自ずとこの選抜類型の問題においてもどちらが公正であるかを問いかけて、教育分野に限らず社会全体の問題へと化している。現行の大学入試体系を確立した 2018 年の「2022 学年度大学入試制度改編案の公論化」の過程ではまさにこの「公正性」

をめぐる議論が沸騰し、「公正性」の確保が中心議題として扱われた。そして、その結果から導入された改革案（「2022 学年度大学入試制度改編案」）では入学者選抜に対する大学の自律権、公教育正常化、大学入試と関連した社会的葛藤の解消など、教育的・社会的・政治的な状況が反映されているが、そのような変化と改革の基底をなすのは何よりも「公正性」を求める要求である。

2) 「公正性」の理論

社会全般で「公正性」を求める声が高い一方で、当の「公正性」とは果たして何かについては議論が分かれている。最近、入試政策における重要な教育課題として「公正性」が浮き彫りになってはじめて、そのような社会現象を追従する形で概念規定の試みが行われはじめたことがその背景にある。

韓国の新聞報道を紐解いてみれば、すでに 1950 年代に高校入試や大学入試をめぐる「公正性」の確保を要求する社説・論説を確認することができるが、この場合の「公正性」とは、親の金や権力またはコネなどに影響されない、受験生の機会均等という意味でよく使われており、今でもこのようなシンプルな規定で「公正性」を捉えてもさほど難はないと言える⁴⁵。したがって、既存の先行研究が概して大学入試制度における「公正性」の追求を当然のことと受け止め、理論と概念を明確に定義しないまま議論したり、「公正性」を機会均等という側面だけに焦点を当てて分析したものが多いのはある意味当然とも言える。また大学入試制度そのものの変遷過程を羅列することに重点を置いたり、政権交代という政治環境要因との関係でのみ入試政策を捉える傾向を見せてきたのも、漠然でありながらも読者もうなずくはずの上記のような「公正性」観念があったからであろう（アン、2018）⁴⁶。

しかし、1987 年の民主化以後に展開した入試改革をめぐるのは、後述するような、以前には経験したことのないさまざまなアジェンダや利害関係者の存在に影響されて、「公正性」概念に関するさまざまな主張が検討されるようになった。さらに入試政策の公正性をめぐる議論が教育機会の配分における「公正性」だけでなく、究極的に「教育正義」の実現と結び付けて議論されるようになるなど（イ、1999）⁴⁷、議論の範囲も拡大されつつある。

このような背景のもと、近年の教育学の先行研究で最もよく借用される理論を取り上げてみたい。まず公正性に関する代表的な理論と言える Rawls の議論をもとに、その後発展した関連理論がある。Rawls は当事者を公正に待遇する手続きを構想し、そこから合意を導き出し契約論的土台の上に正義論を立てようとした。氏が提示する正義論の核心は所得と財産の分配を自然に任せる社会は正義ではなく、自然から差別された人々を補償する社会こそが正義であるとする。氏は正義論を立てるために 2 つの核心原理をあげた。第 1 原

則は「平等な自由の原則」であり、平等な市民の基本的な自由を犠牲にしてはならないという自由主義的核心をあらわしている。そして、第2原則としては「機会均等の原則と差別の原則」をあげた。社会の恩恵を最も受け取る人に最大利益を与えるという最小最大化原理を最も多くの恩恵が与えられるよう社会・経済的に不平等分配を正当化するものである。自由主義的自由で社会的に不利な立場に置かれた人々を補完する社会主義的核心を垣間見ることができるとも言える。また氏が構想する政府は、富の不平等を防ぐための富の再分配を強調しながら疎外階層に対して優待政策を施し、相続税や誰もが受けられる公平な教育などを通じて公正な機会を作るものであった⁴⁸。

ところで、公正性には各自に回る持分を均等に分配する「結果の公正性」と、分配過程において正しい原則を適用する「手続きの公正性」という二つの側面がある。

Adams (1965) と Homans (1974) は分配結果の公正性を評価する際、投入による補償の衡平性原則に焦点を当てた。この衡平理論 (equity theory) は個人同士または個人と組織間の交換関係に焦点を当て、交換過程における「知覚された不均衡」の持つ動機的作用を説明した。人々は自分の「知覚された算出」と「知覚された投入」の割合を他人のそれと比較するが、このような比較で両方の比率が同じならば公正状態であると認識し、同じでなければ不平等であると認識するという。個人は自分の投資によって得た他人のそれと比較して交換関係が公正かどうかを判断する。これによると、個人に与えられた補償がその個人が集団の成果算出に寄与した割合に比例して分配されれば、これを公正な状態と見ることができる (Oa それに伴う補償/Ia 自身の寄与=Ob 他者の補償/Ib 他者の寄与)⁴⁹。このような衡平理論の研究によると、衡平の原則が崩れると個人は感情・認知・行動の諸次元で反応を示す。感情の面でいえば、分配が公正でない場合に人々は感情的な苦痛を感じると主張した。

このように結果の公正性とは、投入した努力に比べ、自分が受ける補償の割合が他人のそれとどれほど一致するかということに焦点をあてる。しかし、このような視座は結果への過度な関心呼び起こし個人の動機を萎縮させ、社会の活力と生産性も低下させる恐れがあるという指摘もある (カン、2018)⁵⁰。

これに対して「手続きの公正性」とは、補償の総量を決定するのに利用される手段と手続きがどれほど公正なのかに対する個人の認知を意味する。Leventhal (1980) は、個人がある状況の公正性を評価するとき実際には様々な次元を考慮するが、衡平理論はその中で寄与や能力に対する考慮のみを重要視し、補償の公正性を評価するときも補償の決定過程をともに考慮するよりは補償の結果だけを重要視するモデルを適用してきたと指摘した。氏はこのような限界を克服するためには公正性の研究が補償の分配だけでなく補償の決定過程の公正性にも関心を持たなければならないと、また分配の原則を適用するにあたっては衡平性 (equity) という原則以外に必要性 (need) や平等性 (equality) の原則も考慮

すべきであると主張した⁵¹。衡平の原則は、前述したように公正性理論の初期から最も重要視されてきた原則である。これによると、集団内で個人の補償と責任の分配が個人の寄与度によって決定されるとき、補償は公正であると見ることができる。平等の原則は、一つの集団内の受益者が寄与度や他の特性要因に影響されず、すべての人が同等な補償を受ける原則を意味する。最後に、必要の原則は補償の受恵者が必要とする資源の量に合わせて社会的資源や補償、責任等を分配することをいう。

「手続きの公正性」は均等な機会 (equal opportunity) を意味し、ここで機会の均等とは社会的弱者を含めた社会構成員の全員に希少な資源を獲得できる機会を一律に保障することを含むと言える (パク、2011)。ところで、結果の分配的な正義は過程の手続き的正義が確保されることによって達成できるとすれば、「手続きの公正性」確保がより優先的に必要になる (カン、2018)。そのため、現代的な観点から公正性は分配の結果よりは分配の手続きの公正性を通じて確保されるものと考えられる。

「手続きの公正性」は大きく「道具モデル (instrumental model)」と「集団価値モデル」の二つに発展してきた。「道具モデル」の「手続きの公正性」研究は、Thibaut と Walker (1978) によって発展した。彼らの研究は葛藤の調整過程で、どのような場合に合意当事者の満足度が高まるのかを問うたものだった。彼らはこの研究で、個人が自分への補償の結果が決定される過程に参加して意見を出せるならば結果的に自分の利益を保護できる可能性が大きくなるため、個人は補償の分配に関する意思決定過程に参加する機会が与えられることを重要視するはずであると仮定した。実験を通じて被験者は自分に与えられた補償のレベルと関係なく補償が分配される意思決定過程に参加して意見を述べ影響を及ぼした場合、結果に対してより高い満足度を見せることが明らかになり、逆に葛藤調整過程が第三者に全面的に頼る場合は交渉結果に対する満足度が落ちることが分かったとする⁵²。

最近の研究ではこれらの理論に哲学的・社会的議論を取り入れながら「公正性」の概念、または関連言説を追究する理論研究が散見される⁵³。一方で、教育政策・教育現場を対象とする研究は細部に至るまで理論にとらわれることなく旧来の「公正性」を暗黙的に前提するか、諸理論のなかで有用なものを選択して議論する傾向も依然として根強い。

ところで、本研究の主眼はグローバル化以来の韓国の入試政策を検討して、各時代の教育目標の追求と格差の是正、または「公正性」の追求とのダイナミズムを追究することにある。したがって、「公正性」概念の細密な規定を試みる理論研究は本研究の問題関心ではなく、概念をめぐる規定・議論の紹介が必要な時にだけ関連研究に触れることにしたい。

3) 研究の方法

このように大学入試制度で公正性が極めて重要な問題として提起されているのは、大学

の入学定員が入学需要に及ばないという資源の希少性（客観的条件）とそれに伴う競争、そして大学入試制度が志願者の未来だけでなく社会にも大きな影響を及ぼすからであろう。これに対して、円満な政策決定のためには個人的な利害関係（主観的条件）から脱却しなければならないが（キム、2011）⁵⁴、前述のように実情はそれとは違う。

本研究では韓国の入試政策の変遷過程を整理した後、公正性の観点から入試政策を検討する。特に現行の入試制度の確立に大きな影響を与え、入試の選抜類型のなかで最も大きな比重を占めている「学生簿中心選考」（学生簿教科選考、学生簿総合選考）を中心にした「公正性」の問題を分析し、ひいては入試政策に影響を与える諸要因と「公正性」との相互作用についても一定の知見を見出したいと考える。

そのために、まずこれまでの韓国における入試政策の変化の脈絡を理解するために先行研究・調査を一瞥し、研究課題の精緻化をはかる。そして、政策文書やマスコミの報道などから研究課題に関する動向を把握して、これらにあらわれるさまざまなキーワードのなかから各主要政策の決定背景をなすキーワードを選び出し、これらを政策決定の主要要因であると想定してから近年の入試政策との関係を概観・分析することを試みる。主に文献研究を中心とするが、現況の入試制度の根幹をなす、2018年に推進された入試改革については同年4月から7月までの「公論化」期間に行われた「公聴会」や「公開討論会」、「公開シンポジウム」など、「公論化」過程の一部にて参与観察したことを踏まえて論を展開する。

3. 論文の構成

第1章では、1945年から2008年頃までの入試政策の変遷を概観する。韓国は、日本による植民地支配から独立した1945年から抜本的な教育制度の改革を試みた。教育政策の歴史を振り返る際、時期ごとの政策に違いはあるものの、そのほとんどが大学入試制度と連動する形で進められ、時には入試制度の改善そのものが改革の中心に置かれることもあった。その改善が試みられた回数は計14回にものぼり、実にこれまで政権交代の度に變化してきたと言っても過言ではない。

本章では、韓国政府の樹立後の1945年の大学入試体制から、本研究の問題関心であり現行の大学入試で中心的な選抜類型に位置づけられている「学生簿中心選考」が導入される直前までの入試政策について時期別の特徴と課題を中心に整理する。これら制度の變化は入学者選拔を取り巻く国家と大学との主導権争いのサイクルとして捉えられるため、この点に注目して論を進めていく。また変遷の過程から読み取れる改革の争点と課題、利害関係者の反応などを整理する。そして、現行の韓国の大学入試制度について入学者選拔の時期および選抜類型や選抜要素などその体系を詳述する。

第2章では、「入学査定官制度」（現行の「学生簿総合選考」）の導入によって大学入試に

における評価要素の多元化した政策の流れ、またその課題として浮上した「公正性」の問題に注目する。それまでの入試政策は入学者選抜の効率性の側面から優秀な学生を誘致するための手段として作動していたが、社会が変化するにつれ入学生の多様性確保には適切ではなくなっていた。優秀学生とは成績いい学生という考え方から抜け出せず、それゆえに小中高校において入試中心の教育をせざるを得なくなっていた（キム・アン・イ、2009）⁵⁵。この問題を解決するために2004年教育人的資源部（日本の文部科学省に相当、現教育部）は大学の入学選考において多様性を確保し、学校教育を正常化するための大学入学選考制度改善案を発表して「入学査定官制度」の導入を提案した。ところが、同制度の導入および運営は大学入試への新たな不安と不信を生み私教育（塾産業）への依存度を高めて、またこの私教育産業の繁盛は格差の問題をより深化させ公教育の正常な機能を妨げるようになる。そして、その解法として「公正性」の確保に求める議論が始まる。

本章では、現行の大学入試と関連する議論のなかで最も白熱した議論が飛び交う「学生簿」による評価体制が構築された背景、すなわち「入学査定官制度」の導入と運営について「李明博政府」と「朴槿恵政府」、「文在寅政府」における政策を検討する。また同制度を導入することによって派生した諸問題と、その解決のためにはかられた改善策を比較・考察する。

第3章では現行の入試体制を構築した「文在寅政府」の入試改革をめぐる試行錯誤について、特に利害関係者間の葛藤の様相に注目する。2017年3月、韓国では史上初の大統領罷免によって8年間続いた「保守」政権が崩壊し「進歩」政権が樹立した。「ロウソク市民革命」の名を冠する、ラディカルな改革への願望を背負って出帆した文在寅政府は、「公正」と「国民主権の時代」へと新たな時代精神のもとに国政運営のパラダイムの転換をはかった。

このような国政運営方針は入試政策に反映され、文政府では2度にわたる入試改革を試みる。新政権樹立から間もない2017年8月に発表された1度目の改革は受験競争を緩和し「公教育の正常化」と私教育の軽減をはかる入試改革案であったが、世論の激しい反対にぶつかり1年間の保留を余儀なくされた。そして、政府は入試政策の決定過程で世論を積極的に収斂するために「公論化」を導入し、2018年8月2度目の改革案を発表するようになる。しかし、公論化過程であらわれた利害関係の葛藤は想定外の激論で繰り広げられ、政府の意図を貫徹するには厳しい状況に直面する。

本章では、第2章に続いて文政府が2017年と2018年に推し進められた2度にわたる入試改革の試みに概観する。この時期には利害関係者間の葛藤が表面化してより如実にあらわれることを踏まえて、入試改革の経緯を整理してその主要な議論の動向を把握するとともに、そこにあらわれる葛藤の様相を分析する。

第4章では、第3章に続き、「文在寅政府」の入試政策の決定過程で行われた「公論化」

の過程を検討し、その実体を明らかにすることを試みる。公論化とは、「特定の公共政策により生じ得る社会的葛藤に対する予防またはその解決方法を模索するために多様な立場と利害関係を精査し、民主的に市民の意見を収斂する過程」を意味する⁵⁶。本章の問題関心である「大学入試の公論化」は、その実際においては熟議民主主義の一つの方法である「討論型世論調査（Deliberative Poll、以下 DP）」が適用された。

本章では、この公論化の一連の過程を検討し、その結果が政府発表のように一定の成果を成し得た有意義なものだったのかを究明する。言い換えれば、利害関係の複雑な教育政策において、公論化が社会内の葛藤の激化を避けながら政策決定を進められる手段になりうるかに注目したい。そのために、公論化の理論的背景として Fishkin の DP を援用して、2018 年に行われた入試政策の公論化のプロセスを段階を追いながら分析し考察を施す。

第 5 章では現行の大学入試をめぐる階層間格差の現状に注目して、その是正のために講じられた政府政策の全容を分析する。大学入試をめぐるのは親の社会・経済力を排除し、いかにして「公正性」を確保するかが議論の俎上に上がっている。そして、その議論の的になっているのが「学生簿総合選考」の運営の問題である。同選考は、「進歩系」政府の執権時期に計画され、保守系政府の入試政策のもとで導入・運営されて着実に拡大してきた。すなわち 3 回の政権交代で 5 人もの大統領が変わっても入試政策において同選考の運営は常に政策決定者を悩ます課題として残存してきたのである。そして、現在の入試政策は著しくその実施率が拡大してきた「学生簿総合選考」の運営過程における格差要因の排除、特に親の社会・経済的地位による有利不利のない選抜体制を確立する、すなわち入試の「公正性」の確保に帰結するようになった。

本章では、まず研究の背景となる階層間の教育格差の実態と入試におけるその影響について検討する。また現行の入試制度に至るまで格差是正の観点から最も積極的で多角的な措置を施した文在寅政府の関連政策を中心に概観する。最後には、これら一連の過程から韓国の入試政策や関連制度を取り巻く韓国的特質について考察を加えることにする。

第 6 章では、入試政策における地域間格差の問題とその是正策として講じられたアフターマティブ・アクションの様相とその韓国的特徴を明らかにすることを目的とする。韓国の場合、ソウルを中心とする首都圏に社会資源が集中することにより、全体人口の半分以上が首都圏に集まる「首都圏集中」現象がもたらす慢性的な地域間格差問題が長期間にわたって社会問題として浮上してきた。韓国社会における地域間格差の問題は、すなわち首都圏と非首都圏との不均衡な発展を意味するものであり、高等教育においても大学の社会的地位が首都圏を中心に位階化され地域間の葛藤を誘発する要因となっている。

本章では、このような首都圏と非首都圏の間の地域間格差の現状を整理し、その是正に寄与することを目的とする教育政策の一環としての大学入試関連の諸政策の決定過程および運営を概観し分析する。特に「地域人材」への積極的な優遇政策に着目して韓国的「ア

ファーマティブ・アクション」の特質を究明したい。

第7章では、第1章から第6章までの議論で検討してきた現行の韓国の大学入試の中心的な選抜資料である「学生簿」による評価のあり方に注目して、その実態を明らかにすることを目的とする。韓国では、複数ある選抜方法のなかで日本の調査書に相当する学生簿を主たる選抜材料として合否判定を行う方法が実施されており、近年それが拡大されてきた。その一般的な活用方法については、政府側のガイドラインで大枠を提示しているが、それを踏まえた各大学による実際の活用方法については明確でないことも多く、格差や「公正性」の問題の原因として指摘されている。

本章では、韓国の主要大学とされるソウル市内のA大学とB大学を実際に訪問して入試担当者への聞き取り調査を行った結果と両大学の入学者募集要項の記載内容をもとに、「学生簿」を中心とした入学者選抜について検討する⁵⁷。また2020年以降コロナ禍への対応という新たな課題が加わった際に学生簿を中心とした選抜評価がいかに変容し得るか、その様相をも明らかにしたい。

第8章では、現代社会で求められる新たな人材像、すなわち多様な資質・能力の評価に関する議論がいかに関心されてきたのかに注目し、その日韓比較を試みる。大学入試制度は、単に入学者を選抜さえすれば済むものではなく、時代に見合う教育と当該社会の様相とを反映するものである。したがって、多様な資質・能力が求められる現代社会では各国の大学入学者選抜において受験者の多様な資質・能力を総合的に評価する制度へと転換する傾向が見られている⁵⁸。

本章では、この多様な資質・能力を評価するために日韓両国の入試政策がいかなる議論を重ねてきたかについて、近年の動向を中心に比較し分析する。そのために、選抜評価の多様化が進んでいる日本の「総合型選抜」と「学校推薦型選抜」、韓国の「学生簿中心選考」の改編に注目し、文献研究を中心に検討する。それを通して読み取れる両国の教育の課題を比較し、ひいてはお互いへの一定の示唆を見出したいと考える。

¹ 森山茂徳（1998）、『韓国現代政治』、東京大学出版会、23-24頁。

² 参与連帯参与社会アカデミー編（2001）、『20世紀韓国を振り返りながら』、ハヌル、143頁。

³ オ・ソンチョル（2020）、「韓国戦争の教育的影響に関する試論」、『韓国初等教育』Vol. 31, No.1、通巻100号、13頁。

⁴ 同上書、14頁。

⁵ 参与連帯参与社会アカデミー編（2001）、前掲書、140-141頁。なお、2023年の首都圏人口の比率は50.6%に達した。

⁶ 同上書、145頁、163-164頁。

⁷ このような手段の列挙は報告書の抄録で行われたものである。国土研究院長名義の「序文」では「首都圏においてこれ以上の集中はもはや利するところがない」「首都圏の量的成長を中止し質的成長へと移行すべきだ」などと、集中化への危機感をよりあらわにしていることは興味深い。国土研究院（2001）、『首都圏集中の社会経済的波及効果分析

-
- 研究』、i-iv 頁。
- 8 ソン・ジェミン、カン・シンヒョク、バン・ヒョンジュン (2020)、『規模間賃金格差変化原因と政策方向』、韓国労働研究院、8 頁。
 - 9 KOSIS 国家統計ポータル、「市道別・産業別・規模別事業体数および従事者数」
 - 10 ソ・ジョンファ (1986)、教育政策の過程と評価、『教育評価研究』、第 1 巻第 1 号、9 9 頁。
 - 11 イ・ソンフェ (2018)、代案的教育政策評価モデルとしての実際論的評価 (realist evaluation) : 「真に使える」教育政策評価のための「理論的」再吟味、教育社会学研究、第 28 巻第 3 号、109-110 頁。
 - 12 ヤン・スンイル (2007)、教育政策形成過程の動態性の分析、『韓国政策科学会報』、第 11 巻第 2 号、61 頁。
 - 13 Freeman, R. E.(1984). *Strategic management: A Stakeholder approach*. Boston: Pitman: 46.
 - 14 Alkhafaji, A. F.(1989). *A Stakeholder approach to corporate governance: Managing in a dynamic environment*. New York: Quorum Books: 104.
 - 15 カン・チャンドン (2008)、韓国の偏執症的教育熱と身分欲望に対する社会史的考察、@『韓国教育学研究』、第 14 巻第 2 号、14 頁。
 - 16 平準化制度とは、高等学校入学時に学校間序列をなくし、初等学校・中学校のように近距離配分や抽選などの方式を通じて任意で配分する制度をいう。
 - 17 ホン・ホグン (2006)、韓国の平等主義その心の習慣、サムスン経済研究所、114-115 頁。
 - 18 教育部、「2022 年度大学入試制度改編方案および高校教育革新方向の発表」(2018 年 8 月 17 日)
 - 19 イ・スジョン (2019)、「大学入試制度の公論化」過程にあらわれた教育部の政策決定方式の特徴の分析—「大学入試制度改編公論化白書」分析を中心に—、『教育行政学研究』、第 37 巻第 4 号、17 頁。
 - 20 キム・ギョングン (2005)、韓国社会の教育格差の実態および決定原因、『教育社会学研究』、第 15 巻第 3 号、3 頁。
 - 21 キム・シンイル (2003)、『教育社会学』、ソウル：教育科学社。
 - 22 ユ・ハング (2012)、「高等教育機会の受給格差と遠隔高等教育の膨張過程」に関する討論、『韓国教育社会学会学術大会発表資料』、第 12 巻、99-102 頁。
 - 23 シン・ヒョンソク (2006)、『韓国の教育改革政策』、ソウル：学志社。
 - 24 バン・ハナム、キム・ギホン (2003)、韓国社会の教育階層化：年齢コホート間変化と学力の段階別の差、『韓国社会学』、第 37 巻 4 号、64-65 頁。
 - 25 キム・ギョングン、チャン・ヒジン (2005)、子どもの教育のために居住地移動を選択した家族の特性= Traits of the Families Seeking Residential Mobility for Children's Education、『韓国教育学研究』、第 11 巻第 2 号、87 頁。
 - 26 キム・ジェシク (2000)、大学入学選考制度の発展方向に関する研究、釜山大学行政大学院修士学位論文、7-8 頁。
 - 27 ファン・ジョンギョ (1988)、大学入試競争その理想と現実、『大学教育』、第 33 号、18 頁。
 - 28 パク・ドズン (1989)、『大学入学試験制度の改善方案研究』、韓国大学教育協議会、14-17 頁。
 - 29 チャ・ギョンス (1985)、大学新入生選抜の本質と方向、『大学教育』、第 13 号、13-15 頁。
 - 30 ノ・ミョンスン (2006)、大学入学政策の変化要因の歴史的新制度主義的分析、『教育行政学』、第 24 巻第 3 号、242 頁。
 - 31 パク・ドズン (1989)、前掲書；イ・ジョンジェ (1995)、『大学入学選考制度の改善に関する研究』、ソウル:教育部；キム・ウニョン (2013)『大学入学選考政策の成果と改善策に関する研究』、韓国教育開発院。
 - 32 ナムグン・ギョンヒョン、イ・スンア、チョン・ダウン (2016)、大学入学選考別専攻

- /非専攻の学業成就度分析研究:K大学の事例を中心に、『入学選考研究』第5巻;キム・ウンジョン(2018)、大学入試学生簿総合選考の合理的運営方案探索-W大学を中心に、教育総合研究、16(4)。
- 33 チョ・ウォンギ、イ・スジョン(2016)、大学入学選考と大学生の大学生活および大学専攻満足度、学業成就度との関係、『学習者中心教科教育研究』、第16巻第7号。
- 34 チ・ジョンムク(2016)、大学入試制度の公正性に対する大学生の認識研究:根拠理論的アプローチ、『韓国コンテンツ学会論文誌』、第16巻第2号。
- 35 イ・ミギョン、パク・ジョンソン、イム・ジンテク、チャ・ジョンミン(2012)、『高校教育課程多様化の大学入試選考反映実態および今後の発展方案』、韓国教育開発院。
- 36 イ・ジョンジュ(1996)、『大学入試制度を改善するための代替的論理』
- 37 チョン・ソクファン、ペ・ジョンヘ(2017)、韓国の入試教育の社会史的意味の考察、『東亜人文学』、第41巻、449-476頁。
- 38 ノ・ミョンスン(2006)、前掲書。
- 39 イ・ギヘ、チェ・ユンジン(2016)、大学入学選考の選抜決定要因分析:家庭背景および学校関連要因を中心に、『韓国教育学研究』、第22巻第1号、135-163頁。
- 40 オ・ソンベ(2004)、地域間学業成就度格差の原因分析:地域効果と学生移動の影響探索、『韓国教育』、第31巻第2号;イ・スジョン(2011)、大学入試制度の変化が私教育費支出に及ぼした影響分析、『教育財政経済研究』、第20巻第1号;カン・テジュン、ソン・ヘジョン、キム・ジンギョン(2012)、私教育に対する入学査定官選考の影響分析、『アジア教育研究』、第13巻第4号。
- 41 イ・ヘジョン、パク・ソンヒ(2020)、私教育と大学入試選考との関連性分析をよる教育政策方案の探索、『社会的経済と政策研究』、第10巻第4号、239頁。
- 42 イ・サンミョン(2017)、「均等な教育を受ける権利の側面からみた大学入試制度の改善方案」、『法と政策研究』、第17巻第2号、2頁。
- 43 ファン・ガプジン(2018)、『社会不平等と教育』、慶尚大学出版部。
- 44 キム・シジン、オム・ギヒョン(2017)、大統領選挙の教育政策公約に示された政党競争:イシューとポジショニング、『教育政治学研究』、第24巻第4号。
- 45 例えば、『東亜日報』1957年8月30日の記事は大学の教員が高等学校に出講する現象を指摘し、これは大学受験生の機会均等としての「公正性」を害するものであると指摘している。これより先んじて1956年1月15日の『朝鮮日報』は大学入試(この場合は延世大学という特定大学の例)において筆答試験を廃止するのは「公正性」に背くことであると主張しており、「公正性」を阻害するものとして金力・権力・コネ等を取り上げている。
- 46 アン・ソンフェ(2018a)、政権交代と大学入試の政策変動、『韓国教育政治学会』、108頁。
- 47 イ・ドンヒ(1999)、『教育正義論』、ソウル:教育科学社。
- 48 Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (ジョーン・ロールズ、川本隆史・福岡聡・神島裕子(訳)(2010)、『正義論』、紀伊國屋書店。
- 49 Adams, J. Stacy, 1965, “Inequity in Social-Exchange”, *Advances in Experimental Social Psychology* 2(4): 267-299; Homans, George C., 1974, *Social Behavior: Its Elementary Forms*, Harcourt, Brace, Jovanovich.
- 50 カン・テジュン(2018)、『「公正」な大学入試制度に対する我々の認識再考』、韓国教育開発院、37頁。
- 51 Leventhal, Gerald S., 1980, “What Should Be Done with Equity Theory?”, p. 27-55 in *Social Exchange*, edited by K. Gergen, M. Greenberg and R. Willis, New York, NY: Springer.
- 52 Thibaut, John and Laurens Walker, 1978, “A Theory of Procedure”, *California Law Review* 66(3): 541-566.
- 53 例えば、ユ・ハラの2023年度東国大学大学院博士学位論文『大学入試制度の公正性談論に関する研究:批判的談論分析を中心に』は本文で取り上げたRawlsをはじめ諸理論

家の「公正性」概念を総合的に検討しながら、大学入試制度そのものではなく、そのような制度を把握する言説を研究対象として、制度に対する言説面での合意導出の問題に関心を寄せている。

- 54 キム・フェヨン（2011）、公正性概念の分析と大学入学査定官選考の公正性確保の方案、『教育思想研究』、第 25 巻第 1 号、28 頁。
- 55 キム・ホンユ、アン・ソギユ、イ・ジョング（2009）、DEA を用いた大学進路支援業務の運営効率性分析, *Journal of Korean Society Quality Management*、第 37 巻第 4 号、62 頁。
- 56 大学入試公論化委員会（2018）、『市民の知恵！熟議して代案を見つける－大学入試制度改編公論化白書－』、大学入試公論化委員会、37 頁。
- 57 2016 年 11 月に聞き取り調査を行った。両大学ともソウル市内にメインキャンパスがあり、大学院博士課程まで有する、いわゆる「社会的に評価の高い」研究大学である。
- 58 南部広孝、西山喜満主（2023）、東アジア諸国・地域における大学入学者選抜改革に関する考察－高校教育段階での学習・活動成果の活用を中心に－、『京都大学大学院教育学研究科紀要』第 69 号、70 頁。

第1章 韓国の大学入試制度

本章では、1945年から2008年辺りまでの入試政策の変遷を概観する。韓国政府の樹立後の1945年の大学入試体制から、本研究の問題関心であり現行の大学入試で中心的な選抜類型に位置づけられている「学生簿中心選考」が導入される直前までの入試政策について時期別の特徴と問題点を中心に整理する。これら制度の変化は入学者選抜を取り巻く国家と大学との主導権争いのサイクルとして捉えられるため、この点に注目して論を進めていく。また変遷の過程から読み取れる改革の争点と課題、利害関係者の反応などを整理する。そして、現行の韓国の大学入試制度について入学者選抜の時期および選抜類型や選抜要素などその体系を詳述する。

なお、本章で取り上げる大学入試制度の変遷過程については、教育部(2000)が発刊した『教育50年史』をもとに、関連する政府政策文書などを参考に付け加える形で整理したことを断っておく。

1. 大学入試制度の変遷と争点

(1) 大学別単独試験期(1945-1968)

「大学単独試験制」は20年以上続けられながら5回にわたる変化の過程を経験した。1945年の植民地支配からの独立とともに全国各地に大学が設立され、1953年までは大学別に入学試験を実施して入学者を選抜した。入試科目は「国語」・「数学」・「英語」・「社会」が必修科目で、選択科目は「実業教科」から1科目以上が加わった。この時期には試験期間を前期と後期に区分して年に2回入学者選抜が行われ、筆記試験の成績を基準に合否が決まった。ところが、このような大学の自律的な入試運営は入試不正や無資格入学などの問題を引き起こした。

その現状を改善するために1954年には大学別試験の前に一種の資格試験的な性格をもつ「国家連合考査」を実施して、2つの試験が並行するようになった。国家連合考査は「国語」・「数学」・「英語」・「社会」が含まれる必修科目と「科学」または「実業科目」の1つが選択必修科目となり、大学定員の140%が同試験で選抜された。その後実施される大学別試験では「国語」・「数学」・「英語」の必修科目と選択科目として1科目が加わった。しかし、2回の試験を受けることは受験生にとって負担が大きいなどの批判から、国家連合考査は僅か1年で廃止されることになった。

以後の1955-1961年では、再び「大学単独試験制」が復活した。そして、「筆記試験」のほかに「高校の内申書」、「身体検査」、「面接試験」、「適性検査」などが選抜方法に加わった。この時期の特徴は、国公立大学と私立大学の入試方法が異なるところにある。すなわち、国公立大学の入学者選抜は有試験制と無試験制に分けて実施され、無試験では定員

の10%を選抜し、有試験で高校内申成績を30%、大学別考査（筆記試験や面接試験など）の成績を70%反映して定員の90%を選抜した。一方、私立大学は内申成績を選抜要素とし、別途の入学試験は行わなかった。さらに同時期には女性の進学機会の拡大と軍除隊者への優遇策が施され、入学定員の10%超過募集が許可された。ところが、これをきっかけに財源を少しでも潤沢にしようとする大学の定員超過募集が問題化した¹。

1962 - 1963 年には軍事政権下で「教育刷新方案」が提出され、再び国家が大学入試に関与することになる。大学入試における不正を是正するために「大学入学資格考査」を導入したのである。1962 年には学科別に国家資格考査の成績を中心に入学者が選ばれ、翌1963 年には国家考査とは別に大学別考査も実施された。その際、前者は大学への入学資格を付与する機能のみをもち、入学者選抜には反映されず、後者において一般選考が行われた。入試科目は、1962 年は「国語 I」、「数学 I」、「英語」、「社会」、「科学」、「実業（家庭）」の6科目の必修科目と選択科目1科目で構成され、1963 年は必修科目の6科目を採用した。しかし、この時期の大学別考査では学科別の入学者選抜が行われ、大学全体の入学者選抜の状況を俯瞰する機能が働かず、多くの受験生が殺到したため優秀学生の多数の不合格者が生まれる学科が存在する一方、定員割れなどの問題に苦しむ学科もあった。

なお、この時期には軍事政権による一方的な政策決定と施行で物議をかもしため、その後の1964 - 1968 年の大学入試は再び「大学単独試験制」に回帰した。試験科目は必修科目と選択科目に分類され、必修科目は大学が独自に指定したが、選択科目は大学の類型によって実業・専業大学は「実業・専業科目」²を、女子大学は「家庭科目」を選択した。しかし、この時期にも私学の不誠実な定員管理や大学間における選抜基準の格差の拡大などが問題となった。

(2) 大学入学予備考査期（1969-1981）

1970 年代に入ると高等教育が国家の発展の原動力になるという認識が浸透し、韓国では高等教育における抜本的な改革が始まった³。大学入試と関連しては、私学における定員を無視した量的拡大や不正などを厳格に管理する必要性が至る所から台頭した。そこで、1969 年には大学教育の質管理と不正を是正するために大学入学の資格試験としての性格をもつ「大学入学予備考査（以下「予備考査）」が実施された。具体的には、1969 - 1972 年の予備考査は大学別試験の受験資格を付与するための試験として運用され、1973 - 1978 年には予備考査の成績が大学入学選考に反映された。またその後の1979 - 1980 年では、さらに内申成績が新たな選抜要素となった。入試科目は「国語」・「数学」・「英語」、「社会」、「科学」、「実業（家庭）」の6科目が必修科目に指定され、1972 年からは「国史」が必修科目に、「第2外国語」が選択科目に追加された。しかし、大学別試験は「国語」・「数学」・「英語」教科に偏重するほか暗記中心の学力を競う試験として進められ、入試中心の教育

や過度な私教育（塾や家庭教師）を助長するなどが問題視され社会問題化した。

このような弊害を解決すべく 1980 年 7 月 30 日に教育改革案として「教育の正常化および過度な私教育の是正案」（以下「7.30 教育改革」）が公表され、1981 年からは大学別試験が廃止された。高校教育の正常化を骨子とする「7.30 教育改革」が推し進められるなか、同時期の大学入試では高校教育課程上のほぼ全科目が予備考査の対象となった。また「7.30 教育改革」の中心施策として「卒業定員制」が実施されたが、これは学科別・系列別の入学定員でなく卒業定員を規定するもので、卒業定員より 30%増員した人数を入学時に募集するものであった。その実施によって、前期および後期募集以外に追加募集で定員の 30%を選抜するほか、大学別・学科別・系列別の募集が並行して行われ、受験生は複数の大学に志願することが可能になった。そして、その回数には制限がなかった。このような選考および志願方法は 1987 年まで続くが、その結果、「成行き任せの応募（原語：눈치작전）」や定員割れ、大学間・学科間の序列化が拡大する問題が相次いだ。

（3）大学入学学力考査期（1982-1993）

上述のような大学入試制度における弊害の是正と、高校の内申制度を改善して高校教育の正常化をはかるために 1982 年からは「大学学力考査（以下「学力考査」）」が導入された。そして、この学力考査と並行して選抜方法に「論述考査」と「面接考査」、「高校内申書」が加わり、この時期の大学入試は大きく 3 つに分類することができる。まず 1982-1985 年には学力考査と高校内申が入学者選抜の選抜要素となった。この時期には無制限の複数志願による定員割れ問題を解決するために複数志願への制限が設けられた。当初の 1982 年には 2 大学に志願することが可能だったが、1983 年以降は 1 大学のみに（ただし学部・学科は第 1~3 志望まで）志願できるように変更された。次に、1986 年からはさらに思考力を評価する脱教科的な論述考査が選抜要素に含まれた。しかし、論述考査そのものの効果を疑問視する指摘と、採点の客観性および信頼性の確保が問題となり、1988 年には論述考査に代わって面接考査を実施するようになった⁴。

学力考査の入試科目は、最初の 1982 年は 14 科目だったが、1984 年に人文・自然系（日本の文系・理系に相当）それぞれに 1 科目（人文：「国語 II」／自然：「数学 II」）が追加され 15 科目となった。その後、人文系は 1985 年には「科学」が、1986 年にはさらに「第 2 外国語」が加わって 17 科目になった。しかし、1987 年には受験者の負担を減らすために必修科目の 5 科目と選択科目 4 科目の 9 科目に縮小された。いずれにしても学力考査は大学の必要とは無関係と言え、思考力を測定するには不十分であった。また暗記中心の入試教育を誘発するという批判は依然として続いた⁵。

この時期の大学志願方法と入学者選抜方法は、1987 年度までは「先試験後志願」の方式で実施されたが、その結果、成行き任せの応募と類例のない定員割れ、大学および学科間

の著しい序列化の問題をもたらした。そこで、1988年度からは「先志願後試験」に選考方式が変更された。

(4) 大学修学能力試験期（1994-現在）

1993年には韓国初の民主政権が誕生して1990年代後半からは新自由主義に則った教育改革が行われ、大学入試制度においても全面的な改革が進められた。1994年からは暗記中心の学力考査を廃止して、新たな形態の国家考査として「大学修学能力試験（以下「修能試験」）」を導入したのである。それまでの試験が汎教科的で暗記中心の形式で出題されたのに対して、修能試験は各質問項目の質を高めて、暗記型の問題を極力抑えて統合的な思考力を評価する内容で構成された。この時期の大学入学者選抜は「修能試験」と「学校生活記録簿（以下「学生簿」）」のほかに「大学別試験」が復活して多様な評価資料によって行われた。

1994－1996年の大学入試では「修能試験」と「内申成績」および「大学別試験」が並行して実施された。「修能試験」は、最初は年2回実施されていたが、受験生の負担を軽減するために1995年からは年1回の実施に変更された。また当初の試験科目は「言語」（国語）、「数理」・「探究」、「外国語」の3領域で構成され、高校の内申成績は40%以上を反映するよう義務化されていた。内申成績の反映方法は成績を15段階で分類してその等級を反映する方式を採用した。それ以外の要素については反映比率などを大学が自律的に決定することができた⁶。また志願方法は、試験期間が異なる大学であれば複数志願も可能であった。

その後1997－2001年の大学入試は、「学生簿」（成績）による選抜と、「学生簿」（成績）・「修能試験」による選抜、「学生簿」（成績）・「大学別試験」による選抜、「学生簿」（成績）・「修能試験」・「大学別試験」による選抜の4つの類型で運営された。なかでも「大学別試験」については、国公立大学の筆記試験は「論述試験」のみが許可され、従来の「国語」・「数学」・「英語」の科目中心の試験は禁じられた。一方、私立大学にはこのような制限がなかった。

2002－2007年は大学入試において選抜要素の多様性が特に著しい時期であった。「修能試験」と「学生簿」（教科・非教科）以外に、大学が評価主体になる「論述試験」や「一般・深層面接試験」などさまざまな評価資料が活用されるようになった。そして、修能試験にも一部変更が生じ、受験科目が「言語」（国語）・「数理」・「社会探究」・「科学探究」・「外国語」の5領域に拡大した。その成績は領域別の点数と、9段階に分類して算出された当該等級が併記されるようになった。

最後に、2008年以降現在に至る大学入試制度であるが、教育人的資源部（現在、教育部）は2008年に「大学入試制度改善案」を通してその方針を発表した。主たる内容は、「学生

簿」の反映比率を拡大するとともに内申成績の反映方法を「9等級制」による「相対評価」に転換したことであった。またこの時期には 2007 年までの選抜要素のほかに、特に「大学別試験」での評価資料の多様化が進み、「論述試験」や「一般・深層面接試験」、「口述試験」、「実技試験」、「教職適性試験」、「人性（人格）試験」、「身体検査」などが活用された。またこれらの要素を補う評価資料として「自己紹介書」、「推薦書」、「志願動機書」、「学業計画書」、「教科外活動状況」、「各種受賞資料」、「ボランティア活動」、「資格および経歴」なども用いられるようになった。

上述のように、この時期には修能試験の実施とともに高校内申の反映率を拡大し、また「大学別試験」を大学が自律的に実施する新たな形式の大学入試制度が導入された⁷。選抜時期を前・後期に区分することは従来どおりであるが、受験者個人のもつ特技や置かれた環境など多角的な配慮による新たな試みを通して、大学入学における受験生の機会の拡大がはかられたと言える。

2. 現行の大学入試制度

(1) 選抜の時期および類型

韓国における現行の大学入試の大枠は韓国大学教育協議会（以下「大教協」）が発表する「大学入試基本事項（以下「基本事項」）」によって基本的な実施要項が示され、個別大学はこれに準じて「大学入学選考施行計画」を樹立する⁸。基本事項は「高等教育法」第 34 条 5 項および「高等教育法施行令」第 32 条を根拠にして毎年の高校 1 年生が入試を受ける 2 年 6 ヶ月前（毎年 8 月）に作成され、「大学入試委員会」⁹による審議・議決を経て発表される。それによれば、大学入試は募集時期によって「随時募集入学選考（以下「随時募集」）」と「定時募集入学選考（以下「定時募集」）」、「追加募集入学選考」に分類される。

表 1-1 大学入試の標準選抜類型

区分	選考の類型	選考別の主要要素
随時募集	学生簿中心	・（学生簿教科）教科中心
		・（学生簿総合）教科、非教科
	論述中心	・論述など
	実技/実績中心	・実技など
定時募集	修能中心	・修能など
	実技/実績中心	・実技など

出典：韓国大学教育協議会、「2023 年度大学入学銓衡基本事項」（2020 年 8 月）を参考に筆者作成。

募集時期別の主要な選抜類型は表 1-1 で示されるとおりである。随時募集は高校の教育課程中に実施される選考で¹⁰、「学生簿」や「面接試験」・「論述試験」・「実技試験」などに基づいて学生の多様な能力と才能を評価する。そして、定時募集は修能試験が実施された後、「修能試験」や「学生簿」、「実技試験」などから主に志願者の学業能力を中心に評価する選抜類型である。

①随時募集

随時募集では大学が自律的に選抜方法を定める。受験生を成績別に序列化することを避け、個人の特技と趣味、長所などの潜在力を見定めて学生を選抜することを趣旨とする。高校の教育課程の途中に実施される選考であり、一般に 1 学期が終了する時点を基準に 9 月から 12 月の間に実施される。大学によっては募集期間内に 1 次、2 次などに分けて選抜することもある（表 1-2 参照）。随時募集では、入試申込願書の受付時に選考ごとに 1 つの募集単位に志願することになっているが、複数志願は最大 6 回までと制限され、その合格者は登録有無に関係なく定時および追加募集への志願ができなくなる。

表 1-2 2023 年度大学入試における随時募集の日程

区 分	内 容
願書受付け	2022.9.13（火）～17（土）のうち 3 日以上
選考期間	2022.9.18（日）～12.14（水）の 88 日間
合格者発表	2022.12.15（木）までに
合格者登録	2022.12.16（金）～19（月）の 4 日間
随時未登録充足の合格通知締切	2022.12.26（月）18：00 までに
随時未登録充足登録の締切	2022.12.27（火）

出典：韓国大学教育協議会、「2023 年度大学入学銓衡基本事項」（2020 年 8 月）を参考に筆者作成。

随時募集は学生簿を主な評価要素とする学生簿中心の選考と、論述中心の選考、実技中心の選考の大きく 3 つの類型に分けられる。なかでも、最も多く実施されるのは「学生簿中心選考」であるが、これはさらに学生簿の教科成績を中心に評価する「学生簿教科選考」と、入学査定官（Admission Officer）が評価主体となり学生簿を中心に自己紹介書や推薦書、面接試験などから学生の「潜在力」や「素質」などを総合評価する「学生簿総合選考」とに分類される。「実技中心選考」には「特技者選考」が含まれるものの、募集単位の特性など特段の事由がある場合に限られており、その募集規模も縮小の傾向にある。

随時募集による選抜者数は 2015 年以降漸進的に増加傾向にある¹¹。2017 年大学入試で

は全体定員の70.5%（24万6,891人）が随時募集で選抜され、前年比3.1%増加する結果となったが、2019年の選抜比率はさらに拡大して76.2%と史上最高値に達した。また選考要素については、2017年の随時募集では「学生簿中心選考」による選抜が最も多い85.8%¹²であった¹³。

②定時募集

定時募集は修能試験の実施後、その成績表を受験生に配布してから募集が始まる。募集期間に当たっては、教育部が分類した大学別の試験期間群が定められており、表1-3のように「カ群」・「ナ群」・「タ群」の選考群に分けて実施される¹⁴。定時募集に志願する場合は、同一募集期間群においては1つの大学にのみ志願することができる。したがって、試験期間群が異なる大学間、または同一大学内の試験期間群が異なる募集単位間には複数志願が可能である。

表 1-3 2023 年度大学入試における定時募集の日程

区 分		内 容
願書受付け		2023.12.29（木）～2023.1.2（月）のうち3日以上
選考期間	カ群	2023.1.5（木）～12（木）の8日間
	ナ群	2023.1.13（金）～20（金）の8日間
	タ群	2023.1.25（水）～2.1（水）の8日間
合格者発表		2023.2.6（月）までに
合格者登録		2023.2.7（火）～9（木）の3日間
定時未登録充足の合格通知締切り		2023.2.16（木）18：00までに
定時未登録充足登録の締切り		2023.2.17（金）

出典：韓国大学教育協議会、「2023 年度大学入学銓衡基本事項」（2020 年 8 月）を参考に筆者作成。

定時募集の選抜評価は修能試験の成績が主な選抜要素になるが、募集単位によっては学生簿と面接試験、実技試験を追加して反映する大学もある。また修能試験の領域別成績の反映方法は大学と系列によって指定され多少の差があり、領域別の獲得点数が定時募集での合格可否を左右する大きな変数になる。2017 年の大学入試における定時募集による選抜者数は全体定員の29.4%（10万3,145人）と示され、前年比1万3,017人が減少した。選抜要素別にみると「修能試験中心選考」による選抜が最も多く、前年比小幅（0.9%）増加した87.6%（9万370人）となった¹⁵。

(2) 選抜要素

① 学校生活記録簿

学校生活記録簿は、個々の学生の学校生活を記録したもので、「学生簿」または「内申」とも呼ばれる。その記載内容は「教科領域」と「非教科領域」に分類でき、前者は高校における各教科目の試験成績を意味する。後者は教科を除いたすべての要素であり、一般的に「出欠事項」や「ボランティア活動」、「特別活動」、「資格」、「受賞経歴」などの活動内容を指す。所属高校がオンライン上の教育行政情報システム（NEIS）¹⁶を通して作成・管理し、その情報が大学側に提供される。

大学はこれらの情報を評価資料として、大学および募集単位の特性にあわせて評価を行う。その活用については、入試類型の目的に符合するよう大学の裁量に委ねられるが、各選考の趣旨にそぐわない資料の要請は禁じられ、追加的な選考要素を最小化して受験生の負担を緩和することが求められている。なお、学生簿中心の選考で活用される学生簿以外の提出書類は、その記載内容を補完・確認するためのものとし、例えば「自己紹介書」¹⁷や「推薦書」などに限定し、公認の語学成績や教科関連の学校外の受賞実績などの提出は禁じられている¹⁸。学校外の実績よりも学生簿に記録された「夢」と「素質（原語：끼）」を中心に評価することを強調するからである。

評価資料としての学生簿は、教科成績の数値化よりは志願者が当該大学と学部・学科に入学して修学できる能力の有無に評価の焦点が絞られる。教科成績の反映方法は「内申 9 等級制」をもとにするが、これは表 1-4 で示すとおり 1～9 等級に分けて相対評価による基準比率が予め設定されたものである。内申計算式により算出された数値が当該等級に反映され、相対評価の方法を採用する内申計算においては所属校での席次（順位）が重要な要素となる¹⁹。

表 1-4 等級別基準比率

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基準比率(%)	4	7	12	17	20	17	12	7	4
累積比率(%)	4	11	23	40	60	77	89	96	100

出典：韓国大学教育協議会、「2023 年度大学入学銓衡基本事項」（2020 年 8 月）を参考に筆者作成。

各大学は、学生簿中心選考における学生簿の活用について選考別の反映方式（教科中心か総合か）と比率、また反映教科および学年別の反映比率を大学のホームページや入試要項などに明示することになっている。反映教科については、一般的に文系（「人文系」）は「国語」・「英語」・「数学」・「社会教科群」に該当する全科目を、理系（「自然系」）は「国

語」・「英語」・「数学」・「科学教科群」に該当する全科目を反映する。

②大学修学能力試験

「大学修学能力試験」は、「大学で修学する能力を評価する試験」という意味をもち、「修能試験」または「修能」とも呼ばれる。米国の学業適性検査（Scholastic Aptitude Test, SAT）をモデルに開発され、大学入試中心の高校教育を正常化するために 1994 年の入学者選抜から導入された。それまでの入試制度では先述のように知識の量に重点をおく「学力考査」が実施され、学校教育は暗記中心の教育がなされていたが、その是正をなしたことに同制度の意義がある。また修能試験の施行に伴って内申の反映比率が拡大されるとともに、「文学」、「語学」、「数学」、「科学」分野などの特技者を選抜対象にする「特別選考」が拡大されることとなった。

試験科目については、2016 年度の入試では「国語」、「数学」、「英語」、「社会探究」²⁰ / 「科学探究」²¹ / 「職業探究」、「第 2 外国語」 / 「漢文」領域に区分して実施され、受験生は自身の選択によって全領域または一部領域の試験を受けることができた。2017 年度の試験からは、「社会探究領域」の「韓国史」が必修科目となり、それを受験しない場合は成績表が発行されなくなる。試験日は毎年 11 月の 2 週目か 3 週目の 1 日間であり、成績は 1 か月後に韓国教育課程評価院によってオンライン上で提供される。

現行の修能試験の成績は、「標準点数」と系列別の「パーセンタイル」、「等級」で表記される。随時募集におけるその活用には主に「等級」が反映されており、これは学生簿の教科成績と同様に相対評価による「9 等級制」の方式を採用する（表 1-3 参照）。定時募集ではこれら 3 つが単一要素としてまたは併用して活用される。一般的に、上位大学は各科目の難易度を反映して成績結果を算出した標準点数を、中位大学は全体受験生の中で個々の位置が示されるパーセンタイルを、そして下位大学は等級を活用している。また「韓国史」の成績は、学習負担の軽減のために絶対評価による等級のみが算出される。表 1-5 のように 50 点満点の分割点数 40 点を基準に 5 点ずつ降等する 9 等級制で評価される。なお、2018 年度の試験からは、「英語」科目の評価にも絶対評価（9 等級、等級間点数の差は 10 点）が導入された。「韓国史」同様受験生の負担を減らすための措置である。

表 1-5 韓国史領域の等級分割の点数

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
分割	50～4	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
基準	0点以	未満～							
(原点数)	上	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点	0点
		以上							

出典：韓国大学教育協議会、「2023年度大学入学銓衡基本事項」（2020年8月）を参考に筆者作成。

大教協は、修能試験本来の趣旨が活かされるように大学が入学者選抜でその試験結果を多様な方式で活用することを勧告する。その際の反映方法は大学の裁量に委ねられ、「最低学力基準」²²と「加・減点の設定」や、「受験有無の確認」などの多様なものとなっている。随時募集では、募集単位別に受験領域を指定してその最低学力基準（等級）を反映することが多く、学生簿や書類などによって条件付きに合格しても、大学が指定する一定水準の修能成績が獲得できなければ最終的には不合格の判定になる。

2017年の入試では随時募集の84校と定時募集の162校が修能試験の結果を反映している²³。また必修科目である「韓国史」の結果については、最低学力基準の設定や加点反映、受験事実の確認などの多様な方法で大学が自律的に設定している。

③大学別試験

「大学別考査」は、大学が学生の選抜のために自律的に施行する試験であり、日本の「個別学力試験」に相当する。その方式は、「論述試験」や「面接試験」、「実技試験」などで実施される。

論述試験は、系列別に主に統合教科的に出題され、受験生が高校の教育課程で学習した内容を多様な角度で読解して統合的に把握できるかを評価する。大教協は「基本事項」において論述試験などの大学別試験の代わりに修能試験と学生簿中心の選考を実施するよう推奨し、論述試験は近年減少傾向にあるが、その廃止を検討する大学もみられる²⁴。

面接試験は、主に「一般面接試験」と「深層面接試験」の2つに分けられる。前者は筆記知識評価でなく洞察力と論理的思考力、コミュニケーション能力を評価する試験類型である。また受験生の論理的な思考能力と創意力、瞬発力と応用力を評価し、自己紹介書や推薦状の内容を確認することもある。後者は、受験生の人格や価値観、修学能力の有無、創意力、専攻に対する適合性・資質・学問的背景・基本的常識などを深層的に評価するものである。方法そのものは一般面接試験と相違ない。

実技試験は、実技や実質的な実績を選考要素として活用する類型であり、特技者または

主に芸術・体育系列の学生選抜に採用されている。

上記の大学別考査のほかに、師範大学および教育大学などの教員養成機関における「教職適性評価」と、学科別の募集単位によって実施される「専攻適性試験」などの選考も行われている。

このような大学別試験の実施について、先述のように大教協は可能な限り大学別試験は実施しないことを推奨している。これは、受験生と保護者の大学入試に対する不安を助長し私教育の増加につながることを憂慮したもので、過去の学力考査形式の筆記試験に回帰しないよう警戒するものである²⁵。また論述試験などの筆記試験を実施する場合は、初・中等教育が追究する本来の目的を害しない範囲で運営するよう促している²⁶。

考察

以上、本章では韓国における大学入試制度について 1945 年から 2008 年の「入学査定官制度」が導入されるまでの歩みを概観し、現行の制度を詳述するとともにその改革の動向について検討してきた。韓国の大学入試制度は 1945 年の「大学別単独試験制」を皮切りに度重なる改革の歴史を有する。改善を試みる過程で生じる利害関係の葛藤が国家・社会の問題へと発展し、それに対応する政府は政策の一新を講じてきた。ところが、新たに打ち出された政策はまたもや利害関係の衝突を引き起こし、大同小異なサイクルを形成しながら改革を継続してきたのである。

この時期の入試政策の変遷をたどる際、分析の主要視点になるのは「選抜主体」であった。この間の入試政策は入学者選抜をめぐる政府と大学間の主導権争いを中心に展開され、これは政権が追求する入試政策の理念が「効率性」か「公正性」かに帰結する。すなわち、大学入試制度の管理主体が大学であるか、国家であるか、または国家と大学の共同管理であるかの主導権争いが繰り返されてきた。これまでの歴史を振り返ると、大学の選抜権と自律性が強調された時期には「大学別単独試験」が実施され、大学入試の社会的機能と公共性が強調された時期には「国家考査制」が採択された。そして、この 2 つの機能の調和が模索された時期には両制度が並行して行われたが、国家が管理する「修能試験」と大学が管理する「個別試験」が並行する現行の入試制度はそれに当たる。

またこれらの変化は教育問題を議論するときや政権が交代する度に大衆的な方案に偏重し、一貫性に欠けたものであった。そして、このような「朝令暮改」の入試政策に対応し切れなくなった高校の教育課程は正常に機能できなくなり私教育を助長し、それが拡大するなかで所得・地域間の教育格差を生み出すようになった。そして、格差の問題は入試改革を講じる際に排除できない要因として作用している。

韓国は 2021 年に再び修能試験の改編を予定していた。その主要内容は全試験科目に絶対評価を導入することであったが、持続的な反対世論によって施行案の確定まで 1 年の猶

予期間をもつこととなった。続く第2章と第3章では、これまで大学入試制度の反省から、「公正性」と「一貫性」、「安定性」を求める近年の入試政策の改革やその変遷についてより詳しく追究する。

-
- 1 京郷新聞（1984年1月14日付）。
 - 2 「実業・専業科目」には、農業、工業、商業、水産業などの実業に関する科目が含まれる。
 - 3 具体的に言えば、実験大学の運営や大学学生定員令の公表、学位登録制の実施、地方大学の拡充、大学教員再任用制、ソウル大学発展計画、師範大学の増設などが挙げられる。そして、経済的および諸事情によって一般大学に進学できなかった人のために放送と通信による高等教育の機会として1972年に放送大学を設立した（教育部「教育50年史」、471-473頁。）
 - 4 教育部（1998）、「教育50年史」、492-493頁。
 - 5 韓国日報（2014年11月28日付）。
 - 6 ユン・ジョンイル（1996）、『韓国教育政策の探究』ソウル：教育科学社、287頁。
 - 7 教育部、前掲書、493頁。
 - 8 大教協は、「高等教育法」第34条5および「高等教育法施行令」第32条を根拠にして各入年の2年6ヵ月前に「基本事項」を樹立して公表する。これをもとに個別大学は「大学入学選考施行計画（案）」を作成して「大学入学選考委員会」に提出し、主要事項に関する協議・調整を経て最終的に毎入試年度の前年が開始する10ヶ月前までに「大学入学選考施行計画（入学選考資料別の反映比率を含む）」を発表することになっている（大教協「2017年大学入学選考基本事項」、2014年）。
 - 9 その構成は、大学総長や市・道教育監、高等学校長、保護者などが委員として参加する。
 - 10 随時募集は、一般に1学期が終了する時点を基準に9月から12月の間に完結する。大学によっては募集期間内に1次、2次などに分けて選抜することもある。
 - 11 教育部「2017年度随時募集要項主要事項」2014年（報道資料）および教育部「2018年度随時募集要項主要事項」2017年（報道資料）。
 - 12 学生簿教科選考による選抜定員は13万8,995人で、学生簿総合選考の定員は7万101人であった。
 - 13 韓国大学教育協議会「2017年随時募集要項主要事項発表」（報道資料）。
 - 14 選抜群の分類対象には一般大学と教育大学は含まれるが、専門大学・産業大学は適用外となる。
 - 15 韓国大学教育協議会「2017年定時募集要項主要事項発表」（報道資料）。
 - 16 教育行政情報システム（National Education Information System：NEIS）。教育行政全般の効率性を高め、教職員の業務環境を改善するために韓国教育部が構築した全国単位の教育情報体系である。
 - 17 「自己紹介書」は、入学査定官による選抜評価において最も高い配点で設定される項目で、学生の経験や成長過程、進路と適正、価値観などを技術する。口述面接試験を実施する場合、その内容を確認することもある。
 - 18 但し、特殊目的校の卒業予定者または卒業者が同一系列の特別選考に志願する場合は、当該高校の特性と教育課程の特徴を反映することも可能である。
 - 19 内申正規の計算式は「(席次/全校生数)×100」である。
 - 20 「社会探究領域」は、「生活と倫理」と「倫理と思想」、「韓国地理」、「東アジア史」、「世界史」、「世界地理」、「法と政治」、「経済」「社会・文化」など9科目のうち最大2科目を選択することができる。
 - 21 「科学探究領域」は、「物理Ⅰ」と「化学Ⅰ」、「生命科学Ⅰ」、「地球科学Ⅰ」、「物理Ⅱ」、

「化学Ⅱ」、「生命科学Ⅱ」「地球科学Ⅱ」など8科目のうち最大2科目を選択することができる。

22 「最低学力基準」は、大学の入学者選抜において大学別に定める修能成績のボーダーラインであり、等級で示される。

23 朝鮮日報（2016年11月18日付）。

24 随時募集において、2015学年入試では5%が、2016年は10%以上、2017年は0.4%が減少する（韓国大学教育協議会、前掲書）。

25 韓国大学教育協議会、「第135次理事会議決事項」、2008年。

26 「高等教育法施行令」第35条第2項。

第2章 「入学査定官制度」の導入と「公正性」の問題

本章では、現行の大学入試制度に関する議論のなかで最も白熱した議論が飛び交う「学生簿」を用いる評価に注目する。なかでも、近年の大学入試で主流をなす「学生簿総合選考」をめぐる政策の変化をたどりながら、その関連制度の導入と運営、課題から近年の入試政策における公正性問題の捉え型を検討する。そのために、「学生簿」を用いた評価体制が構築された背景、すなわち「入学査定官制度」の導入と運営について「李明博政府」と「朴槿恵政府」、「文在寅政府」における関連政策を比較して整理する。また同制度を導入によって派生した諸問題と、その解決のためにはかられた改善策を公正性と関連づけて考察する。

1. 「入学査定官制度」の導入と選抜要素の多様化：李明博政府（2008～2013）

「入学査定官制度」が導入される以前の大学入試では主に「修能試験」や「学生簿」、「大学別考査」などを活用する成績中心の選抜評価が行われていた。ところが、これは初・中等教育段階で過度な「点数競争」をもたらすことが問題視され、2004年10月教育人的資源部（現、教育部）は「学校教育正常化のための2008年度以降における大学入学制度の改善案」を通して新たな大学入試制度の方向性を示した。同改善案は初・中等教育の正常化（内実化）を目的として「修能試験」の点数を等級化し、入学者選抜における「学生簿」による評価の比重を拡大することを骨子にした。「学生簿」の教科成績の代わりに、生徒それぞれの「創造力」や「特技」、「問題解決能力」、「リーダーシップ」、「ボランティア精神」などの多様な能力を評価することを勧告したのである。大学としても成績中心の評価では大学および募集単位の特性に相応しい人材を選抜するには限界があり、それまでの選抜方法は改善の余地があるとされた¹。このような背景から新たな大学入試制度の取り組みが模索されるようになった。またその過程のなかで、当時の大学入試制度の人的・行政的体制の不備を指摘する声も上がり、大学には「学生簿」の専門的な解釈ができる体制が求められた。そして、2007年アメリカのAdmission Officerの制度を参考にした「入学査定官制度」を導入するにいたった。

「入学査定官制度」は、教科成績と「修能試験」の点数だけでは評価し切れない受験者の「潜在能力」と「素質」、「可能性」などを多角的に評価して、各大学の人材像や募集単位の特性に相応しい学生を選抜する大学入試選考の先進化をはかる制度である²。2007年の大学入試においてソウル大学などの10大学でパイロット的に導入され、2008年度入試からは政府の予算支援を受けて運営する大学のほかに独自の予算を編成する大学も登場し40大学にまで拡大した。その後、実施大学と政府の財政支援が漸進的に増加して、2014年には78大学を支援対象に396億ウォン（約40億円）の支援が行われた³。

表 2-1 「入学査定官制度」運営の成果と課題

成果および効果	課題および問題点
<ul style="list-style-type: none"> ・公教育の内実化および活性化の誘導 ・大学および募集単位別の特性に合う人材選抜で大学の自律性の確保 ・大学入試関連業務の自律性および専門性の向上 ・大学教育の内実化および特性化の牽引 ・高校－大学間関係の強化 ・学生の力量に関する総合的な評価 ・学生選抜のパラダイムの変化 ・教育の「過程」を強調 ・高校の学生簿および教科成績の比重の強化 ・学校教育プログラムの特性化 ・非教科活動の活性化 ・教育の実質的な平等の実現へ接近 ・私教育軽減の効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな形態の私教育の誘発 ・入学査定官の専門性の向上と倫理的な責務強化の問題 ・選抜の公正性および信頼性と、評価の妥当性および信頼性の向上 ・志願者の提出書類に対する信頼性の確保 ・複雑な選考方法に対する整理の不足 ・入学査定官制度の持続可能性の問題 ・制度に対する理解不足と形式的な運営 ・制度運営時の過度な政府財政支援への依存 ・高校教師の学生簿、推薦書などの書類作成などへの過度な時間・努力の消耗 ・中等教育課程と入学査定官制度間の関係の不足 ・実質的な高校－大学間の関係プログラムの不足

出典：ナム・ボウ、『大学入試の環境変化による入学査定官制の定着方向』、韓国大学教育協議会、2012年（73頁）を参考に筆者作成。

戦後、韓国の大学入試は教科成績一辺倒の様相を見せてきたため、その点「入学査定官制度」の導入は従前の中等教育・大学入試において一大転換の意味合いをもつと言える。導入から約4年が経過した時点の同制度に対する評価は表2-1でまとめるとおりである。まず、その運営の成果として、高校と大学、ひいては社会全般にわたる多様な変化をあげることができる。最も注目し得ることは教育現場の変化であり、入試教育を中心に画一化の一途をたどっていた高校教育課程に多様な教育プログラムが導入されるきっかけを与え、公教育の内実化に寄与したことが評価される。また大学は既存の定量的な選抜方式から脱皮して定性的な選抜へと変化して、大学および募集単位別の特性に相応しい人材を選抜し、大学の学生選抜の自律性を確保することができた。さらに、「入学査定官」という大学入試の専門家を活用することで大学が高校の教育課程に関心を寄せるようになり、高校と大学間の連携が進むようになった⁴。そして、志願者の学習環境に配慮して評価することで、教育の疎外地域や多様な階層の志願者に教育の機会を提供し、入学者の出身高校や地域、階層などの多様化にもつながっている⁵。

その一方、入学査定官制度の弊害を指摘する声も少なくない。同制度による選抜評価は入学査定官の主観による定性的評価が主であり、評価の専門性と倫理的な責務が問題視される。また評価の信頼性と公正性も課題としてあげられる。同制度の当初からのねらいは公教育（学校教育）の正常化であり、言い換えれば、公教育以外の私教育の抑制やその軽減を念頭においたものであった。ところが、新たな選抜方法の運営が受験生と保護者には不安を煽り、それを払拭するために入試コンサルティングや非教科領域対策などの新たな形態の私教育が横行するようになった。そのほかにも、制度運営において大学の政府財政支援への依存度が高く、今後の制度の持続可能性を疑問視する意見もあった⁶。

概して、入学査定官制の導入が韓国の大学入試もたらした新たな課題は大きく 2 つに大別することができる。

第 1 に、入学査定官を中心とする選抜過程における評価の「公正性」の問題である。2012 年 9 月、教育科学技術部（現、教育部）が国会に提出した資料「全国 4 年制大学の入試選考類型の現況」では、大学入試選考の数（種類）が著しく増加したことが指摘された。2013 年度の大学入試で実施される入試選考の数は随時募集で 2,105 (66.1%) 選考と定時募集で 1,081 (33.9%) 選考となり、延べ 3,186 選考の異なる選考が実施された⁷。このような多様な入試選考は大学からすれば自律性の確保が期待され、受験生の立場からしても選択の幅が広がる効果がある。ところが、その選抜過程は定性的評価によって行われるもので、可否判断の明確な根拠が乏しく評価の公正性、すなわち評価の「透明性」の問題につながる。特に入試結果の開示義務を持たない「大学別考査」において評価の公正性の担保は欠かせないものであり、受験生側としては敏感に意識せざるを得ない問題でもある。それゆえ、不透明な評価に対する不安は受験準備に混乱をきたす可能性を有し、私教育への依存度を高める結果を招きかねない。

第 2 に、入学査定官制度の拡大に伴う私教育の誘発による「格差」の問題である。先述にもあったが、大学は独自の「論述試験」と「面接試験」を通して入学者を選抜し、専攻によっては「適性検査」を行うところもある。当時（2013 年度）の大学入試の状況をみると、ソウルに所在する主要大学のうち随時募集を行う大学の 52.8%がこのような「大学別考査」を実施した⁸。主要大学の状況がこうあるだけあって、多くの受験生が多様な個別試験に対応するために入試コンサルティングなどの私教育に依存し、公教育が崩壊して私教育費を助長することが憂慮されてきた。そして、そのような状況が続ければ、莫大な私教育費を負担できる家庭とそうでない家庭の受験生間の大学進学機会への不平等または格差が膠着し、ひいては社会構造の階層移動における負のスパイラルを形成しかねないと言えよう。

入学査定官制度は李明博政府の代表的な教育政策であった。ところが、運営初期から当初の実施趣旨とは裏腹に公正性の確保を主たる課題とする諸問題に直面し、政府と大学は

補完策を講じるようになった。教育部は制度独自の財政支援は行わず、「高校教育正常化寄与大学支援事業」の一環として同制度を支援し、「学生簿中心選考」の内実化と入試評価の公正性の確保を強調した。その政策趣旨は文在寅政府でも引き継がれ、「高校教育寄与大学支援事業」において入学査定官などの評価の専門人力の人件費を含む大学入試選考の運営費などを支援し、2018年には68大学が選定された⁹。一方、大学は自己紹介書の盗用や代筆などを防止するために自己紹介書分析システムを導入するようになった。そして、次の政府においても入学査定官制度を補う諸施策が大学入試政策の中心をなすようになる。

2. 財政支援事業と連携した選抜方法の簡素化：朴槿恵政府（2013～2017）

(1) 選抜方法の簡素化

入学査定官制度は、政府首長が変わって朴槿恵政府が樹立した後の2015年に「学生簿総合選考」に名称が変更された。朴政府では同制度の拡大をはかりつつ、「大学入試の簡素化」を推し進めて現状の改善に取り組もうとした。選抜方法の簡素化が初めて提案されたのは前政権の李政府下の2011年12月7日「国家教育科学技術諮問会議」の政策提言であった。それには「選抜類型の簡素化」と「随時募集志願回数の制限」の方針が決まり、朴政府樹立後の2013年には受験生と保護者の負担軽減のための大学入試の簡素化が国定課題として採択された。そして、大学は「学生簿」、「論述試験」、「修能試験」を中心に自律的に入学者選抜を実施することとなり、随時募集では「学生簿」または「論述試験」を、定時募集は「修能試験」を中心に、選抜要素および反映比率を単純化することが推奨された。

ところが、優秀な学生を確保するための大学間の競争は依然として激しく、選考タイプの複雑化と頻繁な変更などの問題が相次いだ。そこで、教育部は2013年10月「受験者・保護者の負担緩和と学校教育の正常化のための大学入学選考の簡素化および大学入試制度発展方案」を発表した。その改善方向は、選抜方法の簡素化をもとに大学の学生選抜権を尊重して選考の運営原則と体系を提示し、自律的な簡素化を誘導することを骨子とした。具体的に言えば、1) 簡明で予測可能な大学入学選考が運営されるようにして受験者・保護者の負担を軽減する、2) 政府は大学入学選考の方向を示して制度的枠組みを提示する、3) 大学の自律性を尊重して規制を最小化し、規制よりは財政支援などを通して大学が学校教育の正常化に寄与するよう積極的に誘導する、4) 高校や保護者、大学、政府などが共に参加する協力システムを構築するなどの項目が明示された¹⁰。

このような大学入試簡素化の取組みに関して、教育部は「2014年主要業務報告」のなかで、大学入学選考数が減少するとともに学生簿の反映比率が拡大していることを報告した。それによれば、2014年度の大学別の選考数が6.76だったのに対して、2015年度は4.15に減少し、「学生簿」の反映比率は2014年度の44.5%に対して2015年度は54.6%へ拡大

した¹¹。しかし、政府の肯定的な評価にもかかわらず受験者・保護者の実感の程度は低く、「論述試験」や外部スペックの反映などに対する不安感は拭えないものであった。このような現状から入学査定官制度の問題は、2017年5月に新たに樹立した文存寅政権でも引き続き国定課題として採択されるようになる。また2021年から導入される新たな大学入試制度の改革案の検討においても重要課題として位置づけられるようになった。

(2) 公教育の正常化：私教育費の軽減策

朴政府における大学入試政策と関連するもう1つの動向として「私教育費の軽減」をはかる施策を挙げることができる。教育部の「2014年主要業務報告」によれば、多角的な政策支援によって私教育費（学校外教育）の負担は減少の傾向にあったが¹²、高額な私教育費による受験者・保護者の負担は依然として存在した。そこで、教育部は韓国の教育問題の根幹とも位置付けられる私教育横行の是正政策の一環として「公教育正常化の促進および先行教育の規制に関する特別法」を制定し2014年9月12日から施行した。

別名「公教育正常化法」とも言われる同法では、その目的について「〔初・中等教育法〕によって公教育を担う初・中・高等学校の教育課程が正常的に運営されるよう、教育関連機関の先行教育および先行学習を誘発する行為を規制することで「教育基本法」で定める教育目的を達成し、児童・生徒の健全な心身発達をはかることを目的とする」と規定している。その内容は、先行学習を誘発する慣行を根絶して私教育の軽減のための対策を樹立・施行することを骨子とし、特に高校および大学入試に関しては2015年の大学入試から「先行学習影響評価」を導入した。これは、各大学の個別試験が先行学習に与えた影響を評価して、その報告書を公開することで、選考の問題項目と評価基準などが高校の教育課程の範囲と水準を遵守しているかを確認するものである。これに当たって各大学は公正性を確保するために大学内外の委員で構成される「入学選考影響委員会」を構成し、「大学別考査」の問題項目を検討するとともにその結果を審議する。また現職の高校教員と教育課程専門家を実務委員として委嘱して徹底した評価を実施することが定められている。実施から2年目を迎える2017年度の大学入試ではソウル大学をはじめとする11大学の個別試験で違反事例が摘発された。これは論述試験と口述試験、面接試験を実施した57大学の2,294問題項目を対象に調査によって明らかになったことで、違反大学は財政支援の制限や違反系列の学生募集停止、定員削減などの懲戒処分を受けることになった¹³。

そのほかの私教育費の軽減を誘導するための施策には、第1章で言及したとおり「修能試験」の必須科目に指定された「韓国史」科目の私教育を抑制するためにその評価方法に「絶対評価」を導入している。また2018年大学入試からはその範囲を拡大して「外国語領域（英語）」も「絶対評価」に変更された。なお、2017年には2021年の「修能試験」改編に向けて全領域の評価方法を「絶対評価」に変更する方針で検討してきたが、それに反

対する世論を収斂し、新たな改編案の発表を1年後の2018年に見送ることとした。

(3) 大学への財政支援と規制

以上のような政府施策の実質的な具現のために朴政府では大学に対して「飴と鞭」の戦略を施した。2013年に提出された「大学入試選考の簡素化および大学入試制度の発展方策」をもとに、翌年3月には「高校教育正常化寄与大学支援事業」を確定し発表した。同事業は、受験生と保護者の大学入試に対する負担を軽減するとともに、大学が高校教育の内実化に寄与するよう促すことを骨子とする。要するに、法令上大学の自律に委ねられている入学者選抜について大学が自ら改善をはかるように誘導して、大学入試が高校教育に与える肯定的・否定的な影響を総合的に評価し、その結果をもとに財政支援を行う方法で推し進められる事業である。

実施初年度の2014年の65大学をはじめ2015年から2017年までは毎年約60大学が支援対象になった¹⁴。また教育部はそのなかから毎年3大学を優秀大学に指定して、その取り組みを優秀事例として紹介した。ここでは、個別大学の同事業への対応状況を把握するために、2015年の同事業で優秀大学に評価された高麗大学の事例を挙げておく。

表 2-2 「2015年高校教育正常化寄与大学支援事業」優秀大学（K大学）の事例

区分	募集人数および選抜比率					
	学生簿教科	学生簿総合	論述中心	実技中心	修能中心	計
2015年	270人 (8.3%)	853人 (26.1%)	550人 (16.9%)	335人 (10.3%)	1,256人 (38.5%)	3,264人
2016年	206人 (6.3%)	1,027人 (31.4%)	484人 (14.8%)	299人 (9.1%)	1,255人 (38.4%)	3,271人
2017年	20人 (0.6%)	1,275人 (39.0%)	484人 (14.8%)	299人 (9.1%)	1,190人 (36.4%)	3,268人

出典：教育部、「2015年高校教育正常化寄与大学支援事業の選定結果発表」（2015年7月）より。

高麗大学の取り組みのなかで注目されることは、表 2-2 で示されるように「修能中心選考」および「論述中心選考」の比重を減らしつつ「学生簿中心選考」を積極的に拡大したことである。特に、「学生簿教科選考」を縮小しながら「学生簿総合選考」を中心に入試選考の体制の転換をはかっている。つまり、同事業での政府の意図どおりに入学者選抜の選考（方法）数を減らして簡素化に取り組んだのである。

もう1つ高麗大学の特徴的な取り組みに、随時募集での「論述中心選考」の縮小および

修能最低学力基準の全面的な廃止を挙げることができる。高校教育課程の範囲とレベル内で論述選考を運営し、修能最低学力基準を廃止する代わりに学生簿を補完的な選考資料として活用している。ほかにも、語学特技者選考を廃止したことや、入学査定官の身分の安定化をはかって専門性を向上するための教育訓練を実施するなどの努力が評価のポイントになった¹⁵。

「高校教育正常化寄与大学支援事業」の実施は政府の財政支援を必要とする大学の努力によって実質的な成果を出し始めた。表 2-3 のように「学生簿中心選考」が漸進的に拡大する一方、私教育を誘発する憂慮のある「論述試験」や「(語学) 特技者選考」などが減少して可視的な変化があらわれたのである。

表 2-3 「高校教育正常化寄与大学支援事業」の成果

入試選考の改善	2015 年	2016 年	2017 年
学生簿中心選考 (%)	44.4	54.9	57.4
(語学) 特技者選考 (人)	4,325	2,225	1,474
論述試験 (人)	17,737	17,417	15,349
適性検査 (人)	19,420	5,835	4,639

出典：教育部、「2016 年高校教育正常化寄与大学支援事業基本計画」(2016 年 2 月) より。

以上のように朴政府における大学入試政策は入学査定官制によって多様化とともに複雑化した選抜方法を簡素化し、学生簿を評価要素の中心に位置付けることで公教育の正常化および私教育の抑制を試みた。現状はその理想と乖離があることを意味する。さらに言えば、韓国の「公教育」にはそれと拮抗する概念として「私教育」が常在し、実際児童・生徒の 70.5% (2017 年時点) が私教育に参加している。また学齢人口の減少にも関わらず、その費用は年々増加傾向にある¹⁶。2018 年度の大学入試から修能試験の「英語」領域が絶対評価に変更されたのも同じ文脈による措置であり、英語科目の私教育費を軽減するための措置であった。このように大学入試による公教育の正常化は、私教育を触媒にして親世代の経済格差が子ども世代へ代替わりする負の連鎖を断つために重要である。したがって、次の政権の教育政策でもその方向性は継続するようになる。

3. 政府介入による選抜類型の簡素化：文在寅政府 (2017~2022)

(1) 政権交代と教育政策の刷新

2017 年 3 月、韓国では史上初の大統領罷免によって 8 年間続いた「保守」政権が崩壊し「進歩」政権が樹立した。「ロウソク市民革命」の名を冠する、ラディカルな改革への願望を背負って出帆した文在寅政府は、「国民主権の時代」へと新たな時代精神のもとに国政

運営のパラダイムの転換をはかった。政権交代の原因となった不公正な機会への不満、格差の拡大による希望の喪失、それらによる個人と社会全体の不安が蔓延する現状を打開するために「正義」を時代精神として挙げ、国民との疎通を重視して国民参加型の国政運営を強調した。

このような国政運営の方針は教育政策でも見受けられる。2017年7月に公表された「国政運営5ヵ年計画」では100の国政課題が設定されたが、なかには図2-1で示されるように6つの教育課題も含まれている。



図 2-1 文在寅政府の教育課題

出典：国政企画諮問委員会、「文在寅政府の国政運営5ヵ年計画」（2017年7月）。

大学入試制度と関連する事案は「教室革命による公教育の革新」と「教育の希望のはしご復元」の2つの課題である。前者は、現行の学校教育が競争を煽る入試中心の教育であるという問題意識から核心力を涵養する教育へと転換を目指すもので、「大学入試選考の簡素化と公正性の向上」を実践課題とする。また後者は、教育機会の格差が、社会全般における階層間格差を再生産して負の連鎖が繰り返されるという判断のもと、疎外階層に対する教育支援を拡大する「希望のはしご」の構築に取り組む。これを具体化する措置として、社会的配慮が必要な階層に大学入学への支援を強化するとともに、学歴・学閥主義の慣行を撤廃することを実践課題にした。ほかにも、低所得層に対する大学入学支援をはじめ、非首都圏地域出身の高校生が地域大学（医学・薬学系列大学）に入学する機会を拡大し、大学別の面接試験では「出身高校ブラインド面接」を実施するなど、疎外階層への多様な教育支援を通して、社会進出の平等および社会における格差の是正をはかる。これら大学入試を取り巻く格差の是正の措置については第5章と第6章で具体的に述べることにする。

以下では、これらの現政府における大学入試をめぐる取り組みの様子と特徴について検討していく。

(2) 「高校教育寄与大学支援事業」の継続と改編

2018年、文政府においても大学入試制度の改善を通して現状を打開する取り組みとして「高校教育寄与大学支援事業」が講じられた。同事業は、朴政府の「高校教育正常化寄与大学支援事業」を前身としてその方向性は維持するが、新政府の国政課題とマスコミおよび国政監査などで提起された改善必要事項などを反映して評価指標を再構造化した。すなわち、受験生と保護者の大学入試への負担を緩和して、学校教育の内実化をはかるために入試選考の単純化および公正性を改善するほか、「機会均衡選抜」を拡大するなど総合的な入試選考の改善を誘導するものである。

この取り組みで政府の財政支援を受けるには、表 2-4 で示す 6 つの評価項目に基づく大学別の 2019 年および 2020 年の「大学入試選考施行計画」などが評価される。項目ごとの評価指標、つまり必要とされる主要な改善内容は次のようにまとめられる。

表 2-4 「高校教育寄与大学支援事業」選定評価の指標

評価項目	評価指標
①入試選考の単純化および透明性の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・入試選考名称の標準化、選考方法数の縮小努力など ・受験生の提出書類負担の緩和努力 ・入試情報の公開、透明性の強化 -入試選考情報の充実性、理解の容易性など -大学入試ポータルサイトへの情報公開、過去問題の公開など
②入試選考の公正性の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・入試選考運営上の公正性の強化 -回避・除斥ガイドラインの遵守、大学内の規定・過程、妥当性、適用例など -類似度検証規定・過程、妥当性、適用例など -評価専門人力の倫理遵守および強化の努力 -その他公正性確保のための大学独自の努力など ・ブラインド面接（出身高校など）導入の努力 ・保護者の職業記載の禁止 ・年齢および卒業年度など支援資格の緩和努力
③学校教育中心の入試選考の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・学生簿中心選考の公正性および運営の内実化 -（学生簿総合）評価過程（多数－多段階評価など）、選考要素および反映比率の公開、高校の多様性確保の努力、共通様式の遵守など -（学生簿教科）教科の反映方法・教科目、実質的な影響力など ・修能成績の合理的な活用および改善の努力 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学別考査」の合理的な運営および改善の努力

	<ul style="list-style-type: none"> - 施行の有無、選抜比率、高校教育課程範囲内での出題状況など ・ 特技者選考の合理的な運営および改善の努力 - 施行の有無、選抜比率、選抜学科の適切性など
④機会均衡選考の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員内・外の機会均等選抜規模の適切性 - 機会均衡選考の選抜比率 ・ 機会均衡選考の選抜過程の合理性・公正性
⑤入試選考の運営体制	【類型Ⅰ】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学査定官の確保現況および計画 ・ 入学査定官の身分安定化の現況および計画など ・ 入学査定官の専門性向上の現況および計画
	【類型Ⅱ】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域および学校環境を考慮した入試選考運営の努力 ・ 入試選考運営の電算化
⑥事業および予算計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校 - 大学連係など事業計画の妥当性 ・ 予算計画の適切性

出典：教育部、「2018 高校教育寄与大学支援事業基本計画（案）」（2018 年 2 月）を参考に筆者作成。

①選抜方法の「単純化」および「透明性」の強化

入試選考の「単純化」と「透明性」に関連して、朴政府の財政支援事業で進められた選抜方法（種類）の縮小と提出書類の最小化を通して受験生の負担を減らすことに加えて、新たに「選考名称の標準化」が必須評価指標として提示された。2020 年度の大学入試から導入される入試選考の名称は大学が自律的に設定できるが、統一した選抜類型を表記することが必須事項として適用される。例えば、A 大学の従来の選考名称が「グローバル融合人材選考」であれば、「学生簿総合（グローバル融合人材選考）」のように選抜類型を明示することになる。これは入試選考の標準体系のなかでどの類型に該当するかを分かりやすく表記することで、受験生と保護者の入試に対する理解を助けるための措置である。また選考の透明性を改善するために十分な入試情報の公開と提供を促している。

②評価の公正性の改善

入試選考運営の「公正性」に関しては、初の試みとして「ブラインド面接」が導入される。その背景には、主要大学の「大学別考査」において大学独自の「高校等級制」（ランキング）を適用して特殊目的高校¹⁷出身の志願者を優先的に選抜しているという疑いの声が続かない現状がある。この疑いを払拭して多様な設立形態の高校出身者を平等に選抜すべく、面接試験時に志願者の出身高校などの情報を提供せず評価を実施する方法が講じられ

たのである。そのほかにも、志願者の年齢や卒業年度、両親の職業などの評価に不利に作用し得る情報の記載を禁じて個人情報の提供における制限事項を設け、違反大学にはペナルティを課すようにする。また入学業務関係者の回避・除斥システム¹⁸などの運営による公正性の確保を誘導している。

③学校教育中心の選考運営

学校教育（公教育）中心の選考の運営はこれまでも強調されてきたとおりであり、大学が高校の教育課程を中心に入学者選抜を運営するよう誘導するものである。「学生簿中心選考」の実施が年々拡大するなか、大学には従来どおり「学生簿総合選考」の「公正性」と「透明性」を確保することを勧奨して、「学生簿教科選考」の内実化をはかるものである。そのために、細部指標の評価を厳格化して「先行学習禁止法」¹⁹の違反大学に対する制裁を強化する。例えば、初回の違反時には減点措置を、2回目の違反には減点の加重および事業費の削減、3回目の違反では次年度の事業対象から排除するように規定を定めた。

④「機会均等選考」の運営

「機会均等選考」の運営でも現政府の大学入試政策の特徴が出ている。国政課題でも挙げるとおり、教育の格差の是正を目指して低所得層・障害者・農漁村出身の学生などの社会的配慮の対象者に対する大学教育の機会を拡大するものである。中心的な施策になるのは「機会均等選考（原語：「고른기회전형」と「기회균등전형」）」による選抜の拡大であり、特にこれまで定員内・外で実施されてきた選考を定員内で運営するよう誘導して、その定着を試みる。多様な階層を選抜対象にするだけでなく、以後の登録率および中途退学状況なども考慮して合理的な運営の可否などをも含めて総合的に管理することを目指している。

⑤大学入試の運営体制

大学入試の運営体制に関しては「類型Ⅰ」と「類型Ⅱ」に区分して評価が行われる。「類型Ⅰ」では入学査定官の確保および身分の安定化、専門性の向上などを支援し、「類型Ⅱ」では大学が所在した地域の環境を考慮して入試の設計・運営時に反映させるとともに、選考運営の電子情報化をはかる。

⑥事業および予算計画

最後に、事業および予算計画では、高校－大学間の連携活動や「機会均等選考」で選抜された学生への指導や共同活動・共同研究などの事業の適切性を強調する。

政府はこれら評価指標の再構造化を通して選抜方法の単純化と公正性を改善するために、大学が自律的な改善努力を継続するよう誘導しようとした。事業期間は2年間（2018年2月～2020年2月）であり、2018年の1年間は約65大学に559億4,000万ウォン（約55億円相当）の予算が支援された。支援類型は、すべての大学を対象にして入学者選抜の改善を誘導する「類型Ⅰ」（約60大学）と、地方の中・小規模大学²⁰の教育環境および活動

力の強化を支援する「類型 II」（約 5 大学）に分類される。なお、2018 年事業の支援大学を選定した後、中間評価を通して一定点数（70/100 点）以下となる大学は次年度事業の対象から排除される。

表 2-5 「2018 高校教育寄与大学支援事業」の選定結果

区分	類型 I					類型 II
	首都圏 1	首都圏 2	地方 1	地方 2	特殊目的	地方中小型
申請大学数	18	18	18	17	9	14
選定大学数	15	14	15	12	6	6

出典：教育部、「2018 年高校教育寄与大学支援事業の選定結果」（2018 年 5 月）報道資料より。

2018 年の同事業には延べ 94 大学が申請し、選定評価を通して 68 大学（類型 I：62 大学、類型 II：6 大学）の支援対象が確定された。事業申請大学と選定大学を申請類型や所在地、規模、特性などによって区分して評価した結果は表 2-5 のとおりである。例年に比べて注目されることは、地方の中・小規模大学における入試環境改善および活動の強化をはかる「類型 II 型」への関心と志願が相対的に高かったことである。

(3) 大学入試をめぐる動向

以上のように文政府の大学入試政策では選抜方法の「単純化」と「公正性」を改善することに重点をおき、評価項目を新設して運営過程の制裁を強化するなど、入学者選抜における大学の責務性を強調した実績評価を推し進めてきた。また前政府の政策方向性を維持しながらも、「格差の是正」を試みる「機会均等選抜」を拡充し、ここに文政府の大学入試政策の特徴が見て取れる。以下では、このような財政支援政策下で進められた近年の大学入試の主な動向を 2017 年から 2019 年の入試計画をもとに整理し、その特徴的な動きとして「機会均衡選考」と「地域人材選考」の義務化の動向について検討する。

① 選抜類型の標準化段階へ

まず、大学入試の全体的な実施状況は表 2-6 で示されるとおりである。募集人数は 2017 年 35 万 5,745 人から 2018 年には 35 万 2,325 人へ、2019 年には 34 万 8,834 人へと減少傾向にある。このように学齢人口の減少が随時募集の実施推移からも確認できるが、随時募集による入学者選抜の比率は着実に増加しており、2017 年の 69.9%から 2019 年には 76.2%と約 6%増加している。特に「学生簿中心選考」による選抜者数は持続的に増加して 2017 年の 60.0%から 2019 年には 65.7%にまで増え続けた。

この推移からすれば、大学入試の選抜類型は政府が提示する標準体系に基づいて、随時募集は「学生簿中心選考」を、また定時募集は「修能中心選考」を中心に拡大しており、

選抜類型が安定していく様子が窺える。「入学査定官制」が導入されて10年が経過し、選抜要素の多様化に伴う選抜類型の乱舞などの諸問題が提起されてきたなか、政府政策のもとでようやく選抜類型の「簡素化」が可視化してきたのである。

表 2-6 大学入学者選抜類型別の実施現況

区分	選抜類型	2017年		2018年		2019年	
		人数 (%)	割合	人数 (%)	割合	人数 (%)	割合
随 時 募 集	学生簿（教科）	141,292人 (56.8%)	39.7%	140,935 (54.3)	40.0	144,340 (54.3)	41.4
	学生簿（総合）	72,101 (20.3)	20.3	83,231 (32.0)	23.6	84,764 (31.9)	24.3
	論述中心	14,861 (6.0)	4.2	13,120 (5.1)	3.7	13,310 (5.0)	3.8
	実技中心	17,942 (7.2)	5.0	18,466 (7.1)	5.3	19,383 (7.3)	5.6
	その他	2,473 (1.0)	0.7	3,921 (1.1)	1.1	4,065 (1.5)	1.2
小計		248,669 (100.0)	69.9	259,673 (100.0)	73.7	265,862 (100.0)	76.2
定 時 募 集	修能中心	93,643 (87.5)	26.3	80,311 (86.7)	22.8	72,251 (87.1)	20.7
	実技中心	12,280 (11.5)	3.5	11,334 (12.2)	3.2	9,819 (11.8)	2.8
	学生簿（教科）	437 (0.4)	0.1	491 (0.5)	0.1	332 (0.4)	0.1
	学生簿（総合）	671 (0.6)	0.2	435 (0.5)	0.1	445 (0.5)	0.1
	その他	45 (0.0)	0.0	81 (0.1)	0.0	125 (0.2)	0.1
小計		107,076 (100.0)	30.1	92,652 (100.0)	26.3	82,972 (100.0)	23.8
合計		355,745	100.0	352,325	100. 0	348,834	100. 0

出典：韓国大学教育協議会「2019学年度大学入試選考の施行計画発表」（2017年5月）報道資料より。

②「機会均等選考」の義務化と拡大へ

文政府は、2018年2月に公表した「2018年教育部業務計画」を通して2021年度の入試から「機会均等選考」の実施を義務付ける方針を示した。国政課題などでも言及されたように、疎外階層に対する大学入学の支援を強化するために低所得者層と障害者、農漁村学生などを対象にする「機会均等選考」を義務化するためである。これは大学が入試選考の計画や募集要項を作成する際のガイドラインである「基本事項」の改正によって本格化を目指し、2018年8月に公表された2021年に向けた「基本事項」でその義務化の事項が新たに規定された。

表 2-7 「特別選考」の分類

定員内	定員外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家報勳対象者 ・ 晩学徒 ・ 地域人材 ・ 特性化高校卒業生 ・ 基礎生活受給者、次上位階層、ひとり親家族支援対象 ・ 特性化高校などを卒業した在職者 ・ 障害者などの対象者 ・ 西海 5 島出身の生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農漁村の生徒 ・ 特性化高校卒業生 ・ 基礎生活受給者、次上位階層、ひとり親家族支援対象 ・ 特性化高校などを卒業した在職者 ・ 障害者などの対象者 ・ 在外国民と外国人 ・ 西海 5 島出身の生徒 …… など

出典：韓国大学教育協議会、「2021年大学入学選考の基本事項」（2018年8月）より。

「機会均等選考」は「特別選考」の一環として実施されるが、表 2-7 で示すように「定員内特別選考」と「定員外特別選考」に分類される。前者は大学の入学定員内で自律的に独自および差等的な基準が必要な学生を選抜する際、別途の志願資格を設定して入学者を選抜するものであり、後者は高等教育の機会を平等に提供するために所得・地域などの差異を考慮して選抜する必要がある場合、「高等教育法施行令」第 29 条および特別法に準じて大学が自律的に実施するものである。文政府は 2021 年の入試からこの両者のいずれかにおいて「機会均等選考」を実施することを義務付けた。

それまでの同選考の募集定員は最低選抜比率が設けられず上限の基準として全体定員の 11%まで選抜できるが、運営方式などは大学の自律に委ねられている。ところが、実際 11%の上限を充足する大学はほとんど見当たらない。2016 年の主要大学が実施した同選考の状況をみれば、ソウル大学は 4.8%、高麗大学は 5.5%、延世大学は 6%で、これらの数値から大学の消極的な態度が読み取れる²¹。このような状況のなかで文政府では同選考の

実施が義務化となり、今後その実施比率が半ば強制的に拡大していくことが予想される。

表 2-8 「機会均衡選抜」の募集推移

区分	2017 年	2018 年	2019 年
定員内	15,005 人 (4.2%)	16,500 (4.6%)	19,337 (5.5%)
定員外	24,078 (6.8)	23,806 (6.8)	24,034 (6.9)
計	39,083 (11.0)	40,306 (11.4)	43,371 (12.4)

出典：韓国大学教育協議会「2019 年度大学入学選考施行計画」（2017 年 4 月）報道資料。

近年の機会均衡選抜の実施推移は表 2-8 で示すように持続的に増加傾向にある。現政府の樹立当初の 2017 年は定員内募集が 1 万 5,005 人であったが、2018 年には 1,223 人が増加し 1 万 6,500 人に、2019 年には 3,065 人が増加した 1 万 9,337 人になった。定員外募集においては 2018 年に若干減少したが、2019 年には再び増加して 2 万 4,034 人を選抜し、全体的には増加傾向がみられる。特に 2019 年のその増加幅が目立つ原因は、政府が国政課題などを通して同選考を拡大する方針を明らかにし、各大学の施行計画に速やかに反映されたことと考えられる。

③「地域人材特別選考」の義務化へ

もう 1 つの教育格差の是正を念頭においた大学入試の措置として「地域人材特別選考」がある。同選考は「地方大学および地域均衡人材育成に関する法律（地方大学育成法）」によって 2014 年から医学・歯学・韓医学大学で実施されている。「首都圏集中現象」を背景に地域の優秀人材が大学進学を契機に首都圏へ流出される事態を防止して地域人材として育成することを目的とする。同選考への志願資格は大学と高校の所在地を基準に判断しており、大学と同じ地域の所在する高校出身者には別途の評価基準を適用して優先的に選抜する。選抜定員は圏域別の選抜比率²²または募集単位によって異なる。

先述ように「2018 年教育部業務計画」では大学入学者選抜における「機会均衡選考」の義務化を明かしたが、それと同時に「地域人材特別選考」も義務化が表明された。当時の大学入試において同選考は「勧告」事項であり強制力を有しないことから、その実施比率に顕著な成果はなく、「地方大学育成法」の趣旨が具現されずにいた。ただ、文政府が樹立する直前の 2017 年 3 月に公開された「経済・社会の両極化に対応する教育福祉政策の方向と課題」では同選考の実施比率を現行の 30%から 50%へ増加する方案が盛り込まれていた。そこで、文政府は同選考を大学の自律ではない強制事項に変更する方針を固め、2018 年内に関連法律を改正した。その詳しい展開とその後の動向については第 6 章で取りまとめることにする。

表 2-9 「地域人材特別選考」の募集推移

区分	大学数（大学）	募集人数（人）	比率（％）
2017年	81	10,120	2.8
2018年	81	10,931	3.1
2019年	81	13,299	3.8

出典：韓国大学教育協議会、「2019年度大学入学選考施行計画」（2017年4月）報道資料。

表 2-9 で示すとおり近年の「地域人材特別選考」の選抜規模は持続的に増加している。2019年の同選考による募集人数は1万3,299人で2018年の1万931人より2,368人の増加が予定されている。したがって、全体の募集人数に対するその比率も2018年度の3.1%から2019年度には3.8%へ0.7%が増加した。大学数を基準にみれば2017年から変化はなく81大学で実施されているが、このなかには医学・歯学・韓医学大学の募集定員842人も含まれている。これら医科大学の「地域人材特別選考」は2018年に比べて129人増加した規模である²³。このような医科大学における「地域人材選考」の増加は、同選考が地域の優秀人材の流出を抑制する手段として機能するという点で特別な意味をもつ。

考察

以上、本章では近年の3政府にわたる大学入試政策の変遷をたどって、現行の大学入試制度が導入された背景と政策の動向を検討してきた。

「入学査定官制度」（現、学生簿総合選考）は2008年度入試の導入期から世論の叱咤を受けてきたが、現在では韓国の大学入試制度の主軸として位置付けられている。同制度は、10年間の運営を経て、既存の「修能試験」と「教科成績」という画一的な大学入試の選抜体制に変化をもたらす嚆矢となった。多様な選抜要素および選抜資料を活用した評価方法は、韓国の大学入試制度に新たなパラダイムを提示し、学校教育課程の変化を誘導するなど有意義な成果を見出すことができる。

ところが、新たな制度の導入は新たな課題をも生み出した。評価者の専門性や倫理的な問題など入試の評価と直接な関連をもつものもあるが、教育環境の全般に影響を及ぼすより根本的な課題は選抜方法の複雑化であった。これは、大学の自律的な運営を強調する李政府の政策基調と同制度における学生選抜の多様性が相まった形でもたらされた現象で、受験生と保護者にとっては大学入試への不安を助長するものであった。そこで、彼らの私教育（受験産業）への依存度が高まり、これはまた公教育（学校教育）の機能の低下につながるようになった。ここから「学生簿中心選考」の拡大と安定化を推進するには「公教育の正常化」への対策を両立することが必要と認識されるにいたったのであった。

朴槿恵政府では「高校教育正常化寄与大学支援事業」を通して、「大学入試の簡素化」と

「学校教育の正常化」を誘導する財政支援に取り組んだ。政府の財政支援への依存度の高い韓国の大学は同事業に積極的に参加し、一定の成果、すなわち入学者選抜方法の簡素化を可視化する効果を得た。ところが、大学側からすれば、これらの動向は学生選抜における大学の自律性を侵害するものであった。

政権交代を成して樹立した文在寅政府では大学入試政策でも「進歩的」志向があらわれた。前政権の政策趣旨を受け継いで「学校教育の正常化」と「私教育費の軽減」を基本方針とする「高校教育寄与大学支援事業」を継続しながら「公正性」の確保を強調する。そこで、「特別選考」を1つの方便として活用して「機会均等選考」の拡大に取り組んだ。それまでの大学入試でも「機会均衡選考」は強調されてきたが、文政府は同選考の拡大に対する強い意志を表明し、大学入試を通しての「教育の格差」の是正をはかっている。そして、この意志を貫徹するために大学に対しては「飴と鞭」で対応する。すなわち、大学の財政支援事業を推し進めながら関連規定と推奨事項の違反および不履行に対する制裁を強化したのである。このようにして、大学の入学者選抜権の自律性はさらに制限されるようになった。

韓国の大学入試制度の変遷をたどる際、分析の視点の一つは「選抜主体」であった。過去の大学入試制度は、国家と大学における学生選抜の主導権争いの様相で展開されてきたことに由来する。そして、近年の大学入試政策を振り返れば、「入学査定官制」の導入をきっかけにその主導権を大学がもつようにもみえたが、政府の財政支援事業と制裁強化によって主導権が国家に近づいているようにもみられる。そして、2017年文政府は「修能試験」の改編を中心とする大学入試制度の改革に乗り出した。

韓国社会における大学入試制度と政策は時代を問わず常に社会的な関心事であり、関連する議論もさまざまなものがあった。これは、韓国社会における「大学」のもつ意味として「希望」が大きく作用したものと考えられる。また以前の世代が構築した社会認識、つまり大学の選択と進学が、社会構成員として活躍するときの経済的な地位と権威に大きく影響するという認識に起因するものもあるだろう。したがって、このような社会的な認識が変わらない限り、大学入試政策に関する先鋭な対立の構図も消えないかも知れない。次の第3章では、大学入試をめぐる社会の葛藤の様相とそれに対する政府の対応について述べることにする。

1 教育人的資源部（2004）、「学校教育正常化のための2008年度以降における大学入学制度の改善案」。

2 韓国大学入学査定官協議会ホームページ（<http://www.kauac.kr/home/html.php?hid=uaac>）より、2018年10月26日検索。

3 キム・ムボン（2013）、「第9章学生選抜の妥当性の堤高一入学査定官制を中心に」ソ・ジョンファン共著『韓国の教育政策の懸案と解法』教育科学社、223頁。

4 ナム・ボウ（2012）、『大学入試の環境変化による入学査定官制の定着方向』（政策資料

-
- 集 I)、韓国大学教育協議会、73-75 頁。
- 5 韓国大学教育協議会 (2015)、『現職の入学査定官に聞く入学査定官選考 (学生簿総合選考) 100 問 100 答』、13 頁。
 - 6 ナム・ボウ、前掲書、75 頁。
 - 7 聯合ニュース記事 (2012 年 9 月 25 日付) より (<https://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=001&aid=0005835415>)、2018 年 10 月 28 日検索。
 - 8 教育部 (2014)、「2014 年主要業務報告」(2014 年 2 月)。
 - 9 韓国大学新聞記事 (2018 年 7 月 15 日付) より (<http://news.unn.net/news/articleView.html?idxno=192007>)、2018.10.26 日検索。
 - 10 教育部「受験者・保護者の負担緩和と学校教育の正常化のための大学入学選考の簡素化および大学入試制度発展方案」、2013 年。
 - 11 教育部 (2014)、前掲書。
 - 12 教育部の「2014 年主要業務報告」では、私教育費のなかでその比重が最も高いとされる英語科目の一人当たりの費用 (2012 年、34%) は 2014 年の 9~12 月の 4 カ月間で 24.2 万ウォン→24.0 万ウォン→24.0 万ウォン→23.6 万ウォンへと減少したと明かしている。
 - 13 京郷新聞 (2017 年 9 月 14 日付)。
 - 14 教育部、「2015 年高校教育正常化寄与大学支援事業の選定結果発表」(2015 年 7 月)。
 - 15 教育部、同上。
 - 16 韓国統計庁、「私教育費統計情報」(2018 年 4 月) より。
 - 17 特殊目的高校とは、科学技術高校や外国語高校などの特殊分野の英才教育を目的に設立された高校である。
 - 18 回避・除斥システムとは、受験生と親・姻戚などの特殊な関係にある入学査定官を入学者選抜業務から排除するシステムのことを指す。
 - 19 正式名称は「公教育正常化の促進および先行教育規制に関する特別法」。初・中等学校の先行学習を禁じる内容を盛り込んだ法律で、2014 年 3 月 11 日に制定されて同年 9 月 12 日から施行された。大学入試に関連しては、入学選考は学級学校の入学段階以前の教育課程の範囲と水準を越えないことを規定している。
 - 20 地方の中・小規模大学とは、非首都圏地域に所在する大学のうち、2020 年度の募集定員が 2,000 人以下の大学を指す。
 - 21 教育専門新聞ベリタス α 記事 (2018 年 2 月 3 日付) より、(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=107413>)、2018 年 10 月 30 日検索。
 - 22 「地域人材選考」の選抜比率は圏域 (地域) によって異なるが、医学・歯学・韓医学大学の場合、忠清・全羅・慶尙・釜山・蔚山地域は定員の 30% まで、江原・済州地域は 15% まで選抜することができる。
 - 23 教育専門新聞ベリタス α 記事 (2018 年 2 月 3 日付) より、(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=107413>)、2018 年 10 月 30 日検索。

第3章 大学入試改革をめぐる葛藤と試行錯誤

本章では、第2章に続いて文在寅政府が2017年と2018年に推し進められた2度にわたる入試改革の試みに注目する。この時期には利害関係者間の葛藤が表面化してより如実にあらわれることを踏まえて、入試改革の経緯を整理してその主要な議論の動向を把握するとともに、そこにあらわれる葛藤の様相を分析する。

1. 新たな人材像と国家教育課程の改訂

(1) 国家教育課程改訂の背景

韓国の初・中等教育段階では国家カリキュラム制度を採用しており、初・中等教育法に基づいて告示する「教育課程」（日本の学習指導要領に相当）によって教育の内容および方法などに関する全体的な基準が定められる¹。このような韓国の教育課程は1950年代からこれまで7回にわたる全面改訂を経て、第7次教育課程（1997）以降は随時部分改訂の原則に則って「2007改訂」、「2009改訂」、「2015改訂」、「2022改訂」に至っている。「国家教育課程（以下「教育課程」）」は初・中等教育において共通的で一般的な教育の方向を提示する基本設計図になるもので、その改訂は当時代の教育思潮と理念を反映して変化し発展してきた。すなわち、教育課程は「変化」を前提として存在し、哲学的・学問的变化はむろん、社会的な要求をその体制のなかに盛り込む作業を遂行してきたのである²。

現行の入試制度の根幹となる「2015改訂教育課程（以下「2015教育課程」）」の重要な背景の1つに、新たな人材像を求める国家と社会の要求をあげることができる。2014年3月当時の朴槿恵政府は、「国家融合技術発展戦略」を発表した。未来社会は融合技術が主導する産業構造を基盤に構築されるという展望のもとで、同戦略では新時代の人材像として「創意的な融合人材」をあげ、その育成の必要性を提示した。これを踏まえて、教育部は新人材像を「創意融合型人材」と命名し、その育成に適した教育課程の体制を構築して学習経験の質を改善するとともに、学校教育に提起される諸問題を是正するための教育課程の改訂に取り組んだ。そして、2015年9月、新たな「2015教育課程」が公表された。

「2015教育課程」は「2015文・理科統合型教育課程」とも称される。それは、すべての児童・生徒を、人文・社会・科学技術に関する基本素養を涵養して人文的な想像力と科学技術の想像力を備えた創意融合型人材に育てるという改訂の趣旨に応じたものである。また「創意融合型人材」については、「未来の知識情報社会において、学習した内容に基づいて新たな環境と状況のなかで多様な知識を選択・統合して問題を解決し、新たな知識と価値を生成できる人材」と定義した。そして、この新たな人材像の育成を通じて、先述のような産業構造の変化に対応するだけでなく、現行の学校教育の問題として指摘される詰め込み式で画一的な教育風潮の改善をはかった。

(2) 2015 改訂教育課程の主要な内容

「2015 教育課程」は「2009 改訂教育課程」が追究した「創意的な人材養成」の基本精神を維持しながらも、教育現場に適用する過程で提起された問題点を改善して教育環境の変化に積極的に対応することを目的とした。改訂の主要事項は表 3-1 の示すとおりである。

表 3-1 「2015 改訂教育課程」の主要事項

区分	適用時期	基本方向	教育段階別の改訂事項	教科別改訂事項
初等学校	-1・2年：2017年	1) 人文・社会・科学に関する基礎素養教育の強化	-1~2年のハングル教育を強化	-「国語」：初等学校低学年のハングル教育強化 / 体験中心の演劇授業の強化 / 読書教育の強化 -「数学」：初1~高校共通科目まで国際的基準を考慮して学習内容の水準と範囲調整 / 正比例・反比例（初6→中1）、2次関数の最大・最小（中3→高1）、ピタゴラスの定理（中3→中2）
	-3・4年：2018年		-新規科目「安全な生活」を編成し安全教育を強化	
中学校	-5・6年：2019年	2) 児童・生徒と夢と素質を育てる教育課程の設計 3) 未来社会が要求する核心力量の涵養	-「自由学期制」を実施して進路を探索	-「英語」：初・中学校では「Listening」・「Speaking」、高校では「Reading」・「Writing」中心 -「実科」：初等5~6年でSW教育を新設して、アルゴリズムとプログラミングを体験
	-1年：2018年		-ソフトウェア（SW）教育のために情報教科を必須に指定	
	-2年：2019年			
高等学校	-3年：2020年	4) 教授・学習および評価方法の改善で教室授業の革新	-共通科目の履修後、選択科目を受講	
	-1年：2018年		-進路選択科目を3つ以上履修	
	-2年：2019年			

出典：教育部、「2015 理・文科統合型教育課程総論の主要事項要約」（2014 年 9 月 23 日）を参考に筆者作成。

「2015 教育課程」は 4 つの基本方針のもとで教育段階ごとの改訂事項を設けている。その基本方向は、1) 人文・社会・科学に関する基礎素養教育の強化、2) 児童・生徒と夢と素質（原語：*talent*）を育てる教育課程の設計、3) 未来社会が要求する核心力量の涵養、4)

教授・学習および評価方法を改善して教室授業の革新を誘導することである。

まず、基本方向の 1) では融合型の人材を育成する目標を提示している。改訂前の教育課程では文・理科に区分した教育課程を編成して運営し、知識の偏重現象が課題として指摘されてきた。その改善をはかるために、特に高校の教育課程においてすべての生徒が学ぶ共通科目を導入して統合的な思考力を育てる「統合社会」および「統合科学」科目を新設するほかに、初・中等教育段階の教科教育課程の改編を試みた。

2) では、単位学校の教育過程の編制と運営の自律性を拡大して、学習経験の質を改善するために教科教育課程の学習量を適正化した。これは、児童・生徒の学習負担を減らして創意・人性（人格）的な教育と体験活動を拡充することを求める声に答えたものである。また短編的な知識でない多様で転移・拡張可能な教科書別の核心概念および原理を中心に学習量の縮小および適正化に取り組んだ。関連して「2015 教育課程」の総論では、全教科に共通的に適用可能な「内容体系」を提示しており、「領域 - 核心概念 - 一般化された知識 - 内容要素 - 機能」という体系を明確に区分して、これをもとに教科知識間の統合を誘引している。

3) では、6つの核心力量を提示した。ここでいう「力量」とは日本の「コンピテンシー」の概念に相当するもので、韓国の国家教育課程でこれを言及したのは「2015 教育課程」が初めてになる。「核心力量」について、「未来社会の市民として成功的で幸せな生活を営むために必要な能力」と定義し、「自己管理力量」、「知識情報処理力量」、「創意的思考力量」、「審美的感性力量」、「コミュニケーション力量」、「共同体力量」の6つの力量を提示した。また核心原理を中心にして学習内容を縮小するとともに、教授・学習と評価方法の改善をはかり、「安全教育」と、情報化社会の基礎素養として「SW (Soft Ware) 教育」を強化した。

最後に、4) では、新しい教育課程運営の効率性を高めるために、その基礎となる「教科書」や「教員」、「大学入試」などの関連制度の補完をともに推進するとした。ここで、注目に値することは「大学入試」に関する言及であるが、2021年から実施する新たな修能試験の改編案は2017年に確定すると記載しただけであり、具体的な言及はなされなかった。これが次節からまとめる「修能改編」騒動の背景となり、入試改革が1年間保留される原因となる。

さらに「2015 教育課程」の際立つ改訂事項として、高校教育課程における選択科目類型の多様化をあげることができる。選択科目を「一般選択科目」と「進路選択科目」に区分して多様化し、生徒の選択の幅を拡大したのである。このような生徒の教科選択権の拡大は、次の政権の文政府が推し進める「高校学点制」³⁾の導入趣旨とも通じるものがある。

2. 新政府の誕生と大学入試改革の試み

(1) 大学入試改革の背景

2017年5月、先述のように韓国では保守陣営から選出された大統領の弾劾によって「進歩」陣営の新政府が出帆した。文在寅政府は政権交代にいたるまで半年にわたって続けられた「ロウソクデモ」の精神を尊重し、新たな時代精神として「正義」を挙げた。またそれを反映した国政運営パラダイムの転換を追求して「国民参加型の国政運営」を標榜した。

新政府の誕生で国政全般の方向転換が予想されるなか、教育政策も例外ではなかった。なかでも「2015教育課程」の施行に伴う「大学修学能力試験（以下「修能試験」）」の改編については大々的な変革が見込まれ、いつにも増して国民の関心も高まっていた。そんななか、教育部は当時の高校1年生から適用される「2021年度修能試験の改編案」を2ヵ月後の7月までに発表すると方針を明かした。

当初の改編日程では、5月の公聴会で政策研究の結果を発表して7月には改編計画を発表する予定であった。しかし、予定外の政権交代などによって予定の変更は不可避な状況となった。また教育部としては、毎年8月から科学技術高校をはじめとする特殊目的高校4の入試が始まることから、その前に改編計画を発表する必要があった。新政府の政策基調に合わせてぎりぎりの期限まで改編計画を講じるという決定は、教育部の苦渋の判断であったと考えられる。

前節で概観した「2015教育課程」は初等学校の教育段階から段階的に施行され、2018年には高校の教育段階でも適用されている。したがって、高校1年生は「国語」、「英語」、「数学」、「韓国史」、「統合社会」、「統合科学」、「科学探究」などを共通科目として履修し、2・3年生は文・理科に区別せずに進路と適性に応じて「一般選択科目」、「進路選択科目」などで多様な選択科目を履修するようになった。当然のごとく教育課程の改訂は評価方法にも影響を与える。大学へ進学するための学力を測定する大学入試でも、このような教科内容と評価方法の変化を反映すべく、修能試験の出題領域や範囲、評価方法などの改編に注目が集まっていた。

修能試験の改編で重点事案になったのは評価方法の変更に関することであった。文政府は大統領選挙時のマニフェストで教育分野の代表的な事案として「修能試験の絶対評価への転換」を挙げた。また同年政府誕生後7月に公開した「国政運営5ヵ年計画」でも、核心力量の涵養を支援する大学入試改革のための中長期戦略を言及している。前章で検討したように学校教育を内実化して過度な競争および受験負担を緩和する大学入試改革への強い意志を表明したのである。ところが、このような新政府の取り組みは「国民参加型の国政運営」や「民主的な政策決定」などを強調する政策基調と相まって、目前に差し迫った「2021年度修能試験改編」に混乱をもたらすことになる。

(2) 「修能試験」改編案の発表と葛藤

2017年8月10日、「2021年度修能改編試案（以下「試案）」が予定より遅れて発表された。教育部は改編のための3つの方向性を提示して、1)「2015教育課程」の目的と内容を反映して基礎素養の涵養とともに生徒の進路と適性に合った学習と選択科目を活性化して、2)高校教育を内実化する修能試験科目と点数体制、評価方式を設定し、3)受験者と保護者の修能試験準備の負担を軽減するとした。そして、これに沿って講じられた試案の内容は表3-2でまとめたとおりであり、以下、「修能試験科目の調整」と「細部科目の改編」、「評価方法の改編」、「修能試験－EBS[®]間関係の改善」の4つの事案に分類して詳述する。

まず、修能試験科目の調整については大きく3つの改編事項を挙げることができる。第1に、「統合社会・統合科学」の新設である。これは、すべての生徒が人文社会と科学技術分野の基礎素養を涵養することを目指して「共通社会」と「共通科学」を新設した「2015教育課程」の趣旨を反映したものである。第2に、「探究領域」における選択科目の縮小である。現行の修能試験では「社会探究／科学探究」領域でそれぞれ最大2科目まで選択できるようになっているが、同試案が施行される場合、選択科目は1科目に減らされる。その代わりに「統合社会・統合科学」科目が加わることになる。第3に、出題レベルの調整である。すなわち、「共通科目」と「一般選択科目」に分類して出題レベルを調整するのである。「国語」、「数学」、「英語」、「選択科目」、「第2外国語／漢文」は現行の修能試験と変わらないレベルを維持するが、すべての生徒が履修（高校1年次）する「韓国史」と「統合社会・統合科学」は高校1年のレベルで出題するという考えである。

表 3-2 「2021 年度修能改編試案」の主要内容

-
- ① 2015 教育課程改訂により「統合社会・統合科学」領域の新設
 - ② 探究領域の選択科目の縮小：最大 2 科目→1 科目
 - ③ 修能の出題範囲：2015 教育課程上の共通科目および一般科目
 - ④ 「職業探究」領域：「成功的な職業生活」1 科目統合出題
 - ⑤ 「第 2 外国語／漢文」領域：絶対評価の適用
 - ⑥ 絶対科目の拡大
 - ・ 第 1 案：一部科目の絶対評価化
 - －7 科目中の 4 科目：「英語」・「韓国史」・「統合社会・統合科学」・「第 2 外国語／漢文」領域
 - ・ 第 2 案：全科目の絶対評価化
 - －全科目の絶対評価化：「国語」・「数学」・「英語」・「韓国史」・「統合社会・統合科学」
 - ・ 「第 2 外国語／漢文」領域
 - ⑦ 修能－EBS 関係の改善方向
 - ・ 第 1 案：関係率の縮小・廃止
 - ・ 第 2 案：関係率の維持と関係方式の改善
-

出典：教育部、「2021 年度修能改編試案発表」（2017 年 8 月）報道資料を一部修正して筆者作成。

次に、細部科目の改編事項として、「探究領域」と「第 2 外国語／漢文領域」で部分的な変更が講じられた。第 1 に、「科学 II」の科目⁶は修能試験の出題範囲から除外される。「科学 II」の科目は、「2015 教育課程」では高校 2 年次以降に生徒が自身の進路を考慮して選択履修可能な「進路選択科目」に分類され、教科融合および深化学習の形態が推奨されている。また上述のように修能試験の範囲が「共通科目」と「一般選択科目」に限られるようになり、「進路選択科目」の「科学 II」は試験範囲から除外されるわけである。第 2 に、「職業探究領域」は大幅に統合され 1 科目のみが出題される。現行の修能試験で「職業探究領域」は特性化高校（実業系高校）の系列別に分類して延べ 10 科目から最大 2 科目を選択・受験できるようにしている。ところが、近年特性化高校出身者の大学進学は減少傾向にあり⁷、その現状が反映されたものと考えられる。また「2015 教育課程」では国家職務能力標準（NCS）⁸を反映した「専門共通科目」として「成功的な職業生活」という科目が新設された。これらの状況を踏まえつつ、進学系高校との差異を考慮して修能試験では「成功的な職業生活」のみを出題範囲にしたのである。第 3 に、「第 2 外国語／漢文領域」の評価方法を絶対評価に変更した。これは、高校での履修有無とは関係なく相対的に高い

等級を取得できる「アラビア語」に受験応募が偏重する現象が背景にある⁹。教育部はその原因が相対評価にあると判断し、その是正のために同領域の絶対評価化を決めたのである。

続いて、「試案」を確定に当たって最も大きな争点になったのは修能試験の評価方法である。教育部は受験者間の競争の過熱化や過剰な高難易度問題の出題、試験の負担などの問題を解決する方法の1つとして「絶対評価化」を採択した。すでに2017年度の修能試験からは「韓国史」を、また2018年には「英語」を相対評価から絶対評価へ変更している。そして、「2015教育課程」が適用される2021年度の修能試験からは絶対評価の対象科目を一部科目にするか(表3-4の第1案)、または全科目(表3-4の第2案)へ拡大するかが制度改編をめぐる議論の争点になった。「試案」が提示した修能試験の評価方法を現行のそれと比較すると表3-3のようにまとめられる。

表3-3 現行および「試案」上の修能試験科目の対照表

現行の修能科目		修能改編試案上の科目	
		第1案) 一部絶対評価化	第2案) 全科目絶対評価化
1	国語	1	国語
2	数学(カ/ナ型中選択)	2	数学(カ/ナ型中選択)
3	英語	3	英語
4	韓国史	4	韓国史
—		5	統合社会・統合科学
5・6	探究(1領域選択)	6	社会探究(9科目中最大2科目選択)
	科学探究(8科目中最大2科目選択)		科学探究(8科目中1科目選択)
	職業探究(10科目中最大2科目選択)		職業探究(単一科目)
7	第2外国語/漢文(9科目中1科目選択)	7	第2外国語/漢文(9科目中1科目選択)

出典：教育部、「2021年度修能改編試案発表」(2017年8月)報道資料を一部修正して筆者作成。

ところが、政府が提示した同事案に関する利害関係者の意見は、修能試験の絶対評価化の方向性には共感するものの、適用範囲については合意を見出すことができなかった。2つの案に対するそれぞれの思惑は表 3-4 のように整理できる。

表 3-4 修能試験の絶対評価化をめぐる利害関係の違い

区分	(第 1 案) 一部科目の絶対評価化	(第 2 案) 全科目の絶対評価化
賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修能体制の変化を最小化して大学入試の安定性および予測可能性を確保 ・ 修能の弁別力を維持して学生簿が不足・不在な受験生（浪人・検定考査¹⁰など）に再挑戦の機会を提供 ・ 既存の修能と類似しており、高校で進路指導に容易に作用 ・ 修能の弁別力を維持して大学の学生選抜が相対的に容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修能への負担が軽減して、生徒の希望・進路別学習の集中的な運営が可能 ・ 修能の影響力が縮小して生徒参加型の授業や過程中心評価の活性化に寄与 — 相対評価科目の偏重現象の是正
反対 (現場)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗記式の問題解説など現行教育の問題是正には限界有り — 生徒の学習負担が相対的に加重 ・ 相対評価科目への偏重学習により、多様な授業革新に限界有り ・ 繰り返される大学入試選考の改編などで混乱および社会的葛藤を招来 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修能の弁別力が弱体化して学生簿が不足・不在な受験生の再挑戦の機会が縮小 ・ 学生簿選考の拡大による内申の負担および公正性の問題提起 — 学生簿および内申の競争の過熱化 ・ 弁別のためにほかの選考要素が拡大して私教育の負担が拡大する憂慮有り ・ 大学入試選考の全般的な変化を伴うことで大学入試の安定性を低下

出典：教育部、「2021 年度修能改編試案」（2017 年 8 月）を一部修正して筆者作成。

第 1 案は、修能試験科目の一部科目、すなわち現行の「韓国史」と「英語」に「統合社会・統合科学」と「第 2 外国語／漢文」を加えた 4 領域を絶対評価の対象にするものである。同案を擁護する立場では修能試験の学生選抜機能を強調する。全領域を絶対評価に転換する場合、成績等級間の弁別力や科目間難易度の差などが問題になって選抜道具としての機能を失ってしまい、新たな形態の選抜道具が求められるようになると主張する。また現行の修能試験体制をある程度維持することで、大学入試の安定性と予測可能性を確保して受験の負担を緩和することが期待できると考える。ただ、教育現場の暗記式教育など学校教育の問題を解決するには限界があると難色を示す。

第2案は、修能試験の7領域の全科目を絶対評価にするものである。同案は現行の修能試験の弊害に注目する。現在の9等級制による相対評価が学校教育に及ぼす否定的な影響は著しく、選択式の問題出題は時代錯誤的なものだと批判する。また同案が施行されれば、修能試験への負担を軽減するとともに、学校授業において参加型授業や過程中心評価など「2015教育課程」が目指す教育を具現することが期待できる。しかし、全科目の絶対評価化は修能試験の資格考査化につながり、大学入試での「学生簿中心選考」のさらなる拡大をもたらすことが予想される。これは学生簿の評価に対する公正性の問題が依然として残っているなか、内申競争が過熱化してほかの選考における私教育が拡大する憂慮につながる。

このように絶対評価を適用する範囲に関する議論は一致した結論を導出することができず、この事案は後の圏域別の公聴会を経て、さらに世論を収斂して後最終的に確定することになった。

最後の事案は、修能試験とEBS間の関係についてである。修能試験とEBSの関係(70%)は受験に関わる私教育費の負担を軽減するために2012年の修能試験から導入され、2016年からは「英語」を間接的に関係する形で運営された。すなわち、「英語」の出題項目の70%はEBS関係教材が扱う提示文とテーマ、素材、要旨に類似したものを他の書物から抜粋して出題してきたのである。しかし、この措置の後、学校の授業は教科書の代わりにEBS教材の問題解説式の授業に様変わりして学校教育の歪曲が問題視されてきた¹¹。そこで、修能試験を管理・運営する韓国教育課程評価院は70%の関係率を遵守しながら過度に変形を加えた問題を出題する状況にまで追い込まれるようになる。「試案」では両者の関係を段階的に縮小・廃止する案と、関係率は維持するものの方法の改善をはかる2つの案が提示された。政府は現状打開のために関係率の縮小・廃止を試みるが、表3-5のように反対の声も少なくなかった。

第1案は、修能試験とEBS間の関係率を縮小・廃止を試みる長期戦略である。例えば、絶対評価の対象になる科目に優先的に適用して2018年の修能試験から段階的に関係率を縮小・廃止することが考えられる。この場合、現行のEBS教材を中心にした学校教育の改善が期待できる。ところが、僻地への配慮やEBSを代替する私教育の増加などが課題として残る。

表 3-5 修能試験と EBS 間の関係をめぐる利害関係の違い

区分	(第 1 案) 関係率の縮小・廃止	(第 2 案) 関係率の維持、方法の改善
賛成	・ EBS 教材の解説本の暗記など学校教育の歪曲を解消	・ 関係率の維持などで受験者・保護者の不安を払拭する一方、学校教育の内実化に寄与
反対 (現場)	・ 脆弱地域などを中心にする修能対比の混乱および私教育費増加の憂慮 ・ EBS 教材の以外の問題集まで勉強する学習負担の増加	・ 関係率を縮小・廃止する方より、学校教育の内実化への寄与が少ない ・ 間接関係を拡大する場合、受験者の EBS 関係への体感程度が低下

出典：教育部、「2021 年度修能改編試案」（2017 年 8 月）を一部修正して筆者作成。

第 2 案は、両者間の関係率は維持するものの、関係方法の改善をはかるものである。例えば、現行の間接関係方式を拡大する一方、EBS 教材の新たな項目類型を開発するなど、関係方法を改善することである。これについては、既存の制度を維持することで受験準備の安定性は確保できるが、学校教育への寄与に関する見解には食い違いが見られた。関係方法の改善によって学校教育への寄与が拡大すると見なす意見と、第 1 案より期待効果が薄いという意見がともに提起された。

政府はこの事案についても 2 つの案を世論の収斂過程を経て最終的に確定するとした。

(3) 「修能試験」改編の留保

「試案」の発表後、世論を収斂する 4 回の公聴会が設けられた。この過程でも絶対評価の範囲をめぐる議論は先鋭な対立の様相を呈した。大学入試の弁別力を考慮して「国語」と「数学」を除く一部科目のみの絶対評価化を主張する「第 1 案」と、学校教育の内実化のために全科目を絶対評価に転換するよう主張する「第 2 案」をめぐって激論が繰り広げられたのである。またこのような対立は公聴会場だけでなく、教育団体や市民団体など諸利害関係者による記者会見および反対集会など「場外戦」にまで拡大し、熾烈な様相を繰り広げた¹²。

そして、「試案」の発表から 20 日が経過した 2017 年 8 月 31 日、教育部は修能試験の改編を「1 年保留」する方針を発表した。世論の収斂過程で評価方法など改編の方向性に関する教育主体間の意見の対立が激しく、社会的な合意が十分でなかったことなどを理由に挙げた。また修能試験だけを改編するよりは「学生簿総合選考」を含む総合的な大学入試制度の改編方向を模索することを求める声も多く、国民的な憂慮と指摘を受け止めて 1 年保留の決定に至ったと明かした。なお、その後十分な意見交換や「公論化」、研究および国家教育会議の諮問などを通して 2018 年 8 月までに総合方案を計画することになった。そ

して、後続措置について新政府の方針を盛り込んだ教育改革の一環として「学生簿総合選考」の問題への対策や修能試験改編などを含む包括的な大学入試改革方案になることを示唆した。

世論はこのような教育部の改編保留の決定を肯定的に評価した。ところが、それまでの過程に関する見方は大きく 2 つに分かれる。5 月に誕生した文政府としては、3 カ月後までに改編計画を確定することが大きな負担になったはずで、世論を収斂するために改編時期を保留したことには理解を示す¹³。しかし、改編保留の決定が「国民的な反対による政府の降伏宣言」であると見なす評価もあった。教育部が「試案」発表の当初から 2 つの案を提示して両者択一を強要し、世論を収斂する期間が 3 週間に過ぎなかったことを批難するものであった¹⁴。

以上のような修能試験の改編計画をめぐる利害関係者間の葛藤と保留の決定は、ある程度は予想できることだったかも知れない。修能試験は国民的な関心事である大学入試制度の 1 つの柱であり、これまで教育課程が改訂される度にその改編計画もともに公開されてきた。ところが、「2015 教育課程」では大学入試に関連する方針が明示されず、2017 年に確定するとして先延ばしにしたのであった。それゆえ、受験生と保護者は受験準備への不安から策を求めてさらに私教育に依存するようになり、政府の微温的な対処には不満がついたはずである。その上、新政府に変わって提示された「試案」も多くの議論の余地が残っており、それまでの鬱憤が「国民参加型の国政運営」を強調する文政府の政策基調をきっかけに吐露したのであろう。

(4) 公論に託された「大学入試改革」

2017 年の「試案」をめぐる議論が新たな大学入試制度に結びつかず「保留」という形で終わり、その反省から 2018 年 4 月政府は大学入試制度改革の政策決定過程に「公論化」制度を導入する方針を発表した。「公論化」とは、専門家や利害関係者、一般市民などの多様な意見を収斂して特定の公共政策を決定し、政策がもたらす社会的な葛藤を未然に解消しようとするものである。文政府は 2017 年 10 月、脱原発政策の「公論化」をもって政策をめぐる社会的な混乱を乗り越えた経験があった。

大学入試改革における「公論化」は大統領直属の国家教育会議が構成した「大学入試制度改編公論化委員会（以下「委員会」）」の管理下で行われるようになった。委員会は 2018 年 4 月から 5 月にかけて国民の意見を収斂して 5 月に公論化の範囲を設定し、6 月には公論化の議題を選定した。そして、6 月から 7 月にかけて「国民大討論会」・「未来世代討論会」・「TV 討論会」を経て、7 月に「市民参与型調査」を実施し、8 月には最終的な公論化の結果を整理し提出した。このような「公論化」による大学入試政策の決定については次章の第 4 章で検討することにする。

3. 大学入試改革への再挑戦

(1) 「2022 年度大学入学制度改編方案」の発表

公論化の過程を経て、2018 年 8 月 17 日教育部は「2022 年度大学入学制度改編方案および高校教育革新方向（以下「2022 改編案」）」を発表した。教育部は、公論化を通して「学生簿中心選考」の急激な拡大に対する憂慮と、公正で透明な入試制度および学校教育の正常化に寄与する入試制度を期待する国民の意見を収斂することができた評価し、「2022 改編案」はそのような世論に基づくものであることを強調した。

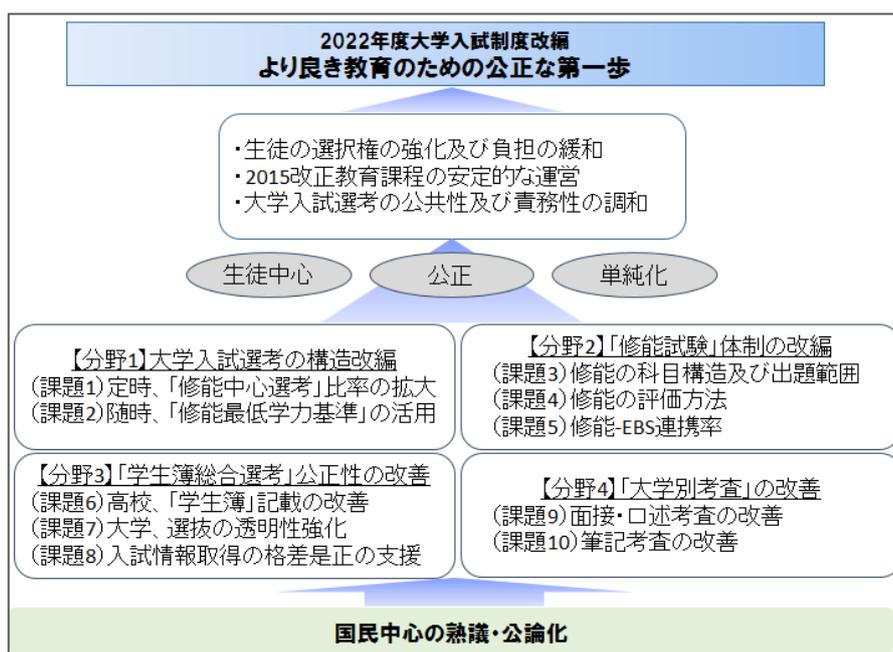


図 3-1 「2022 年度大学入学制度改編」の体系

出典：教育部、「2022 年度大学入学制度改編方案および高校教育革新方向」（2018 年 8 月 17 日）より。

「2022 改編案」は、定時募集における「修能中心選考」比率の拡大と、「学生簿総合選考」の公正性と透明性の強化を骨子とする。その内容は 1) 大学入試選考の構造改編、2) 修能体制の改編、3) 「学生簿総合選考」の公正性の向上、4) 「大学別考査」の改善の 4 つの分野に大きく分けられる。そして、分野ごとの課題を設定しており、これらの体系は図 3-2 で示すとおりである。

(2) 大学入試選考の構造改編

「大学入試選考の構造改編」分野は、修能試験の実施と関連する定時募集における「修能中心選考」比率の拡大と、随時募集における「修能最低学力基準」の活用の 2 つの課題

を定めている。

主要な改革の柱となるのは「修能中心選考」の実施比率を 30%以上に拡大する方針を明らかにしたことである¹⁵。同事案は今後の修能試験の位相を示すものであり、「2022 改編案」の発表当初から世間の関心も高かった。教育部はこの推進方針を大学に勧告して、既存の「高校教育寄与大学支援事業」を再設計して連携する形で拡大を誘導するとした。具体的には、「修能中心選考」を 30%以上実施する大学に財政支援事業に参加できる資格を与える。ところが、「修能中心選考」と同様に「学力」を主要な選抜要素とする「学生簿教科選考」を 30%以上実施する大学の場合、同事案の適用は大学の自律に委ねられる。随時募集における修能試験の活用方法については、「修能最低学力基準」の活用は大学の自律にするものの、過度な基準を適用しないように財政支援事業と連携する予定である。

(3) 修能体制の改編

「修能体制の改編」分野では、修能試験の科目構造および出題範囲と修能試験の評価方法、修能 - EBS 関係率の 3 つの課題が設けられた。

まず、修能試験の科目構造および出題範囲の改編に当たって、1)受験生の選択権の強化および負担の緩和、2)「2015 教育課程」の文・理科区分廃止および融合趣旨の反映、3)大学の「修能中心選考」の運営可能の 3 つの基本原則が設定された。これらの原則のもと講じられた改編事項は表 3-6 のとおりであり、最も目立つ事項は「国語」・「数学」・「職業探究」に「共通科目＋選択科目」の構造を導入したことである。また「探究領域」では受験者が進路・適性、選好に応じて延べ 17 科目（社会系列 9 科目、科学系列 8 科目）のうち 2 科目を選択できるようにして、選択権の拡大と学習負担の軽減をはかった。なお、「数学」では「幾何」を、「科学」では「科学 II」の 4 科目を選択科目に加え、関連知識を必要とする分野へ進学を希望する受験生の選択権を保障しようとした。

修能試験の評価方法は、公論化の結果を尊重して現行の方式を維持するものの、科目偏重の問題を抱える「第 2 外国語／漢文」は絶対評価に変更する。

表 3-6 修能試験科目の比較

区分	2020 年度以前	2021 年度	2022 年度以降
1 国語	「話法と作文」、「読書と文法」、「文学」	「話法と作文」、「読書」、「文法」、「言語」	・(共通)「読書」、「文学」 ・(選択)「話法と作文」、「言語と媒体」のうち 1 選択
2 数学	・(数学カ)「微積分 II」、「確率と統計」、「幾何とベクター」 ・(数学ナ)「数学 II」、「微積分 I」、「確率と統計」	・(数学カ)「数学 I」、「確率と統計」、「微積分」 ・(数学ナ)「数学 I」、「数学 II」、「確率と統計」	・(共通)「数学 I」、「数学 II」 ・(選択)「確率と統計」、「微積分 I」、「幾何」のうち 1 科目選択
3 英語	「英語 I」、「英語 II」	「英語 I」、「英語 II」	「英語 I」、「英語 II」
4 韓国史	「韓国史」	「韓国史」	「韓国史」
5 探究	・系列区分あり ・(社会) 9 科目のうち 2 科目選択 ・(科学) 8 科目のうち 2 科目選択 ・(職業) 10 科目のうち 2 科目選択	・系列区分あり ・(社会) 9 科目のうち 2 科目選択 ・(科学) 8 科目のうち 2 科目選択 ・(職業) 10 科目のうち 2 科目選択	・系列区分なく 2 科目選択 ・(社会) 9 科目 ・(科学) 8 科目 ・(職業)「成功的な職業生活」+5 科目のうち 1 科目選択
6 第 2 外国語 / 漢文	9 科目のうち 1 科目選択	9 科目のうち 1 科目選択	9 科目のうち 1 科目選択

出典：教育部、「2022 年度大学入学制度改編方案および高校教育革新方向」（2018 年 8 月 17 日）より一部修正して筆者作成。

最後に、EBS 教材の教科書化など学校授業の爬行が問題視される修能 - EBS 関係率の問題は、脆弱地域（階層）の受験生の負担を緩和するために廃止せず、現行 70%から 50%まで関係の比率を縮小するとした。そして、科目の特性に合わせて間接関係に転換して現行の副作用を防ぐ予定である。

(4) 「学生簿総合選考」の公正性の改善

「学生簿総合選考」の公正性の改善分野の課題は、1)高校における学生簿記載の改善、2)大学における選抜の公正性と透明性の改善、3)大学入試に関する情報取得の格差の是正の3つの課題に分類される。

まず、高校における学生簿記載の改善においては、学生簿の信頼度を高めるために過度な競争および私教育を誘発する要素や項目などを整備して、学校内での正規教育課程の教育活動を中心に記載するよう改善する。例えば、人的事項における保護者の情報を削除する。また受賞経歴は現行どおり記載するものの、大学入試の評価時に情報提供するの是一学期当たり1つの受賞経歴にして記載する数に制限を設ける。またクラブ活動は学年当たり1つに限って客観的に確認可能な事項のみを記載し、小論文は記載しないようにする。さらに、学生簿の学校・教師別の記載格差を緩和するために記載分量を縮小して、教師の研修を強化する一方、学生簿記載を助ける資料や優秀事例、支援プログラムなどを開発・普及する。なお、地域の市道教育庁と単位学校による学生簿記載・管理の点検を義務化して学生簿の厳重な管理と責務の改善をはかる。

次に、大学における選抜の公正性と透明性の改善については、選考書類を調整するとともに入試に関わる不正を罰する規定を新設する。具体的には、自己紹介書は作成項目を統合して文字数を縮小する¹⁶など単純化することで受験生の負担の緩和を試みる。また自ら作成する環境を造成するために「自己紹介書作成の共同マニュアル」を提供する。一方、面接試験と類似度検証などを通して自己紹介書の代筆・虚偽作成などが発覚される場合は不合格または入学取り消しの措置が義務化される。教師が作成する推薦書は、学生簿を通じて確認できる内容であり不要な作業になるという、現場の意見を収斂して廃止することが決定した。

そして、評価過程や結果などに対する受験生と保護者の疑問を解消するために、財政支援事業と連係して「学生簿総合選考」も大学別評価基準を公開するよう促す。実際の評価においては、多数の入学査定官による体系的な評価システムを導入することを義務化し、入学査定官の「回避・除斥システム」¹⁷の法律化や入試不正に対する厳重な罰則、大学別の公正性関連の委員会に外部委員を委嘱するなど、評価制度の構築による信頼性の回復を誘導する。また選抜後は、合格者の出身高校の類型および地域に関する情報も入試選考別に開示するようにする。

最後に、大学入試に関する情報取得の格差を是正するために、選考の名称を標準化¹⁸と大学入試情報ポータル的高度化¹⁹、入試情報の提供および案内の強化²⁰に取り組む。

(5) 「大学別考査」の改善

「大学別考査」の改善と関連しては、「面接試験」・「口述試験」と「筆記試験」に分類して改善策が講じられた。

「面接試験」・「口述試験」では学生簿に基づく面接を原則にして、特に「口述試験」の必要性については財政支援事業と関係した評価を行い、その最小化を試みる。そして、実施大学に対しては「公教育の正常化促進および先行教育規制に関する特別法」²¹によって面接試験も問題などを点検し、高校教育課程の範囲を超える出題があるなど違反事項が発覚した場合は是正命令または募集停止など厳重な制裁を課す。また文政府の国政課題でも言及している「ブラインド面接」を導入し、面接評価時には出身高校や姓名、受験番号などの情報を提供しないようにして、これもまた財政支援事業との関係をはかる。

「筆記試験」については、まず私教育を誘発する可能性のある「論述試験」の段階的な廃止を誘導する。そして、これまで「学生簿教科選考」に分類されながらも修能試験と類似した出題類型で評価が行われた「適性試験」は、随時募集の趣旨に反することから 2022 年度から廃止する。

表 3-7 2020-2022 年度大学入試の比較

区分	2020 年度以前	2021 年度	2022 年度以降
「修能中心選考」 の 比率	大学自律	「修能中心選考」の 拡大を誘導	「修能中心選考」 30%以上、財政支援 と連係
「修能最低学力基 準」の活用	大学自律	大学自律	大学自律
修能の絶対評価	「英語」・「韓国 史」	「英語」・「韓国 史」	「英語」・「韓国 史」・「第 2 外国語 ／漢文」
修能 - EBS 連係率	70%	70%	50%
「学生簿」記載の 改善	2019 年の高校 1 年から適用（2022 年大学入試に反映）		
自己紹介書の改善	現行の書式	現行の書式	書式の簡素化および改 善
推薦書の改善	維持	維持	廃止
評価過程の透明化	<ul style="list-style-type: none"> 多数の入学査定官 による評価を勧奨 評価基準公開を誘 導 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の入学査定官 による評価を勧奨 評価基準公開の拡 大を誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の入学査定官 による評価を義務化 評価基準公開の拡 大を誘導 不正制裁の根拠法 律を新設
選抜結果の開示	高校類型別の合格者 数 公示	高校類型別の合格者 数 公示	高校類型別の合格者 数公示 ・地域別の合格者数 公示
面接・口述試験	大学自律	大学自律（最小化誘 導）	大学自律（最小化誘 導）
「論述中心選考」	段階的廃止誘導	段階的廃止誘導	段階的廃止誘導
適性試験	大学自律（最小化誘 導）	大学自律（最小化誘 導）	廃止

出典：教育部、「2022 年度大学入学制度改編方案および高校教育革新方向」（2018 年 8 月 17 日）より一部修正して筆者作成。

以上の「2022 改編案」の内容をそれ以前の大学入試と、移行期である 2021 年のそれと比較して整理すると表 3-7 のとおりになる。そして、この比較からして「2022 改編案」の主要な内容になるのは、4 分野別に 1)「修能中心選考」比率の 30%以上実施の勧告、2) 修能試験の選択科目と出題範囲の変更、3)「学生簿」と「自己紹介書」の記載内容の改善および変更、4)「適性試験」の変更でまとめられる。このような文政府の大学入試改革の試みは、それぞれの改編の趣旨は別にして、実際教育現場に多大な混乱をきたしている。例えば、2018 年から高等学校にも「2015 教育課程」が適用され、高校 1 年生はそれに基づく高校教育を受けているが、大学入試では改編前の制度が適用される。2017 年の「試案」保留の結果である。また現在（2018 年）の中学校 3 年生は、高校進学後、2022 年度の新たな大学入試制度の初の適用対象になる。一方、現在の高校 2・3 年生は「2015 教育課程」と「2022 改編案」による影響を受けないことになる。すなわち、2019 年の高校生は同じ学校で同じ教師の授業を受けながらも、大学入試は学年によってそれぞれ違う制度が適用される複雑な環境下に置かれるようになった。

なお、「公論化」を通して積極的な世論収斂によって確定された「2022 改編案」は、発表から 3 カ月が経過した 11 月の現在でも批判と不満の声が絶えない状況にある。

(6) 高校単位制の導入

2017 年 11 月、教育部は未来人材養成の必要性や画一化された教育からの脱却、高校教育のパラダイム転換の必要性を背景に、「高校単位制（原語：高校学点制、고교학점제）」²²の導入のための推進方向および運営計画を発表した。高校単位制は 2017 年の大統領選挙で候補だった文大統領が選挙公約として掲げたものであった。その政策意図は、今や全世界的な関心事項である第 4 次産業革命やデジタル転換、学齢人口の減少、ポストコロナなど未来社会を視野に入れた社会革新を基盤に、構成員みんなの生活の質を高められる方向へと教育のパラダイムを転換させることであった。未来社会に備えるために OECD などの国際機構でも、人生に対する「積極性」と「主導性」、また「責任感」を持つ人材の養成に関する言説が広がるなか、既存の知識暗記から脱却して生徒一人一人の「潜在力」と「創意性」を引き出し、自己主導的に新しい知識と価値を創出できる「協業能力」や「問題解決能力」、「融合的思考力」などを備えた未来人材を養成するための対応である²³。

高校単位制は、生徒が基礎素養と基本学力を土台に進路・適性に見合う科目を選択し、履修基準に到達した科目の単位を取得・累積して卒業する制度である。大学のように高校の教育課程も単位取得を基盤に運営する制度であるが、現行の入試制度を改善するために、今後の入試政策に多大な影響を与えることが予想される。選択科目の多様化や未履修予防および補充、内実のある授業運営などの諸課題を抱えているものの²⁴、2020 年のマイスター高校への導入を皮切りに段階的に導入しはじめ、2025 年からは全面的に適用される予

定である。

また 2022 年には同制度の運営を後押しする「2022 改訂教育課程」が確定した。ちなみに、この年には進歩陣営から保守陣営へと政権が交代した。同年 12 月 22 日に公開された「2022 改訂教育課程」はその総論において、第 4 次産業革命と学齢人口急減、気候危機、ポスト・コロナ時代など 10 大中長期的国家アジェンダを総合的に考慮した教育環境の革新を目標として掲げている。その目標に向けて、「2015 改訂教育課程」以来強調してきた力量の涵養という視座を継承しながら、学校と生徒に合わせたあつらえ型の教育課程を指向し、初等教育段階では 2024 年から、中等教育では 2025 年から適用することになる。

「2022 改訂教育課程」の大きな特徴として、高校単位制の全面導入と並行して実施される教育課程であり、その運営基盤を設ける教育課程であることが挙げられる。そのため、生徒の科目選択権を高めながら、授業指数の適正化、学期単位の科目運営、そして、教科の再構造化などを推進する。また評価方法においては、成長中心の評価体系を導入して共通科目以外のすべての選択科目に到達度評価制（絶対評価）を適用する。このような仕組みを確立することによって、等級や成績で不利益を被ることを憂慮して自分の進路と関係のない、ただ成績に有利なだけの探求科目を選んできた生徒たちの科目選択に変化が期待できる。また学校内申でその効用が立証されれば、修能試験における探求科目の絶対評価への転換に関する議論にも少なからずの影響を及ぼすことが考えられる。

このような高校単位制の導入と教育課程の改訂によって、入試制度の改編も避けられなくなっている。「2022 改訂教育課程」の適用以降初めて行われる 2028 学年度修能試験の改編案をめぐっては、修能試験科目および出題範囲、入試選考体系の改編など多岐にわたる議論が行われる最中であり、2024 年 2 月には改編案が確定される予定である。改編過程ではこれまで同様、随時・定時入試の割合や「学生簿」および入試選考をめぐるとの公正性の問題、「探求領域」あるいは全領域の絶対評価方式、記述式問題および採点方法の転換などが主な争点になるものと考えられる。高校単位制は単純に履修方式や科目選択権の拡大レベルのミクロな変化を越え、高校教育全般のマクロな改編を追求するものである。したがって、2028 学年度の大学入試では高校単位制という画期的な体制変化に相応しい改編を盛り込むべきであり²⁵、激変が予想される。

考察

以上、本章では 2015 年の教育課程の改訂と 2017 年の政権交代を背景に文政府が推し進めた 2 度にわたる大学入試改革の経緯をたどり、大学入試制度の複雑な体系と、それに対する利害関係者間の葛藤を確認することができた。これら、入試改革の一連の過程を「公正性」に注目して検討すれば、以下のように考察することができる。

まず、1 度目の入試改革を試みであった 2017 年 8 月の「試案」についてである。本試案

では「2015 教育課程」に合わせて修能試験体制の改編を目指した。当時の政府としては、学校教育課程を中心に据えた入試制度の確立が改革の懸案であり、そのためには公教育外の私教育の影響力を抑制することが欠かせなかった。これはまた「公教育の正常化」という長年の教育政策の懸案事項でもあった。近年、政府の意図通り「学生簿中心選考」の実施率が持続的に増加して選抜類型として安着してきていることから、政府は学校生活を総合的に入試に反映できる同選考を中心に大学入試の「公正性」を確立しようとした。したがって、「試案」では、選択式問題を通じて学力を定量的に評価する修能試験制度の改編が必要であることを強調して、修能試験の全科目の絶対評価化を推し進め、最終的には修能試験の「資格考査化」をねらった。しかし、政府の政策趣旨とは裏腹に「学生簿中心選考」が私教育を助長し「公正性」を阻害すると考える世論が、政府の思惑に激しく抵抗し、新たな入試体制の確定は1年の保留を余儀なくされた。

次に、2018年、2度目の入試改革の取り組みにおいて、政府は前年の試行錯誤から学び積極的な世論の収斂に臨んだ。これは「進歩的」志向の目立つ文政府の政策基調である「国民参加型の国政運営」とも通じるものがあり、「公論化」制度を導入して「公正な入試制度」の具現化をはかるものであった。そして、「公論化」の結果に基づいて、2018年8月「2022 改編案」が発表された。その中心内容になったのは、定時募集における「修能中心選考」の実施比率を30%に拡大することであり、1度目の入試改革で政府が目指した政策方向に反する結果であった。実際の「公論化」では「修能中心選考」の40%以上の実施が求められたが、「学生簿中心選考」の拡大を推し進めてきた政府は折衷案として30%以上の実施にとどまった。ところが、2020年度の大学入試施行計画によれば、すでに首都圏所在の主要大学の大半が定員の30%を定時募集の「修能中心選考」で選抜することを予定しており、政策決定段階からその実効性については疑いの声もあがった。

最後に、「2022 改編案」では「学生簿中心選考」の課題として指摘される諸問題を解消するために多様な措置が講じられた。この一連の措置はそれまで大学入試をめぐる指摘されていた私教育の緩和（公教育の正常化）と入試評価の公正性の確保を意識したものである。同選考は、先述のように「2015 教育課程」に必要とされる大学入試の類型であり、また高校単位制の導入に関連しても有効な意味をもつ。2025年から全面的な運営が予定されている高校単位制は「2015 教育課程」と同様で選択科目の活性化を特徴とする。その「公正性」の問題が指摘されるなかでも、政府が同選考に執着する理由がここにある。そこで、政府は「学生簿総合選考」の評価方法における生徒の適性と進路、それに見合う校内活動に注目する。大統領選挙のマニフェストでも核心戦略として提示され、高校の体制改編を念頭に置いた長期戦略では、再び同選考の運営のために大学入試の改編を予定している。そのような意味においても、「学生簿中心選考」を中心にした「公正性」補完は依然として入試政策の中心課題である。

以上、文政府における大学入試改革は1度目の試行錯誤を経て世論の収斂を試みるものの、その結果は政府の意図に相反するものであった。そこで、2度目の大学入試改革案は諸措置を通して世論と政府の改革趣旨の折衷を見出す形で推進してきた。今後は、このような取り組みが高校教育課程の体制を改編するなかで再びいかに変容していくかに注目する必要があるであろう。

-
- 1 石川裕之（2014）「韓国における国家カリキュラムの革新とグローバル化」『教育学研究』第81巻第2号、215頁。
 - 2 アン・ジョンヒ他（2013）「国家教育課程の改訂と大学入学選考制度の変化に関する考察」『教育課程研究』Vol.31、98頁。
 - 3 「高校学点制」とは、大学のように生徒が教科を選択して教室を移動して授業を受ける「科目選択制」方式の高校単位履修制度である。文在寅大統領の大統領選挙マニフェストの核心戦略の1つである。
 - 4 「特殊目的高校」は、「初中等教育法施行令」（1998年制定）によって設立される特殊分野の専門的な教育を目的とする高校である。科学系列や外国語系列、芸術系列など多様な専門分野の高校が全国的に分布している。ところが、近年の熾烈な受験競争を背景に本来の目的よりも名門大学の入試準備機関に転落したという強い批判を受けて、その廃止論が提起されている。
 - 5 EBS (Educational Broadcasting System) は、地上波およびインターネット放送で送出する教育専門放送である。大学入試と関連しては、2010年に私教育の軽減のために「EBS - 修能70%連係政策」が打ち出され、修能試験問題の70%をEBS教材および講義と連携して出題してきた。
 - 6 「科学II」の科目には、「物理学II」、「科学II」、「生命科学II」、「地球科学II」、「科学史」、「生活と科学」、「融合科学」が含まれ、高校2年次以降に選択科目として履修する。
 - 7 特性化高校出身の大学進学率は、2016年に13,100人から2017年に7,512人、2018年に6,273人へと、近年継続して減少している。
 - 8 「国家職務能力標準 (National Competency Standards : NCS)」とは産業の現場にて職務を遂行するために要求される知識・技術・態度などの内容を国家が体系化したものを指す。
 - 9 この歪曲した現象は、一般高校出身の受験者が、外国語高校や国際高校などで深化学習する「ドイツ語」や「フランス語」など忌避して、相対的に高等級を取得する可能性の高い「アラブ語」に偏重することによって発生している。
 - 10 「検定考査」とは、高等学校卒業能力検定試験を指す。高校の正規的な授業年限を履修しないで大学進学を希望する場合に受験することが多く、合格すれば高校卒業と同等の資格が認められる。
 - 11 その後、政府は受験生の負担を緩和すべくEBS連係教材を縮小（45→15冊）した。すると、参考書の出版業者の多くはEBS教材の問題を応用して問題集を出版し、政府の趣旨が色褪せてしまった。
 - 12 キョンヒャン新聞記事（2017年8月11日）より、(http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201708111949001&code=940401)、2018年11月3日検索。
 - 13 ハンギョレ新聞社説（2017年8月31日）より、(<http://www.hani.co.kr/arti/opinion/editorial/809143.html>)、2018年11月3日検索。
 - 14 中央日報社説（2017年9月1日）より、(<https://news.joins.com/article/21896020>)、2018年11月3日検索。
 - 15 産業大学と専門大学、遠隔大学は適用対象から除外される。

-
- 16 自己紹介書の作成問項は現行の 4 問 5,000 字から 3 問 3,100 字に縮小される。
 - 17 「回避・除斥システム」とは、受験生と親・姻戚などの特殊な関係にある入学査定官を入学者選抜業務から排除するシステムのことを指す。
 - 18 例えば、既存の「○○○選考」を「学生簿教科（○○○選考）」のような選考名称に標準化する。「2021 年度大学入試選考の基本事項」を通して改訂する予定である。
 - 19 大学別の評価基準などについて、受験生個人のアツラえ型の情報が得られるよう大学入試ポータルサイト（www.adiga.kr）の機能を強化する。
 - 20 具体的には、進路教育を担当する教師を中心に大学入試の相談教師団を構成して運営し、情報疎外地域での大学入試説明会の開催、教育部 - 市道教育庁間の連携による大学入試フォーラムの随時開催などを推進する。
 - 21 初・中等学校の先行学習を禁じる内容を盛り込んだ法律で、2014 年 3 月 11 日に制定されて同年 9 月 12 日から施行された。大学入試に関連しては、入学選考は学級学校の入学段階以前の教育課程の範囲と水準を越えないことを規定している。「先行学習禁止法」ともいわれる。
 - 22 教育部（2017）、「高校学点制推進方向および研究学校運営計画」
 - 23 教育部（2021）、『高校学点制導入運営案内書』、5-6 頁。
 - 24 高校単位制案内ホームページ（<https://www.hscredit.kr/index.do>）より、2023 年 12 月 7 日閲覧。
 - 25 シン・ソヨン（2023）、「尹錫悦政府の高校学点制と 2028 大学入試改編の方向」、『教育批評』、第 51 号（7 校）、80 頁。

第4章 大学入試政策決定過程における「公論化」の問題

本章では、試政策の決定過程で行われたこの「公論化」の一連の過程を検討し、その結果が政府発表のように一定の成果を挙げた有意義なものだったのかを究明する。言い換えれば、利害関係の複雑な教育政策において、公論化が社会内の葛藤の激化を避けながら政策決定を進められる手段になりうるかに注目したい。そのために、まず公論化の理論的背景を概観して先行研究に触れた後、2018年に行われた入試政策の公論化のプロセスを、FishkinのDP(Deliberative Polling)と照らし合わせて段階を追いながら分析し考察を施す。

1. 「公論化」導入の背景：大学入試制度をめぐる葛藤

まず本節では後述する大学入試政策の決定課程に関わる課題として評価方法をめぐる現状と葛藤の様相について整理しておくことにする。

大学入試の標準体系をもとにした近年の大学入試の現状をみると、随時募集による入学者選抜が急速に拡大する傾向にある。その実施推移を見ると、「学生簿教科選考」の場合、2017年の30.7%から2021年には42.3%まで着実に増加し、「学生簿総合選考」は20.3%から24.8%となり、両選考を合わせて「学生簿中心選考」が全体の大学入試選考の約7割を占める状況にある¹。一方、定時募集の中心をなす「修能中心選考」は学生簿中心選考が増加するにつれて減少傾向をたどり、2017年の26.3%から2021年は20.4%を占めるにいたった²。先述のように、「学生簿」と「修能試験」のどちらを中心に据えた選抜類型がより公正な選抜方法であるかは、近年韓国の大学入試制度について議論する際、常に論争的になっている。

次に、大学入試改革の背景となった「教育課程」の改訂について、現行の初・中等教育は2015年に改訂された国家教育課程、すなわち「2015改訂教育課程」のもとで運営されている。これは、第3章で検討したように、人文的な想像力と科学技術の創造力を備えた「創意融合型人材」を育成することを目標にして、断片的な知識を暗記する詰め込み式の教育を止揚して児童・生徒の授業参加を促し、その成長過程を評価する過程中心の評価を強調する。このような教授方法と評価方法の転換は、入試における、特に文・理科に区分して運営される修能試験の体系の改善を必要とし、当時の教育部は2017年から実施される修能試験の「文・理科完全融合(案)」を予定していた³。ところが、運営の可能性や制度の安定性、生徒・保護者の負担などの理由から、その改編は4年間の保留を余儀なくされた⁴。

そして、2017年の政権交代後、同年8月に「改編案」が発表された。この案で特に注目されたのは修能試験の評価方法である。政府はそれまでの相対評価に基づく評価体制を絶

対評価に転換するよう試み、その対象を一部の科目に限定するか、または全科目に拡大するかについて、公聴会を通して世論を収斂するつもりであった。ところが、評価方法の絶対評価への転換は修能試験を無力化し、ひいては定時募集の縮小につながると認識した世論の激しい反対にぶつかった⁵。また世論の収斂と言いながら二者択一を強要し、その期間がわずか3週間に過ぎなかった公聴会を問題視する声もあった⁶。そして、同年8月31日、再び入試改革案の確定は1年後へと保留され、翌年、「公論」に託されるようになった。

2. 研究背景および分析方法

(1) 理論的背景

韓国で「熟議民主主義」の一環として「公論化」(=DP)が注目されるようになったのは、1987年の民主化以来、世論の影響力が高まったこと、諸世論の対立が国の政策にまで影響を及ぼすようになったことに端を発する。特に1990年代末からのインターネットの急速な普及は政府のさまざまな政策に対して世論が沸騰しやすい環境を与え、相異なる諸世論の調整や合意の導出が課題として浮き彫りになった⁷。これが「熟議民主主義」への関心を引き起こし、2000年を前後して本格的に議論が始まった⁸。その初期には「審議(熟議)民主主義」を「大統領罷免のように与野が政治的に極限の対決を繰り広げる事案に対する解決方式としては採択し難いが、首都移転・派兵・核廃棄場建設など、国家機関と国民のみんなが時間をかけて熟考すべき事案に対しては適用できる制度」として注目し、なかでも「公論調査(Deliberative Polling)は熟考された世論を重視する代案になっている」と指摘される⁹。

ここで言う「公論調査」、すなわち本章の「公論化」は、最初からFishkinのDPを意味していた。入試政策の公論化も例に漏れずFishkinのモデルに基づいているが、そのFishkinが主導するスタンフォード大学討議民主主義センター(Center for Deliberative Democracy)はDPのプロセスを、①1回目の世論調査、②参加者の募集、③バランスの取れた情報の提供、④小グループ討議/全体会議、⑤2回目の世論調査/マスコミ報道の順で整理している¹⁰。

Fishkinは望ましい民主主義のあり方に関する議論から始まり¹¹、上記のようなDPの精密化を進めてきているが、最近の著作では特定のDPが成功するために、すなわちその結論が広く人々の支持を得るために必要な要件を次のように取り上げている¹²。

- ①人口学的代表性(demographic representativeness)：参加者は階級・ジェンダー・教育水準・所得・人種など、さまざまな面で全人口を代弁する小宇宙を構成しなければならない。
- ②態度の代表性(attitudinal representativeness)：参加者の意見・視座は全人口の

多様な意見・視座を反映すべきである。Fishkin は参加者の経歴を事前に調べるのも有効であろうとみている。

- ③サンプルの規模(sample size) : 参加者の数は統計学的に有意になるくらいの、十分な大きさをなければならない。
- ④行動提案(proposals for action)に対する賛成・反対議論(arguments)に参加できる機会 : すべての参加者が議論に参加するのが理想的で、そのような環境を作るためには、1) バランスのとれたブリーフィング資料 2) 小グループ討論 3) 小グループ討論から提起された質問に答弁できる多様な立場の専門家を備える必要がある。
- ⑤知識の取得(knowledge gain) : DP の過程を通じて熟議テーマに関する参加者の知識が増えたかを測定しなければならない。知識増進の環境を整えるために、Fishkin はここでもブリーフィング資料と専門家集団の役割を強調している。
- ⑥歪曲の回避(avoiding distortions) : DP はそもそも合意にいたるためのものである。したがって、討論過程で参加者の意見がどんどん極端へと走ってしまうなら DP そのものが失敗したとみていい。Fishkin は、これまではそのような事態が起こっておらず、その理由を明らかにすることは今後の研究に委ねるといっているが、おそらく上記のすべての要件が満たされた結果ではないかとみている。

(2) 先行研究と分析方法

本章と類似する視点をもつ研究としてイ・サンミョン (2019) ¹³の研究をあげることができる。氏が論じるように、公論化に関するこれまでの研究は、公論化委員会の運営などに対する行政学的アプローチや公論化手法に関する研究が主流であり、その民主性に関する議論は十分ではなかった。そこで、氏は大学入試政策の公論化過程を通して公論化の運営や、熟議民主主義と代議民主主義の関係を検討し、公論化における期間および専門性の問題、過程の公正性・効率性の問題、対象の妥当性の問題、政府の立場の問題を分析した。

これは、本章の研究題材と理論的背景では類似性を有するものの、分析方法は異なる。すなわち氏の研究は、Fishkin の理論に触れながらも分析の枠組みとして一部の過程の分析にそれを援用するにとどまっている。一方、本章では、より体系的で客観的な分析を試みるために公論化の過程を段階別に追いながら Fishkin の DP と比較分析し、入試政策の公論化の意義を再考する。

3. 「公論化」による大学入試政策の決定

(1) 大学入試改革の「公論化」

2017年8月に発表された「改編案」をめぐる議論が再び保留となり、その反省から2018

年に推し進められた入試政策の決定過程には「公論化」制度が導入された。その一連の過程は大統領直属の諮問機関である国家教育会議が構成した「大学入試制度改編公論化委員会」（以下、委員会）が主管し、委員会は、入試政策における社会的合意を形成する契機を設けるために全過程で国民と利害関係者が参加するようになると方針を明かした。

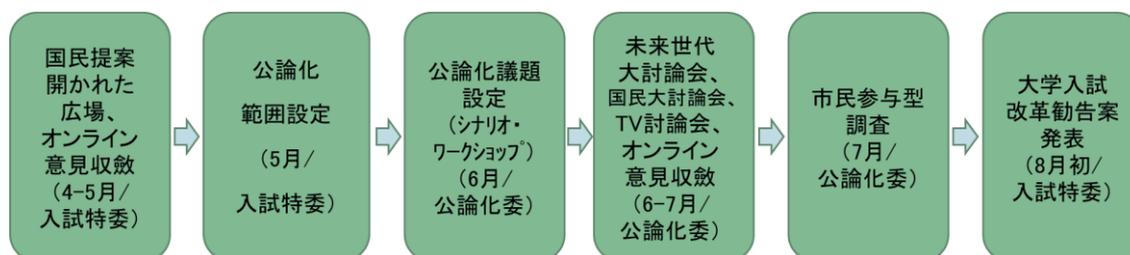


図 4-1 大学入試改革の「公論化」の推進過程および日程

出典：大学入試制度改編公論化委員会、「大学入試制度公論化の結果」（2018年8月3日）を参考に筆者作成。

その過程を具体的にみると、図 4-1 で示すように、2018年4月から5月にかけて国民の意見を収斂して公論化の範囲を設定し、6月には公論化の議題を設定した。6月から7月の「国民大討論会」・「未来世代討論会」・「TV 討論会」を経て、7月には「市民参与型調査」を実施し、8月には最終的な公論化の結果を導出した¹⁴。そして、それをもとに「2022年度大学入学制度改編方案」が発表され、新たな入試改革案が確定した。

以下では、公論化における熟議の過程を検討する。なかでも、入試政策決定のために構成された「市民参与型世論調査」については、Fishkin の DP のプロセスに照らし合せて分析を試みる。なお、公論化における熟議の過程やその内容は、特別な断りのない限り「大学入試制度改編公論化白書」¹⁵を参考に整理していく。

(2) 熟議による議題の設定

2018年7月、「2022 大学入試制度改編の公論化議題」が発表された。議題の決定過程にはシナリオ・ワークショップ¹⁶が採用された。ただ、一般的なシナリオ・ワークショップの概念を再構成した手法で行われ、これもまた熟議の過程を経て4つの議題を導出した。委員会は高校の生徒や保護者、教員、大学の関係者、入試専門家といった5つのグループからそれぞれ7人の参加者を募集して計25人の参加団を構成した。参加者は討論を通してグループごとに入試改革のビジョンを見出して発表し、全体協議を通してそれらを共有した。そして、共有したビジョンと公論化範囲に対する意見を反映して集団を再構成して、グループ別にシナリオ案を作成し全体討論を経て公論化の議題を確定した。

公論化議題の内容は表 4-1 のようにまとめられた。「公論化」の主な争点は 3 つに絞られる。1) 「学生簿中心選考」と「修学中心選考」の比率、2) 「修能試験」の評価方法、3) 随時募集における「修能最低学力基準」¹⁷活用の可否がそれに当たる。利害関係間の葛藤が最も顕著な 1) については、定時募集および修能試験による選抜を増加させるか、大学の判断に委ねる方向で調整されている。また 2) では相対評価を維持するのが 3 つの案で支持され、3) については可能とする前提のもとで概ね大学が自律的に定めるという案が 3 つの議題に盛り込まれた。この 4 つの議題をもとに DP を行い、熟議を重ねて導出した結果から最終的な入試改革の政策が決まることになる。

表 4-1 公論化の議題

区分	学生簿選抜と修能選抜の比率	修能評価方法	修能最低学力基準活用の有無
議題 1	<ul style="list-style-type: none"> ・（定時）修能中心選考と（随時）学生簿中心選考のバランス維持 ・各大学はすべての学科（実技除外）で（定時）修能中心選考 45% 以上を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相対評価維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学自律 ・但し、教育部の影響力を排除
議題 2	<ul style="list-style-type: none"> ・大学自律 ・但し、特定選考の過度な偏重により受験者の選択権が制限されないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・全科目絶対評価へ転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用可能 ・但し、現行より基準強化は不可
議題 3	<ul style="list-style-type: none"> ・大学自律 ・但し、特定類型の選考方式のみですべての入学者を選抜することは止揚 	<ul style="list-style-type: none"> ・相対評価維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学自律 ・但し、（随時）学生簿選考の趣旨を反映する水準で設定及び専攻・系列と関連する領域に適用範囲を制限するよう勧奨
議題 4	<ul style="list-style-type: none"> ・（定時）修能中心選考の拡大、（随時）学生簿教科・学生簿総合選考の比率のバランス確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・相対評価維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学自律

出典：大学入試公論化委員会（2018）、「市民の知恵！熟議して代案を見つける－大学入試制度改編公論化白書－」、大学入試公論化委員会、58 頁。

具体的に言えば、「学生簿中心選考」の趣旨は、教科成績だけでなく、多様な要素を活用する過程中心の定性評価によって学生の潜在力を多面的に評価することにある。同選考の

拡大を誘導した政府の狙いは、「2015 教育課程」と同選考に相応しい学校教育体制を整備して、私教育に依存せず学校教育を充実に受けるだけで大学に入学できる、いわゆる「公教育の正常化」をはかるものであった。2008 年（53.1%）以来、学生簿中心選考を中心に据えた随時募集による入学者選抜は継続的に増加しているが、これは裏を返せば、修能試験を中心とする定時募集による入学者選抜は縮小の一途をたどってきたことになる。

このような現状は学生・保護者にとっては階層間葛藤を引き起こす要因になった。例えば、「学生簿中心選考」を支持する学生・保護者は、その趣旨どおり上位の成績を得るために私教育に依存することなく個々の多様な能力が評価されることに賛成する。一方、反対する方は、同選考の評価過程の不透明性を指摘して、新たな私教育（入試戦略・カウンセリングなど）が過熱化すると主張する。また学力の評価を中心とする「修能試験」についても、支持する方は「修能試験」こそが公教育の結果を評価する最も公正な試験だとする一方、反対する方は、「修能試験」に備えるための痼疾的な私教育マーケットの繁盛、それによる階層間の不平等を問題視する。このように、「学生簿中心選考」の拡大に賛成する方も「修能中心選考」を支持する方も、私教育、すなわち保護者の所得水準によって入学する大学が決まるという、格差の問題を憂慮して評価の「公正性」を求める。

このような葛藤の様相は単純に大学入試の利害関係者に限らないことが事態をさらに複雑化する。相異なる性格の教員団体、イデオロギーの対立、大学と高校、首都圏と非首都圏間の格差など、韓国社会のあらゆる構造的な側面がこの大学入試制度に絡まれている。2)と 3)の争点についても同様のことが言えよう。この利害関係複雑さからして政府は大学入試制度改革の政策決定過程に「公論化」を導入したのであろう。

約 4 カ月にわたる大学入試改革の「公論化」には 490 人の市民参加団が「熟議」・「公論化」過程に直接参加し、委員会が運営するホームページ（「みんなの大学入試発言台」）には 16 万人以上がアクセスして、議題討論や提言など約 1 万件以上の意見が書き込まれた。これらを踏まえて、2018 年 8 月 7 日、委員会は公論調査の結果を発表した。その骨子となったのは、主要争点であった 1)について「修能中心選考」（定時募集）の比率を拡大するということであった。

公論化議題に対する支持度調査の結果、議題 1 の支持率が 52.5%と最も高く、その次に議題 2 の 48.1%が続いた。その主張を比較すれば明白な通り、両極端の提案が拮抗する結果となった。委員会は、このようなわずかな差は統計的には有意なものではなく、両議題とも圧倒的な支持を得ることはできなかつたと明かした¹⁸。つまり、「修能中心選考」比率の拡大を主張する意見が優勢である一方、「学生簿総合選考」比率を現行より拡大することを求める意見と、その縮小を求める意見では劣をつけることができなかつたのである。以上のように激論が繰り広げられた「大学入試改革の公論化」は、大学入試に対する利害関係者間の異なる立場を再確認したことには意義があったといえよう。ところが、民主的

な政策決定を追求して政策決定の過程を公論に付託した政府の趣旨とは裏腹に、結果発表後、「公論化無用論」や「政府の責任転嫁」などといった批判の声も多々上がった。

(3) 「市民参与型世論調査」の熟議過程

1) 1 回目の世論調査

この段階では、まず無作為に選ばれた一般市民を代表するサンプルにアンケート調査を行う。無作為に招待することが課題で通常電話による RDD (Random Digit Dialing) 法¹⁹によって行われ、サンプルが偏らないようにする。

公論化の調査では、2018 年 6 月 20 日から 7 月 6 日にわたって電話面接調査を実施し、RDD で抽出した延べ 185,390 回線の電話番号（携帯電話 90%、家庭電話 10%）から 2 万人を調査した。調査結果は次の市民参加団の募集時で活用され、その内容は次の段階で整理する。

一般的な DP において本段階は市民参加団を募集する過程であり、調査結果は最終的な世論調査の結果と比較して意見の変化を分析する資料にもなる。したがって、主要な調査内容は両調査で同様の項目を設けるものとしている。ところが、今回の熟議過程では、1 回目の世論調査を「対国民調査」と命名して市民参加団を選定する際の代表性を確保するための基礎資料として位置づけ、最終調査の結果と比較する役割は持たないものとなっている。

2) 市民参加団の募集

次は、上記の 1 回目の世論調査を通して DP に参加する代表サンプルを無作為に選ぶ段階であり、代表性を確保することが課題となる。

そのため、委員会は二重抽出法 (double sampling for stratification) を採用した。まず 19 歳以上の国民を対象に地域・性別・年齢を基準に層化 (160 層) した後、比例配分した 2 万人を層化し無作為に抽出して標本を構成した。その後、入試制度に関する意見²⁰・性別・年齢で再び層化 (30 層) して比例配分し、DP に参加意向を示した 550 人を抽出した。

3) 情報の提供

参加予定者には DP に先立って参考資料が送られるが、この資料は議論の対象となる問題についてバランスの取れた一通りの情報と見方を提示する。

委員会は、第 1 回熟議討論会の前に熟議資料集 (以下、資料集) や e - ラーニングおよび議題別の専用 Q&A を運営して情報を提供した。資料集は 4 章構成で、「第 1 章公論化過程の理解と市民参加団の役割」、「第 2 章大学入試制度」、「第 3 章大学入試制度の改編と公論化の推進経過」、「第 4 章公論化議題の範囲とシナリオ」でまとめられる。また e - ラ

ーニングは資料集をもとに作成した動画教材である。2回目の熟議討論会まで90.9%以上の参加者が資料集の半分以上を学習し、e-ラーニングは98%を履修した。

これら情報の有効性は、その後の世論調査で調べた「入試制度関連の知識レベル」の結果から読み取ることができる。入試制度に関する質問項目（9問）の正解率を見ると、1回目の調査では48.6%、2回目は64.4%、3回目は73.3%と漸進的に増加する結果となった。また第1回熟議討論会では参加団から資料の客観性と信頼性の確保が必要であるという要求が提起され、資料集の情報の公正性に対する評価は59.3%と低い値となった²¹。

4) 討論

DPにおける討論の形態は小グループ討論と全体討論に分けられる。前者では、参加者が無作為に小グループに分けられ、訓練されたモデレーターが各グループに割り当てられる。後者では、参加者自身が専門家に尋ね、すべての小グループが答えを得られるようにする²²。

7月14日と15日、第1回熟議討論会が開催された。4地域（ソウル、釜山、広州、大田）に分散してそれぞれ1日間の圏域別討論会が実施された。公論化の議題に関する基本的な知識や意見を共有する機会を設けるために情報の共有とブレインストーミングが中心となる。

表 4-2 第2回熟議討論会のプログラム構成

7月27日（金）	7月28日（土）	7月29日（日）
2次熟議の基盤づくり	議題の熟議	代案の熟議
市民参加団2次調査	セッション2：議題の理解 ・議題発表 ・小グループ討論 ・発表者との質疑応答	セッション4：議題の深層討論2 ・発表者との質疑応答 ・小グループ討論1、2
開会式	セッション3：議題の深層討論1 ・発表者間の相互討論 ・小グループ討論	セッション5：代案の選択 ・全体討論（総合意見） ・議題別のまとめ
セッション1：議題の検討 ・小グループ討論および全体討論		市民参加団3次調査 閉会式

出典：大学入試公論化委員会（2018）、前掲書、251頁。

次に、7月27日から29日まで第2回熟議討論会が開催された。市民参加団が最終的な

意見を提示する前に、体系的で深層的な分析と討論の機会を提供するために「議題と代案に関する熟議」に重点がおかれた。その熟議過程は表 4-2 で示すとおりである。

5) 2 回目の世論調査および報道

この段階では DP 最後のアンケート調査を行い、熟議にもとづく参加者の意見を把握する。そして、その結果を分析し速やかに報道（発表）する。

DP による世論調査は一般的に熟議を前後して 2 回にわたって行われる。ところが、今回の熟議過程では市民参加団を選定するために実施した「対国民調査」（1 回目、2 万人）と第 1 回熟議討論会前に 1 回（2 回目、512 人）、第 2 回熟議討論会の前（3 回目、491 人）と後（4 回目、490 人）に世論調査を実施し、その回数は計 4 回に達する。委員会が参加団の認識変化の推移を分析した 2～3 回目の世論調査の内容は表 4-3 のようにまとめられる。

表 4-3 世論調査の内容

	2 回目の世論調査	3 回目の世論調査	4 回目の世論調査
時期	第 1 回熟議討論会（開催前）	第 2 回熟議討論会（開催前）	第 2 回熟議討論会（開催後）
目的	熟議前の認識レベルの確認、熟議過程前後の比較資料	熟議資料集や e-ラーニングなど学習効果の確認、市民参加団の個人の特性の把握	最終結果の導出、公論化の過程全般に対する評価
質問項目	議題別の支持度（4 問）、議題別支持に対する重要な考慮要因（8 問）、入試制度の方向性（5 問）、大学入試制度に関する知識（9 問）		
	入試制度に関するマスコミへの接触頻度（4 問）、情報源別の入試制度に関する情報の信頼度（6 問）	入試制度に関するマスコミへの接触頻度（8 問）、資料集の熟議程度（1 問）、議題別の資料集や動画などの主張に同意する程度（8 問）、学歴や職業など統計活用のための項目（6 問）	情報源別の入試制度に関する情報の信頼度（10 問）、議題別の資料集や動画などの主張内容に同意する程度（10 問）、公論化結果への尊重の程度および公論化過程の評価（36 問）、大学入試制度関連付加質問（2 問）、中長期的な入試制度に関する質問（4 問）

出典：大学入試公論化委員会（2018）、前掲書、107～125 頁を参考に筆者作成。

その結果、入試制度に関する参加団の認識に変化があらわれた。議題別の支持率の推移を2～4回目調査結果順に並べると、議題1が49.4 → 53.8 → 52.5%、議題2は50.5 → 40.6 → 48.1%、議題3は39.2 → 30.5 → 37.1%、議題4は50.3 → 47.8 → 44.4%に変化する結果となった。最終的に議題1の支持率が最も高い結果となったが、議題2との差は4.4ポイントであり、McNemar 検証の結果、両者間の有意な差はないと分析された。この結果は、2018年8月3日、公論化の結果として発表された。そして、これをもとに2018年8月17日、「2022 学年度大学入試制度改編方案および高校教育の革新方向」が確定した。

考察

以上、韓国における入試政策の公論化の過程を概観してきた。「入試制度の公論化は、入試問題に関して市民同士が意見を交わしながら問題意識を共有する初めての試みとなった。熟議討論会のほかに、当事者である生徒間の「未来世代討論会」や希望者の誰もが参加できる「国民大討論会」、「TV 討論会」、「オンライン国民疎通討論」などが設けられ、公論化の方針で示されたように多くの国民と多様な利害関係者がともに語り合う場となった。Fishkin が提案する DP のプロセスにシナリオ・ワークショップを取り入れたり世論調査の回数を増やしたりして、一般的な DP に修正を加え、多くの世論を収斂しようとした政府の努力も窺えた。最終結果として社会的な合意には至らなかったものの、これまで入試制度に関してこれほどの広範囲にわたる国家的議論がなされたことはなかったといえる。ここに入試政策の公論化の意義があると言えよう。

ところが、その過程には公論化の問題点も潜んでいることにも気づく。以下、Fishkin の提唱した DP に照らして考察を述べることにする。

第1に、議題設定の妥当性の問題である。入試政策の決定過程に公論化を導入した当初の背景として修能中心選考と学生簿中心選考という入試類型をめぐる世論の対立があったものの、実際の公論化は4つの議題をめぐる熟議となった。前述したとおり、これは公論化の手法として Fishkin の DP にシナリオ・ワークショップを結合したことに起因する。委員会は争点と価値の多様性と利害関係の複雑性を考慮した対応であるとするが²³、相異なる公論化モデルを並行したことの妥当性に関する言及は見当たらない。この問題に関して Fishkin は、複雑な争点を4つの議題に整理して参加者に1つの議題を支持するよう促しても細部の内容については意見が分かれる可能性があることを指摘し、懐疑的意向を表明した²⁴。また平川は、シナリオ・ワークショップは「出発点での参加者の見解の違いが顕著で、先鋭な対立が存在するトピックを扱うのには向いていない」と評価する²⁵。またシナリオ・ワークショップによってまとまった4つの議題を熟議するという公論化の手法は参加者各々の意見の幅を制限して自由に参加する機会を抑制する恐れがあることに注意し

なければならない。

第2に、人口学的代表性の問題である。Fishkinは参加者集団が階級やジェンダーなど、あらゆる面で全人口を代弁するように構成することが公論化のための必要条件であると強調する²⁶。その点、格差の問題が言われ続けている韓国での公論化において、参加者集団を構成する段階で「所得」が考慮されなかったのは世論が歪曲される余地を残したと言えよう。親の経済力が子どもの学力・学歴に影響する現象が教育問題の一つとして指摘されるだけ、所得基準を反映しない公論化の過程と結果はその信憑性に欠けると言わざるを得ない。

第3に、公論化過程の公正性の問題である。Fishkinがバランスを強調してやまない討論資料について、参加者から公正性を求める不満の声があがったことも問題として指摘できる。これは、議題1と4を説明する資料に誤ったデータなどが含まれ、第2回熟議討論会の直前まで修正されず誤りのある資料をもって熟議が続けられたこと、そしてその内容が学生簿中心選抜を擁護する政府の政策意図を裏付けるものであったことを背景にする。資料集の学習によって参加者の知識が向上したことは確認されたものの、それが果たして公正な熟議の土台の上でなされたものであったかどうか不確かなのである。なお、前述のシナリオ・ワークショップの導入と相まって公論化の過程にある種の屈折が生じ、政府側の意図がまかり通る結果を誘導するものではないか、という疑念を抱かせる。

第4に、世論の分裂の問題である。Fishkinによれば、熟議は変化をもたらし、熟議を経た世論は集合的にみれば、より一貫したものになる傾向がある²⁷。また前述したように、DPは合意にいたるためのものであり、世論が極端へ走ればそのDPは失敗したものであると見なされる。入試政策の公論化でも熟議討論会が始まって以来、参加者の認識が変化したことが確認できた。ところが、世論が妥協点または調和に至ることはなく、互いの立場と視座の差を確認するにとどまり、公論化の最終結果でも代表性を有する議題は見出せなかった。これは、議題設定の妥当性の問題とも深く関係すると思われるが、これこそが、韓国の教育政策における複雑な利害関係と多様な価値を如実にあらわしているものである。

韓国で諸政策の決定過程に公論化を導入し始めたのは2017年「新古里原発建設」の熟議以来であり、今では中央政府のみならず地方政府の論争的な政策決定にも幅広く援用されている。ところが、すべての論争で公論化が特効薬になるわけではないことを看過してはいけない。原発建設再開の問題はその賛否だけを問う、争点が単純明快なものであった。それに対して、入試政策は、利害関係によって選抜時期や評価方法などに対する意見が分かれる複雑な要素をも考慮すべく、そもそも熟議の対象としては適切ではないことが見て取れた。

韓国政府が公論化を推し進めた背景には執権当初の社会的雰囲気があると考えられる。

当時は、民主的な政策決定を大統領選挙の公約に掲げて政権を獲得し、原発問題の公論化はそれまでの政策決定方法から脱皮したことで肯定的な評価を得ていた。またその政策決定の過程と結果は政府の政策基調に符合するものであったため、政府は入試政策においても同様の結果が導出できると期待したと推察できる。

最後にもう1点、公論化の結果の扱い方という問題を取り上げたい。入試政策の公論化の結果はメディアに発表し世間に知らせることで後処理が行われ、政策においてはこれとは別に、修能試験による入試の比率を「30%以上」へと上向調整することで、入試政策をめぐる一連の過程に終止符が打たれた。すなわち公論化の結果は政策決定に対して拘束性を持たず、最終的には専門家と政府中心の入試改革案が設けられ、これまで通りの「動員型」の政策決定方法が採られたという批判も少なくない²⁸。実際のところ、公論化の結果や入試改革案の発表後、世論は再び沸騰した。ただ、社会の諸世論の調整や合意の導出は望ましい試みであり、子どもの将来に大きな影響を及ぼす教育政策における公論化は理想的であると考えられる。今後はその実情に相応しい公論化のあり方を問い続けるとともに、公論化の結果が政策決定に対していかなる関係を持つべきかについても議論してしかなるべきであろう。

¹ 韓国大学教育協議会（2016a）、「2018 学年度大学入学銓衡施行計画発表」（報道資料、2016 年 5 月発表）、韓国大学教育協議会（2018b）、「2021 学年度大学入学銓衡施行計画発表」（報道資料、2018 年 5 月発表）。

² 韓国大学教育協議会（2016a）、前掲書、韓国大学教育協議会（2018b）、前掲書。

³ 教育部、「大学入学銓衡簡素化および大学入学制度発展方案（試案）」（報道資料、2013 年 8 月 28 日）、19 頁。

⁴ 教育部、「2017 学年度大学入学制度確定」（報道資料、2013 年 10 月 25 日）、2 頁。

⁵ news1 記事（2017 年 7 月 27 日付）より（<https://www.news1.kr/articles/?3059811>）、2021 年 5 月 6 日閲覧。

⁶ 中央日報社説（2017 年 9 月 1 日付）より（<https://news.joins.com/article/21896020>）、2021 年 5 月 6 日閲覧。

⁷ この時期、世論の沸騰が国の政策に影響を及ぼした事例は国会議員選挙で特定候補者の落選を図った市民団体の「落選運動」（2000 年）をはじめ、核廃棄場建設問題（2003 年）、首都移転問題（2004 年）、イラク派兵（2004 年）など、多岐にわたる。

⁸ 韓国研究情報サービス(RISS)のデータベースに基づくと、「熟議民主主義」か「審議民主主義」または「討議民主主義」を主題語に掲げた学術論文は 2000 年から出現し、政治学・法学・メディア研究の分野で理論的に探求する傾向をみせている。

⁹ ジュ・ソンス、「国家の政策決定に国民の世論が抵抗する場合は？」、『韓国政治学報』Vol.39、No.3（2005.9）、160 頁。

¹⁰ Stanford University Center for Deliberative Democracy 「What is Deliberative Polling?」（<http://cdd.stanford.edu/what-is-deliberative-polling>）2021 年 5 月 21 日閲覧。慶応義塾大学 DP 研究センターの曾根らは④（1）小グループ討議の前にも世論調査を導入して、都合 3 回の世論調査を実施するのが望ましいと主張する（曾根泰教・柳瀬昇・上木原弘修・島田圭介、『学ぶ、考える、話しあう-討論型世論調査』、木楽舎、2013）。

¹¹ 代表的な著書に『人々の声が響き合うとき-熟議空間と民主主義』（ジャイムズ・S・フ

-
- イシュキン、早川書房、2011)を挙げることができる。
- 12 James S. Fishkin *Deliberative Polling*, Andre Bachtiger, Hohn S. Dryzek, Jane Mansbridge, Mark E. Warren ed. *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy* (Oxford: Oxford University Press, 2018) pp.315~328.
 - 13 イ・サンミョン (2019)、公論化委員会と民主主義-大学入試制度の改編を中心に、『法と政経研究』第19集第1号、1-21頁。
 - 14 大学入試公論化委員会 (2018b)、「大学入試制度改編公論化結果報告書」、大学入試公論化委員会。
 - 15 大学入試公論化委員会 (2018a)、前掲書。
 - 16 1990年度初めにデンマークで行われ始めた参与的意識決定方法である。参加者はプロジェクトに関するシナリオをもとに相互対話と討論過程を経て各々のビジョンと見解を発展させ、ほかの参加者と共感できる内容とそうでない内容を導出することで以降生じ得る問題点とそれに対する解決案を具体的に発展させる過程を設ける。複数のシナリオは未来に対するビジョンや予期される未来像、代案的な解決案を簡略に叙述的に描写する(同上書、223頁)。
 - 17 「修能最低学力基準」とは、学生簿を中心に入学者を選抜する随時募集において大学が定めた修能成績のボーダーラインに相当する。学生簿や「大学別考査」などで優秀な成績を収めても同基準を満たさなければ最終合格することはできない。
 - 18 大学入試制度改編公論化委員会「大学入試制度改編公論化の結果」(2018年8月3日)。
 - 19 RDD法とは、乱数計算で作成された電話番号によって対象を抽出する電話調査手法である。
 - 20 「学生簿中心選考の拡大」と「修能中心選考の拡大」、「現行制度の維持および判断の留保」に対する意見の3つに区分して層化に用いた。
 - 21 4回目の世論調査で行われた「公論化過程の評価」のなかに公正性を評価する項目があり、「モデレーターの運営」(95.7%)、「司会者の進行」(88.2%)、「全般的な公論化の過程」(80.3%)、「e-ラーニング・動画資料の内容」(77.45%)、「資料集の内容」(59.3%)順の結果となった。
 - 22 ジョン・ギャスティル、ピーター・レヴィーン(津富宏、井上弘貴、木村正人監訳)、『熟議民主主義ハンドブック』、現代人文社、118頁。
 - 23 大学入試公論化委員会(2018a)、前掲書、38頁。
 - 24 VERITAS α 記事(2018年6月20日付)より(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=119305>)、2021年7月31日閲覧。
 - 25 平川秀幸氏がシナリオ・ワークショップを実施したデンマーク技術委員会(DBT)のKluver事務局長とのインタビューで聴取した意見である。平川秀幸「デンマーク調査報告書」(http://hideyukihirakawa.com/sts_archive/techassess/denmarkreport.pdf)、2021年5月21日閲覧)。
 - 26 Fishkin、前掲書、p.323。
 - 27 ジョン・ギャスティル、ピーター・レヴィーン、前掲書、118頁。
 - 28 イ・スジョン(2019)、「大学入試制度の公論化」過程にあらわれた教育部の政策決定方式の特徴の分析-「大学入試制度改編公論化白書」分析を中心に-、『教育行政学研究』、第37巻第4号、15-16頁。

第5章 大学入試における「階層間格差」の是正と「公正性」の確保

現行の入試政策は著しくその実施率が拡大してきた「学生簿総合選考」の運営過程における格差要因の排除、特に親の社会・経済的地位による有利不利のない選抜体制を確立する、すなわち入試の「公正性」の確保に帰結するようになった。本章では、現行の大学入試をめぐる階層間格差の問題に注目して、その現状と格差是正のために講じられた入試政策の全容を分析する。まず研究の背景となる教育格差の実態と入試におけるその影響について検討する。また現行の入試制度に至るまで格差是正の観点から最も積極的で多角的な措置を施した文在寅政府の関連政策を中心に概観する。最後には、これら一連の過程から韓国の大学入試制度や関連政策を取り巻く韓国的特質について考察を加えることにする。

1. 大学入試と階層格差の問題

(1) 階層間の教育格差の実態

韓国社会における教育に対する期待には格別なものがあり、伝統社会からの特有の風土によって高い「教育熱」が形成されてきた。カン・チャンドンは韓国人の教育熱を「教育に対する執着の程度」と解いているが、過度な身分上昇の欲求がそれを招き、今日の教育的な実践行為にも直接的な影響を及ぼしていると指摘する¹。また教育による身分主義と出世主義を実現する唯一の制度的装置であった朝鮮時代の「科挙制度」からその由来を見出そうとする²。言い換えれば、伝統社会では科挙制度を通して教育の結果と言える客観的な能力が社会的に認められ、身分上昇と立身出世を実現することができたであろう。したがって、長い間韓国社会では教育的成就が社会的な地位に直結すると信じる信念体系が受け継がれてきており、教育熱はこのような信念が「累積した社会の体系的な属性」とも言える³。実際のところ、この信念は教育を「希望のはしご」として崇めるようにして、階層の高低に関係なく韓国社会の高い「教育熱」を牽引してきた。

ところが、近年教育格差が拡大するにつれてこのような教育への信頼が揺らいでいる。教育熱の実態は私教育市場の様態によくあらわれている。私教育は学校の正規教育課程のほかに塾の授業やインターネットおよび通信講義、家庭教師などの学校外で行われる補足教育の形態で実施され、公教育と対比される概念として認識されている。教育の公平性の理念をもとにした公教育（学校教育）に満足できず、より多くの教育機会と良質の教育を求める教育への執着が強まるほど私教育に対する依存度は高まり、私教育市場は拡大していくであろう。

韓国の私教育の現況をみると、2021年の私教育費総額は18兆6千億ウォンで、2020年の18兆1千億ウォンに比べて3.1%増加し、その参加率も20.7%増加した70.5%と示された⁴。政府（教育部と統計庁）は2007年から毎年このような私教育の推移を調査している

が、これまでの調査結果によれば私教育費およびその参加率はほぼ毎年増加して私教育の「普遍化」の動向が見受けられる。

問題は、このような私教育に対する依存度が親の社会・経済的地位によって階層間の教育格差を深化させている現実にある。小中高校の私教育費支出金額別の分布をみれば、月当たり 50 万ウォン以上を私教育に充てている家庭が最も多く、10～20 万ウォン未満、20～30 万ウォン未満の順にあらわれ、世帯の月平均所得水準が高いほど、また成績が上位であるほど 1 人当りの月平均私教育費と参加率が高いとされている⁵。すなわち、親の所得が多くて成績が上位であるほど私教育に対する露出度が高く、親の経済力によって教育機会の格差が生じることが考えられる。そのほか、親の社会・経済的地位による階層と社会的補償を配分する子どもの教育的成就の関係については、父親の学歴や家計所得、保護者の職業位階が子どもの学業成就水準に影響を及ぼしており⁶、一般的に社会的な地位と学歴の高い親がそうでない親に比べて子どもの教育に対する関心が高いことが明らかになっている⁷。

そして、教育の結果が投影される大学進学と入試の問題を論じる諸研究においても類似する問題意識を確認することができる。大学への進学率が親の経済力と比例関係にあることは多くの研究で指摘されてきた。例えば、韓国の 4 年制大学に進学した学生を 3 つの所得階層に分類する場合、その進学率の分布は高所得層の学生が 72.9%と最も高く、中間層は 58.3%、低所得層は 39.3%となり、それを裏付けている⁸。さらに、ソウル市内に所在して人気の高い「in ソウル大学」(4 年制大学)の進学率では親の学歴と職業によって大きな差があらわれ、世帯主の月平均所得が「in ソウル大学」への進学に影響するという分析も興味深い⁹。また主要大学における在学生の親の所得を調査した結果、いわば名門大学とされる「SKY (ソウル大学、高麗大学、延世大学)」の在学生の 40.7%と、ソウル所在の主要大学の在学生の 36.24%が高所得層 (月間認定収入 1,348 万ウォン (約 139 万円) 以上) であることが明らかになり、親の経済力が子どもの教育機会と環境に大きな影響を与えている現状が窺える¹⁰。なお、親の所得および教育水準が子どもの大学進学率のほかに修能試験の成績にも影響することを分析した研究もある¹¹。

このように韓国社会における教育熱は特定階層の専有物でなく身分上昇と立身出世を熱望する誰もが持つ信念と言え、伝統社会から教育はそれを実現するための方法と手段として認識されてきた。ところが、1900 年代後半以降階層間の格差が急速に広がるなか、教育熱さえも親の社会・経済的地位によってその具現に差が生じる現象があらわれるようになった。これはまた私教育という媒介を通して教育格差の拡大を招き、今日の韓国教育が抱える懸案の 1 つとなっている。なかでも近年の大学入試改革と相まって階層格差による社会的な機会と資源の分配の不均衡な現状が問題視されている。

(2) 入学者の選抜類型をめぐる葛藤

2017年と2018年の夏、韓国では大学入試制度の改革をめぐる葛藤と議論がいつにも増して熾烈な様相を呈した。2017年5月、就任の挨拶で「機会は平等に、過程は公正に、結果は正義に」と述べ、「公正」と「正義」を国政運営の哲学として掲げた文在寅政府は執権当初から大学入試政策に翻弄された。事の発端となったのは大統領選挙の公約に含まれた「修能試験の絶対評価化」を反映した「2021年度修学能力試験改編案」が同年8月に発表されたことであった。就任当時84%という高支持率を記録していた文政府であるが、同案の発表後初めて支持率が下落し、2018年8月再び入試改編案を発表した後は教育部長官を更迭するに至った。その後、「大学入試改革」が手に負えなくなった教育部は2018年2月その主体を国家教育委員会に移管したが、同年5月に再び公論化委員会に移管するなど政策決定の責任回避とも捉えられる下請け状態が続いた。そして、第3章で述べたように、紆余曲折の末同年5月「公論化」が導入され、いわば「定時30%ルール」という結論を導出したが、現行の大学入試政策に関する葛藤は依然として存在する。

なお、公論化の過程では随時募集の「学生簿総合選考」と定時募集の「修能試験選考」のどちらがより公正な選抜かという問題について本格的な議論が白熱し、政府と、入試をめぐる各々の利害関係者間に現状認識と問題分析に関する理解の相違が如実にあらわれた。例えば、政府の当初の政策趣旨と同様に「学生簿総合選考の拡大」を指示する側は「修能中心選考」が受験競争と私教育を誘発し、非正常な学校教育を牽引すると指摘する。一方、反対側では「学生簿総合選考」こそが入学者選抜の公正性の確保を阻害し、社会・文化的資本の介入によって教育の不平等と格差の拡大をもたらす要因になると主張した¹²。

さらに、2019年9月「学生簿総合選考」の公正性の問題に国民的な関心が集まるきっかけになる事件が発生した。いわば「曹国(チョ・グック)事態」と呼ばれるこの事件は、文大統領の最側近である曹国元法務部長官の子どもの大学入試過程で不正が発覚したものであった。大学の教員という社会エリート層の曹氏夫妻が子どもを名門大学に入学させるために入試(「学生簿総合選考」(「(グローバル人材) 特技者選考」))の提出書類であるボランティア活動の証明書や受賞経歴などを職務上の立場を利用して便宜をはかり偽造した疑いが人事聴聞会で明かされた。以降、大学教員を中心とする社会既得権層よる入試不正、具体的に言えば、論文の共著者として子どもの名前を記載したり、大学のプロジェクトやインターンシップ、ボランティア活動などに自分の子どもまたは知人の子どもが参加できるように便宜をはかったりする、「学生簿総合選考」をめぐる不祥事が相次いで発覚した。そして、親の社会・経済的地位を利用した入試不正が表に出る度に「曹国事態」が想起されるようになった¹³。このような社会上位階層の入試不正の発覚は「学生簿総合選考」に対する不信感は募らせ、文政府は当初の政策方針から舵を切って同選考の運営にメスを入れずにはいられなくなった。

2. 「学生簿総合選考」の「公正性」の確保

(1) 「学生簿総合選考」と階層間格差

2019年10月教育部は「学生簿総合選考」の実態調査を実施した¹⁴。同選考の実施比率の高い13大学¹⁵を対象に2016～2019年度の4年間にわたって運営された入学者選抜の過程を点検したものである。特に公正性の側面から同選考を改善・補完するために評価過程における問題点と選考運営の人的・制度的基盤に重点を置いて調査し、少なからずの不正の現況が明らかになった。

なかで最も問題視されたのは「学生簿総合選考」の合格者現況にあらわれた出身高校類型による有利不利の問題であった。韓国の高校進学では高校間の序列化や格差を是正するために1974年から「平準化政策」を導入しており、基本的には抽選を通して在住地域の高校に入学するようになっている。したがって、高校類型別にみれば平準化入学の受け皿となる一般高校(1,616校)が最も多く運営されている。大学入試でも特定分野における特別な能力や特技などを主要な評価要素とする特別選考以外の一般入試形態では一般高校出身の志願者が多数を占めることが予想できる。実際「学生簿教科選考」の合格者現況をみれば一般高校出身者の割合が絶対的多数を占めている。

ところが、同調査による「学生簿総合選考」ではこの予想を覆す実態が表面化した。要するに、「学生簿総合選考」の合格者を出身高校類型別に分類した結果、科学高校を中心とする特定類型の高校出身者に偏りがみられたのである。具体的に言えば、同選考の合格者のうち科学高校の出身が111.5%で最も多く、次に外国語高校・国際高校が45.8%、自律型私立高校が28.8%、そして一般高校が5.4%の順で分類され、応募数や合格した選抜専攻の累計にも同様の分布がみられた。この結果からすれば、「学生簿総合選考」は一般高校よりも英才教育を担う科学高校や外国語高校などのような特殊目的高校(161校)や、教育課程運営の自律性を保障する自律型高校(110校)の出身者に有利な選考であることが考えられる。またこの合格者数分布の順は、いわば高校の序列と一致するものであり、平準化政策の趣旨を真っ向から否定するものとも言える。

「学生簿総合選考」におけるこのような実態は教育政策の成否を問う問題にとどまるものではない。まず、入学者選抜過程における評価の公正性の問題を提起することができる。韓国の大学入試では「高校等級制」に関する疑念の声が長年続いてきた。これは、各大学が主体となってあらかじめ高校を等級化し、その等級を入試の評価時に反映するというものである。大学は頑なにその存在を否定してきているものの、同調査の結果から大学の特定高校類型への優遇、ある種の臍屑に関する疑念が浮上した。実際に「学生簿総合選考」の志願段階から合格・登録の全過程において科学高校>外国語高校・国際高校>自律型私立高校>一般高校順に序列化した高校体系があらわになった。

そして、このように顕在化した高校の序列は、大学入試の問題よりも根本的な教育問題

を露呈させる。それは、教育費という教育における文化資本の格差である。一般高校以外の上述のいずれの高校類型も高額な教育費を要し、例えば、外国語高校の年間教育費は実に一般高校の4～7倍に達する¹⁶。それでも序列優位の高校、すなわち教育費の高い高校の人気は健在で、大学入試、特に「学生簿総合選考」におけるその有効性が表面化したことで、高校受験競争をあおる憂いをも懸念される。なお、それに参戦できるのは高額な教育費を負担できる社会経済的な背景を持つ一部階層の子どもであり、その「親の七光り」の恩恵を受けながら有数の大学に進学した彼らは社会に輩出されてそのまま親の地位、階級を受け継いでいく。こうして「学生簿総合選考」は当初の趣旨とは裏腹に「金のスプーン選考」と称されるに至っているが、その根底には階層間格差による社会構造の固着を憂慮する世論が存在する。

一方、特定分野に才能のある学生を選抜して特化した教育課程を運営する特殊目的高校が上位圏大学へ入学するための手段になってしま、その本然の目的が色褪せてしまう状況へつながる可能性も指摘できる。またこの調査では「学生簿総合選考」の評価資料や評価過程などから公正性にかかわる諸問題が指摘された。例えば、「学生簿」および「自己紹介書」・「推薦書」・「共通高校情報(高校プロフィール)」の記載禁止事項を違反した事例や評価時間の不足による不実評価などが挙げられる。

(2) 「大学入試制度の公正性強化方案」の発表

本節では、上記の実態調査で提起された「学生簿総合選考」運営の問題点をもとに政府が講じた改善策の全体像について検討していく。「学生簿総合選考」をめぐる議論の主な内容は大きく2つに分けられる。学校教育以外の要因の影響力を入学者選抜の評価過程から排除することと、評価過程の透明性を確保することがそれに該当する。具体的に言えば、前者は非教科活動および論文などの一部階層に有利な活動が選抜過程に反映され、学生個人の力量でない親の社会的地位と経済力が入試に影響することを憂慮するのである。後者は書類評価および面接が定性的に行われる同選考の特性上、受験者と学校だけで受験対策を講じることは困難であるという実情を背景にしたものである¹⁷。

2019年11月教育部は公正な大学入試と教育を目指すための「大学入試制度の公正性強化方案(以下、公正性強化方案)」を発表した。その内容は表5-1のように、①選抜資料における公正性の強化、②評価の透明性・専門性の強化、③定時募集による「修能中心選考」の拡大、④「社会統合選考」の導入および大学入試構造の改編という4つの課題を設定し、課題別の改善策が施されたものである。

表 5-1 「大学入試制度の公正性強化方案」推進ロードマップ

		21 学年度	22 学年度	23 学年度	24 学年度
1	学生簿 非教科領域 縮小	・ 記載禁止事項 検証の強化	・ 学生簿記載項目の縮小(小論文 禁止、受賞経歴の大学入試への 提供を制限、自主サークル記載 の制限等)		・ 正規教育課 程以外の非教 科活動の大学 入試への反映 を廃止
	高校・教員 責務の強化	学生簿申告センター運営(20年3月～) 教科細特記載標準案の普及(20年3月～)			
	自己紹介書、 教師推薦状	・ 記載禁止事 項検証の強化 および不利益 措置の徹底化	自己紹介書の改善(項目・字数の 縮小)		自己紹介書廃 止
		教師推薦状廃止			
2	学総の透明性 強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校情報のブラインド化拡大(面接→書類→面接) ・ 高校プロフィールの全面廃止 ・ 評価基準公開様式開発および大学入試情報公開の強化 ・ 外部公共査定機関が評価に参加 ・ 退職入学査定官の就業を制限する規定を違反したときの制裁規定を新設 ・ 選考類型別高校類型および地域別選抜結果、新入生の国家奨学金所得区間別受惠率等の情報公示を拡大 ・ 学生簿総合選考運営ガイドラインの充実化 			
	学総運営の専 門性強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学査定官数などの情報を公示、入学査定官共通教育課程を開発 ・ 入学査定官教育時間を強化：新任・経歴を問わず 40 時間 			
3	定時修能中心 選考の拡大		16 大学で修能 40%以上 (22 学年度に早期達成を誘導)	16 大学で修能 40%以上	
	社会統合選考 の導入・義務 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会統合選 考の法的根拠 を用意 ・ 財政支援と 連携して拡大 	財政支援と連携して拡大(社会的配慮対象者選抜 を 10%以上にすることを義務化、および、地域均 衡選抜も 10%以上にするように勧告)		
	特技者選考お よび論述中心 選考の廃止	財政支援と連携して廃止を誘導する			

出典：教育部、「大学入試制度公正性強化方案」(2019年11月28日)。

まず、課題①の「選抜資料における公正性の強化」では、「学生簿総合選考」のために高校が主要な選抜資料を作成する段階の公正性確保の措置を施した。ここでは、主に親のもつ背景や私教育など受験者個人の能力や学業成就度以外の要因が大学入試に与える影響を排除するために、「学生簿」、「自己紹介書」、「教師推薦書」のような選抜資料の記載事項を段階的に改善するとした。注目に値するのは「学生簿」の記載事項の縮小である。具体的には、2022～2023年度の入試では「学生簿」上の記載項目を縮小し、2024年度からは正規教育活動以外の非教科活動¹⁸に関する内容は反映を禁じる。同様に趣旨で、「自己紹介書」は2022年度入試から記載項目および文字数を縮小して、2024年度からはその提出自体を廃止することになる。なお、いずれも記載禁止事項に対する検証を強化する一方、違反が発覚した場合は不利益を与える措置に徹底することを明示した。また「教師推薦書」も同様の措置を適用し、記載禁止事項の検証を強化した後に2022年度入試からは廃止となった。その代わりに、「教科細部能力および特技事項」の記載を段階的に必須化して、その充実化をはかるとする。

次に課題②の「評価の透明性・専門性の強化」については、先述の「学生簿総合選考の実態調査」の結果によって同選考の運営過程で特定類型の高校出身が有利に評価されてきたことが判明され、評価過程で「高校の影響力」を排除することが求められるようになった。2020年度の入試から、すでに面接評価では高校が大学に提出する資料のなかで出身高校に関する情報をブラインド処理しているが、このブラインド評価を書類評価などの選抜の全過程に拡大する方針を固めた。またこれに合わせて「高校プロフィール」¹⁹も全面的に廃止することになった。これらの措置では大学入試だけでなく長期的には高校の序列化を解体して一般高校の力量を強化するねらいも見受けられる。ほかにも評価項目および配点、評価方法、評価基準などを具体化した様式を開発し大学入試のポータルサイトなどで情報を公開して評価の透明性を高めるとともに、評価時間の確保などガイドラインの内実化と評価の専門性をはかる。

課題③の「定時募集による「修能中心選考」の拡大」では同選考の運営について実施率の下限を設けた。選抜類型間の不均衡を是正するために「学生簿総合選考」と「論述中心選考」の実施率に偏りがあらわれるソウル所在の16大学に対して定時募集における「修能中心選考」を40%以上実施するようにしたのである。同課題は、人気の高い「in ソウル」の主要大学という一部大学に適用範囲を限定したことに特徴がある。

最後に、課題④の「社会統合選考」の導入および大学入試構造の改編」は大きく2つの措置に区分できるが、政府の教育格差の是正への積極的で明確な意思を窺うことができる。1つ目は社会的配慮を必要とする受験者を対象にしたもので、高等教育への接続機会を拡大するために「社会統合選考」を導入してその義務化（10%以上選抜）をはかった。2つ目は公教育だけでは受験対策が難しく私教育を助長するとされる「論述中心選考」と「特

技者選考」(語学・グローバル類型など)を廃止して大学入試の構造改編を試みている。この2つの措置はその対象からして前者が社会的弱者への優遇策とすれば、後者はその反対側の既得権層に対する規制策を講じたもので、進歩系の文政府のラディカルな政策方針が見て取れる。

第2章と第3章で述べたように、文政府が2017年から進めてきた大学入試制度の諸改編策ではその全般的な過程において世論に左右されて政策意志のブレが見受けられるが、複数回にわたって関連方案が発表される度にその程度を増しながらラディカルな措置が追加されてきた。これは2019年の「公正性強化方案」でも同様のことが言える。その特徴的な取り組みとして課題④の対策で講じられた「社会統合選考」の義務化と「特技者選考」の縮小および廃止を挙げることができる。以下では、同じ「特別選考」に属しながらも相反的の制度改善の方向性が出された両選考の由来と変容について検討して現行の大学入試制の特徴を探ることとする。

3. 「特別選考」における大学入試機会の平等

(1) 「機会均衡選考」の義務化

2019年の「公正性強化方案」によって導入が決まった「社会統合選考」は2009年度の大学入試から運営されてきた「機会均衡選考」の選抜趣旨を引き継いだものである。「機会均等選考」は教育機会の不平等を是正するために社会的配慮を必要とする階層の受験者を対象に運営する選考である²⁰。執権当初文政府は国政課題を通じて教育格差の是正を目指して、「低所得層」・「障害者」・「農漁村出身生徒」など社会的配慮が必要な階層に対する大学教育への機会を拡大する方針を明かした。そのための中心的な対策として「機会均衡選考」の拡大で掲げ、特にそれまで募集定員内・外で実施してきた同選考を定員内で運営するように誘導してその定着をはかろうとした。これは多様な階層の受験生を配慮して選抜するだけでなく、入学後の登録率および中途退学状況なども考慮して合理的な運営の可否などをも含めて総合的に管理することを目指すものであった²¹。そして、同選考の拡大と定着のために諸措置を講じて改編を試みた。

2018年2月に公表された「2018年教育部業務計画」では2021年度の入試から「機会均衡選考」の実施を義務付ける方針が示された。要するに、国政課題でも言及されたように社会・経済的に不利な地位・階層にある受験者に対する高等教育への進入を支援するために、それまでは勧告事項であった同選考運営の義務化を試みたのである²²。そして、これは大学が入試運営の計画や募集要項を作成する際のガイドラインである「大学入学選考基本事項(以下、基本事項)」上に新規項目を設けることで本格化された。2018年8月に公表された「2021年度大学入学選考基本事項」では「大学は「機会均衡の特別選考(原語:고른기회특별전형)」(定員内または定員外)」を必ず実施すべき」という規定が加わり、2021

年度の入試から差等的な補償基準による「特別選考」、すなわち「機会均衡選考」が義務化された²³。「特別選考」の募集定員内・外による選抜対象の分類は表 5-2 で示すとおりである。

表 5-2 「特別選考」の分類

区分	大学入学選考基本事項による特別選考	大学が定めた基準による特別選考 (例)
定員内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家報勳対象者 ・ 晩学徒 ・ 地域人材 ・ 農漁村生徒 ・ 特性化高校卒業生 ・ 基礎生活受給者、次上位階層、ひとり親家族支援対象者 ・ 特性化高校などを卒業した在職者 ・ 障害者などの対象者 ・ 西海 5 島出身の生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高卒認定試験の出身者 ・ 代案学校の出身者 ・ 多文化家庭の子女 ・ 多子女家庭の子女 ・ 第 3 国出生の北朝鮮離脱住民の子女 ・ 宗教関連 ： ・ 特技者（芸術・体育、語学など） ・ 産業大学優先選抜 など
定員外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農漁村生徒 ・ 特性化高校卒業生 ・ 基礎生活受給者、次上位階層、ひとり親家族支援対象 ・ 特性化高校などを卒業した在職者 ・ 障害者などの対象者 ・ 在外国民と外国人 ・ 西海 5 島出身の生徒 など 	

出典：韓国大学教育協議会、「2021 年大学入学選考の基本事項」（2018 年 8 月）より。

同表は「高等教育法施行令第 29 条 2 項」によって分類された「特別選考」の対象者である。左側の「大学入学選考基本事項による特別選考」はすべて「機会均衡選考」に志願する資格が与えられる対象であり、定員内・外の対象に重複がみられる。定員内募集は一般選考と同様の募集単位および定員を適用するが、定員外募集では対象別の選抜比率の上限が算定されている。例えば、「機会均衡選考」の定員外募集に志願する「農漁村生徒」を対象にする場合は当該学年の入学定員の 4%以内を上限に選抜でき、「特性化高校卒業生」を対象とする選考では入学定員の 1.5%以内で選抜できるようになっている。これは、定員内募集の安定的な運営や維持をはかるほかに、大学が定員外募集を無分別に増やさないよ

うにするために施した事前措置と考えられる。

なお、「機会均衡選考」の選抜比率は、最低選抜比率は設けておらず上限の基準として各々の大学の全体募集定員の11%まで選抜できるとし、運営方法などは大学が自律に決めるようにしていた²⁴。ところが、2016年度入試で主要大学が実施した同選考の定員内募集の実施率をみれば、ソウル大学は4.8%、高麗大学は5.5%、延世大学は6%と示され、主要大学の消極的な姿勢が読み取れる²⁵。このような状況のなかで同選考の実施が義務化されたことで、以降その実施率が半ば強制的に拡大していくことが予想できる。

そして、2019年11月の「公正性強化方案」では、入試構造の改編策の一環として「特選者選考」の縮小および廃止とともに「機会均衡選考」を「社会統合選考」に転換して運営する案が盛り込まれた。「社会統合選考」は「機会均衡選考」と「地域均衡選考」²⁶で構成され、それぞれの選考を通して募集定員の10%以上を選抜するよう義務化した²⁷。「地域均衡選考」は地域間の教育格差の是正に重点が置かれた選考であるが、その詳細については次節（第6章）で述べることにする。「機会均衡選考」が社会・経済的に不利な立場にある社会的配慮の対象者を優遇する措置とすれば、「地域均衡選考」は大学入試の地域均衡をはかるために講じられた選考である。いずれも大学の公共性ならびに社会的責務を強化する機能を有し、入試における教育格差の是正をねらって施された、社会的弱者への優遇措置を中心とした「特別選考」と言えよう。

また教育部は同方案の後続措置として「社会統合選考」の運営や選抜比率のような具体的な内容を明示する高等教育法施行令の改正（新設）案を2021年9月と12月に2度にわたって発表した。その主要内容は表5-3のとおりである。2021年9月に公布された「高等教育法第34条8」は「社会統合選考」運営のための法的根拠を設けたので、また同年12月に告知された「高等教育法第34条2」は第1項で同選考の選抜対象を、第2項でその義務募集比率10%に規定した。いずれも2022年3月から施行され、2024年度の入試から適用される。

2023年度の入試までは「機会均衡選考」の対象者は表5-3で示めすように「基本事項」上に「特別選考の選抜対象」として別途定めているが、2024年度の入試からは同施行令が定める「社会統合選考の選抜対象」により応募資格がより拡大するようになる。また同施行令改正前は、教育部は財政支援事業を通して「機会均衡選考」の拡大を誘導してきており、その運営に関して法制根拠を設けたのは初めてであった。これをもって、大学入試において社会的配慮の対象者を積極的に優遇する韓国版のアファーマティブ・アクション（Affirmative Action）の体制が整ったことが言えよう。

表 5-3 「社会統合選考」法制化による「高等教育法施行令」一部改正（新設）の内容

<p>高等教育法第 34 条の 8(社会統合選考の運営) ※2021.9.24 公布 (新設)</p>	<p>①第 34 条 1 項による大学(専門大学および遠隔大学を除く。以下、この条では同じ)の長は、差別のない高等教育機会を提供するために差等的教育的補償が必要な人を対象とする入学選考の募集人員および全体募集人員の 100 分の 15 範囲内で大学募集人員、設立目的等を考慮して大統領令が定める比率(以下、この条で「機会均衡選抜比率」と呼ぶ)以上になるようにする内容を第 34 条第 4 項の大学入学選考施行計画に含めて公布しなければならない。</p>
<p>高等教育法第 34 条の 2(社会統合選考の運営) ※ 2021.12.28 公布 (新設)</p>	<p>①法第 34 条の 8 第 1 項の規定による差等的教育的補償が必要な人を対象とする入学選考(以下、「機会均衡選抜選考」と呼ぶ)の対象は次の各号に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 『国家補勲基本法』第 3 条 2 号による国家補勲対象者 2. 第 29 条第 2 項第 4 号に該当するもの 3. 第 29 条第 2 項第 14 号の各目のいずれかに該当するもの 4. 『西海 5 道支援特別法施行令』第 11 条各号のいずれかに該当するもの 5. 『児童福祉法施行令』第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの 6. 『北韓離脱住民の保護および定着支援に関する法律』第 2 条第 1 号による北韓離脱住民および北韓離脱住民の出北過程で第 3 国で出生した子女 7. 第 1 号乃至第 6 号に該当しないものとして、学校協議体と教育部長官が協議して法第 34 条の 5 第 3 項によつて大学入学選考基本事項を通じて定めるもの <p>②法第 34 条の 8 第 1 項で「大統領令が定める比率」とは全体募集人員の 100 分の 10 を指す。</p>

出典: 教育部、社会統合選考法制化による「高等教育法施行令」一部改正入法予告(2021.12.30)

ただし、同法令改正を批判する声も上がっている。施行令では「社会統合選考」の具体的な対象者を規定せず「大統領令によって定める」としているが、そのため、政府が特定集団を優遇する不公正な運営が生じ得ることを指摘する。例えば、政界の野党(「国民の力」、保守系)の一部関係者は同施行令が民主化運動の当事者やその家族および遺族のような一部進歩系の「運動圏への恩恵」の手段になり得ると憂慮する²⁸。

(2) 「特技者選考」の縮小および廃止

「特技者選考」では、募集分野と関連する特別な才能や特技を持つ学生を選抜する。韓国の大学入試で同選考が注目されるようになったきっかけは1998年の「2002年度大学入試制度改善案」の発表であった。多様性の時代と知識基盤社会が求める人材を選抜するに適した評価方法として「特別選考」（現在の「特技者選考」）が浮上し、従来の1点刻みの成績中心の評価でない多様な基準を設けて学生の潜在力を啓発する「開かれた選考」としてその方向性が示された。当時の「特別選考」は2000年度（21.5%）の入試以降着実に拡大され、2006年度には全体入学者選抜の37.4%を占めるに至った²⁹。

そして、2008年3月李明博政府は成績中心の入学者選抜や過度な入試競争を緩和する目的で大学入試の「自律化」を進める政策方針を発表した³⁰。当時の入試政策の目玉政策は「入学査定官制度」の実施であったが、同制度を通して学生の潜在的な才能と素質を重視した入学者選抜を随時募集を中心に拡大することを目指した。「特技者選考」も主に随時募集で運営されてきたが、これは従来の画一的な入試制度から脱し、多様な特技を有する優秀な学生を早期に確保することにその目的があった。

「特技者選考」と言えば、一見「音楽」や「美術」、「体育」分野の優秀人材を選抜するものと考えがちだが、人文系列と自然系列において「語学」や「グローバル」、「数学」、「科学」、「ソフトウェア」などの多様な特技者選考が実施されている。応募資格や評価要素の設定などの全般的な選抜過程の運営については大学に自律性が付与されていた。そのため選抜過程が複雑な様相を呈し、特に「語学特技者選考」は大学ごとに応募資格が異なり、学校教育だけでは対策が困難で私教育を誘発するという批判に直面するようになった³¹。また同選考を運営する大学の合格者現況をみると、外国語高校をはじめとする特殊目的高校の出身者の合格率が高く、それに対する是正を求める声が上がった³²。「一つの才能を持つだけで大学に進学できる」といった趣旨で導入された「特技者選考」は、受験の負担や私教育を助長するという認識が広がるにつれて、近年では親の経済力が影響する「金のスプーン選考」という批判を浴びるようになった。また先述した「曹国事態」で問題になった選抜類型が「学生簿総合選考」の行われる「グローバル人材特技者選考」であったことで、「特技者選考」を問題視する世論はさらに高まった。

このような状況から、これまでとは違う特段の対策を取ったのは文政府であった。文政府は大統領選挙の公約と国政課題を通じて「論述選考および教科特技者選考を段階的に廃止し、学生簿と修学能力試験を中心に（入試類型を）単純化」する方針を明らかにした。その施策が本格化されたのも2019年の「公正性強化方案」であるが、2022年度の大学入試から「特技者選考」および「論述中心選考」を段階的に廃止する案が盛り込まれた。問題解決型の大学別論述試験に基づいた「論述中心選考」と、一部の高校類型に有利で私教育への依存度を高める「特技者選考」の廃止を誘導するという趣旨によるものであった。大学に対する財政事業と連係する方式で大学の参加を誘導して入学者選抜の公正性を強化

する計画であるが、まだその実効性に対してはこれといった成果を確認することはできない。

(3) 「特別選考」の近年の動向と実態

1) 「機会均衡選考」の拡大

近年「機会均衡選考」の実施推移は持続的に増加する傾向にある。表 5-4 のように、文政府が樹立した 2017 年度入試における同選考の実施率はその上限である全体募集定員の 11% で運営されていた。ところが、その内訳をみると定員内募集が 4.2%、定員外募集が 6.8% であり、同選考の安定的な運営・維持のためには運営に可変性を有する定員外募集よりは定員内募集の実施率を拡大する必要があった。そして、上述したように政府主導の「機会均衡選考」拡大の政策方針が打ち出された結果、定員内募集が漸進的に増加し、2023 年度の入試では定員内募集（8.9%）の実施率が定員外募集（6.9%）を上回ることが見込まれている。このような定員内募集における同選考の拡大は、文政府が国政課題などをはじめ段階的に取り組んできた入試関連の諸政策のもとで、各々の大学が社会的な責務を果たすために能動的に協力する一方、財政支援事業を意識して対応せざるを得なかった受動的な姿勢の両側面による結果であると考えられる。

表 5-4 「機会均等選考」の募集推移

区分	2017 年	2019 年	2021 年	2023 年
定員内	15,005 人 (4.2%)	19,337 (5.5%)	23,344 (6.7%)	31,027 (8.9%)
定員外	24,078 (6.8)	24,034 (6.9)	24,262 (7.0%)	24,252 (6.9%)
計	39,083 (11.0)	43,371 (12.4)	47,606 (13.7%)	55,279 (15.8%)

出典：韓国大学教育協議会、2017・2019・2021・2023 年度の「大学入学選考施行計画」より筆者作成。

例えば、個別大学の「機会均衡選考」の運営の実態として延世大学の事例を挙げてみよう。「機会均衡選考」の運営に関する諸措置が行われる以前の 2019 年度入試では随時募集のみで同選考を運営し、定員内募集（「機会均衡選考」）で 76 人と定員外募集で 199 人を選抜した。その後、同選考義務化への政策方針や法制化などが施された後の 2022 年度入試では随時募集の定員内募集（「機会均衡選考 I」（80 人、原語：기회균형전형 I）・「機会均衡選考 II」（30 人、（原語：기회균형전형 II））で 110 人と定員外募集で 83 人を選抜するほかに、定時募集でも定員外募集で 126 人を選抜するようになった。この選抜体系は 2023 年度と 2024 年度の入試でも継続する見込みで³³、2024 年度の改正施行令が適用され

る前の入試から先導的に「機会均等選考」の運営体系を整備し、その拡大に取り組んできたことが分かる。

このように延世大学は「機会均等選考」に関する政府政策に対応してその募集時期を随時募集と定時募集に分けて二元化をはかっている。詳しく言えば、2024年度入試からは、随時募集では定員内募集の「機会均等選考Ⅰ・Ⅱ（原語：기회균형전형Ⅰ・Ⅱ）」³⁴を、定時募集では定員外募集の「機会均等選考（原語：고른기회전형）」を運営して、社会的配慮の対象者別の選抜時期および募集定員、選抜方法を体系化する方針を明かしている。特に「国家報勲対象者」、「基礎生活受給者」、「差上位階層」、「一人親家族」、「農漁村学生」を対象とする随時募集の「機会均等選考Ⅰ」では選抜定員を前年度の80人から180人に大幅増員しており、このような「機会均等選考」の拡大は延世大学の2024年度入試の大きな特徴として挙げられる³⁵。

なお、延世大学の「機会均等選考」の選抜類型は主に「学生簿総合選考」として行われ、評価方法は段階別評価（2段階）の形式を採用している。具体的に言えば、1段階の評価では「学生簿」などの提出書類を総合的に評価して募集定員の3倍数を選抜する書類評価（100%）を実施し、2段階の評価では1段階の書類評価の結果（60%）と提示文を基盤とした面接評価（40%）による評価を行う³⁶。このような選抜方法は随時募集におけるほかの「学生簿総合選考」のそれと同様であるが、受験対策時に負担を課す「修能試験最低学力基準」は適用しない。

2) 「特技者選考」の多様な運営形態

親の社会・経済的な地位による入試の公正性の問題を呼び起こした「語学特技者選考」は、その運営において「語学特技者選考」のほかに「人文系列特技者選抜選考」や「グローバル人材選考」、「国際人材選考」など多様な名称で運営されてきた。また同様のアドミッション・ポリシーでも大学ごとに反映する選考要素や反映比率、選抜方法などが異なり、選抜に混乱を招いている。同選考の公正性問題の主たる対象である上位大学、すなわち「inソウル」の主要大学の2021年度入試（随時募集）における同選考の運営の現況を整理すると表5-5のようになる。

前述したように、表5-5では大学ごとに「語学特技者選抜」の類型が多様な形態で実施され、その名称も異なることが分かる。またほとんどの大学が選抜過程において多段階評価を実施しているが、各段階で活用される選抜要素と反映比率などもそれぞれの大学で異なる現状にある。語学能力の優れた学生を選抜するという同一の人材像と趣旨を持ちながらも、このような大学間の相違によって同選考に志願するには各大学の選抜方法を綿密に分析することが必要となる。

表 5-5 2021 年度主要大学の英語特技者選考の例

大学名	選抜名称	定員	募集単位	選抜方法	修能
慶熙大学	実技優秀者 (グローバル (英語))	30	国際学科	・1段階(3倍数内外):書類100 ・2段階:1段階70+面接30	×
高麗大学	実技/実績(特 技者)	95	人文系	・1段階(3倍数内外):書類 100 ・2段階:1段階60+面接40	×
国民大学	語学特技者	5	英語英文学部	・1段階(8倍数):特技(語学 成績)100 ・2段階:面接61.27+ 学生簿教 科36.77+1段階1.96	×
		2	ユーラシア語科		
		3	日本学科		
		37	KMU International Business School		
同徳女子 大学	特技者(語 学)	5	国語国文学科	受賞実績(公認語学成績)など 54.4+学生簿教科13+面接32.6	○
		5	英語科		
		3	フランス語科		
		3	ドイツ語科		
		5	日本語科		
		5	中語中国学科		
		8	国際経営学科		
西京大学	特技者(語 学)	6	国際ビジネス語学部	その他(語学成績)100	○
延世大学	特技者選考 (国際人材)	114	人文社会系	・1段階(2.5倍数):書類100 ・2段階:1段階成績60+英語 口述面接40	×
梨花女子 大学	実技/実績(語 学特技者)	10	中語中文学科	・1段階(4倍数):書類100 ・2段階:1段階成績70+面接30	×
		12	仏語仏文学科		
		8	独語独文学科		
		20	英語英文学科		
		7	英語教育学科		
漢陽大学	グローバル人 材	7	中語中文学科	・1段階 (3倍数):外国語Essay100 ・2段階:外国語面接60+学生簿 総合評価40	×
		10	英語英文学科		
		6	独語独文学科		
		40	国際学部		

出典：韓国大学教育協議会(2019)、「2021 年度大学入試情報 119」を参考に筆者作成。

「語学特技者選考」に反映される選抜要素は「公認語学成績」と「活動実績」、「学生簿」、大学の「個別試験（エッセイ、面接など）」、「修能試験最低基準」に区分できる。一般選考の「学生簿中心選考」では公認語学成績と高校の校外受賞実績は私教育を誘発する要素とされ、その反映が禁じられているが、同選考では活動や受賞内訳などを証明する書類の提出が許可されている。また主要大学のほとんどが「修能試験の最低学力基準」を適用せず、段階別評価を通じて志願者の修学能力を評価している。このように「語学特技者選考」では「公認語学成績」が重要な選考要素になるが、一部大学では「外国語エッセイ」や「外国語面接試験」をも課しており、高校の正規教育課程だけで受験に対応するには困難があるとされている。

このような大学間の選抜過程の相違や複雑な選抜方法は、6 回まで複数志願が可能な随時募集の規定によってさらに受験生に重荷を負わせることになる。そのため、前述のように、同選考は外国語高校をはじめとする国際高校、自律型高校などの特定類型の高校出身の受験生に有利な選考であるとして非難を避けられなくなり、受験生の大多数を占める一般高校の受験生にとっては私教育への依存度を高める結果をもたらしている。

これらの問題意識から同選考の縮小および廃止の方針が示された 2019 年の「公正性強化方案」が発表されてからはその実施率は減少傾向にある。2020 年度入試の同選考による入学者選抜は全国の 19 大学（701 人）で行われたが、2021 年度には 16 大学（536 人）に減り、2022 年度に 11 大学（315 人）、2023 年に 9 大学（190 人）と徐々に減少している³⁷。また主要大学（15 大学）でも同様の動向があらわれ、2021 年度入試では 12 大学で同選考を実施していたが、2023 年度の入試では 5 大学で行われる予定となっている³⁸。

考察

階層間の格差がより顕著にあらわれはじめた 1990 年代後半以降、反対陣営に政権が交替して教育政策の大枠の方針が変更されてもなお、大学入試における格差の問題は繰り返されてきた。そして、教育分野のみならず、社会構造の全般を揺るがす課題として認識されてきた。歴代の政府は、均等な教育の権利が保障されない現状を改善するために、大学教育への進入段階から親の影響力を排除して受験者が持つ能力だけを公正に評価する選抜類型および方法を講じてきた。第 2 章で述べたように、いずれ政府でも大学入試における格差の是正を念頭に置いて「公正性」を確保するための政策を施してきたのである。現行の大学入試制度に完成したとも言える文政府の入試政策もまた親の経済力のもとで対応できる「学生簿」上の記載事項や評価要素をなくすという評価過程の「公正性」の問題に注目した。

現行の入試政策の最終段階と言える 2019 年の「公正性強化方案」は評価過程での外部要因の影響を憂慮する世論、すなわち親の社会・経済的地位による階層要因を入試評価から遮断するための諸措置が改編策の柱となっている。講じられた特徴的な施策をみれば、評価資料上の記載内容を縮小または禁止し、出身校などの情報を提供しないようブライント面接を拡大するなど、評価資料の範囲を漸進的に縮小する方向で調整を進めてきた。またこれら一連の措置を違反する場合、受験者、高校、大学に不利益および懲罰的な措置を取るとして評価過程上の規制を拡大しており、政策・制度全般にわたってラディカルな運営方針が如実にあらわれている。

ただし、このような制度改編の方向性は文政府が政権初期に指向した「学生簿総合選考」の拡大、すなわち学校教育課程中心の評価および学生簿中心の多面的な入試評価体制の構築といった「2015 改正教育課程」の評価方針に逆行する形で展開されたことが指摘できる。そして、その背景には韓国人の「差別アレルギー」と「希望のはしご」という教育への期待が相まって「公正性」の確保を求める世論が強まり、政府の当初の政策方針や国家教育課程の改訂趣旨よりも優先されている実情が読み取れる。

-
- 1 カン・チャンドン (2008)、韓国の偏執症的教育熱と身分欲望に対する社会史的考察、『韓国教育学研究』、第 14 巻第 2 号、14-15 頁。
 - 2 同上書、p.18。
 - 3 キム・ワンベ (2014)、韓国の教育序列、『知識の地平』、第 17 巻、105 頁。
 - 4 統計庁、「2021 年小中高校の私教育費調査結果」。
 - 5 統計庁、同上。
 - 6 キム・ギョングン、カン・ヨンヘ (2005)、韓国社会の教育格差の実際および原因、『第 1 回韓国雇用パネル学術大会論文集』、740 頁。
 - 7 シン・ミョンホ (2011)、『なぜ裕福な家庭の子どもたちがよく勉強できるのか？—社会階層間学力資本と格差と養育慣行—』、ソウル:図書出版ハウル。
 - 8 ク・インフェ&キム・ジョンウン (2015)、大学進学における階層格差:家族所得の役割、『社会福祉政策』第 42 号第 3 号、31 頁。
 - 9 キム・ヒサム (2009)、教育格差と社会統合、『保健福祉フォーラム』150 巻 0 号、41 頁。
 - 10 大学ジャーナル (2019 年 9 月 27 日付)、「高所得層の子ども主要大学に集中」(<http://www.dhnews.co.kr>) より、2022 年 5 月 8 日閲覧。
 - 11 チェ・プルソン、ミン・インシク (2015)、親の教育と所得水準が世代間移動性と機会不均等に及ぼす影響、『社会科学研究』第 22 巻第 3 号、31-56 頁；キム・ムンギル、キム・テワン、パク・チャンヨル、ヨ・ユジン、ウ・ソンヒ (2013)、『機会不平等の測定に関する研究』、ソウル：韓国保険社会研究院、101 頁。
 - 12 イ・スジョン (2019)、「大学入試制度の公論化」過程であらわれた教育部政策決定方式の特徴分析、『教育行政学研究』第 37 巻第 4 号、6 頁。
 - 13 The JoongAng (2022 年 4 月 25 日付)、「「子どもの論文はめ込み」96 件摘発...入学取り消し 5 人中 1 がチョ・ミン」(<https://www.joongang.co.kr/article/25066082>) より、2022 年 8 月 13 日閲覧。
 - 14 教育部 (2019)、「2016~2019 年度 13 大学の学生簿総合選考実態調査結果」(2019 年 11 月 5 日発表)

-
- 15 調査対象の13大学は、建国大学、慶熙大学、高麗大学、光云大学、東国大学、西江大学、ソウル大学、成均館大学、延世大学、春川教育大学、浦港工業大学、韓国教員大学、弘益大学であり、このうち10大学が首都圏に所在する。
 - 16 2018年度私立外国語高校の平均学費は1,100万ウォンを超え、なかでも最も高額の間所要額（京畿外国語高校）は1,866万ウォンに達している（連合ニュース2019年10月8日記事、「私立外高1年学費1千100万ウォン…京畿外高最も高く」、<https://www.yna.co.kr/view/AKR20191008051700004>、2023年2月25日閲覧）。一般高校の学費は280万ウォン程度である。
 - 17 教育部（2019）、前掲書。
 - 18 非教科活動の例として受賞経歴やボランティア活動の実績、サークル活動、読書活動などが含まれるが、反映されない非教科領域の具体的な構成や運営については2022年中に「創意的体験活動」の教育課程を改訂する際に全面的に検討する予定とした。
 - 19 学生簿総合選考を実施する大学が志願者の高校での活動を客観的に評価するために収集する資料であり、高校に対する基本情報と教育課程などが提供される。
 - 20 類似する用語として「機会均等選考」、「均衡な機会特別選考（原語：고른기회특별전형）」が定員外の選考として実施されることもある。
 - 21 文在寅政府引き継ぎ委員会、「国政課題」。
 - 22 教育部、「2018年教育部業務計画」（2018年2月）。
 - 23 韓国大学教育協議会、「2021年度大学入学選考基本事項」（2018年8月）。
 - 24 韓国大学教育協議会、「2021年大学入学選考の基本事項」（2018年8月）。
 - 25 教育専門新聞ベリタスα記事（2018年2月3日付）より（<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=107413>）、2018年10月30日検索。
 - 26 「地域均衡選考」とは、受験者の居住地域を重要な選抜要素とする大学入試選考である。多様な地域から人材を受け入れようとして全国の各高校から校長推薦を受けた2人までが受験資格を得ることができる。
 - 27 ただ、教育部は非首都圏大学の場合、首都圏に比べて新入生補充が困難な点を考慮して例外を置くようにした。非首都圏大学は「地方大学及び地域均衡人材育成に関する法律」第15条に基づき、「地域人材特別選考」を運営し、定員の40%を地域出身者で選抜しているが、そのうち「機会均衡選考」の義務募集比率の半分である5%を社会的配慮対象者の代わりに地域人材として選抜できるようにした。
 - 28 東亜日報（2021年9月1日付）、「大学の社会統合選考、法通過…野「特定層優遇余地有り」（<https://www.donga.com/news/Politics/article/all/20210901/109025405/1>）より、2022年9月13日閲覧。
 - 29 イ・ジョンボム、チョン・グァンヒ（2005）、『2008年度大学入試制度改善案による多様な大学入試選考モデルの開発研究』、ソウル：教育人的資源部。
 - 30 第17代大統領引き継ぎ委員会、「第17代大統領引き継ぎ委員会白書」、2008年3月。
 - 31 ファイナンシャルニュース（2013年10月10日付）、「大学入試「特殊目的高校優待」変わらず」（<https://www.fnnews.com/news/201310101650176389>）より、2022年9月3日閲覧。
 - 32 グッドモーニング忠青（2020年7月29日付）、「廃止を目前にした大学入試「特技者選考」、2021年度支援戦略」（<http://www.goodmorningcc.com/news/articleView.html?idxno=235971>）より、2022年9月20日閲覧。
 - 33 延世大学、2019～2022年度の随時募集要項を参考に筆者作成。
 - 34 ただし、「農漁村学生」2人と「特殊教育対象者」15人は随時募集において定員外募集枠で選抜する。
 - 35 延世大学、「延世大学2024大学入学銓衡計画」（2022年4月）。
 - 36 延世大学、同上書。
 - 37 韓国大学教育脅威協議会、『2020～2023年度大学入試情報119』
 - 38 VERITASα（2022年6月13日付）、「2023随時」上位15大学随時特技者5大学7選考314人「縮小」（<http://www.veritas-α.com/news/articleView.html?idxno=418151>）

より、2022年9月28日閲覧。

第6章 大学入試政策における地域間格差とアファーマティブ・アクション

韓国で地域格差を論じる際、ソウルを中心とする首都圏に社会資源が集中することにより全体人口の半数以上が首都圏に集まる「首都圏集中」現象をもたらす慢性的な問題が長期にわたって社会問題として浮上してきた。すなわち韓国社会における地域間格差の問題は首都圏と非首都圏との不均衡な発展を意味するもので、高等教育においても大学の社会的地位が首都圏を中心に位階化され地域間の葛藤を誘発する要因となっている。

本章では、このような首都圏と非首都圏間の地域間格差の現状を整理し、その是正に寄与することを目的とする国家政策の一環で推進される大学入試関連の諸政策の決定過程および運営を概観し分析する。特に「地域人材」への積極的な優遇政策に着目して、韓国的「アファーマティブ・アクション (Affirmative Action)」の特質を究明したい。

1. 首都圏 - 非首都圏大学間の格差

(1) 「首都圏集中」現象と非首都圏大学の危機

韓国の社会問題を論じる際、地域間の格差は常に議論の的になる課題として捉えられてきた。その根本的な原因は奇形的な人口分布に明確にあらわれている。韓国統計庁が毎年実施する「人口住宅総調査」の2020年の調査結果によれば、韓国の総人口（外国人を含む）5,182万9千人のうち半数を超える2,604万3千人（50.2%）が国土の12%を占める首都圏（ソウル特別市・仁川広域市・京畿道）に分布することで集計された（2020年11月現在）¹。これまでの調査結果からすれば、首都圏への人口集中はこの50年間大幅に拡大しており、1970年対比2020年の人口増加率は首都圏で184.4%を記録し、非首都圏（11.7%）の約15倍に達している。また今後の総人口の長期的推移に関する見通しでも首都圏と非首都圏で明暗が分かれる。総人口の減少が継続することが確実とされるなか、2020年を基準にした2070年の推定人口減少率は首都圏が23.6%で、非首都圏が30.3%になることが予測され²、首都圏への「一極集中」はより深刻化することが予想できる。

首都圏と非首都圏の不均衡な現状は大学の教育でも同様の様相があらわれている。首都圏への人口流入の理由として「職業」や「教育」、「住宅」などが挙げられるが、青年人口が首都圏へ移動するきっかけでは大学への進学という「教育」によって第1次流出が生じ、就活を背景にする「職業」による第2次流出が顕著であることが明らかになっている³。実際に労働市場の構造をみれば、ソウル出身の大卒者がソウル以外地域出身の大卒者に比べて、就業および正社員就職へ取り付く可能性が高いとされる⁴。今に始まったことではないが、政治・経済・社会・文化の諸分野にわたる首都圏集中化に伴って教育分野でも人材流出という同調化現象があらわれ、最近ではそれが加速化している。

2022年2月に実施された大学入試模擬志願に関する調査結果によれば、非首都圏の14

地域の受験者のうち 40.14%が首都圏大学への進学を希望することが明らかになった。大学修学能力試験の成績を基準に言えば、これまでは成績が優秀な 1~2 等級の受験者が首都圏所在の大学に進学する傾向にあったが、現在では 3~4 等級の受験者も首都圏大学への進学を希望しており、首都圏偏重の様子が窺える⁵。地域拠点国立大学をはじめ非首都圏に所在する大学の入学生の多くが 3~4 等級の学生であることを鑑みれば、このような現象が可視化する場合、非首都圏大学における入学資源の危機的現状はより拡大することが予想できる。

非首都圏大学の危機に関する議論は長年にわたって続いてきた。ところが、現状は問題の解決策が手に入るどころか深刻化の一途をたどっている。その背景にまず世界最低レベルの出生率と学齢人口の減少のような人口構造の問題がある。韓国の 2021 年の出生率は統計作成を始めた 1970 年以來最低値を記録した。出生数は 26 万 500 人を記録して前年度比 1 万 1,800 人が減少したが、これは 20 年前の 56 万人に比べればその半数を下回る水準である。合計出生率も前年比 0.03 人減少した 0.81 人に達し、経済協力開発機構(OECD)加盟国のなかで最低値を占めた⁶。また 2000 年代以降の急速な出生率の減少は学齢人口の減少につながり、大学入学資源の規模にも影響を及ぼしている。今後高校 3 年の生徒数の規模を推定した調査結果によれば、2021 年の 441,941 人から 2040 年には 278,508 人と約 40%の減少が予測されている⁷。したがって、2021 年の大学入学定員 (474,189 人) を 2040 年まで維持する場合、全体大学定員の 68.9%だけが充足される危機的な状況が見込まれている⁸。

このような学齢人口減少の見通しから韓国の大学はすでに定員削減を余儀なくされ、今後大学の連鎖閉校をも避けられない可能性がある。特に非首都圏の私立大学と専門大学 (2 年制) ではその過半数が閉校に追い込まれるという厳しい見通しも出ている。実際 2021 年度大学入試では受験者数が大学入学定員より少ないデッドクロス現象が初めてあらわれ、約 4 万人の定員割れのほとんどが非首都圏大学で発生した⁹。また地域拠点国立大学も差し迫った状況であることには変わりない。教育部の発表によれば、2013 年以降 9 つの主要な地域拠点国立大学から自主退学する学生が毎年増加している。具体的な統計にみると、2013 年に 1,978 人だった自主退学者数は 2015 年に 2,327 人、2017 年には 2,772 人と毎年増加して、2019 年には全体学生の 2.4%の 3,406 人に達した。ここで注目すべきことは自主退学の理由であるが、そのほとんどが他大学、すなわち首都圏所在大学への再進学を希望することが明かになっている¹⁰。

地域間の格差、すなわち地域間に不均衡が存在することは社会的機会と資源の分配が均衡を成せずにいることを語っている。これまで韓国政府は「地方大学の育成」に多くの努力を重ねてきた。非首都圏の国立大学を地域拠点大学に指定して安価な授業料を維持する一方、財政支援を通して教育環境を改善して学生誘致を支えてきた。ところが、今やその

ような政策は限界に達したようにも見える。

(2) 入学者選抜における実態と格差

当然の如く、上述のような地域間の不均衡な状況は大学の入学者選抜にも景況を与えている。ここでは、入試を運営する大学とそれに応じる受験者の認識、特に「学生簿中心選考」と「修能中心選考」、「論述中心選考」、「実技中心選考」という4つの入学者選抜類型に対する捉え方に注目して地域間格差の実態を検討する。

まず、各入学者選抜類型に対する大学側の捉え方についてである。表6-1は2021年度大学入試で行われた選抜類型別の実施率を全体大学と、ソウルおよび首都圏所在大学、非首都圏所在大学に分類してまとめたものである。同表によれば、入学者選抜の4類型のうち、いずれの地域でも「学生簿中心選考」の実施率が最も高く、同選考が主要な選抜類型として定着していることが確認できる。志願者が集中するソウルおよび首都圏大学は入学定員の過半数を「学生簿中心選考」で選抜しているが、非首都圏大学もまた同選考による選抜が74.8%を占めており著しい偏りが見受けられる。

表6-1 選抜類型別の運営現状（2021年度入試基準）

区分		学生簿中心			修能 中心	論述 中心	実技 中心	その 他	合計
		教科	総合	小計					
全体	人数	147,194	86,507	233,701	70,771	11,162	27,177	4,636	347,447
	比率	42.4	24.9	67.3	20.4	3.2	7.8	1.3	100.00
ソウル	比率	13.5	38.9	52.4	28.9	8.9	8.2	1.6	100.00
首都圏	比率	20.9	34.3	55.2	27.3	7.0	8.7	1.8	100.00
非首都圏	比率	55.7	19.1	74.8	16.1	0.8	7.3	1.0	100.00

出典：教育部、大学入試制度の公正性強化方案（2019年11月28日）より。

ただ、実施現状を詳しくみると地域による相違を確認することができる。「学生簿中心選考」は「学生簿」上の高校教育課程中の教科成績を中心に評価する「学生簿教科選考」と、教科成績以外の非教科領域に関する学生簿の記載事項などの評価資料をもとに志願者の潜在力や専攻適合性、人性（人格）などを評価する「学生簿総合選考」に分けられる。ソウ

ル所在大学の選考運営状況は、最も実施率の高い選考は「学生簿総合選考」(38.9%)で、その次が「修能中心選考」(28.9%)、「学生簿教科選考」(13.5%)、「論述中心選考」(8.9%)、「実技中心選考」(8.2%)の順になっている。首都圏大学も選抜類型別の実施率には違いがあるものの、主要選抜類型である「学生簿総合選考」と「修能中心選考」の実施率の順は変わらない。ところが、非首都圏大学の場合、まったく異なる様相があらわれている。実施率の最も高い選抜類型は過半数以上の55.7%を占める「学生簿教科選考」であり、次が「学生簿総合選考」(19.1%)、「修能中心選考」(16.1%)と示されている。

この現状からすれば、首都圏と非首都圏のいずれの大学も学生簿を主要な評価資料として選抜評価を行う「学生簿中心選考」による選抜に注力していることが分かる。しかし、その目標に到達するまでの経緯には違いがあり、その主な要因となるのが地域間格差である。入学資源の豊富な首都圏大学は「学生簿総合選考」を中心に学生簿を主要選抜資料として活用するほか、「修能中心選考」および「論述中心選考」などを通してさまざまな選抜要素を評価して多様な人材を選抜することができる。これに対して、入学者募集に不利な立場にある非首都圏大学は優秀な学生を先取りして確保することに傾注する必要がある。よって、時期的に定時募集より先に行われる随時募集にて「学生簿教科選考」に大幅偏った選考運営を余儀なくされ、比較的選抜要素の多様性が阻害されることが考えられる。このように大学の所在地域によって、すなわち首都圏に所在するかそうでないかによって入学者選抜類型に対する捉え型に相違があらわれ、ひいては追求する人材像の多様性にも影響を及ぼす結果となっている。

次は、出身地域別の入学者の入試選抜類型に対する捉え方についてである。教育部は2019年10月に学生簿総合選考の実施比率の高い首都圏所在大学を中心とした13大学¹¹を調査対象にして、2016~2019年度の4年間の入学者(合格者)選抜の現況を調査した¹²。その結果、表6-2のように出身高校の所在地域、具体的には入学者の出身地域をソウル市(特別市)と広域市、中小都市、邑・面の4地域に分類する際、その地域によって合格した選抜類型の比重に違いがあることが明らかになった。

調査大学全体の選抜類型別比率は「学生簿総合選考」(41.6%)、「修能中心選考」(31.1%)、「論述中心選考」(14.0%)、「特技者選考」(7.1%)、「学生簿教科選考」(6.1%)順であり、随時募集における「学生簿総合選考」が定時募集の「修能中心選考」より約10%高いことが分かる。ところが、入学者の出身地域別の選考類型の分布をみると異なる様相が窺える。ソウル市出身の合格者を最も多く輩出した選抜類型は「修能中心選考」(35.4%)で、その次が「学生簿総合選考」(34.2%)となり両選考がともに高い比率を占めている。また中小都市出身者の場合も同様の様相で「学生簿総合選考」(39.6%)と「修能中心選考」(31.5%)順にあらわれ、両選考の比率の差はさほど大きくない。一方、広域市出身者の場合、「学生簿総合選考」(49.3%)と「修能中心選考」(26.4%)の比率の幅が広がり、邑面出身者では

「学生簿総合選考」で合格した入学者（57.8%）が「修能中心選考」（24.8%）による入学者の倍以上となり、圧倒的多数を占めている。

表 6-2 出身地域と選抜類型別の合格者の比較（調査対象 13 大学）

		特別市	広域市	中小都市	邑・面	合計
学生 簿総 合	合格者数 (人)	16,353	13,137	21,329	8,960	59,779
	比率 (%)	34.2	49.3	39.6	57.8	41.6
学生 簿教 科	合格者数	1,971	1,872	4,188	982	9,013
	比率	4.1	7.0	7.8	6.3	6.3
修能	合格者数	16,938	7,045	16,959	3,841	44,783
	比率	35.4	26.4	31.5	24.8	31.1
論述	合格者数	8,164	2,542	8,133	775	20,064
	比率	18.0	9.5	15.1	5.0	14.0
特技 者	合格者数	3,941	2,048	3,213	943	10,145
	比率	8.2	7.7	6.0	6.1	7.1
合計	合格者数	47,817	26,644	53,822	15,501	143,784
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：教育部、「2016～2019 年度 13 大学の学生簿総合専攻実態調査」、2019 年 11 月（40 頁）より。

このような結果をもとに興味深い実態を推論することができる。すなわち、首都圏出身と非首都圏出身の高校生に分けてそれぞれの受験対策が容易な選考、あるいは選好する選抜類型を推測することができるのである。高 3 人口の分布¹³と首都圏がソウル特別市と中小都市が集まって構成された京畿道、仁川広域市で構成された点を勘案すると、首都圏所在高校の受験者の場合、「学生簿総合選考」と「修能中心選考」の 2 つの選抜類型の選好度に偏りがなく、いずれの選考も対策が難しくない環境にあることが言える。一方、非首都圏に該当する広域市と邑面の受験者は、学生簿に記載される多様な評価項目を中心に選抜する「学生簿総合選考」の方が対応（内申等級および成長過程を反映した定性評価）しやすい環境にあるということが言えよう。

2. 地域間格差の是正とアフーマティブ・アクション

(1) アフーマティブ・アクション

歴代の韓国政府は緊急な国政課題として首都圏と非首都圏間の格差問題を解決するた

め、地域均衡発展を目標に諸分野の多様な政策を推進してきた。特に近年は教育分野の政策に格別な努力を傾けているが、非首都圏人口の首都圏流出を防ぐために地域人材を育成する政策を奨励している。主要な政策方向は非首都圏に居住する青年たちのための社会的配慮に着目し、大学進学段階と社会進入段階で差等的な補償を提供する方法を講じ、これを土台に各大学と企業は人材選抜際に彼らを「地域人材」として優遇するための特別選考を運営している。本章ではそのなかで大学入試における積極的格差是正措置を韓国的なアフーマティブ・アクション（Affirmative Action）として注目して検討する。

アメリカでは大学入学における社会階層と地域に対する配慮政策が注目を集め、積極的差別是正措置への関心につながった。アメリカの人権法に基づいて積極的な平等の実現のためにあらわれた政策の一つが「Affirmative Action」である。これは1964年に通過したアメリカの民権法第7条で、裁判所が差別的な雇用と待遇をしていると判断した企業に差別の対象となった人々に正当な待遇をするよう差別撤廃政策を取ることを強制する力を持たせた時期に登場した。1965年にジョンソン大統領によって、市民権法と合法的な保障にも関わらず継続した人種差別問題を解決するための方法として提示された。この政策は特に教育と就職に焦点が絞られ、黒人や他の少数民族が白人と同じ権利を享受できるようにするための積極的な対策を求めた¹⁴。1972年の平等雇用機会法（Equal Employment Opportunity）に改正されたことをきっかけに黒人や女性、少数民族の雇用の拡大をはじめ大学進学における特別措置などが施された。

（2）非首都圏大学の「地域人材特別選考」の導入

上述のような非首都圏大学の危機的な状況を改善するために政府が施した措置のなかで近年の取り組みの根幹をなすものに2013年10月に公表された「地方大学および地域均衡人材育成に関する法律」を挙げることができる。同法案は、非首都圏大学を特性化して育成することで大学の発展の土台を設けることを目指す。また非首都圏の大学と地域が均衡な発展を成し遂げ、地域人材の首都圏への流出を防いで出身地域で定住しながら安心して暮らせる環境を整備することを試みる。すなわち、非首都圏地域の大学の教育機能を強化して「教育－地域発展の好循環」の構図をはかるものである¹⁵。そして、それを具現するために2014年1月「地方大学および地域均衡人材育成に関する法律」、いわゆる「地方大学育成法」が制定された。

表 6-3 大学入試における地域人材優遇に関する法律

<p>第 15 条（大学の入学機会の拡大）</p> <p>① 地方大学の首長は「高等教育法」第 34 条による特別選考で該当地域の高等学校（「初・中等教育法」第 2 条による高等学校をいう。以下、同条項において同様である）または地方大学を卒業した人（卒業を含む）を選抜することができる。</p> <p>② 地方大学の首長は地域の優秀人材を選抜するために医科大学、韓医科大学、歯科大学および薬学大学などの入学者のなかで該当地域の高等学校を卒業した人（卒業予定者を含む）の人数が学生募集全体人員の一定比率以上になるよう努力しなければならない。</p> <p>③ 地方大学の首長は地域の優秀人材を選抜するために法学専門大学院、医学専門大学院、医歯学専門大学院および韓医学専門大学院の入学者のなかで該当地域の地方大学を卒業した人（卒業予定者を含む）の人数が学生募集全体人員の一定比率以上になるよう努力しなければならない。</p> <p>④ 該当地域の範囲、比率およびその他の必要な事項は大統領令で定める範囲内で学則によって規定する。</p>
--

出典：教育部、「地方大学および地域均衡人材育成に関する法律」2014 年 1 月。

ここで注目し得るのは高等教育への入口段階、すなわち大学入学者選抜における地域人材への優遇措置を法律で規定したことである。関連項目に同法第 15 条を挙げるができるが、その内容は表 6-3 で示すとおりである。まず、その目的は地域の大学における地域人材の選抜を拡大して、地域人材の大学入学の機会を拡大することにある。具体的に言えば、第 1 項では大学および大学院の入学者選抜において特別選考を通じて地域の高校および地域の大学の出身者を選抜することを明記している。第 2・3 項では、地域の優秀人材が進学を希望する医科大学などの特殊大学および大学院の入学者選抜で地域人材の選抜を拡大することに言及している。そして、第 4 項では該当する地域の範囲については学則で規定することを勧告するものとなっている。

また同年 7 月に公表された同法の施行令では、2015 年度の大学入試から大学の入学者選抜において「地域人材選考」を全面的に実施して地域人材の選抜比率を規定し、これを遵守することを勧告した。特に医学・歯医学・韓医学・薬学系列を中心に地域人材の選抜規模を拡大するよう誘導するものであった。その選抜比率は表 6-4 のように非首都圏地域を 6 つの圏域に区分して規定した。それぞれの圏域別に大学（学部）は概ね定員の 30%（江原・済州圏は 15%）を当該地域の高校と大学の卒業生から選抜するよう明示した。しかし、このような選抜比率の規定は強制するものではなく、各大学の総長が自律的に学則で定めることとした。これらの一連の取り組みは 2013 年 2 月に樹立した朴槿恵政府の大学入試政策において地域間格差を是正して「公正性」を確保するための目玉政策でもあっ

た。

表 6-4 学部（医学・歯医学・韓医学・薬学など）の地域人材選抜の圏域および比率

施行令の 改正時期	6 圏域別の募集比率			対象
	忠清 / 豪南 / 大邱・ 慶北 / 釜山・蔚山・ 慶南	江原	済州	
2014 年 7 月 (朴槿恵政 府)	30%	15%	15%	・当該地域所在の大学卒業（予定）者
2021 年 9 月 (文在寅政 府)	40%	20%	20%	・非首都圏の中学校および当該地域の 高校で全教育課程を履修し卒業した 者 ・本人および親の全員が当該地域に居 住した者

出典：教育部、「地方大学および地域均衡人材育成に関する法律施行令」（2014 年 7 月）と「地方大学および地域均衡人材育成に関する法律施行令」（2021 年 3 月）を参考に筆者作成。

そして、2017 年 5 月文在寅政府が発足してからは大学の入学者選抜における地域人材の優遇策により拍車をかけるようになる。2021 年 3 月に「地方大学育成法」を改正して、2023 年度の大学入試から地域人材選抜を義務化するとともに地域人材の要件をより強化するに至った¹⁶。現行の制度に直結する指針が具現化したのは、2021 年 9 月に改正された同法の施行令によるものであるが、その要点は 2 つに大別できる。第 1 に、特定募集単位における地域人材の選抜比率の拡大であり、地域の大学の医学部・薬学部系列の入学者選抜における地域人材の選抜比率を 40%（江原・済州圏は 20%）以上に拡大して義務化することを明示した（以下、「40%義務化」）。第 2 に、地域人材選考の対象について、当初の「当該地域の高校卒業者」から「非首都圏の中学校および当該地域の高校で全教育課程を履修し卒業した者」へと改正し、「本人および親の全員が当該地域に居住した者」と加えることで、応募資格の要件を厳格化した¹⁷。前者の選抜比率の拡大と義務化の措置は前政府において同法が制定されて以来、その実効性を疑う声や、さらなる拡大を求める地域の行政や大学などの要請を背景により強硬な措置に踏み出したものであった。そして、後者は、実際は首都圏に居住しながら「地域人材選考」に応募するために住民登録のみを非首都圏地域に移すような弊害を阻止するための対策であった。

韓国では進歩系と保守系間の政権交代がなされた場合、諸国家政策の方針や一連の施策

に軌道修正が掛かるのは珍しくないことである。ところが、大学入試問題を含む大学教育の地域間格差や、それに付随して連鎖的に生じる地域間の不均衡の問題は保守系の朴政府と進歩系の文政府の両政府がともに火急の用として認識したことが見て取れる。

(3) 首都圏大学の「地域均衡選考」の導入

非首都圏地域で優秀人材の流出が懸念されるなか、首都圏所在のいわば名門大学では入学者の出身地域がソウルを中心とする首都圏に偏重する現象が問題視された。2000年から10年間の国立ソウル大学の入学者の出身地域を調査した結果をみれば、ソウル出身は155%内外から189%に増加し、京畿道出身も約50%から80%にまで増加していた。一方、非首都圏の6つの広域市（仁川・大田・大邱・釜山・光州・蔚山）出身の場合は120%から85%に減少し¹⁸、出身地域による進学率推移の違いが歴然たる事実としてあらわれた¹⁹。

このような状況を受けて、ソウル大学は2005年度の大学入試から「地域均衡選抜銓衡」（原語：지역균형선발전형、以下「地域均衡選考」）を導入するようになった。受験者の居住地域を重要な選抜要素とする同選考は多様な地域から人材を受け入れようとして全国の各高校から校長推薦を受けた2人までが受験資格を得ることができる。また時期を同じくして有力私立大学でも同様の趣旨を持つ「地域割当制」²⁰などを導入したが、長く続くことはなかった。

それから約15年が経過した2019年11月、教育部は「公正性強化方案」のなかで「地域均衡選考」に関する新たな規定を定めた。第5章で論じたように「公正性強化方案」では社会的配慮を必要とする対象者の高等教育機会を拡大して地域均衡発展をはかるために「社会統合選考」（原語：사회통합전형）を導入しており、「地域均衡選考」は「機会均衡選考」とともにその主軸を成している。実施可否などの運営全般が大学の自律に委ねられていた「地域均衡選考」は新規定によって新たな局面を迎えるようになる。主たる変化といえば、同選考の実施対象を首都圏所在の大学全体へと拡大して指定し、入学定員の10%以上を同選考で選抜するよう勧告したことである。選抜方法はそれまでと同様に校長推薦によって応募資格が与えられ、教科成績を中心にして選抜するようにしている。また2021年9月にはこれら方案の法制化するために「高等教育法第34条2の第4項・第5項」を新設した。同法律は「首都圏所在大学に限定して地域均衡発展を目的とする選抜方式および募集比率を定める」として同選考運営の根拠を示したことに意義がある。

このようにして「社会統合選考」として地域均衡選考は2022年度の大学入試から適用されている。当初の2022年度入試では首都圏の41大学が同選考を運営したが、2024年度には47大学に拡大され、募集定員も前年度比2,997人が増加した13,785人を選抜する予定である²¹。選抜方法は多くの大学が校長推薦による「学生簿教科選考」を運営しており、学生簿の教科領域を主要な評価要素にしている。ただ、志願資格については多少の変

化が見受けられる。従来の選抜ではそれぞれの高校で校長推薦を受け者 2 人までを志願対象としていたが、2019 年の政府勧告後はこの制限を撤廃して推薦を受けた一定数の志願者、または定員に対する一定比率の人数を推薦可能とし、各大学が自律的に基準を設定するようにしている²²。

以上のように、おおよそ 20 年にわたる議論の末導入された「地域均衡選考」であるが、その運営に対する批判の声も上がっている。それは、同選考が追求する社会の統合や社会的配慮、教育機会の提供などの均衡・公平の価値と、入試制度の根本的な理念として、すなわち自由な競争に基づく能力中心の入学選抜の価値が衝突せざるを得ない状況にあるからである。イ(2008)は特別選考(定員外)であった初期の機会均衡選考の根拠や意味、争点について論じるなかで、その逆差別や温情主義などを挙げて同制度の弊害を指摘した²³。また教科成績中心の選抜とはいえ、一般選考とは異なる評価基準を持つ評価方法や、都市部と農村間の学力格差による入学後の学業低下に対する憂慮も提起された。また政策決定と施行に関しては、「公正性強化方案」を通じて地域の均衡発展のために「地方大学育成法」が施行される状況下で、機会均衡と「地域均衡選抜」をともに目指すのは相反する政策であることを批判する声もあがっている。

3. 「地域人材選考」の拡大と運営

(1) 「地域人材選考」の拡大

先述のような政府主導の政策展開の影響を受けて近年「地域人材選考」の募集は徐々に増加傾向にある。地域の拠点国立大学だけでなく一般国立大学および私立大学でも同選考を実施する大学が増えているのである。募集定員の推移は表 6-5 で示すとおりであり、2018 年度の入試では 81 大学で計 10,931 人が選抜されたが、2023 年度入試では 93 大学で 21,235 人を選抜するに至り、5 年間で募集定員が約 2 倍増加した²⁴。また「地方大学育成法」によって「40%義務化」が適用される 2024 年度入試では前年比 2,581 名が増加した計 23,816 人を選抜する予定であり²⁵、入試の運営主体である非首都圏の大学が同選考に積極的に乗り出している様子が窺われる。

表 6-5 地域人材選考選抜者数の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
大学数 (校)	81	81	83	86	92	93	103
選抜者数 (人)	10,931	13,299	16,127	16,521	20,793	21,235	23,816
選抜比率 (%)	3.1	3.8	4.6	4.8	6.0	6.1	6.9

出典：韓国大学教育協議会、2022年度大学入試選考主要事項（2021年2月17日、3頁）。韓国大学教育協議会、2024年度大学入学銓衡施行計画（報道添付資料、2022年4月25日、10頁）。

なかでも地域拠点国立大学の運営状況においては同選考の拡大を牽引するような際立つ動向が見受けられる。2023年度大学入試の「地域人材選考」は前年度に比べて定員が拡大または同レベルで運営されたが、表 6-6 のように全体募集定員の 2 割を超える 4,353 人が 9 つの拠点大学にて選抜された。特に人材流出が地域の深刻な懸念課題とされている江原圏域の江原大学（2023 年度全体募集定員 4,846 人）と湖南圏域の全南大学（2023 年度全体募集定員 4,723 人）は、いずれも本校と地域キャンパスを併せて 700 人以上を同選考で選抜し、厳しい非首都圏大学の状況が窺われる。

「地域人材選考」の選抜方法については「学生簿教科選考」による選抜が中心になっている。2023 年度入試では同選考の全体募集定員である 21,235 人の約 8 割の 16,808 人が「学生簿教科選考」で選抜され、その次に 4,328 人が「学生簿総合選考」で、99 人が「修能中心選考」で選抜された²⁶。選抜時期で言えば、修能試験前に行われる随時募集の「学生簿教科選考」と「学生簿総合選考」に選抜が偏っている。これは「40%義務化」が適用されることで地域の一般国立大学および私立大学でも同選考の運営を拡大しはじめ、早期に優秀な地域人材を先取りするために「地域人材選考」を活用していることが考えられる。また定時募集でも同選考を運営する大学が登場するなど、同選考の拡大とともに選抜方法の多様化が進んでいるとことが読み取れる。

表 6-6 地域拠点国立大学の地域人材選抜現況

大学	募集定員（年度）		随時		定時
	2023	増減	学生簿教科	学生簿総合	修能中心
江原大学	513	-34	469	-	44
江原大学（三陟）	251	-11	251	-	
忠北大学	275		272	-	3
忠南大学	484		477	-	7
慶北大学	444	-88	266	178	
慶尚大学	393		111	282	
釜山大学	463		259	196	8
全北大学	430		430	-	
全南大学	682		664	-	18
全南大学（麗水）	60		60		
済州大学	358		352	-	6
合計	4,353				

出典：韓国大学教育協議会（2022）、『(2023年度) 大学入試情報 119』（219 - 224 頁）を参考に筆者作成。

なお、同選考の選抜評価のさらなる特徴は応募資格の制限を有することと、一般選考対比評価の充足基準が緩和されていることである。「地域均衡選考」と同様に校長の推薦や出身校の所在地域などの厳格な志願資格の制限が設けられることが多いため、同選考は一般選考に比べ相対的に志願者の規模や競争率、合格のボーダーラインが低い傾向にある。一方、その募集定員を見れば、医学部や歯学部、獣医学部、薬学部、韓医学大学などの最上位レベルの成績を要する募集単位が多く、一般選考の定員よりもその規模は大きい。ところが、ほとんどの選考で「修能最低学力基準」を適用しながらも、修能等級を1等級緩和しており、一般選考よりも充足基準を低く設定する大学も一部あらわれている。

(2) 「地域人材選考」の運営の実際

韓国の4年制大学198大学のうち39大学が医学・薬学系列の学部および学科を開設している（2022年12月現在）。前述のように「地方大学育成法」の施行令の改正後地域人材の選抜が義務化したことを受け、これら医学・薬学系列において「地域人材選考」を運営する大学数と同選考による選抜定員が増加している。選抜定員の推移を見れば、表6-7のとおり2023年度入試の2,899人が、施行令が適用される2024年度には958人が増加した3,857人の選抜が見込まれており漸進的に増加していることが分かる。

表 6-7 医薬学系列の地域人材選考の現況

区分	2023 年度		2024 年度		増減	
	募集定員	大学数	募集定員	大学数	募集定員	大学数
医・歯・韓	1,169	34	1,452	34	+283	-
薬学	361	20	427	20	+66	-
看護	1,352	68	1,963	79	+611	+11
韓薬学	17	2	15	2	-2	-
合計	2,899	124	3,857	135	958	11

出典：大学教育協議会、『2024 年度大学入試情報 119』（2022 年 9 月）より。

以下では、地域人材選考の具体的な運営現況を理解するために地域拠点大学である P 大学の事例を挙げてみる。P 大学は嶺南地域の代表的な地域拠点国立大学として全国の国立大で初めて学生 1 人当たり教育費 2,000 万ウォンを突破し、高い就職の質を意味する維持就業率も 87%で 3 年連続拠点国立大 1 位を維持した。毎年奨学金の財源を拡充して授業料負担軽減率 67.6%を達成し、14 年間授業料を凍結または引き下げ、ソウルや首都圏の私立大学の平均授業料に比べて半分ほどのレベルで、すなわち「半額授業料」を実現している²⁷。

P は 2023 年度入試で表 6-8 のように医・薬系列だけでなく、全体 95 学部・学科の募集単位のうち 54 学部・学科で「地域人材選考」を運営した。入学定員 4,113 人のうち 616 人を同選考で選抜しており、その規模は定員の 14.8%に達する。このなかで最も大きな特徴は「40%義務化」が適用される医予科と（125 人中 100 人）薬学部（60 人中 48 人）の定員の 80%を「地域人材選考」で選抜したことである。韓国の大学入試における医予科の位相は、これを目標とする小学生相手の予備校あるほどであり、首都圏所在高校出身の受験生のうち全国各地拠点大学の医予科への入学を希望するものが着実に増えつつあるほどその人気が高い実情にある。にもかかわらず、定員の全員を地域人材で選抜した同大学の取り組みは注目に値する。ほかにも定員は少ないものの、低所得層のための「地域人材選考」を新設し、随時募集と定時募集のほぼすべての選抜類型を通じて地域人材を選抜しており、9 つの地域拠点国立大学の中でも最も多角的な「地域人材選考」を運営していると言える。

表 6-8 2023 年度 P 大学入試の「地域人材選考」の構成

区分	選抜類型	定員	募集単位および募集定員
随時	学生簿 教科	302	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科学系：7 学科 256 人中、6 学科 33 人 ・自然科学系：10 学科 468 人中、4 学科 23 人 ・工学系：15 学科 1,075 人中、6 学科 50 人 ・経営系：1 学科 227 人中 15 人 ・経済通商系：5 学科 224 人中、4 学科 27 人 ・看護系：1 学科 80 人中 10 人 ・生活科学系：5 学科 147 人中、1 学科 5 人 ・ナノ科学技術系：3 学科 122 人中、1 学科 3 人 ・生命資源科学系：11 学科 324 人中、10 学科 49 人 ・情報医生命工学系：3 学科 236 人中、3 学科 22 人 ・医学系：1 学科 125 人中 30 人 ・薬学系：1 学科 60 人中 10 人 ・歯医学専門大学院（学・修士統合課程）：1 課程 40 人中 10 人 ・韓医学専門大学院（学・修士統合課程）：1 課程 25 人中 15 人
	学生簿 総合	239	<ul style="list-style-type: none"> ・人文系：12 学科 367 人中、3 学科 10 人 ・自然科学系：10 学科 468 人中、6 学科 43 人 ・工学系：15 学科 1,075 人中、9 学科 50 人 ・師範系：16 学科 283 人中、1 学科 9 人（フランス語教育） ・看護系：1 学科 80 人中 12 人 ・生活科学系：5 学科 147 人中、1 学科 6 人 ・ナノ科学技術系：3 学科 122 人中、3 学科 19 人 ・生命資源科学系：11 学科 324 人中、3 学科 10 人 ・情報医生命工学系：3 学科 236 人中、3 学科 17 人 ・医学系：1 学科 125 人中 30 人 ・薬学系：1 学科 60 人中 14 人 ・歯医学専門大学院（学・修士統合課程）：1 課程 40 人中 19 人
	学生簿総 合（地域 人材低所 得層）	8	<ul style="list-style-type: none"> ・看護系：1 学科 80 人中 2 人 ・医学系：1 学科 125 人中 3 人 ・薬学系：1 学科 60 人中 2 人 ・歯医学専門大学院（学・修士統合課程）：1 課程 40 人中 1 人
	論述	27	<ul style="list-style-type: none"> ・医学系：1 学科 125 人中 17 人 ・薬学系：1 学科 60 人中 10 人

定時	修能	40	<ul style="list-style-type: none"> ・看護系：1 学科 80 人中 8 人 ・医学系：1 学科 125 人中 20 人 ・薬学系：1 学科 60 人中 12 人
----	----	----	--

出典：P 大学校、「2023 年度随時募集要綱」（2022 年 5 月）と「2023 年度定時募集要綱」（2022 年 9 月）を参考に筆者作成。

選抜方法の基本体系は他大学とさほど変わらない。地域人材選考の 50.6%（302 人）を「学生簿教科選考」で選抜し、「学生簿総合選考」が 40.0%（247 人）でその後続いた。選抜方法での特徴は地域拠点国立大学のなかで唯一「論述中心選考」を運営している点である。定時募集の「修能中心選考」は P 大学の他にも江原大学と全南大学など 6 大学が運営しているが、「論述中心選考」は P 大学が唯一である。また「地域人材選考」の「論述中心選考」および「修能中心選考」でそれぞれ 27 人（医予科 17 人、薬学部 10 人）と 40 人（医予科 20 人、薬学部 12 人、看護学科 8 人）を選抜したが、医予科と薬学部、看護学科の入試にのみ適用している点も特異であるといえる。このように P 大学の「地域人材選考」は、医予科と薬学部を中心に随時募集の「学生簿教科選考」と「学生簿総合選考」、「論述中心選考」と定時募集の「修能中心選考」など、ほぼすべての選抜類型で運営されている。

表 6-9 2023 年度 P 大学入試の医・薬学部の選抜方法

区分	選抜類型	選抜要素および評価方法		修能基準		備考
		地域人材選考	一般選考	地域人材選考	一般選考	
随時	学生簿教科	学生簿教科 100%		適用		医学科の選抜評価例
	学生簿総合	1 段階：書類評価（学生簿）100%（3~4 倍数） 2 段階：1 段階成績 80% + 面接 20%	書類評価（学生簿）100%	未適用	適用	
	論述	学生簿教科 30% + 70%		適用		
定時	修能	修能 100%		—		

出典：P 大学校、「2023 年度随時募集要綱」（2022 年 5 月）と「2023 年度定時募集要綱」（2022 年 9 月）を参考に筆者作成。

「地域人材選考」の選抜類型別の評価方法は表 6-9 の通りである。「学生簿教科選考」の場合、大半の大学が高校校長の推薦を受けた少数の学生に志願資格を付与すると前述したが、P 大学はこのような志願資格の制限は設定していない。すなわち該当地域の高校で全教育課程を履修した学生なら誰もが志願できる²⁸。評価方法を見ると、学生簿の教科成績を 100%活用するが、募集単位ごとに指定の教科成績の得点順に選抜し、修能試験の最低基準を適用した²⁹。このような評価方法は「学生簿教科選考」の一般選考における評価方法と同様である。

次に、「学生簿総合選考」は 2 段階にわたる評価を実施する。第 1 段階で学生簿の記載事項を 100%活用した総合評価を行って定員の 3~4 倍数を選定し、第 2 段階で第 1 段階の成績（80%）と面接成績（20%）を合算して最終合格者を選抜する。また修能試験の結果を修能最低学力基準に照らして反映するが、医予科、歯科専門大学院学・修士統合課程、薬学科についてはこれさえも反映しない。同選考では学生簿上の非教科領域に対する記載事項が主要な評価要素になることが窺える。そして、学生簿にもとづく第 1 段階書類評価（100%）だけで選抜する「学生簿総合選考」の一般選考とも異なる。

「地域人材選考」と一般選考ともに、「論述中心選考」における評価方法は同じで、学生簿の教科成績（30%）と論述試験の結果（70%）を合算して評価し、修能試験の最低基準を適用する。

最後に、定試募集の「修能中心選考」では募集単位ごとに反映される修能試験の領域が異なるが、「地域人材選考」と一般選考ともに修能試験成績（100%）の順で選抜している（ただし、芸術系および体育系は別途の評価方法を適用する）。

以上のように実施率の拡大と評価方法の多様化が漸進的に進んでいる「地域人材選考」であるが、一部ではその実効性を憂慮する声も出ている。最たる問題点として指摘されるのは、この類の選考が果たすべき本来の目的、すなわち地域人材が大学卒業後にその地域に定着する好循環構造はなかなか実現し難いという点である。「地域人材選考」による入学生の比率を増やしても、彼らが卒業してから地域を離脱することを防げる対策がなければその実効性は大学在学期間で有効期限が切れてしまう恐れがある。政府や自治体が公共医療の強化と地域経済の活性化など地域人材が活躍できる法的・制度的補完と基盤造成を急ぐことが必要とされる。また非首都圏の地域大学医薬学系列そのものの競争力を高めることが求められる³⁰。このような優遇政策がなくても優秀な地域人材が地域大学への入学を希望するよう教育環境を整備しなければ、むしろ一般選考では通れない、積極的な優遇政策の恩恵によって人気の高い地域大学医薬学系列に合格する「抜け道」を作ってしまう可能性も排除できないのである。これはまた非首都圏大学の教育や地域医療の質の低下へつながり、ひいては地域格差をより拡大することも有り得るであろう。

考察

以上、本稿では、韓国の地域間格差が大学教育の機会、すなわち、大学入試にいかんにか作用しているかを概観し、その是正のために講じられた政策の導入と運営について検討してきた。

韓国における地域間格差は、人口の奇形的な首都圏集中により社会資源が偏重したことによって始まった。首都圏への過度な人口流入は、裏を返せば非首都圏の人材流出の問題を意味し、韓国社会の構造的な不均衡の問題へと広がってきた。そして、首都圏と非首都圏という二分法的な地域間格差の構造を構築し、長期にわたって慢性的な社会問題として固着化している。これはまた大学教育にも少なからずの影響を与え、大学の位階が首都圏所在大学を中心に序列化し、大学教育の地域間格差が日増しに深まっている。

このような現状を打開するために、韓国政府は、地域の均衡的な発展をはかる解法の一環として大学入試政策を展開している。非首都圏所在大学の「地域人材選考」と首都圏所在大学の「地域均衡選考」はその代表的な措置である。前者は非首都圏の大学が所在地域出身の入学者を優先的に選抜するようにした措置で、特に医薬系列の募集単位において定員の40%以上を地域人材で充足するよう義務付けた規定は画期的であると言えよう。後者は首都圏所在の大学が受験者の出身地域を重要な選抜要素として評価して定員の10%以上を選抜するよう勧告したもので、多様な地域から人材を受け入れるようにした選考である。いずれも法制化をもとに政府主導で推進され、地域人材の大学教育への進入の障壁を低くしたことに意義がある。これらの措置は大学入試において非首都圏の地域人材は不利益を被らないように積極的に配慮した政策であり、韓国版のアファーマティブ・アクションとして捉えることができる。と考える。

そして、地域間格差に傍点を打つ、これら一連の政策に関する検討から近年の大学入試政策における韓国的特質を見出すとすれば、以下のようにまとめることができる。

第1に、大学入試政策が教育政策の範囲を超えて痼疾的な社会問題への対策として工夫されてきたことである。首都圏と非首都圏間の格差で大別される韓国の地域間格差の現状は、特に大学への進学と就職を機に青年人口が首都圏に流入することで顕著化している。したがって、進学と就職にという大学教育への入口と出口の段階で地域人材の流出を阻止することは同問題への対案になり得るだろう。「地域人材選考」はまさにこの点に着目しており、地域人材が出身地域に所在する大学に進学するように促して人材の流出を防ぐとともに、長期的には地域での定住を誘導するための措置である。このように、同政策は大学入試において地域人材に配慮する教育政策でありながら、ひいては国土の均衡的な発展をはかる主要国定課題への対策として推進されている。また約10年にわたる一連の政策決定および推進の過程をみれば、「保守系」政府が政策の法制化を推進して「進歩系」政府が「40%義務化」というラディカルな政策執行に挑み、韓国社会における地域間格差という

構造的問題は政治理念に左右されない喫緊の課題であり、その解法を入試政策に求めている特徴が読み取れる。

第2に、韓国版のアファーマティブ・アクションとして捉えられるこれらに措置は地域人材をその対象にして積極的な優遇措置を施すことに重点をおいていることである。アメリカの大学入試でのアファーマティブ・アクションは大学への進学におけるマイノリティへの差別を防止および禁じるために優先枠を設けて積極的な差別禁止措置を進めている。それに対して、韓国の「地域人材選考」と「地域均衡選考」では、その対象を、居住地域を基準にして定めており、非首都圏に居住する人材を「地域人材」として設定し、大学入試での選抜比率を規定するほか、評価基準を緩和するなどして積極的な優遇措置を運営している。これは、言い換えれば、韓国の大学入試においては非首都圏に居住する地域人材が配慮すべきマイノリティとして認識されていることが言えるだろう。なかでも「地域人材選考」によれば、上位の成績が求められる医学系列の入試について定員の40%以上を地域人材で選抜するよう規定しており、優秀な地域人材が配慮の対象に含まれることは注目に値する。首都圏と非首都圏の地域間格差という問題が社会構造の固定化をもたらして国家・社会の秩序をも脅かす喫緊の課題として位置付けられている現状の危機が、このような破格的な政策の展開を牽引したものと考えられる。

第3に、地域人材への優遇措置の拡大によって大学側の入学者選抜権が阻害される恐れがあることである。大学における入学者選抜は時代の変化を反映しながらも当該大学の教育理念や人材像などに相応しい人的資源を確保する選抜的機能を有する。また理想の人材を選抜するためには的確な評価体制や評価方法、評価要素などが不可欠であり、その体制づくりには大学の自律性が認められている。ところが、実際のところ、首都圏大学より入学資源の確保が困難な非首都圏大学では「随時募集」における「学生簿教科選考」の実施率が非常に高く、これは「地域人材選考」でも同様のことが言える。「学生簿教科選考」の主な評価要素が教科成績であることを鑑みれば、非首都圏大学の多くの入学者が備える資質・能力には類似性がみられ、多様な人材の確保、すなわち、選抜の自律性に限界があらわれ、非首都圏大学における入学者選抜の自律性が保証されていない現状が窺われる。

第4に、地域人材への優遇措置が新たな類型の差別を生み出す可能性があることである。地域人材を対象にする措置はもっぱら非首都圏地域の現状に注目しており、同措置が長期化する場合、首都圏の受験者に対する逆差別の問題が生じる可能性が指摘できる。特に成績最上位レベルの優秀な地域人材の確保をねらった医学系列の「40%義務化」規程は、首都圏に居住しながら医学系列への進学を目指す受験生の大学進学のを狭めることにつながる。先述のように韓国の大学入試において医学系列の人気は高く、全体大学のなかで医学系列の募集単位を有する大学は39大学があり、首都圏の受験者が非首都圏大学の医学系列の大学への進学を希望することは珍しくない。ところが、P大学の医学系列におけ

る「地域人材選考」の運営事例でも見られたように、定員の 80%を地域人材で選抜する非首都圏大学が増加する場合、首都圏の受験者は自分の意志とは関係なく首都圏に居住するだけで差別を受け、入試競争の機会さえも与えられない、新たな差別の対象になり得ることが憂慮される。

以上のように、韓国における近年の入試政策では地域間格差の是正を視野に入れて地域人材への優遇措置を拡大する方向で進められてきた。その試みは始まったばかりであるが、すでに運営の実効性を疑問視する声も出ている。例えば、地域人材に対する評価基準の緩和によって教育の質が低下し、ひいては地域の人的資源の質をも低下する結果が恐れられる。また地域人材を地域に留めることばかりが強調され、人的交流の鈍化および孤立による地域間の葛藤がより深刻化しかねないことも看過してはいけぬ。したがって、今後は、地域人材の大学進学機会を配慮することにとどまらず、入学後の学生管理システムを構築して非首都圏大学の自主的な競争力の強化を誘導するとともに、首都圏の青年層が非首都圏大学への進学を希望できるような雰囲気づくりも欠かせないと考える。

-
- 1 韓国統計庁、「2020 年人口住宅総調査結果」（2021 年 6 月 29 日発表、<https://kostat.go.kr/portal/korea/index.action>）、2022 年 4 月 30 日閲覧。
 - 2 キョンヒャン新聞（2020 年 6 月 29 日付）、「今年初めて首都圏人口が非首都圏と逆転…首都圏集中再び深化する理由は？」（<https://www.khan.co.kr/economy/economy-general/article/202006291215011>）より、2022 年 4 月 40 日閲覧。
 - 3 韓国統計庁、前掲書、2022 年 4 月 30 日閲覧。
 - 4 パク・ミヒ（2020）、大卒者の労働市場成果と地域格差—出身地域および大学所在を中心に—、『教育社会学研究』第 30 巻 1 号、23 頁。
 - 5 釜山日報（2022 年 2 月 16 日付）、「3~4 等級も「首都圏大学希望」増加…地域人材流出の加速化」、2022 年 5 月 2 日閲覧。
 - 6 統計庁、「2021 年人口動向調査」（2022 年 2 月 23 日発表）、2022 年 5 月 3 日閲覧。
 - 7 キム・ドギ、イ・ジェドク、イ・ギルジェ（2021）、『高校学点制導入時の授業学級および時数変化による必要教員の規模推算研究』忠北:韓国教育開発院。
 - 8 イ・ギルジェ、チョ・ソンウン、キム・ジソン、パク・テヤン（2021）、地方大学危機の原因と解決案に関する考察、『教育行政学研究』第 39 巻第 4 号、88 頁。
 - 9 クォン・オヒョク、キム・ジョンホ、ソ・ソクフン、イ・ジウン（2021）、地方大学危機の原因と代案、『地域社会研究』第 29 巻 4 号、86-87 頁。
 - 10 大学ジャーナル（2020 年 11 月 5 日付）、「地域拠点国立大学、人材流出深化…毎年自退生増加」（<http://www.dhnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=130897>）より、2022 年 5 月 6 日閲覧。
 - 11 調査対象の 13 大学は、建国大学、慶熙大学、高麗大学、光云大学、東国大学、西江大学、ソウル大学、成均館大学、延世大学、春川教育大学、浦港工業大学、韓国教員大学、弘益大学であり、このうち 10 大学が首都圏に所在する。
 - 12 教育部、「2016~2019 年度学生簿総合選考実態調査」（2019 年 10 月）
 - 13 仁川は首都圏に属しながら広域市に分類されるが、高 3 人口の分布は首都圏のなかでは少ない位置づけになっている。2019 年現在の全国 17 市・道の高 3 人口の分布をみると京畿道が 11 万 4,830 人で最も多く、その次がソウル市で 7 万 4,987 人である。また広域市の場合、釜山が 2 万 5,735 人、仁川が 2 万 4,594 人、大邱 2 万 2,174 人、光州 1 万 5,351 人、大田 1 万 4,136 人、蔚山 1 万 409 人の順となる（VERITAS α （2020 年 1

-
- 月 23 日付)、「学齢人口絶壁化の本格化」高 3 人口 44 万 5,479 人...大学構造改革始めなきや」(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=310981>)より)。
- 14 キム・ヨンジン (2003)、差別の是正か？優待か？少数勢力の差別是正政策とそれに関する論争、『米国史研究』第 18 巻、163 頁。
- 15 小川佳万 (2017)、第 4 章首都圏大学と地方大学の格差、小川佳万・姜姫銀共著『韓国的高等教育－グローバル対応と地方大学－』、広島大学高等教育研究開発センター、53 - 56 頁。
- 16 教育部、「地方大学および地域均衡人材育成に関する法律」(2021 年 3 月 23 日)。
- 17 教育部、「地方大学および地域均衡人材育成に関する法律の施行令」(2021 年 9 月 24 日)。
- 18 この数値 (%) は相対進学率をあらわしたもので、各地域の高校卒業生 1 万人当たりのソウル大学入学者を全国の高校卒業生 1 万人当たりのソウル大学入学者数で割った数値である。
- 19 韓国大学新聞 (2012 年 11 月 5 日付)「ソウル大進学率江南が九老・衿川より 9.6 倍 ↑」(<http://news.unn.net/news/articleView.html?idxno=116296>) より、2023 年 2 月 21 日閲覧。
- 20 地域割当制は、教育環境が劣悪な地方の学生に一定比率の入学定員を配分して大学入学機会を提供することで、社会的弱者に配慮し社会統合と地域均衡発展に寄与しようとする制度である。現行の「機会均衡選考」の前身とも言える。
- 21 韓国大学教育協議会、「2024 年度大学入試情報 119」(2022 年 9 月)、8 頁。
- 22 同上、98 頁。
- 23 イ・ジェボン (2008)、大学教育における機会均衡選抜制の根拠と争点、『韓国教育論壇』第 8 巻第 1 号。
- 24 韓国大学教育協議会、2022 年度大学入試選考主要事項 (2021 年 2 月 17 日)
- 25 韓国大学教育協議会、2024 年度大学入学銓衡施行計画 (報道添付資料、2022 年 4 月 25 日)。
- 26 韓国大学教育協議会、『2022 年度大学入試情報 119』(2022 年 9 月)
- 27 このような動向は 2024 年度入試の「地域人材選抜」でも続き、随時募集の「学生簿教科選考」で 18,111 人、「学生簿総合選考」で 5,141 人、定時募集の「修能中心選考」で 469 人、「実技・実績中心選考」で 83 人、「論述中心選考」で 35 人を選抜する予定である。
- 28 「入学から卒業まで釜山、蔚山、慶尚南道地域に所在する高校において全教育課程を履修したもの」としている。
- 29 学生簿の成績の評価方法は「共通科目の指定教科」(「国語」、「英語」、「数学」、「統合社会」、「統合科学」、「韓国史」)を 30%、「一般選択科目の指定教科」(募集単位によって相違、10 科目)を 50%、「進路選択科目」(「国語」、「英語」、「数学」、「社会」、「科学」の中から上位の 3 科目)を 20%反映して評価する。また修能最低学力は募集単位によって反映する領域と等級の合計が異なる (例えば、医学部は「国語」、「英語」、「数学」(微分・積分、幾何学から択一)、「科学探究」領域の中から「数学」を含む 3 領域の合計等級が 4 以内であることが条件として付される)。
- 30 VERITAS α (2022 年 9 月 27 日付記事)、医学系列の地域人材選抜「定員割れ？」...「昨年までは勧告事項、義務選抜ではない」(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=430408>) より、2023 年 8 月 14 日閲覧。

第7章「学生簿中心選考」の実態 — 個別大学の事例を中心に —

本章では、第1章から第6章までの議論で検討してきた現行の韓国の大学入試の中心的な選抜資料である「学生簿」による評価のあり方に注目して、その実態を明らかにすることを目的とする。韓国では、複数ある選抜方法のなかで日本の調査書に相当する学生簿を主たる選抜材料として合否判定を行う方法が実施されており、近年、それが拡大されてきた。その一般的な活用方法については、政府側のガイドラインで大枠を提示しているが、それを踏まえた各大学による実際の活用方法については明確でないことも多く、これまで論じてきたように格差や「公正性」の問題の原因として指摘されている。そこで本章では、韓国の主要大学とされるソウル市内のA大学とB大学を実際に訪問して入試担当者への聞き取り調査を行った結果と両大学の入学者募集要項の記載内容をもとに、「学生簿」を中心とした入学者選抜について検討する¹⁾。また2020年以降コロナ禍への対応という新たな課題が加わった際に学生簿を中心とした選抜評価がいかに変容し得るか、その様相をも明らかにしたい。

1. 「学生簿中心選考」評価のガイドライン

(1) 大学入試の概要と「学生簿中心選考」

韓国の大学入試は、当該年度実施予定の入試から2年6ヵ月前に韓国大学教育協議会が発表する「大学入学選考基本事項（以下「基本事項」）」を通してその全体像が公表される²⁾。各大学はそれをもとに「大学入学選考施行計画（案）」を作成して「大学入学選考委員会」に提出し、主要事項に関する協議・調整を経て最終的な「大学入学選考施行計画」を発表する。そして、こうした計画に基づいて実際の入学者選抜が実施されるが、それらはまず募集時期を基準に「随時募集」と「定時募集」、「追加募集」に分けられ、さらには「一般選考」³⁾や「特別選考」⁴⁾などのように選抜対象によって分けられる。

韓国における大学入試の選抜類型や評価方法などについては第1章で概観しているが、ここでは学生簿の記載内容を主たる評価要素とする随時募集について、本章の理解を助けるために簡単に整理して置くことにする。学生簿を活用した選抜方法は各大学が自律的に定めるが、成績別に受験生を序列化することを避け、個々人の特技と趣味、長所などの潜在力をもとに選抜することを趣旨とする。具体的に言えば、表6-1のように学生簿を主な選抜要素とする「学生簿中心選考」と、「論述中心選考」、「実技中心選考」など多様な方式で実施され、そのなかで最も多い比重を占めるのは「学生簿中心選考」である。同選考は、学生簿の教科成績を中心に評価する「学生簿教科選考」と、入学査定官(Admission Officer)⁵⁾などが学生簿の非教科領域を中心に「教科成績」、「自己紹介書」、「推薦書」、「面接試験」

などを反映して総合評価する「学生簿総合選考」に分けられる。

2017年度大学入試では全体定員の70.5%（24万6,891人）が随時募集で選抜され、随時募集による学生選抜は2015年以降漸進的に増加して2019年度には76.2%と史上最高値に達した。選抜類型については随時・定時募集を合わせて「学生簿中心選考」が最も多く実施され、2017年度60.3%、2018年度63.9%、2019年度は65.9%とあり、「学生簿中心選考」が「随時募集」とともに持続的に拡大している⁶。なお、「2020年度大学入学選考基本事項」（以下、「基本事項」）によれば、それまでは推奨事項であった学生簿の活用を義務化することが明示され、当面の大学入試において学生簿は多大な影響力をもつことが予想された。

（2）ガイドライン

前述の「基本事項」に基づいて各大学は大学入学選考施行計画を立てて、入試選考別の学生簿の活用方法（以下「反映方式」⁷）と比率（以下「反映比率」）、また評価対象とする教科（以下「反映教科」）および学年別反映比率等について各自のホームページや「入試要項」等に明示する。このうち反映教科は、文系（「人文系」）は「国語」・「英語」・「数学」・「社会」教科群に該当する全科目を、理系（「自然系」）は「国語」・「英語」・「数学」・「科学」教科群に該当する全科目を反映させるのが一般的である。

高校教員による学生簿への記載はオンライン上で行われ、その内容は教育行政情報システム（National Education Information System : NEIS）⁸に集約される。そして、それを通して各大学に受験者の学生簿が提供され、各大学は大学および募集単位の特性にあわせて評価を行うことになる。なお、学生簿中心の選考で学生簿以外の提出書類は、その記載内容を補完・確認するためのもの、例えば「自己紹介書」⁹や「推薦書」などに限定され、語学検定試験の成績や教科関連の外部受賞実績等の提出は禁じられる¹⁰。

また学生簿による教科成績の評価方法については、教科成績の数値よりも志願者が当該大学（学部）で十分学習できるかどうかはその焦点が絞られる。その際の教科成績の反映方法は「内申9等級制」¹¹に基づく。これらの措置は1点刻みの熾烈な受験競争を緩和して、塾や予備校（韓国では「私教育」という）を利用しなくても公教育（学校教育）を受けるだけで大学への進学が十分可能になることを目指す「公教育の正常化」をはかる同選考の趣旨が反映されたものである。

2. 「学生簿」の教科領域中心の評価：A大学の事例

（1）評価体制および概要

2017年度A大学の入試における「学生簿中心選考」は「学校長推薦選考」という名称で実施され、随時募集の選抜定員の約20%（635人）が同選考で選抜された¹²。一般高校

13出身の学生を選抜対象とする同選考に志願するためには、韓国内の高校を 2017 年 2 月に卒業予定の者（いわゆる「現役」のみ）で学生簿に 5 学期以上の教科成績が記載され、所属校長の推薦を受けることが求められる。高校別の推薦可能な人数は募集単位を基準に人文系 2 人と自然系 2 人とされる。同選考への推薦基準は、1) A 大学が求める人材像に相応しく、同大学に進学しようとする積極的な意思をもつ者、2) 「教科活動」や「学生会活動」および「ボランティア活動」などの非教科活動にも積極的な者、3) 募集単位に対する「潜在力」や「創意的な問題解決能力」などをもつ者、と提示されている。

「学生簿中心選考」では入学査定官が評価に参加して高校教育課程の多様な選抜資料を評価要素に反映する。A 大学におけるその評価体制は、入試業務の担当として採用された「専任査定官」と、募集単位別に所属大学教員を 1~2 人委嘱する「委嘱査定官」に区分して、一般的には両者の 1 人ずつがペアを組んで選抜評価を担当する。「委嘱査定官」は委嘱された後、研修を通して高校の状況や教科内容、非教科活動などを熟知した上で評価に参加することになる。2016 年現在、A 大学の入学査定官は、専任査定官 20 人と委嘱査定官 90 人で構成されるが、2018 年度から前者を 35 人に拡大する予定である。

選抜方法は 2 段階に分けて実施する段階別選考¹⁴を採用している。例えば、1 段階では「書類（学生簿・自己紹介書・推薦書など）」（100%）に基づいて点数化して（学生簿のなかの教科成績 90%、それ以外 10%）順位付けし、募集定員の約 3 倍を選抜する。2 段階では「1 段階の成績」（70%）と「面接」（30%）によって最終合格者を決定する。また体系的な評価のために「専任査定官」は 1 次評価を、「委嘱査定官」は 2 次評価を担当し、一人の学生に対して各段階で必ず 2 回以上の評価が行われるようする。

(2) 「学生簿」による評価

A 大学の「学校長推薦選考」における学生簿の活用は教科領域と非教科領域に区分される。教科領域の活用は表 7-1 のとおり人文系と自然系の系列別に反映する教科（群）を指定して、1 年時の成績を 20%、2 年・3 年時の成績を 40%ずつ反映する。

表 7-1 A 大学「学校長推薦選考」の学生簿教科領域の評価方法（2017 年度）

募集単位 系列	反映教科（群）	学年別反映比率(%)		
		1 年	2 年	3 年
人文系	国語、英語、数学、社会教科（群）に該当する全科目	20	40	40
自然系	国語、英語、数学、科学教科（群）に該当する全科目			

出典：A 大学、「2017 年度随時募集要項」。

その際は、上述の等級別基準比率のように 9 等級から教科成績の当該等級を適用し、表

7-2 で示されるように予め設定された等級別の点数基準によって当該点数を算出する。

表 7-2 A 大学「学校長推薦選考」の教科成績の等級別基準点数（2017 年度）

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
点数	18	17.8	17.6	17.2	16.8	15.6	13.2	8.4	0

出典：A 大学「2017 年度随時募集要項」。

また学生簿の非教科領域は、「出欠状況」と「ボランティア活動」、校内における「受賞経歴」を評価項目にするが、「無断欠席日数が計 2 日以内であること」（出席状況）、「ボランティア活動時間数が 40 時間以上であること」（ボランティア活動）、「受賞経歴が計 3 回以上あること」（受賞経歴）を充足基準として A～C の「3 等級制」（A 等級：評価項目を 2 つ以上充足、B 等級：評価項目を 1 つ充足、C 等級：充足する項目なし）で評価される。特に「受賞経歴」については 3 回以上であることを基準で提示しながらも、「公教育の正常化」という「学生簿中心選考」の趣旨に符合するよう校外大会における受賞経歴の反映は認めず、その記載を禁じている。この段階で「自己紹介書」や「推薦書」などは評価の参考資料として用いられることになる¹⁵。

(3) 「面接試験」による評価

面接試験には 2 人以上（専任査定官・委嘱査定官）の面接委員が参加し、大学と募集単位が求める人材像に相応する基本的な能力について評価が行われる。また試験当日面接試験を実施する前に、面接で用いられる質問項目の出題委員は出題の趣旨や質問方法、評価方法などについて面接委員を対象にガイダンスを行う。そして、面接試験では面接の前に同一質問項目（質問紙）を志願者に提示し、約 12～30 分間考える時間を与えた後、約 10 分間の面接試験を実施する。

A 大学の面接評価基準には「専攻への熱意」、「学業能力」、「人性（人格）」、「リーダーシップ」、「創意性」の 5 つの項目が挙げられている。その評価は A～E の「5 等級制」で評価され、予め設定された等級別の点数を適用して 2 人の面接委員がそれぞれ採点した点数の合計点の平均点を算出する。このように 2 段階にわたる選考を経てその総合点から合格判定がなされるが、その際、一人の学生に対して査定官間で 2 等級以上の差が発生する場合は改めて第 3 の委員による書類を中心とした 3 次評価を実施する。そして、その点数と近い点数との平均点を算出して評価結果に適用する。

(4) 「大学修学能力試験」による「最低学力基準」の反映

A 大学の随時募集では、一部の選考において「最低学力基準」を設定する方法で修能試

験の結果を評価に反映している。修能試験の系列別の指定受験領域は表 7-3 のとおりで、志願者には募集単位別に指定される修能領域を必ず受験することが求められる。そのうち「数学」は「人文系」と「自然系」でそれぞれ「数学ナ型」と「数学カ型」に区分され出題科目も異なる¹⁶。探究領域には、社会探究（9科目）、科学探究（8科目）、職業探究（10科目）に分類されるが、領域ごとに最大 2 科目を選択して試験を受けその平均等級を評価に反映する。

表 7-3 A 大学「学校長推薦選考」の募集単位系列別修能試験の指定受験領域（2017 年度）

募集単位	指定受験領域
人文系募集単位	国語、数学ナ、英語、社会/科学探究（2科目）、韓国史または 国語、数学カ、英語、科学/社会探究（2科目）、韓国史
自然系募集単位	国語、数学、英語、科学探究（2科目）、韓国史

出典：A 大学、「2017 年度随時募集要項」。

「最低学力基準」は、主に随時募集で適用されており、選考別・系列別に（または募集単位別に）指定領域の等級（レベル）にも若干の差があらわれている。先述のように各大学による個別試験の禁止と学生簿の活用が推奨されてきたため、A 大学の随時募集では主に学生簿の教科領域から志願者の学業能力を査定している。ところが、随時募集で（条件付き）合格しても大学が提示した一定レベルの修能成績、すなわち「最低学力基準」を取めなければ最終的な合格にはならない¹⁷。また上位大学が要求するその等級は高いレベルで設定されているため、随時募集の主たる選考要素が学生簿であるにもかかわらず、結果的に修能試験の成績が強い影響力を持つことは定時募集と同様である。

しかし、これでは「公教育の正常化」という「学生簿中心選考」の趣旨にそぐわないというも指摘ができる。これに対して A 大学の入試関係者は、上位大学からすれば、修能試験は全体的に平易な問題で構成されており受験生の多くが高得点を獲得するため、その弁別力を問題視する声も少なくない。その意味では「最低学力規準」で志願者の学業能力を評価するのは適した評価方法であり、「学生簿中心選考」の趣旨から逸脱していないと補足した。

3. 「学生簿」の非教科領域中心の評価：B 大学の事例

(1) 評価体制および概要

B 大学では「学生簿中心選考」を「自己推薦選考」と称して学生選抜を実施している。2017 年度入試の出願資格は、韓国内の高校の 2016 年 2 月以降（2016 年 2 月を含む）の卒業（予定）者として（いわゆる「1 浪」まで志願可）、教科成績が 3 学期以上記載され、

校内活動に自発的に参加するとともに、当該専攻に関心と素質をもって自己推薦できるものとしている。

同選考では学生簿の非教科および教科領域のほかに自己紹介書などが評価資料として積極的に活用される。特に学校生活における志願者の活動に注目し、結果よりは「準備過程」および「努力」、「活動以降の変化」などに重点をおいて定性評価が行われる。ここでいう定性評価とは、数値化が難しい生徒の「学業能力」や「専攻適合性」、「発展可能性」などを学生簿の教科領域以外の活動事項や関連する資料を通して総合的に評価することを意味し、最終的には大学が設定した基準によって点数化される。また同選考で注目されることは「最低学力基準」など修能試験の成績は反映しないことである。

同選考における評価は表 7-4 のように 1 段階と 2 段階の段階別評価の方法が適用される。1 段階での評価は、B 大学のオンライン上の「総合評価システム」を活用して学生簿（教科・非教科）と自己紹介書による書類のみ（100%）を評価資料として入学査定官による定性評価で実施される。この段階では、合計点数の順位によって募集単位別定員の 3 倍を選抜する。2 段階では、提出書類をもとに入学査定官が出題する質問項目を内容とする個別面接の評価（100%）が行われる。ここでは「人性（人格）」を中心とした学校生活の充実度を総合的に評価するが、その質問項目は提出された書類の真偽の確認および「人性」を評価するための内容で構成される。選抜の基準になるのは合計点の順位であるが、これをもって募集単位別定員の最終的な合格者が選抜される。書類・面接試験の各段階の合計点数は 1,000 点に設定されるが、面接評価での点数が基準点を満たさない場合は選抜対象から除外することを原則としている。

表 7-4 B 大学「自己推薦選考」の評価要素別の実質反映比率（2017 年度）

評価段階	評価方法	最高得点	最低得点	差	実質反映比率
1 段階	書類評価	1,000	0	1,000	100%
2 段階	面接評価	1,000	0	1,000	100%

出典：B 大学「2017 年度随時募集要項」。

B 大学の入試における「学生簿中心選考」の評価は、その公正性および信頼性を確保するために「多数・多段階評価」を原則としている。入学査定官による評価体制は専任査定官と委嘱査定官の 2 人体制を基本とするが、専任査定官の人数が少ないことから募集単位によっては委嘱査定官である兼担の大学教員 2 人が一組の評価主体になることもある。基本的には書類評価と面接評価の段階別に異なる査定官が評価を担当し、委嘱査定官に任命された同大学の教員は年間 60 時間以上の研修に参加することになっている。

「学生簿中心選考」による選抜の手順は「事前段階」→「1 段階」→「2 段階」→「最終

審議」→「最終選抜」のような5段階に分けて進められる。「事前段階」では、本格的な評価に入る前に提出書類¹⁸における類似度および外部経歴記載の検証を通して出願資格を審査する。自己紹介書は必ず事実を内容として本人が作成することを前提にしているが、その重複使用や代筆などを防止するために、大学教育協議会が提供する「志願書類類似度検証ガイドライン」¹⁹をもとにする類似度検証を実施する。その結果で類似度が5%以上になった場合は大学から志願者に説明書などを要求することができる。また学校外教育（私教育）の要素、すなわち外部の語学試験成績や教科関連の校外受賞実績、海外ボランティア実績などは評価に一切反映されない。むしろ自己紹介書などにこれらの要素が記載された場合は書類評価が「0点」（または不合格）処理されることになる。

「事前段階」の次には「1段階」の書類評価と「2段階」の面接試験による段階別評価を経て、評価委員と入学査定委員会による「最終審議」を実施し、再度の類似度検証を実施して最終的な合格者が選定される。

(2) 「学生簿」と「自己紹介書」による評価（書類評価）

先述のようにB大学の「自己推薦選考」の1段階評価は書類評価で行われる。この段階では学生簿と自己紹介書をもとに4領域、すなわち「学業能力」、「専攻適合性」、「人性」、「発展可能性」に区分して定性的・総合的な評価が実施される。各々の評価項目をみれば、「学業能力」については「学業成就度」、「学業に対する態度と意志」、「知的好奇心および探究能力」を、「専攻適合性」では「専攻に対する関心と理解度」、「専攻関連の活動経験」を、「人性」では「誠実性・主導性・コミュニケーション能力」を、「発展可能性」では「創意性・総合的な思考力」を評価項目とする。評価要素別に指定される評価資料は表7-5に提示されたとおりであるが、それ以外の学生簿と自己紹介書のすべての内容が評価資料として活用される。特に教科成績は、募集単位別に指定された教科の成績（点数と推移）、教科関連受賞経歴などを評価資料にするが、大学内部でまとめた志願者の平均点データベースを基準にして平均点より上位か下位かが重要な査定要素になる。

表 7-5 B 大学「自己推薦選考」の評価項目別の評価資料（2017 年度）

学業能力	専攻適合性	人性	発展可能性
<ul style="list-style-type: none"> ・学生簿：受賞経歴、創意的体験活動の活動状況、教科学習の発達状況、読書活動状況、行動特性および総合意見 ・自己紹介書 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生簿：受賞経歴、進路希望事項、資格証および認証の取得状況、創意的体験活動の活動状況、教科学習の発達状況、読書活動状況、行動特性および総合意見、 ・自己紹介書 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生簿：受賞経歴、出欠状況、創意的体験活動の活動状況、行動特性および総合意見 ・自己紹介書 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生簿：学籍事項、進路希望事項、受賞経歴、資格証および認証の取得状況、創意的体験活動の活動状況、教科学習の発達状況、読書活動状況、行動特性および総合意見 ・自己紹介書

出典： B 大学「2017 年度随時募集要項」を参考に筆者作成。

また「人性」の評価は、書類評価における評価項目と面接評価のそれを区別しており、募集要項においてその概念や態度、能力が具体的に説明されている。書類評価における「人性」とは、高校の教育課程のなかで養われることが期待される「誠実性」、「主導性」、「コミュニケーション能力」を B 大学のモットーである「誠」・「信」・「義」に基づいて評価する。「誠実性」は、任されたことに最善を尽くして完遂する責任感と努力および自身の生活に充実な態度であり、「主導性」は多様な課業の遂行に当たって能動的な態度で臨み、その状況から率先してリードしながら積極的に情報を集めて機会をうかがう態度、「コミュニケーション能力」は効果的なコミュニケーション方法を用いてメッセージを伝達・理解して、ひいてはチーム構成員間の相互協力を効果的に導く能力、と設定している。

入学査定官は上記の 4 領域において各々の項目を A~E の 5 等級で評価し、その合計点を算出する。そして、2 人の入学査定官の合計点の平均点を基準に書類評価の合格者が選抜される。この段階で同点者が発生した場合は、4 領域の優先順位が予め決められており、「発展可能性」の点数優秀者が最優先となり、その次が「専攻適合性」、「人性」、「学業能力」の順に選抜するようになっている。これは、大学入試において随時募集は成績を中心とする評価でなく、志願者の「潜在能力」や「成長可能性」などから多様な能力をもつ学生を選抜するという趣旨に沿うものと言える。

(3) 「面接」による評価（面接評価）

B 大学の「自己推薦選考」の 2 段階の評価は面接評価で実施される。評価要素別の評価項目および評価方法は書類評価の 4 領域のうち「学業能力」を除外した 3 つの領域であり、

「専攻適合性」、「人性」、「発展可能性」になる。ただ、書類評価で行われたこれら領域の評価結果は、面接評価の段階では認めず、再びゼロベースに戻って評価される。この段階でも主な評価資料は提出書類（学生簿・自己紹介書）が用いられ、それをもとに入学査定官が個別面接の質問項目を作成し、1人当たり9～10分の面接評価を実施する。質問項目は、書類上の記載内容の真偽を確認して「人性」を評価する内容で、学校生活の充実性が総合的に評価される。

面接評価における「人性」とは、学生簿と自己紹介書に記載された志願者の高校教育課程における活動について、深層面接を通してB大学の重視する「誠」・「信」・「義」をもとに評価される。ここで問われる態度と能力は、書類評価時の3つの項目のうち「コミュニケーション能力」の一つに絞られる。

面接評価も書類評価と同様にA～Eの5等級で評価し、2人の入学査定官が出した評価結果の合計点から平均点を算出し、その順位によって最終的な合格者が決定される。評価主体は募集単位別に同じ入学査定官がすべての志願者を評価することを原則とするが、募集単位の定員が多い場合は2集団に分けられることもある。その場合は、両集団の細部の評価項目のレベルや結果などが正規分布であらわれるように注意を払いながら評価する。またこの段階で同点者が発生した場合は、「発展可能性」領域の点数優秀者を最優先にして「専攻適合性」、「人性」の点数優秀者の順で選抜することになる。

以上のように、B大学の「自己推薦選考」は学生簿の教科領域よりは非教科領域、特に「人性」に関する評価に重点がおかれ、それに関する判断を補完する選抜資料として自己紹介書や推薦書などを積極的に活用して入学査定官の定性的な評価によって学生選抜が行われている。入学査定官はこのような評価で個々の評価に対してその根拠などのコメントを記載するようにしているが、これは評価に関わる審議会などの場で参考資料として用いられるものの、公に開示されることはない。韓国の大学入試では評価結果に関する大学の開示責任は問われておらず、B大学の入試関係者はこの点について複雑な査定過程を経る多数・多段階評価の特質上、志願者別の合格・不合格の原因を究明することは非常に困難だと説明する。これは大学入試における韓国的特徴とも捉えられるが、大学入試に関する大学の自律性と深い関わりをもつものと言えよう。

4. 面接試験の非対面化：B大学の事例

(1) 2021年度大学入試計画の変更

韓国の新学期は毎年3月に始まり、大学入試の本格的な開始を象徴する修能試験は毎年11月第3週の木曜日に実施される。しかし、2020年の3月1日新型コロナウイルス（以下「コロナ」）の感染者が1,062人を記録しピークに達し²⁰、地域によってその時期に違いはあるものの本格的な学期の開始が遅延し、ほとんどの小・中・高等学校がオンラインで

授業を実施するようになった。またコロナ禍による学事日程の変更は教育課程の運営だけでなく大学入試にも影響を及ぼした。同年の3月末、教育部はコロナの感染拡大と集団感染の発生を防止するため、修能試験と大学入試の日程を延期する旨を盛り込んだ調整案を発表した²¹。その要旨は11月19日に実施される予定であった修能試験を2週間延期して12月3日に実施するというものであった。これにより修能試験の成績通知、学生簿の作成期限も2週間遅らされ、大学入試の全体日程が約2週間延期となった。

その教育部は地域社会の感染リスクを最小限に抑えるとともに受験生の受験機会を最大限にサポートするために大学入試をめぐる対策を講じた。8月末、各大学の環境に応じて独自の防疫管理対策を樹立・施行するよう勧告する、個別試験の防疫管理ガイドラインを発表した²²。これは大学入試での防疫管理システムを構築することに主な目的があるが、一方では、実際の評価と関連して選抜方法の変更を許可したものでもあった。各大学は、選抜類型別に対面の要素を診断して、すなわち受験生間の接触頻度や接触レベルが高いと判断される場合、選考の趣旨と評価の公正性を阻害しない範囲で選考方法を変更できるようになった。

このガイドラインに沿って大学入学選考計画の変更が承認された大学は全国198の大学のうち101大学であった。承認の結果を要約すると、7つの項目に分類できる。主な変更点は選考期間を調整した大学が96大学であり、面接試験が44大学、論述または適正試験が10大学、実技試験は42大学であった。これは受験生の密集を避けるために、各類型別の試験期間を拡大して受験生の分散をはかったものである。また実際の評価方法と関連して注目に値するのは、個別試験の評価方法の変更と修能試験の最低学力基準の緩和である。私立大学を中心とした多数の大学が前者を試みられ、国立ソウル大学で後者が承認された²³。次節ではこのような状況下で学生簿を用いた選抜評価がいかに変容し対応したか、その様相についてB大学の事例を通して述べることにする。

(2) 面接試験の非対面化：B大学の事例

B大学は韓国のトップ大学の一つでありながら政府の入試政策方針によって入試選考の変化が顕著な大学でもあり、毎年その入試の選考方法が注目される。コロナ禍における対策としては個別試験の日程を変更するほか、同大学の入試計画変更を先頭に面接試験が非対面化する傾向があらわれた。

B大学（ソウルキャンパスに限る）の入試計画変更における最大の特徴は、面接試験の全面的な非対面化であり、随時募集の面接試験運営計画は、表7-6のように9つの選考に区分される。面接試験の方法は各選考の特性と受験対象、選抜趣旨などに応じて3類型に分けられるが、「映像提出面接」と「現場録画面接」、「オンライン面接」がこれに該当する。映像提出面接は、大学ホームページで事前に公開される面接質問に答える過程を映像で収

録し、指定期間内に映像を大学システムにアップロードする方式で行われる。現場収録面接は、指定された面接試験日に事前に案内された試験会場に入室し、提示された面接質問を熟読して答弁する過程を映像で収録する。最後にオンライン面接は、受験者が面接試験日に事前に案内された試験会場に入室し、面接委員とリアルタイムで画像面接を行い、志願者が提出した書類や経験などを総合的に評価する方式だ。2021年度入学者選抜の随時募集定員 3,375 人のうち 3,155 人がこれらの非対面の面接試験を経て入学することになった²⁴。

表 7-6 B 大学随時募集の選考別面接試験の方法および時間（2021 年度）

選考区分		進行方法	準備時間	面接時間	
学生簿教科	学校推薦	映像提出面接 (アップロード)	なし	30 秒～	
学生簿総合 (一般選考)	学業優秀型			1 分以下	
	系列適合型	現場録画面接	24 分	8 分	
学生簿総合 (機会均等)	均等な機会、社会貢献者、 特性化高校卒業生	非 対 面	現場録画面接	12 分	6 分
	特性化高校などを卒業した在職者		オンライン 面接	なし	6 分
実技/実績 (特技者選考)	人文系	現場録画面接	24 分	8 分	
	コンピューター学科、サイバー国防学科	オンライン 面接	なし		
	デザイン造形学部			5 分	
	体育教育課				

出典：A 大学、「2021 学年度随時募集要項（ソウルキャンパス）」を参考に筆者作成。

このように、非対面方式に変更された面接評価にも共通点と相違点が見受けられる。まず共通点は、先述の 2017 年度入学者選抜の「自己推薦選考」と同様に、評価方法において 1 人の志願者を対象に 2 人の面接委員が評価を行う点である。しかし、その評価内容や評価要素などには多少差がある。映像提出面接は提出した映像を通じて志願者の面接態度を評価して 100%の割合で反映し、評価点数は合格と不合格に分かれる。すなわち、期限内に映像をアップロードし、その内容が欠格事由²⁵に該当しない限り満点を与えることになる。これに対して、現場録画面接の評価内容は受験対象によって異なるが、基本的な評価要素として「分析能力」、「適用力」、「総合的な思考力」、「面接態度」、「専攻適合性」が設定され、それぞれ 20~25%ずつが反映される。そして、オンライン面接は各募集単位お

よび選考趣旨によって評価内容を異にし、評価要素は現場録画面接の評価要素と共通する要素を一部反映する一方、各募集単位などの特性に合った要素を追加設定して反映する²⁶。現場録画面接とオンライン面接は、6点尺度（「非常に優秀」 - 「優秀」 - 「普通」 - 「不十分」 - 「不適格」）を利用して評価点数を付与する。

B大学の非対面方式の面接試験は、コロナの感染拡大を防止するとともに選抜方法の変更による混乱や特定受験者への有利・不利の増大を防ぐための措置として施された。表向きのその成果として注目されることは、「修学能力」の判定につながる評価項目に代わって「面接態度」などを評価基準の中心に据えることで、授業時数の不足が懸念される高3受験生の面接試験の負担を軽減したことである。また面接映像を事前にアップロードして「複数志願制度」²⁷を有効に活用できるように配慮し試験（進学）の機会を確保できたことも評価できよう。しかし、非対面による間接評価に厳正な弁別力を期待することは難しい。そして、学生簿中心選考でありながら面接評価を簡素化したことで実際の評価は教科領域に偏るものとなり、学生簿の記載事項（非教科領域）をもとに受験生の「潜在力」や「創意性」、「個性」などを評価して入学者を選抜するという本来の趣旨が薄れる可能性が大きい。対策の意図は高3受験生の学生簿記載事項が不十分であることが予測される状況下で、浪人生に比べて不利な立場にならないよう配慮したものであるが、実際高3受験生にとって平等にプラスに機能するであろうか。また近年の大学入試において「学生簿中心選考」と「学生簿教科選考」のバランスが問題視されるなか、コロナ禍への対応を口実に面接試験の非対面化が進み、選抜類型を区分した目的を看過してその均衡を崩壊してしまうのではないかと、憂慮を禁じ得ないものがある。

考察

以上、韓国の大学入試における随時募集のなかで学生簿を主要な評価資料として活用する「評価」の在り方についてA・B両大学の事例を中心に検討してきた。韓国政府は、受験者の「個性」と「素質」、「潜在能力」に注目する高校の教育課程を最大限評価する大学入試の実施を大学側に指示し、特に学生簿の積極的な活用を推奨している。各大学はこのような政府の方針に応じながら、各々の現状と特性に符合する優秀な学生を選抜するために多様な選抜選考と評価資料および方法を開発して運用しており、大学入試における学生簿の影響力は年々拡大する傾向にある。その動向は、教科成績を中心に据えながらも志願者の「専攻への熱意」と「人性」、「リーダーシップ」、「創意性」を評価基準にするA大学と、教科成績よりは「人性」のような非教科領域に重きを置くB大学の事例からも読み取ることができた。

両大学の事例を分析した結果、学生簿の教科成績を段階別に評価しつつも、最終的に点数化していること、教科成績以外の記載事項は定性的に評価して最終的に点数化して順位

付けしているという事実である。もちろん、その点数化が恣意的にならないように明確な観点を設定して、その観点ごとに評価していくという手続きであったが、基本的に教科の総得点方式と大差ない。また評価者については複数で行うことによって個人的な偏見をできるだけ減らす手続き上の努力が見られた。ここで画期的なことは、教科・科目の成績以外の部分を点数化しようとする試みであり、その方式を制度化していこうとする熱意である。この点は日本では全体としてまだ消極的だと言え、日本の学校推薦型選抜と総合型選抜の際に何らかの参考になるかもしれない。

一方、日本からみると大胆に思えるこのような方式は、韓国の大学が選抜評価の結果に関する開示義務をもたないから導入できたと言えなくもない。もし開示義務がある場合、例えばどんな活動がどのくらい点数化されているのかも明らかになり、各活動自体に優劣か付きかねず、さまざまなクレームが生じる可能性が十分ある。「この問題が解けたから 10 点」という科目の筆記試験とは異なり、学生簿の記録の評価に対する疑問が韓国でも払拭されてはいないからである。言い換えれば、このような学生簿の積極的な活用、すなわち大学入試における大学の自律化はその開始から課題を抱えてきたと言える。それは、さらに言えば選抜評価における公正性と客観性、信頼性の確保への挑戦である。もちろん、その解決のために政府側は学生簿の評価モデルなどを提示して啓蒙に努めてはいるが、大学ごとに特性化された入試選考を千篇一律的な基準から評価することは困難であると言わざるを得ない。

なお、コロナ禍による社会的な混乱は大学入試でも如実にあらわれている。前述したように各大学の 2021 年度大学入試要綱には多くの事項が修正された。修能試験の 1 カ月前というぎりぎりのタイミングまで数回にわたって対策を講じ、新たな評価方法に至ったものであり、ここで、大学入試に関する韓国国民の格別な関心というのが見て取れる。ところが、こうした高 3 救済策も看過したことはある。最も可視的な変更事項である「非対面の面接」は弁別力の問題が生じやすい。また面接試験の簡素化で非教科領域の影響力が縮小すれば、評価要素として学生簿の教科領域の影響力が拡大することが考えられる。これは近年の非教科領域による評価の必要性を強調する大学入試政策にコロナ禍という予期せぬ事態が加わったことで、政策と実際の入試運営に矛盾が生じていることが見受けられる。時代の課題に応じて俊敏に対応できたことは評価すべきであるが、それが、政策・制度の根幹を覆すものになってはいけないのであろう。

¹ 2016 年 11 月に聞き取り調査を行った。両大学ともソウル市内にメインキャンパスがあり、大学院博士課程まで有する、いわゆる「社会的に評価の高い」研究大学である。

² 「高等教育法」(第 34 条 5) および「高等教育法施行令」(第 32 条) を根拠に、韓国大学教育協議会は大学総長や市・道教育監、高等学校長、保護者などで構成される「大学入学選考委員会」の審議・議決を経て各年度の「大学入学選考基本事項」を作成し公表する。

- 3 受験資格において、特別な基準を設定せず、普遍的な基準に沿って一般高校生を対象として選抜試験を行う選考である。
- 4 受験資格において、特別な経歴や素質など大学が独自に提示する基準、または優遇措置に従って学生を選抜する選考である。その対象には、定員内選抜には特技者や大学別の独自基準に基づいて選抜される推薦者、社会人などがあり、定員外には農・漁村の生徒や特別教育対象者、在外国民、外国人留学生などが該当する。
- 5 「入学査定官」とは、1)高校および大学の教育課程を分析して関連情報と資料を蓄積および管理し、2)効果的な選抜方法を研究・開発、3)多様な選抜資料を審査・評価して個別志願者の入学可否を決定し、4)入学生および在学生の学業と学校適応を支援する専門家のことを指す。
- 6 随時募集による学生選抜は 2014 年度の 66.4%から 2015 年度 65.2%へと若干減少したが、それ以降 2016 年度 67.4%、2017 年度 70.5%、2018 年度 74.0%、2019 年度は 76.2%に達する予定である（2014～2019 年度「随時募集主要事項【報道資料】」韓国大学教育協議会）。
- 7 学生簿による評価要素が教科成績を中心にする選考か、その記載内容を総合的に評価するかによって「学生簿教科」と「学生簿総合」に分けて明示される。
- 8 教育行政全般の効率性を高め、教職員の業務環境を改善するために韓国教育部が構築したオンライン上の全国単位の教育情報体系である。
- 9 自己紹介書は、入学査定官選考が最も高い配点で設定される項目で、学生の経験や成長過程、進路と適正、価値観などを評価する。口述面接考査の実施の場合、そこで自己紹介の内容を確認することもある。
- 10 「2017 学年度大学入学選考基本事項」韓国大学教育協議会。
- 11 これは成績の高から低へ順番に 1～9 等級に分けており、各々の基準比率は、1 (4%)、2 (7%)、3 (12%)、4 (17%)、5 (20%)、6 (17%)、7 (12%)、8 (7%)、9 (4%) に設定している。その計算式は、「(席次/全校生数) × 100」とあり、在籍校での席次(順位)がポイントとなる。
- 12 A 大学の 2017 年度入学定員は 3,799 人で、随時募集では 3,022 人が選抜された。
- 13 一般的に大学への進学を目指して普通教育を行う高等学校で、韓国の大多数の高校がこれに属する。日本の高校の普通科課程に相当するが、高校独自の入学者選抜試験はなく、生徒の居住地域を基準に抽選によって所属高校が決まる。
- 14 「段階別選考」では、一括的な選考方式で学生を選抜するのではなく、2～3 段階（多くは 2 段階）に分けて合格者を選抜していく。
- 15 A 大学「2017 年度随時募集要項」。
- 16 「2009 年改訂(国家)教育課程」が 2017 年度修能試験の数学領域に初めて適用され、出題科目にも変更があった。教育部は、それまでの数学領域の水準別試験(A/B型)を廃止して、人文・自然系列で区分するナ型・カ型の試験体系を確定した。出題科目は、人文系のナ型では「数学 I」、「微積分 I」、「確率と統計」を、自然系のカ型では「微積分 II」、「幾何とベクトル」、「確率と統計」のそれぞれ 3 科目を出題する。
- 17 随時募集による学生選抜時期は「基本事項」に沿って各大学が定めるが、2017 年度の場合、9 月 12 日～12 月 14 日の間に実施され合格者発表は 12 月 16 日以前と提示された。しかし、修能試験の実施日は毎年 11 月 2 週目または 3 週目の木曜日であり、2017 年度は 11 月 17 日に実施されその成績は 12 月 7 日に発表された。
- 18 B 大学の「自己推薦選考」の場合は主に自己紹介書がその対象になるが、選考によっては教師の推薦書もその対象になる。
- 19 「類似度検証システム」は、受験生が提出した自己紹介書と教師の推薦書を大学内、大学間で類似度検索できるようにするシステムで、直前の 2 年間を含む 3 年間のすべての志願者の書類をもとに検索される。そして、その結果で類似度が 5%未満の場合は「留意」、5～30%は「疑い」、30%以上は「危険」に分類される。但し、検索の結果が盗用を確定するものではなく、「疑い」レベル以上の場合には本人と教師に再確認したり、試験当日に再度記載してもらったり、深層面接時に判断することになる。そして、それらを通して盗用が確定した場合は、受験生は減点または該当部分の評価除外(0点)、不合

格などの不利益を被ることになる。

- ²⁰ worldometer (<https://www.worldometers.info/coronavirus/country/south-korea/>) の集計より。その他のコロナ関連データは同サイトの集計を参考とする。2022年11月8日検索。
- ²¹ 韓国大学教育協議会、「2021年大学修能力試験延期による大学入学銓衡日程変更の発表」(報道資料、2020年4月13日)。
- ²² 韓国大学教育協議会、「2021年大学入学銓衡試行計画の変更事項の案内(コロナ19対応関連の施行計画変更の主要事項)」(報道資料、2020年8月28日)。
- ²³ 教育部、「2021年大学入学銓衡試行計画変更の現況(要約)」(2020年8月28日)
- ²⁴ 機会均等選考の農漁村学生、社会配慮者、特殊教育対象者選考受験者は除外
- ²⁵ 失格の行為として、①代理受験など不正行為、②ブラインド面接評価原則に該当する行為、③面接質問とは関係ない答弁をする場合、④顕著に不誠実な面接態度、⑤面接時間(30秒以上～1分以下)を厳格に遵守しない場合が指定されている。
- ²⁶ 例えば、都く成果高校を卒業した在職者を対象とする「機会均等選考」では学業準備度(40%)、専攻適合性(40%)、面接態度(20%)を評価され、特技者を対象とする体育教育科の場合、体育専門性(50%)、発展可能性(25%)、指導者としての素養(25%)で評価される。
- ²⁷ 随時募集では、選抜類型に関係なく最大6つの選考に複数志願することができる。

第 8 章 日本と韓国の大学入試改革における「多様化」の議論の比較

本章では、現代社会で求められる新たな人材像、すなわち多様な資質・能力の評価に関する議論がいかに展開されてきたのかに注目し、その日韓比較を試みる。大学入試制度は、単に入学者を選抜さえすれば済むものではなく、時代に見合う教育と当該社会の様相とを反映するものであると考える。とおりで、現代社会では多様な資質・能力を身に付ける人材が求められ、各国の大学入学者選抜においても受験者の多様な資質・能力を総合的に評価する制度へと転換する傾向が見られている¹。本章では、この多様な資質・能力を評価するために日韓両国の入試政策がいかなる議論を重ねてきたかについて、近年の動向を中心に比較し分析する。そのため、選抜評価の多様化が進んでいる日本の「総合型選抜」と「学校推薦型選抜」、韓国の「学生簿中心選考」の改編に注目し、文献研究を中心に検討する。それを通じて読み取れる両国の教育の課題を比較し、ひいては双方への一定の示唆を見出したいと考える。

1. 新たな資質・能力と大学入試改革

近年、世界各国・地域は経済・社会構造のグローバル化や情報化、世界情勢が急変する渦のなかに置かれている。特にグローバル化の急速な進展に伴って国境を越える人的・物的交流が拡大し、貧困や人権、平和、持続可能な発展などの地球規模の課題が台頭するなか、これに対応するための国家間の相互依存性が高まっている。持続可能な地球の未来のためには、全地球的な視野から人類の価値と行動様式を変えていくことが切実な状況である。そんななか、「世界市民教育(Global Citizenship Education)」は、2015年5月ユネスコ主催で開かれた「2015世界教育フォーラム(World Education Forum 2015)」で主要議題の一つとして提案された。そして、同年9月には第70回国連総会および首脳会議で採択された「持続可能な発展目標(Sustainable Development Goals、SDGs)」の細部目標に反映され、全世界が努力して達成すべきグローバルな教育目標として位置づけられるようになった²。

教育分野ではグローバル化の拡大に注目して新たな時代に相応しい教育改革の戦略を講じ、時代を見越した新たな人材像を創り上げて、それに見合った人材を育成するための教育内容や教育方法などが検討されてきた。特に国家競争力に直結する専門人材の育成を担う大学教育においては、入学者選抜の段階からこれまでとは異なる選抜・評価方法が求められ、日本と韓国を含む多くの国々が「大学入試制度改革」に乗り出した。

日本におけるその取り組みの1つとして「学習指導要領」の改訂を掲げることができる。2017年に改訂された「学習指導要領」では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から「学力の3要素」、すなわち「知識及び技

能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」を柱とする「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指す³。また新たな「学習指導要領」に対応するために、大学の入学者選抜をめぐる多方面の漸進的な改革が行われている。主な内容として「高大接続改革」や「大学入学共通テスト」の実施、「学力3要素」による評価、「総合型選抜」（旧「AO入試」）および「学校推薦型選抜」（旧「推薦入試」）の改編などが挙げられる。

一方、韓国でも同様の改革が行われ、2015年に国家教育課程（日本の「学習指導要領」に相当）が改訂された。国家教育課程は学校教育の基本的な枠組みを提示する同時に大学入試とも密接な関係をもつ。韓国の教育法によれば、高校の教育は「中学校で受けた教育の基礎の上で中等教育および基礎的な専門教育をすること」（初中等教育法第45条）であり、大学教育は「人格を陶冶して国家と人類社会の発展に必要な奥深い学術理論とその応用方法を教えて研究し、国家と人類社会に貢献すること」（高等教育法第28条）が目的となっている。このような学校級別の教育課程は学習者のレベルを考慮して教育目標を樹立し、それに沿った学習範囲を設定する。国家教育課程が追求する人間像や教育目標、核心力量、個別教科のカリキュラムなどは公教育で具現化し、その学習成果を評価することで大学の入学者が選抜される。したがって、国家教育課程は高校と大学教育を体系的にリンクさせるものともいえよう。

第3章と第4章で述べたように2018年には大学入試の改革案が設けられた。すべての児童・生徒が人文・社会・科学・技術に関する基本素養を涵養するようにし、人文的な想像力および科学技術的な想像力を備えた「創意融合型人材」に育てるとというのが改訂の趣旨だった。同改訂で特記すべきことは、未来社会の市民として成功的で幸せな生活を営むために必要な能力として6つの「核心力量」が提示されたことである。「自己管理力量」、「知識情報処理力量」、「創意的思考力量」、「審美的感性力量」、「コミュニケーション力量」、「共同体力量」がそれに当たるが、国家教育課程では初めて登場した概念であった⁴。日本でいえば「コンピテンシー」の概念に相当するものであるが、これらを見据えた入試改革も進められた。2017年当初の計画は「大学修学能力試験」（以下、修能試験）の改編を中心に据える予定であったが、世論の激しい反対に直面して保留とされ、翌年になって確定した。それは選抜類型別の実施率の調整や評価の「公正性」を確保するための諸措置が主な内容となった。

2. 日本における大学入試改革の動向

(1) 大学入試の体系

日本の大学における入学者の選抜類型は2020年度の入試から名称が変わり、「一般選抜」（旧「一般入試」）と「総合型選抜」（旧「AO入試」）、「学校推薦型選抜」（旧「学校推薦入

試)に分類できる。各々の選抜方法は表 8-1 で示す通りである。

表 8-1 日本の大学入試の類型

区分	AO 入試	推薦入試	一般入試
名称 変更	総合型選抜	学校推薦型選抜	一般選抜
選抜 方法	・志願者が提出する資料 をもって丁寧に面接 ・学力を測る指標を設定 (共通テストや学科試 験)	・学校が示す推薦書で 「学力の 3 要素」を評価 ・学力を測る指標を設定 (共通テストや学科試 験)	・共通テスト・個別試 験 ・調査書などを積極的 に活用し、主体性を評 価
出願 期	9 月以降	11 月以降	2～3 月
合格 発表	11 月以降	12 月以降	3 月

「一般選抜」は主に「大学入学共通テスト」(以下、共通テスト)に「学科試験」が加わる学力試験中心の選抜類型であり、韓国の「修能中心選考」に相当する。「総合型選抜」は「調査書」(韓国の学生簿に相当)などを中心に学力以外資質・能力を中心に評価し、「学校推薦型選抜」は高校在学中の成績や学校長の推薦状を中心に評価する。それぞれ韓国の「学生簿総合選考」と「学生簿教科選考」に類似する。多様な評価資料を用いた選抜が行われ、「総合型選抜」でも「学校推薦型選抜」では、「小論文」や「プレゼンテーション」、各教科・科目にかかわる「試験」、「資格・検定試験の成績」などが反映される⁵。

(2) 「AO 入試」の拡大と選抜方法の分化

近年の日本の大学進学率はおおむね増加傾向が続いている。2012～2013 年度にかけて一時的な減少が見られたが、2020 年度には前年度比 0.7 ポイント上昇した 54.4%に達し過去最高を記録した。文部科学省の学校基本調査(2020)によれば、大学の学部入学生のほかに短期大学の本科と専門学校の入学生、高等専門学校 4 年の在学生を合わせた高等教育進学率は 83.5%となり、こちらも過去最高となった。これは女子学生の躍進が全体の推移を押し上げているものである⁶。

ただ、18 歳人口は 2018 年以降右肩下がりで減少を続けており、2031 年には 2020 年現在(1,167,348 人)に比べて 12.3%の減少が見込まれている。特に減少幅が際立つのが 2024

年度で現行の 91.0%にとどまることが予測され、「大学全入時代」の到来を目前にしている。したがって、今後は知名度の高い大学では入試競争がより熾烈になる一方、地方の私立大学では入学者の確保に苦勞し定員割れが続く大学の二極化が深刻になることが予想されている⁷。

それぞれの事情を抱えて大学も入学者の確保のためにさまざまな工夫を凝らしている。入試類型別の実施状況をみると図 8-1 の通り 2000 年度（平成 12 年）に比べて近年は「AO 入試」（現、「総合型選抜」と「推薦入試」（現、学校推薦型選抜）を經由した入学者が大きく増加し、入試方法の多様化が進んでいることが見受けられる。ただ、国公立大学では「一般入試」（現、「一般入試」）が中心となり、私立大学は約半数が「AO 入試」と「推薦入試」によって入学者を確保している現状が窺える⁸。

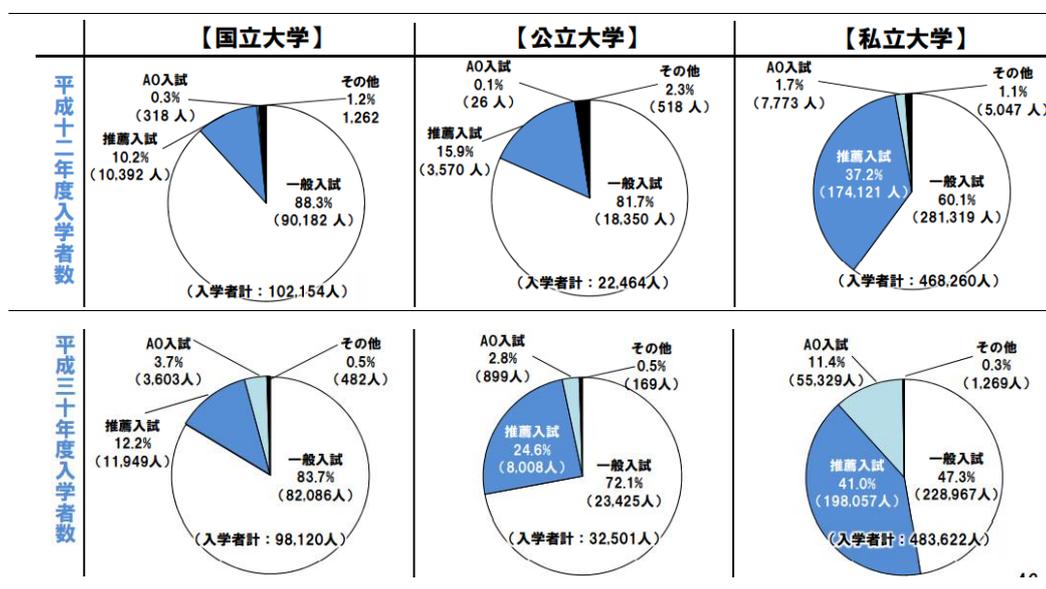


図 8-1 大学類型別の入学者選抜実施状況

出典：文部科学省（2020）、『令和 2 年度学校基本調査』、46 頁。

「AO 入試」は 1990 年に新設された慶大湘南藤沢キャンパス（SFC）の総合政策学部、環境情報学部が、欧米の大学入試制度などを参考に書類審査と面接による入試を導入したのが始まりだった。当初は「受験戦争」と呼ばれるほど大学進学競争が過熱し、入試で大勢の志願者をふるい落とすために難問が続出し、社会から非難を受けるようになっていた。

そこに登場したのが、「学力検査に偏重しない試験」である「AO 入試」であった。政府も「AO 入試」に目をつけ、1997 年に発表された中央教育審議会の答申では、「過度の受験競争の緩和」につながる解決策の 1 つとして「AO 入試の整備」を提言した⁹。言い換えれば、学力試験に偏重する入学者選抜を改め、「能力」・「適性」や「意欲」・「関心」などを多角的に評価するために選抜方法の多様化や評価尺度の多元化に一層努めることが必要で

あることを指摘した。こうやって政府のお墨付きを得た「AO入試」は、その後、東北大学や筑波大学などの有力国立大学の入学者選抜に導入されるなどして急速に普及された。ところが、大学の増設や18歳人口の減少などを背景に大学間の「学生争奪戦」が激化し、「AO入試」の様相は変化していく。

(3) 「学力」の評価

上述のように、日本の大学入試では1990年代から「AO入試」と「推薦入試」が拡大する体制が整備されてきた。以降、2000年代に入ってからはその内実を伴うための改革を進めるようになるが、そのきっかけの1つとして「学力」の問題を挙げることができる。

2008年、中央教育審議会は「AO・推薦入試」による「学力不足」に対する懸念を示し、世間からもそのような風当たりが強まった。それを受けて、「AO入試」を見直す動きが本格化した。文部科学省も「AO・推薦入試」制度の改革に乗り出し、2011年度から「学力の把握」を大学に義務付けた。具体的には、「AO入試」では「各大学が実施する検査（筆記、実技、面接など）の成績」、「大学入試センター試験の成績」、「資格・検定試験などの成績等」、「高校の教科の評定平均値」のいずれか1つ以上を、出願要件や合否判定に用いることにした¹⁰。ところが、具体的に何をいかに評価するかに対する疑問は解消されず、その評価方法に関する議論がしばらく続くようになる。

2012年8月、中央教育審議会は「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて一生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ（答申）」により、学士教育課程の質的転換の検討（高大接続の視点）を試みた。社会に求められる能力を育成するために初中等教育と高等教育の連携が必要であることを強調し、高大接続の視点が提示されたのである¹¹。同答申は、社会に求められる能力を定義し高校教育と大学教育の連携・協力を強調するも、その具体的な方策を提示するまでは至っていない。

これを受けて、翌年の10月、教育再生実行会議第四次提言は「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜のあり方について」を発表した。大学入試を高校教育と大学教育の改革にふさわしいものに再構築する必要性を指摘し、大学入試を知識偏重の試験から「能力・意欲・適正を多面的・総合的に評価・判定するものに転換する」とした。また学力水準の達成度の判定を行うとともに、「面接」（意見発表、集団討論など）、「小論文」、「高等学校の推薦書」、生徒が主体的に取り組んだ多様な「活動」（生徒会活動、部活動、インターンシップ、ボランティア、海外留学、文化・芸術活動やスポーツ活動、大学や地域と連携した活動など）、大学入学後の学修計画案を評価するなどの多様な方法による入学者選抜を実施することが提案された¹²。この段階では、「多面的・総合的評価」の実現に向けて多様な評価方法を用いることが提案されたが、評価内容となる能力・資質については「能力・意欲・適性」という抽象的な記述にとどまっていた。

そして、2014年12月、中央教育審議会は「高大接続答申」を通じて「学力の3要素」を小等中等教育から大学教育まで一貫して、これからの時代に求められる力として位置づける。その具体的な方法としては「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の成績に加え、「小論文」、「面接」、「集団討論」、「プレゼンテーション」、「調査書」、「活動報告書」、「大学入学希望理由書」や「学修計画書」、「資格・検定試験」などの成績、各種大会などでの「活動」や、その他受検者のこれまでの努力を証明する資料などを活用することが提示された¹³。

2015年9月には国立大学協会による「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」が発表された。これからの国立大学改革の方向性などを示し、大学入試改革の一環として、2021年度までに「AO入試」や「推薦入試」などによる入学者を、「入学定員の30%を目標」に拡大すると明言した。また「確かな学力とともに多様な資質」を持った高校卒業生などを受け入れるため、「推薦入試、AO入試、国際バカロレア入試などの導入を拡大する」と提言し、個別入試についても「面接、調査書の活用等(準備から実施へ)」として、一般入試における個別試験で「面接」を導入し、高校の「調査書」の重視するなど学力検査以外の方法を積極的に活用することを勧奨した¹⁴。当初は「推薦入試」・「AO入試」などの本格的な拡大は2019年度以降となることが見込まれていたが、その実際は図8-1で示されたように到底その目標には及ばない現状にある。

そして、2021年3月、大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議は、「審議のまとめ」を取りまとめた。これは、大学の入学者選抜において「学力の3要素」を多面的・総合的に評価することの意義を明らかにした上で、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を評価することと、志願者が経済的な条件などに左右されず多面的・総合的な評価の機会を得ることができるような評価の方法などについて検討した。ここで注目したいことは、多面的・総合的な評価のためには志願者が取り組んだ活動を通して得られた経験を評価対象とする場合があるが、多様な経験の機会が得られるかどうかについては、志願者の経済的状況や地域に左右される可能性があることを指摘し、評価の際には、志願者本人の努力では解決できない要因を配慮することを強調した¹⁵。2000年代のそれまでの議論では「学力」の定義やその評価方法に重点がおかれていたのに対して、ここでは入試方法の多様化による「公正性」の問題を懸念し、議論の視点に加わるようになった。

3. 韓国における大学入試改革の動向

(1) 大学入試の体系

韓国の大学入試における入学者選抜の類型は表8-2のように、修能試験が実施される前に行われる「随時募集」と、後に行われる「定時募集」とに分類される。

表 8-2 韓国の大学入学者選抜の標準体系

区分	選考の類型	主要選抜要素
随時募集	学生簿 中心選考	・(学生簿教科) 教科中心
		・(学生簿総合) 教科、非教科(自己紹介書、推薦書、面接などの活用可)
	論述 中心選考	・論述など
	実技 中心選考	・実技など(特技などの証明資料の活用可)
定時募集	修能 中心選考	・修能試験など
	実技 中心選考	・実技など(特技などの証明資料の活用可)

出典：韓国大学教育協議会、「2021 学年度大学入学銓衡基本事項案」(2018 年)、3 頁より。

前者では「学生簿中心選考」、すなわち「学校生活記録簿」(日本の「指導要録」に相当)に相当。以下、学生簿)を主な選抜要素とする選抜類型が中心をなすが、これはまた「学生簿教科選考」と「学生簿総合選考」とに分けられる。「学生簿教科選考」は学生簿の教科成績を中心に評価するものであり、「学生簿総合選考」は大学の入学査定官(Admission Officer)などが学生簿を中心に「自己紹介書」や「推薦書」、「面接」などを通して志願者を総合的に評価するものである。後者の「定時募集」は「修能中心選考」が主要な選抜類型であり、修能試験の成績や学生簿、実技試験などから志願者の学修能力を中心に評価し選抜する¹⁶。

(2) 選抜方法の分化と「随時募集」の拡大

韓国の大学進学率は 2008 年に 82.1%を記録して頂点に達して以来、減少傾向が続いた。ところが、「人口絶壁」が本格化した 2018 年からは小幅の増加に転じ、2020 年度は前年度比 2.1%上昇した 72.5%と、直近 10 年間で最も高い値を記録した¹⁷。この値は、それまでの増減幅が 0.1~1.2 ポイントに留まっていたことを考慮すれば異例の結果とも言えるが、18 歳人口が前年度比約 7 万人減少し、大学入試の競争率が少し緩和したことが背景にあると考えられる。

一方、2021 年度の大学入試では「追加募集」が急増した。その規模は約 3 万人に上り、16 年ぶりの最大値であった¹⁸。特に非首都圏所在大学でこの様相が目立ち、第 6 章でも論

じたように今後非首都圏大学の定員割れが大幅に広まることが予期されている。2019～2020 年度における首都圏と非首都圏大学の新生充足率を比べてみれば、ソウル所在の大学は一概に 90%を上回るに対し、非首都圏大学では 50%にも満たない大学もあるのがその予兆のようなものである。

このような首都圏大学と非首都圏大学間の格差は入学者の選抜類型にもあらわれている。2021 年度大学入試の選抜類型別の実施状況をみれば（表 8-3）、全体の分布における「学生簿中心選考」の実施率は 67.3%で「修能中心選考」の 3 倍以上を占めた。ところが、「学生簿中心選考」の地域別の実施率をみると、非首都圏大学の実施率がソウルや首都圏大学に比べて約 20%以上高いことが分かる¹⁹。これは、18 歳人口の減少と首都圏集中現象により入学者の確保が困難な非首都圏大学が、選抜時期が早い「随時募集」を通して、いわば「青田買い」をねらうことが背景にあると考える。

表 8-3 2021 年度大学入試の選抜類型別の実施状況

区分		学生簿中心			修能中心	論述中心	実技中心	その他	合計
		教科	総合	小計					
全体	人数	147,194	86,507	233,701	70,771	11,162	27,177	4,636	347,447
	比率	42.4	24.9	67.3	20.4	3.2	7.8	1.3	100.0
ソウル	比率	13.5	38.9	52.4	28.9	8.9	8.2	1.6	100.0
首都圏	比率	20.9	34.3	55.2	27.3	7.0	8.7	1.8	100.0
地方	比率	55.7	19.1	74.8	16.1	0.8	7.3	1.0	100.0

出典：教育部、大学入試制度の公正性強化方案（2019 年 11 月）、1 頁より。

近年の韓国の大学入試では「学生簿中心選考」の実施比率が漸増しており、2023 年度には 78.0%に達することが見込まれている²⁰。ところが、首都圏大学の入学者選抜では修能試験を中心とする「定時募集」が増加しており、なかでも首都圏の主要 16 大学の 2023 年度入試では、「定時募集」を通じた入学者選抜の割合を 41%まで拡大することが予定されている²¹。予定通り進むとすれば、大学入試の選抜類型において首都圏大学は「定時募集」、非首都圏大学は「随時募集」へと、地域による選抜方式の分化が予想される。

(3) 選抜類型の「単純化」と「公正性」の確保

韓国の大学入試は、第2章で論じたとおり2000年代からの多様化を強調する教育政策の基調を反映する一方、格差の問題への対応をも余儀なくされた。それ以降の入試政策は「多様化」と「格差の是正」、「公正性の確保」のどちらかに傍点を打つか、政権の政治理念によって各々の重要性の程度を評価し直しながら展開してきた。ここでは、本章の問題関心である日韓の大学入試における「多様化」の議論を比較するために、韓国で本格的に多様化が進められるきっかけとなる「入学査定官制」の導入期から現在までの入試改革の争点と課題について再度整理しておく。

「入学査定官制」の導入が講じられたのは盧武鉉政府期（2003～2008）であった。それまでの大学入試は「修能試験」、「内申成績」、「個別試験」によって行われ、その評価の中心となるのは成績であった。初・中等教育において過度な「点数競争」をもたらすことが懸念されるなか、2004年10月、教育人的資源部（現、教育部）は「学校教育正常化のための2008年度以降における大学入試制度の改善案」を発表し、「創意力」や「特技」、「問題解決能力」、「リーダーシップ」、「奉仕性」などの多様な能力を備えた学生を選抜するよう勧告した。これによって、高校には生徒の「適性」や「素質」などを考慮した多様なカリキュラムが求められ、その一連の過程を大学の大学入試と連携することが強調された。そして、その実践方案として「入学査定官制度（Admission Officer）」の導入が提案されたのであった。同制度は大学入試の先進化を図る制度で、それまでの成績評価だけでは判断し切れなかった学生の「潜在能力」や「素質」、「成長可能性」などを入学査定官という入試の専門家が多面的に評価し、各大学の人材像や専攻領域の特性に相応しい学生を選抜することを目的とした²²。

次の李明博政府（2008～2013）は大学入試の「自律化」を掲げながら「入学査定官制度」の拡大を推し進めた。この時期の入学者選抜では、特に個別試験での評価方法の多様化が進み、「論述試験」や「一般・深層面接試験」、「口述試験」、「実技試験」、「教職適性試験」、「人性（人格）試験」、「身体検査」などが活用された。選考資料としては「自己紹介書」、「推薦書」、「志願動機書」、「学業計画書」、「教科外活動状況」、「各種受賞資料」、「ボランティア活動」、「資格及び経歴」なども用いられるようになった²³。このような「入学査定官制」の拡大は李明博政府の代表的な教育政策の1つであり、政権交替によって成立した現政府（尹錫悦政府）でも基本的な体制に変化はない。また制度の拡大および維持のために2007年の導入当初から「大学入学査定官制支援事業」の名の下で財政支援を行なったが、その後の諸政府でも、必ずしも同じ制度ではなかったものの、財政支援そのものは「高校教育正常化寄与大学支援事業」の一環として継承されてきた。2021年には約75大学に約550億ウォンの予算が投入された。

韓国の大学入試において「入学査定官制度」の導入は、入学者選抜に新たなパラダイム

を導入して大学の自律性を拡大する一方、後に新たな問題を引き起こす火種にもなった。それは、入試選考の数（種類）が過度に増加して複雑化したことと、私教育（学校外教育）が拡大したことである。2012年のある報道によれば、2013年度の大学入試で実施される入試選考の数は随時募集で2,105種類、定時募集で1,081種類となり、合わせて3,186種類にも上った。またこれらの状況に対応するために塾などの学校外教育施設に支払う1人当たり私教育費の月平均金額が2009年の約32万ウォンから2012年は34万ウォンへと継続して増加したのである²⁴。

このような状況を受けて、次の朴槿恵政府（2013～2017）は、既存の「入学査定官制」を補完する政策を展開した。まず、「学生簿中心選考」へと名称を変更してその活用を促しながら、国政課題の1つとして「大学入試の簡素化」を取り挙げ、複雑化した評価方法の「簡素化」をはかった。その具体的な方向性は、2013年10月に発表された「受験者・保護者の負担緩和と学校教育の正常化のための大学入学選考の簡素化及び大学入試制度発展方案」に盛り込まれる。受験生と保護者の大学入試への負担を緩和するよう選考の簡素化を推進しながら、大学の学生選抜権を尊重して、政府は選考の運営原則と体系を提示するに止まり、大学側が自律的に簡素化へと進むように誘導することを大綱とした²⁵。そして、その実現に向けて、前政府の「大学入学査定官制支援事業」を引き継ぎ、「高校教育正常化寄与大学支援事業」を実施して大学入試が高校教育に与える肯定的・否定的な影響を総合的に評価して財政支援を行う形で大学に鞭を入れた。

これら簡素化の取組みに関して、教育部は「2014年業務報告」のなかで、大学入学選考数が減少するとともに学生簿の反映比率が拡大していることを報告した。それによれば、2014年度の大学別の選考方法数が6.76だったのに対して、2015年度は4.15に減少し、学生簿の反映比率は2014年度の44.5%に対して2015年度は54.6%へ拡大した²⁶。しかし、このような成果とは裏腹に受験者・保護者の実感の程度は低く、相変わらず論述試験や外部スペックの反映などに対する不安感は拭えないものであった。

2017年5月、8年間を続いた「保守」政権が崩壊し「進歩」政権の文在寅政府（2017～2022）が樹立した。同政府では2022年度の大学入試から導入される新たな入試制度の方向性が確定したが、学生簿総合選考への根強い不信感、言い換えれば入試の「公正性」問題への一般の高い関心、そして入試をめぐる階層や社会集団ごとに様相を異にする複雑な利害関係に悩まされることになり、入試制度改革は一躍社会問題へと化した。そのような状況へ対応するために試みた熟議民主主義的な「公論化」は興味深いものであったが、その後も利害関係の対立は解消されないままである。2018年8月、「2022学年度大学入学制度改編方案および高校教育革新方向」の発表で、国中を騒がせた入試改革の長い道のりは一旦ピリオドを打った。

この時期の入試政策は「公正性」の確保に関わるものが目立つ。「2015改訂教育課程」

に相応しながら、入学者選抜の「公正性」と「透明性」を高めるための改革案が模索され、数々の関連措置が施された。その成敗はともあれ、個別試験をめぐって数々の施策が施されたことは注目に値する。まず「機会均衡選考」と「地域人材選考」実施の義務化および拡大がはかられた。前者は低所得者や障害者、農漁村出身生徒など社会的な配慮が必要とされる受験生を支援するものであり、後者は「首都圏集中」現象によって地域の人材が大学進学を機に首都圏へ流出する事態を防ぎ、地域人材として育成することを目的とする。また「学生簿総合選考」に関わる措置として、ブラインド評価を拡大する一方、学生簿上の非教科活動（「授賞経歴」や「ボランティア活動」、「クラブ活動」など）や出身高校に関する情報の提供を廃止して記載項目を縮小した。また 2024 年度の入試からは教師の推薦書とともに自己紹介書も廃止となる。そして、その実現のために、各措置を適用した評価指標を設定して「高校教育寄与大学支援事業」、すなわち以前の政権同様の財政支援事業と連携する仕組みを続行した。

4. 大学入試改革の主な争点

(1) 選抜方法の多様化と入試類型の分化

優秀な学生を確保するための大学同士の「学生争奪戦」が激化するなか、日韓両国の大学では個別試験を中心に独自の特色ある選抜方法を開発する動きが広まり、これは選抜方法の「多様化」へと繋がった。そして、その拡大に伴って選抜類型はある種のパターンをみせながら分化する傾向がみられる。

日本の大学の場合、設立類型別に選抜方法が分化する現状が窺える。国公立大学では学力の担保をはかって一般選抜を中心に入学者を選抜する一方、私立大学は入学者の早期確保のために総合型選抜と学校推薦型選抜を中心に学生を募集している。一方、韓国では、大学の所在する地域に沿って首都圏大学と非首都圏大学とで選抜類型の分布が異なる様相が見て取れる。首都圏の大学は多様な選抜類型を展開しつつも「学生簿総合選考」が中心をなしているが、非首都圏大学はもっぱら「学生簿教科選考」に集中している。すなわち、日韓両国とも大学入試の選抜類型が分化しているものの、その分化の軸には相違があり、日本では設立類型に、韓国では所在地域によって分化しているのである。

両者の違いが生じる根本的原因についてはさらに追求していかなければならないが、いずれも立場の弱い大学の方が「青田買い」に走るのは共通しており、日韓の違いはどのような大学が「立場が弱い」に起因するものであると言ってよかろう。それが日本では私立大学で、韓国では非首都圏大学になる。ならば、日本でも「東京一極集中」という首都圏への資源の集中現象はあるものの、地域間格差は韓国の方がより顕著になっていることの裏返しではないかと考えられる。高等教育においては地方拠点国立大学の育成がそのような地域間格差への歯止め役を働いてきていたと評価でき、もしこれらの国立大学の強みが

温存されていたならば、入試改革の諸様相も日韓の間でさほどの差はあらわれなかったかもしれない。ところが、1990年代から急速な広がりを見せたグローバル化と新自由主義の経済理念を教育に導入した結果、そのような歯止め役が機能できなくなったとも考えられる。1995年5月、当時としては画期的な政策基調の転換とされた「新教育体制樹立のための教育改革方案」は、それまでの中央執権的な教育体制に「多様化」と「自律化」を尊重する基盤を設けて権威的な体制を緩和したものであり、その意義が大きい。ところが、ニーズや競争を重視する経済学的観念の導入は高い進学率と相まって大学の序列化を煽る結果となった。それ以前から大学の序列や教育における格差の問題は懸念されていたが、同改革を通してより顕著化したのである。

(2) 「学力」の保証と大学の自律性

1点刻みの点数（成績）にとらわれず、志願者の人物を中心に「多面的・総合的」評価を強調する選抜類型である日本の「総合型選抜」と韓国の「学生簿総合選考」は拡大傾向にある。そんななか、日本では事実上の「学力不問」による弊害を指摘する声も高く、「学力」をキーワードとする議論が長年にわたって続いてきた。国は諸々の論点に関する議論を経て入学者選抜で測定すべき「学力」の概念を導出し、2020年度の大学入試からは「総合型選抜」と「学校推薦型選抜」でも学力試験を義務付けるようになった。そして、近頃の大学入試に関する議論は「学力」の「多面的・総合的」評価方法を模索に集中している。

日本と韓国の大学入試における「学力」の測定方法には違いがあらわれている。前述のように両国の大学の位相において優位を占める大学が、日本では国公立大学で、韓国では首都圏の大学であると仮定してみよう。両国の優位の大学が注力する選抜方法が異なるのは、両国で定める学力の定義の相違を反映するものとも考えられる。ところが、日韓ともに「学習指導要領」と「国家教育課程」を改訂しており、その背景や求められる資質・能力に共通点が多いことは冒頭にふれている。

ここで一つ注目すべきは、入試制度にかかわる大学の自律性の度合いである。これまでの韓国の大学入試制度は政府の首長が変わるたびに改善措置が打ち出され、その変化は目まぐるしいほどであった。問題は、さまざまな改善案が大学で具現される一連の過程は政府の財政支援に頼る面が大きく、特に「入学査定官制度」が導入されてからは政府主導下で大学の権限はきわめて制限されてきた。政策の趣旨において政府が選抜方法の「多面的・総合的」評価を唱えながら大学の自律性を強調することは日本と変わらないが、その過程や実情は表面上の名分とは矛盾する現状が続いているとも言える。これは「学力」の理論的議論・規定に大学側が同意してからこそ大学入試制度が今の形をとった、とは言い難いことを意味し、国の財政支援への依存性が高くなれば、入試制度の問題において大学側の持分は減っていくしかないことを物語る。

(3) 「公正性」の確保と格差の是正

「学生簿中心選考」における「多面的・総合的」評価の導入は、志願者個人のもつ特技や置かれた環境など多角的な配慮による新たな試みを通して高等教育の機会の拡大をもたらしている。ところが、韓国の「入学査定官制度」（現、「学生簿総合選考」）は2007年に導入された当初から世論の風当たりが強いものだった。評価者の専門性や倫理的な問題など入試の評価と直接的な関連を有するものもあるが、教育環境全般との関係で最も目立つ結果は選抜方法の複雑化にほかならなかった。これは、受験生と保護者にとっては大学入試への不安を助長するもので、私教育への依存度を高め、教育における階層間の格差を一層深化する結果を生み出した。したがって、以降の入試政策は「公正性」の確保と格差の是正に追われるようになる。歴代の政府は強い意志で入試類型の簡素化・標準化を推し進め、「機会均衡選考」や「地域人材選考」をはじめとする強力な措置を展開してきている。

一方で、日本では、1997年6月、中教審の「答申」が「大学入学者選抜の在り方を改善することを阻害する背景として、形式的な平等にとらわれ、専ら学力試験によって合否を決することが公正・公平であるという概念が、教育界を含む我が国社会全体において依然として根強く存しているということも看過できない問題である」と言及して以来、「公正性」の問題に関する積極的な議論はみられなかった。ところが、20年以上が経過した2021年、「多面的・総合的」評価のあり方を議論するなかで、志願者の「経済的状況や地域に左右されない」ことへの工夫に取り掛かるようになった。

2021年の口調の変化は、階層間の格差の問題が日本と無縁ではないことを語る変化であり、今後の展開において韓国と同様の険しい道のりをたどるか否かが注目される。その場合、いわゆる新自由主義的な政策が教育をはじめ社会全般の枠組みに影響して久しい韓国の実践例は、今後の日本において重要で身近な参考事例になり得ると言えよう。

考察

以上、本本章では、日本と韓国の大学入試における近年の改革の動向を検討し比較してきた。

経済・社会構造のグローバル化や情報化、産業構造の変化といった共通する外的要因から影響を受けて、両国ともに人材像や学力観などが変化し、それに対応する形で教育課程の全体像が改訂された。一方で、18歳人口の減少という内的要因が大学進学率の増加へ繋がりが、これはまた大学入試の選抜類型における分化をもたらしていることに共通点を見出すことができた。ただ、このような分化の基準軸は日韓両国で異なり、日本は設立類型（国公立か私立か）によって、韓国は大学の所在地（首都圏か非首都圏か）による分化があらわれていることを確認した。さらに、日本の大学入試においては「学力」を重視する国公立大学と、多様な資質・能力を判断して入学者を選抜する私立大学との間に、韓国では学

生簿を中心とする多様な選抜類型を採用する首都圏大学と、「学生簿教科選考」に偏る評価を実施する非首都圏大学との間に、選抜類型を通じた大学間の優劣が二分化する現象があらわれることを推論できた。

近年、日韓両国では大学入試をめぐるさまざまな動きがあった。本章では大学入試の「多様化」をもとに、その具体的な動向を確認できる日本の「総合型選抜」と「学校推薦型選抜」、韓国の「学生簿中心選考」の2つの選考の変容について検討した。日本の場合、2つの選考で評価すべき資質・能力とは何かを問うことから始まり、その答えを「学習指導要領」が提示する「学力の3要素」に求めた。その後は、この「学力」をいかに評価すべきかをめぐる議論が展開され、「小論文」、「面接」、「集団討論」、「プレゼンテーション」などの具体的な評価方法を提示するに至った。一方、韓国は、入試の「多様化」がもたらした「公正性」と「格差」の問題に対する対案を追求することに注力してきた。大学入試制度における多様性と自律性を強調する政策が入試の複雑化を来してしまい、選抜の「公正性」と「格差」の問題を浮き彫りにする世論が沸騰し、この状況を改善するための政府主導の強硬な諸措置が講じられてきたのである。またその実現の過程では政府の財政支援と制裁という「飴と鞭」が適用され、大学の「自律性」を損傷なう結果となった。

このように、近年の大学入試に対する日韓両国の議論は相異なる様相をみせながら展開してきた。ところが、一方では、今後の動向と関連して注目に値する様相があらわれつつあることも確認できた。大学入試の「多様化」と評価の「多面化・総合化」を推進する日本の最近の流れに、「公正性」という論点に加わったことである。調査書を評価する際、各志願者の違う環境への配慮が強調されるようになったが、この点、日本は韓国のこれまでの長い検討の流れで示唆点を見つけることもできよう。逆に韓国もまた、「公正性」の確保と「格差」の問題の改善に集中するなかで忘れがちな、「学力」と評価方法という問題を日本の議論を学ぶことができると考える。

-
- 1 石井光夫（2008）、入試個性化に関する我が国と東アジア諸国・地域との比較、『大学入試研究ジャーナル』第18巻、65頁。
 - 2 ユネスコ・アジア太平洋国際理解教育院（2015）、『（ユネスコが推奨する）世界市民教育の教授・学習のガイドライン』。
 - 3 高大接続システム改革会議（2016）、「最終報告」
 - 4 教育部、「2015改訂教育課程総論」（2015年9月）。
 - 5 文部科学省、HP 令和2年度国公立大学入学者選抜の概要（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1412102_00001.htm）より。
 - 6 文部科学省（2020）、『令和2年度学校基本調査』。
 - 7 キム・ミラン（2009）、日本の大学自律化と大学入試—東京大学の事例を中心に—、『韓国日本教育学研究』第12巻第2号、73頁。
 - 8 文部科学省（2020）、『令和2年度学校基本調査』、46頁。
 - 9 中央教育審議会（1997）、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（二次答申）」。

-
- 10 文部科学省（2010）、『大学入学者選抜実施要項』。
 - 11 中央教育審議会（2012）、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて－生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ（答申）」。
 - 12 教育再生実行会議（2013）、「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜のあり方について（第四次提言）」。
 - 13 中央教育審議会（2014）、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について－すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために（答申）」。
 - 14 国立大学協会（2015）「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」。
 - 15 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議（2021）、「審議のまとめ」。
 - 16 韓国大学教育協議会（2018）、「2021 学年度大学入学銓衡基本事項（案）」。
 - 17 韓国教育統計サービス (<https://kess.kedi.re.kr>)、2022 年 7 月 12 日閲覧。
 - 18 VERITASa（2021 年 2 月 22 日付）、「2021 大学入試追加募集「2005 年以降最大」16 校 2 万 6,129 人…医大 6 人、歯大 8 人、韓医大 3 人」（<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=357880>）より、2022 年 7 月 8 日閲覧。
 - 19 教育部、「大学入試制度の公正性強化方案」（2019 年 11 月）。
 - 20 教育部、同上。
 - 21 大学教育協議会、「2023 学年度大学入学銓衡施行計画発表」（報道資料、2022 年 4 月）
 - 22 教育人的資源部、「学校教育正常化のための 2008 年度以降における大学入試制度の改善案」（2004 年 10 月）
 - 23 チョン・ヨンジュン（2020）、『NEW 学校生活記録簿核心 100 問 100 答』、ミディオズブ。
 - 24 聯合ニュース（2012 年 9 月 25 日付記事）。
 - 25 教育部、「受験者・保護者の負担緩和と学校教育の正常化のための大学入学選考の簡素化及び大学入試制度発展方案」（2013 年 10 月）。
 - 26 教育部、「2014 年業務報告」（2014 年 2 月）。

終章

1. 各章の要約

本節では、これまで論じてきた各章の議論を要約することで、韓国の入試政策がいかに変遷してきたかを主要な争点を中心に整理する。

第1章では、韓国の教育制度に抜本的な改革が始まった1945年から、近年の入試政策で常に議論的になる「学生簿総合選考」が導入される直前の2008年までの入試政策を検討した。具体的には、「大学別単独試験期（1945～1968）」、「大学入学予備考査期（1969～1981）」、「大学入学学力考査期（1982～1993）」、「大学修学能力試験期（1994～現在）」の4期にわたる時期別入試政策の争点と課題を整理するとともに、そこにあらわれる入試改革の諸相を分析した。

その結果、この時期の入試政策は入試をめぐる主導権、つまり大学入試制度の管理主体が大学であるか、国家であるか、または国家と大学の共同管理であるかのサイクルが繰り返されてきたことが明らかになった。大学の選抜権と自律性が強調された時期には「大学別単独試験」が実施され、大学入試の社会的機能と公共性が強調された時期には「国家考査制」が採択された。そして、両者の調和が模索された時期には両制度が並行されたが、現行の入試体制は国家が管理する「修能試験」と大学が管理する「個別試験」が並行する制度に当たる。

第2章では、現行の入試政策において格差と「公正性」の問題の主たる火種となっている「入学査定官制度」（現行の「学生簿総合選考」）に注目しながら、「李明博政府（2008～2013）」と「朴槿恵政府（2013～2017）」、「文在寅政府（2017～2022）」における関連政策を比較・検討した。具体的には、同制度を導入および運営することで派生した大学入試を取り巻く諸問題とその解決のためにはかられた改善策を概観して各々の政策の特徴を明らかにすることを試みた。

李明博政府は大学入試において成績中心の選抜を止揚し、入学査定官が評価の主体になって学生簿を中心評価資料として活用して学生の適性と素質などを定性的に評価する選抜形態を追求した。すなわち「入学査定官制度」を本格的に展開したのである。入学者選抜権は大学に委任して大学の特性に合わせて入試が行われるよう促したが、その結果、大学入試における政府の権限は縮小され、大学の自律権は拡大するようになった。ところが、このような学生簿の多様な活用の拡大は大学入試選考の複雑化をもたらして評価の「公正性」（透明性）の問題を引き起こし、同時に私教育を助長して公教育に対する信頼の低下し、教育格差を拡大する結果となった。

このような状況を受けて、朴槿恵政府は大学入試選考の「簡素化」政策を推し進めた。この政策では選抜類型を「学生簿中心選考」、「論述中心選考」、「実技中心選考」、「修能中

心選考」の4つに分類し、大学別に随時募集では4つ以内の選考を、定時募集では2つ以内の選考を運営する現行の入試体制が確立した。この過程で「入学査定官制度」は2015学年度入試から「学生簿総合選考」に名称が変更され、現在主要な選抜類型として定着している。また朴政府は中等教育段階の「公教育の正常化」を推進する一方、大学入試では「先行学習影響評価」を実施するなど私教育の軽減をはかった。このような入試選考の「簡素化」と「公教育の正常化」は朴政府の教育政策の目玉政策でもあるが、その執行においては大学に対して「高等学校育正常化大支離事業」による財政支援および規制を加え、大学別試験の運営に積極的に介入した。言い換えれば、教育格差の是正のために高校教育課程と大学入試に「公正性」を求めたわけであるが、特に大学教育の社会的責務性を強調し、これによって大学の自律性は阻害される結果となった。

次に大統領弾劾による政権交代で樹立した文在寅政府では入試政策でも「進歩」志向があらわれた。前政権の入試政策趣旨を受け継いで「学校教育の正常化」と「私教育費の軽減」を基本方針とする「高校教育寄与大学支援事業」を継続しながらも、より厳しい評価指標を再構造化した「高校教育寄与大学支援事業」を通して大学への制裁を強化した。したがって、大学の入学者選抜権の自律性はさらに制限されるようになった。また前政権である程度定着した選抜類型の「標準化」をはかり、社会的配慮を必要とする受験者を対象とする「機会均等選考」を拡大するなど、大学入試におけるさらなる「公正性」の確保を強調して教育格差の是正をはかった。

第3章では、現行の大学入試制度に直接的な影響を与える白熱した議論が行われた2017年と2018年の2度にわたる入試改編の経緯を整理して、そこにあらわれる利害関係者間の葛藤の様相に注目しながら主要な議論の動向を把握した。

2015年9月、「創意融合型人材」という新たな人材像が国家カリキュラムに盛り込まれ「2015教育課程」が発表された。それに合わせて文政府では、2度にわたる大学入試の改編を試みた。2017年8月に発表された「試案」では「2015教育課程」の「過程中心評価」という特徴に合わせて修能試験を改編する一方、「学生簿中心選考」を中心に学校生活を総合的に入試に反映することが改革の懸案であった。選択式問題で学力を定量評価する修能試験制度の改編が必要であることを強調して、修能試験の全科目の絶対評価化を推し進め、これは、最終的には修能試験の「資格考査化」をねらうものであった。ところが、「学生簿中心選考」が私教育を助長すると認識する世論の激しい反対にぶつかり、1度目の入試改革は保留を余儀なくされた。

2018年の2度目の入試改革の試みでは、前年の試行錯誤から学び積極的な世論収斂が行われた。これは「進歩」志向の文政府の政策基調、すなわち「国民参加型の国政運営」とも通じるものがあり、「公論化」制度を導入してその具現化をはかった。そして、「公論化」の結果に基づいて、2018年8月政府は「2022改編案」を発表した。その主要内容は、

定時募集における「修能中心選考」の実施比率を30%に拡大することであった。また「学生簿中心選考」の課題である私教育の緩和（公教育の正常化）や評価の「公正性」の確保などのために多様な強硬策が講じられた。このような文政府における入試改革は1度目の試行錯誤を経て世論の収斂を試みるものの、その結果は政府の意図に相反するものであった。そこで、2度目の改革案は「公正性」の確保を掲げて諸措置を講じることで、世論と政府の改革趣旨の折衷を見出す形で展開された。

第4章では、第3章で論じた2018年の2度目の入試改革における政策決定過程で行われた「公論化」の一連の過程を検討し、その意義を分析した。利害関係の複雑な教育政策において公論化が社会内の葛藤の激化を避けながら政策決定を進められる手段になりうるかに注目した。そのために、当該公論化のプロセスを、FishkinのDPと照らし合わせて段階を追いながら分析して考察を試みた。

入試政策の公論化は、入試問題に関して市民同士が意見を交わしながら問題意識を共有する初めての試みであった。熟議討論会のほかに、当事者である生徒間の「未来世代討論会」や希望者の誰もが参加できる「国民大討論会」、「TV討論会」、「オンライン国民疎通討論」などが設けられ、公論化の方針で示されたように多くの国民と多様な利害関係者がともに語り合う場となった。最終結果として社会的な合意を導出するには至らなかったものの、これまで入試制度に関してこれほどの広範囲にわたる国家的議論がなされたことはなかったと言える。ここに入試政策の公論化の意義があると言えよう。

ところが、その過程をFishkinが提唱したDPに照らして分析すれば、1) 議題設定の妥当性の問題、2) 人口学的代表性の問題、3) 公論化過程の公正性の問題、4) 世論の分裂の問題といった問題点も有し、この入試政策の公論化は当初の趣旨に見合う結論にはいたらなかった。その主たる原因に利害関係者間の葛藤があり、「民主的政策決定」を重視しながらも「格差の是正」と「創意融合型人材」の育成という現実的な課題にも対処すべく、「公論化」の議論が十分に反映されない苦肉の策であったことが読み取れた。

第5章では、現行の大学入試をめぐる階層間格差の問題に注目して、格差の現状と是正のために講じられた政府政策の全容を概観し、その特徴の分析を試みた。

階層間の格差がより顕著にあらわれはじめた1990年代後半以降、反対陣営に政権が交替して教育政策の大枠の方針が変更されてもなお、大学入試における格差の問題は繰り返されてきた。現行の入試政策の最終的な検討段階と言える2019年の「公正性強化方案」は評価過程における外部要因の影響を憂慮する世論、すなわち親の社会経済的地位による階層要因を入試の評価過程から排除することを求める要望に応じるために、諸強硬措置が改編策の柱となった。講じられた特徴的な諸措置をみれば、評価資料上の記載内容を縮小または禁止し、出身校などの情報を提供しないようブラインド面接を拡大するなど、評価資料の範囲を漸進的に縮小する方向で調整を進めてきた。またこれら一連の措置を違反す

る場合、受験者や高校、大学に不利益および懲罰的な措置を取るとして評価過程上の規制を拡大し、政策・制度全般にわたってラディカルな運営方針が如実にあらわれている。

ただし、このような制度改編の方向性は文政府が政権初期に指向した「学生簿総合選考」の拡大、すなわち「学校教育課程中心の評価」および学生簿中心の多面的な入試評価体系の構築といった「2015 改正教育課程」の評価方針に逆行する形で展開された。そして、その背景には韓国人の「差別アレルギー」と「希望のはしご」という教育への期待が相まって「公正性」の確保を求める世論が強まり、政府の当初の政策方針や国家教育課程の改訂趣旨よりも優先されている実情が読み取れた。

第 6 章では、入試政策における地域間格差の問題とその是正策として講じられたアフターマティブ・アクションの様相とその韓国的特徴に注目した。首都圏と非首都圏間の格差で大別される韓国の地域間格差の現状を整理し、その是正に寄与することを目的とする政策の一環としての大学入試関連の諸政策が推進され、その中心をなす非首都圏の「地域人材選考」と首都圏の「地域均衡選考」の導入過程および運営を概観し分析した。

その結果、非首都圏出身の受験者は自分の意志とは関係なく誰もが法律によってアフターマティブ・アクションの対象として「地域人材」となり得ることは注目に値する。主たる優遇措置は、「地域人材」が居住地に所在する大学へ進学する場合、その進入の壁を低くすることであるが、なかでも地域拠点国立大学を中心にした医学系列の募集単位定員の 40%以上を「地域人材」で選抜するよう義務化したことは画期的であると言える。これは非首都圏地域の格差による厳しい現状が窺われるもので、成績最上位レベルの人材が地域に留まるように誘導して優秀人材の首都圏への流出を防止し地域の均衡発展をはかる、教育政策の範疇を超える戦略として展開されるものである。「保守」志向の政府が政策の法制化を推進して「進歩」政府が「40%義務化」というラディカルな政策執行に挑み、地域間格差という構造的問題は政治理念に左右されない喫緊の課題であり、その解法を入試政策に求めている韓国的特徴が読み取れる。

第 7 章では、現行の韓国の大学入試の中心的な選抜資料である「学生簿」による評価のあり方に注目して、2つの個別大学の事例を通してその実態を明らかにした。

両大学の事例を分析した結果、学生簿の評価は教科成績を段階別に評価しつつも最終的に点数化し、教科成績以外の記載事項は定性的に評価して最終的には点数化して順位付けする現状を確認することができた。またこの学生簿の評価には「公正性」の確保が重要課題となっており、恣意的評価にならないように評価段階別のさまざまな大学の工夫が窺われた。

学生簿を中心とした選抜類型の拡大は、一見して入試における大学の自律性が尊重されているように見えるが、政府が大学側に財政支援を通じた諸規制措置を加えていることを鑑みれば大学の自律性が高い選抜類型とは言い難い実情にある。またこのような定性的な

評価が中心となる「学生簿中心選考」が韓国の大学で拡大できた背景には、選抜評価の結果に関する開示義務をもたない実情があり、これもまた韓国的特質と言えよう。

第8章では、日本と韓国の近年の入試改革において多様な資質・能力を総合的に評価するための諸政策動向を比較・分析するとともに、入試政策における両国の課題を検討した。

その結果、日韓の入試改革における共通点と相違点を明らかにすることができた。まず共通点について、経済・社会構造のグローバル化や情報化、産業構造の変化といった共通する外的要因の影響を受けて両国ともに人材像や学力観が変化し、それに対応する形で教育課程の全体像が改訂された。また18歳人口の減少という内的要因は大学進学率の増加へ繋がり大学入試の選抜類型における「分化」をもたらしている。ただ、このような分化の基準軸は日韓両国で異なり、日本は設立類型（国公立か私立か）によって、韓国は大学の所在地域（首都圏か非首都圏か）によって分化される傾向にある。さらに、日本の大学入試においては「学力」を重視する国公立大学と、多様な資質・能力を判断して入学者を選抜する私立大学との間に、韓国においては学生簿の多様な記載事項を中心に多面的な選抜類型を採用する首都圏大学と、学生簿の教科成績に重点をおいて評価を行う非首都圏大学との間に、選抜類型を通じた大学間の優劣を二分化する現象があらわれていることが確認できた。

また大学入試の多様化をめぐる主要な動向において、日本の場合、「総合型選抜」と「学校推薦型選抜」で評価すべき資質・能力とは何かを問うことから始まって、その答えを「学習指導要領」が提示する「学力の3要素」に求めた。その後は、この「学力」をいかに評価すべきかをめぐる議論が展開され、「小論文」、「面接」、「集団討論」、「プレゼンテーション」などの具体的な評価方法を提示するに至った。一方、韓国は、入試の多様化がもたらした「公正性」と格差の問題に対する改善策を追求することに注力してきた。大学入試制度における多様性と自律性を強調した政策によって入試が複雑化して「公正性」と格差の問題で世論が沸騰し、この状況を改善するための政府主導の強固な諸措置が講じられてきたのである。また政策執行の過程では財政支援と制裁という「飴と鞭」が適用され、大学の自律性を損なう結果となった。

このような日韓の比較を通して、韓国の大学入試における首都圏と非首都圏の地域間格差の現状と、階層間格差の是正のために「公正性」を追求する韓国社会の構造的問題を確認することができた。

2. 大学入試の「公正性」の変化

公正性の概念に関する理論は概ね「分配の公正性」と「手続きの公正性」に分けられる。教育の領域においても公正性の議論は教育機会の側面、すなわち「手続きの公正性」と、教育結果の平等としての「分配の公正性」の両側面で行われてきた。韓国の大学入試をめ

ぐって「公正性」の問題が本格的に議論されるようになったのは「入学査定官制度」が導入されてからである。1950年代の新聞報道でも高校と大学入試を取り巻く「公正性」の確保を訴える声は確認できるが、それは概ね親の経済的・社会的地位などに影響されない、階層間格差による「教育機会の均等」というシンプルな概念で捉えられていたと言える。それに対して、1990年代後半からは、特に2008年度の大学入試から「入学査定官制度」が導入されてからはさまざまなアジェンダや利害関係者に影響されながら、多角的な「公正性」概念に関する議論が検討されるようになった。本節では、入試政策が変遷を成すなかで「公正性」の捉え方がいかに変化してきたかについて考察する。ただし、本研究では前述（序章）のようにグローバル化以来の韓国の入試政策を検討して、各時代の教育目標の追求と教育格差の問題、また「公正性」の追求とダイナミズムを追求することを問題関心としており、「公正性」概念をめぐる規定・議論は必要なときにだけ関連研究に触れることにする。

序章で述べたように、韓国の入試政策における「公正性」の問題を理解するためには韓国の社会的・歴史的な文脈からアプローチすることが必要である。そして、それに該当する韓国社会の特徴として高い教育熱をあげることができる。高麗時代以来、文治主義の支配が長年にわたって受け継がれていた韓国では、教育的な成就が身分上昇の手段として作用してきた歴史を有する。教育と身分の上昇に対する熱望が同一線上に並ぶ韓国社会において、教育熱は社会的な身分の成就のための偏執病のようなものであった。またその認識は自分の教育的な論理構造に、それと異なるすべての論理構造を吸収させて正当化する力を持ち、ひいては手段が目的を正当化する、目的の達成さえできればいかなる手段と方法も容認できる状態につながるとも指摘される¹。そして、このような教育熱は、韓国人にとって教育における利害の衝突や不平等に敏感に反応させ、「公正性」を追求する根底を成すものでもある。なお、この現象が最も際立つ教育問題が入試政策である。

1990年代以降、韓国社会は目まぐるしい変革の時代を迎えてきた。国内においては1993年に初の民主政権が誕生し、グローバル情勢としては1990年代後以来、グローバル化や新自由主義のイデオロギーを積極的に受け入れたことがその背景にある。これは教育分野も例外ではなく、公教育の領域に市場の理念が導入され、競争力と効率の向上というスローガンのもと公教育の全面的な改革が断行された。学校の自律と責務を強化するとともに多様化を推し進め、これに対する評価競争のなかで教育消費者である保護者の選択が重視された。こうして教育が消費財として強調されるほど教育における格差の問題は拡大して両極化が進み²、過去のように教育が身分上昇の手段として認識された時代とは異なり、今日では教育による階層移動の可能性は低下しつつある。

このような社会的・歴史的な環境の変化は教育政策にも影響し、当然の如く入試政策にも反映され、変化を重ねながら「公正性」の捉え方にも影響を与えてきた。ここでは、そ

の本格的な議論のきっかけになった「入学査定官制度」の導入期を中心にして4つの時期に分けて「公正性」の捉え方の変化について整理する。

まず1990年代以前の従来の入試政策についてであるが、「大学単独試験制」が復活した時期（1955-1961）の試みは注目に値する。この時期には入学者の選抜方法として、大学が行う「筆記試験」のほかに「高校の内申書」や「身体検査」、「面接試験」、「適性検査」などが加わり、国公立大学と私立大学の入試方法が異なるなどそれまでより選抜方法が多様になったことが特徴である。またそんななか、女性の進学機会の拡大や軍除隊者への優遇措置が講じられ、入学定員の10%超過募集が許可された。先述のように1950年代にも大学入試をめぐる階層間格差の是正を念頭にした「教育機会の均等」を要求する「分配公正性」をめぐる議論は見受けられるが、社会的な配慮を必要とする者として女性や軍除隊者への優遇措置、つまり公正性を担保するためのアファーマティブ・アクションの試みはこの時期に初めて施されたものであり、それに意義があると考えられる。またここでは時代背景は異にしても、近年の入試政策の動向と類似する特徴が窺える。入試の多様化の動きによってその現状に対応し切れない疎外階層が生まれ（疎外階層の性質は違っても）、彼らに対する社会的な配慮の必要性を認識するようになったことである。

次に、修能試験が導入された1994年から「入学査定官制度」が導入される前までの時期である。この時期の入学者選抜の中心となる選抜要素は修能試験であった。修能試験は1994年に学力考査に代わって導入されたが、従来暗記中心の選択式問題の限界を克服し、統合的で汎教科的な問題を通じて総合的な思考力を測定して大学教育の適格者を選抜し、究極には「学校教育の正常化」をはかるものであった。要するに、学力考査は高校で何を学んだかを問う試験だったとすれば、修能試験は大学で修学できる思考力を備えているかを測定する試験だったのである。多くの大学が修能試験のほかに内申成績や論述および面接などの多様な選抜要素をともに運営したが、これは1990年代後半のグローバル化と新自由主義の時流に対応して大学入試でも多様性を強調した試みであった。ところが、このような趣旨は差し置いて、受験生の立場では学校で学んだだけでは修能試験に十分に備えることが難しく、私教育に一層依存する現象があらわれた。そのため、修能試験は教育格差が拡大する状況下で優位を占める一部階層に有利な試験に変質し、教育的な目的とともに「公正性」の確保が求められるようになった。ところが、この時期にはまだ「公正性」に対する積極的な議論は十分ではなかった。

そして、2008年度の大学入試からは「入学査定官制度」が導入された。次は、同制度の導入後、「学生簿中心選考」に制度の名称が変わり、現行の入試制度への改革を試みた「大学入試制度の公論化」を検討する前（2017）までの時期である。この時期には、公正性に関する積極的な問題提起とその解決のために本格的な議論が行われた。「入学査定官制度」は、生徒たちが持つ潜在力と素質を発掘する方式で、より自由に入学者を選抜することで

不要な入試競争を避け、中等学校における正常な学校教育をはかるために、教育部の積極的な支援のもとで推進された制度である。ところが、導入初期の大学の自由な選抜方式は複雑な選抜類型を量産する一方、選抜過程に関する情報公開も不足し「真っ暗な選考（原語：깜깜이전형）」という批判を受け、評価の透明性や妥当性、合理性などが問題視された。またそれに対する対応は学校教育だけでは難しいものがあり、これもまた教育格差において上位階層の受験者に有利な選抜類型という点で再び教育の不平等の問題を誘発した。したがって、この時期には、政府主導下で選抜方式の透明性と妥当性を向上させるための「教育的な側面」における選抜過程の「公正性」が追求されると同時に、格差による有利不利を防止するための「社会的な側面」の公平性に重点を置いた「手続きの公正性」に対する議論が軌道に乗るようになった。

最後に、「大学入試制度の公論化」の試みから現在に至る現行の入試制度が定着した時期である。この時期の「公正性」議論の特徴は、これまでの「公正性」に関する議論が政府や教育専門家などを中心に行われた反面、この時期には関連議論に受験生や保護者、一般国民が参加するなかで、本格的かつ積極的な議論が制度的に保障されたことである。2017年、文政権下の教育部が発表した「2021 大学入試制度改編案」は世論の激しい反発にぶつかった。政府はそれに対する解法として入試政策の決定過程に「公論化制度」を導入し、大学入試を取り巻く諸利害関係者および一般国民が入試政策の決定過程に参加して「手続き的公正性」をはかることができた。Thibaut&Walker（1978）によれば、「手続きの公正性」は意思決定過程が公正なら不平等な分配結果も受け入れられ、公正であると認識される。また社会成員が意思決定過程に参加でき、意思決定に影響を与える機会の有無が「公正性」認識の重要な基準として作用するものとし、（実際のその結果は差し置き）公論化の趣旨の意義は大きいと言える。

そして、この時期の「公正性」議論は、それまでの入試政策では類を見ないほどラディカルな格差の是正のための措置でもある。細かい入試関連書類の記載事項の廃止および制限や「ブラインド面接」など入試の評価過程における親の影響力が反映される要素を徹底的に排除する一方、制度的には社会的な配慮が必要な弱者のための入試選考を法制化を通じて定着させる強硬な措置を施した。教育機会の均等を目指しながら「手続きの公正性」を追求したことは前政権の政策方向と大きく変わらないが、進歩的な性向の強い政府の意図が如実にあらわれたと言えよう。

以上のように、韓国の入試政策における「公正性」の議論は韓国特有の高い教育熱と格差社会という社会的・歴史的な背景のなかで展開されてきた。それゆえ、教育に対する偏執病とも言えるほどの執着と身分上昇への熱望は格別であり、入試政策における「公正性」の議論にも影響している。特に教育の「希望のはしご」の働きが機能しづらくなっている近年では、主に均等な教育機会を求める「手続きの公正性」に重点が置かれており、現代

の韓国における入試政策の観点から見受けられる「公正性」の捉え方は、分配の結果よりは分配の「手続きの公正性」を通じて確保されると認識していると言えるだろう。

しかし、2019年12月、文化体育観光部主管で実施された韓国人の認識と価値観に対する調査結果によると、このような状況とは全く異なる調査結果が出た。2013~2019年の間に3年に1度実施される同調査で、「所得格差」に対する意見を過去の調査結果と比較してみると、2019年は2016年（5.9ポイント）より0.6ポイント高い6.5ポイント（10ポイント尺度）となった³。すなわち、所得の再分配よりは努力する分だけ差があらわれた方が良くと認識する人が多いということになる。これは最近、韓国社会で若者を中心に話題となり広がっている「能力主義（Meritocracy）」の影響によるものと考えられる。能力主義とは能力によって異なる評価を受けるべきという観念であり、表面にあらわれる個人の能力の裏面で作用する歴史と構造を考慮せず、個人の能力の評価において親の所得や文化資本、教育環境などのような非能力の要素の影響と、個人の能力を分離することはほぼ不可能とする⁴。これによれば、個人が持つ環境の違いやスタートライン上の違いを無視して、個々人を同じスタートラインに立たせることになる。このような能力主義が韓国社会に蔓延し、現行の入試政策のような国民の世論を重視する政策決定過程が今後も維持されれば、今後の入試政策の方向性は受験者の環境、すなわち格差による不利な状況は配慮の対象ではなく個人の能力としてみなされる方向に転換されるかもしれない。

2025年から本格的に導入される「高校単位制」を控えて、現政府(2022~)は国家教育課程を改訂して2028年度の入試改革を準備し、再び公正性の確保を強調し安定性を目指すことを明らかにした。このような方向性のもとで今後の入試改革が進められるとすれば、改革の対象となる主要な入試類型が以前のそれと異なる可能性はあるが、公正性を追求する政策の基本方針は変わらないと考えられる。ところが、進歩陣営から保守陣営へともう一度政権交代して誕生した現政府であるだけに、またこの時代を生きていく社会的・歴史的な環境が変化しているなかで、今後の入試改革が再度大きな変化と混乱をもたらす可能性も否めない。

3. 考察

本研究は、韓国における入試政策の変遷を「公正性」の観点から検討し、近年の入試政策の特質を究明することを目的とする。上述の各章で検討してきたように、1945年に学校教育の体制が確立された時期から今日に至るまで、韓国の入試政策は選抜の類型と内容を中心に多様な変化を遂げてきた。大学入試を取り巻く社会・文化的な背景を持つ諸要因が入試政策に強く影響し、決定された政策をいかに運営するかによって教育分野の範疇を超える社会や経済などの他分野にも影響を与え、また影響を受けながら再び新たな入試改革

が繰り返されるサイクルが形成されてきたのである。そして、その変遷過程には、時代背景を異にしながらも共通してあらわれる特徴が見られる。本節では、近年の入試政策における韓国的な特徴と、それに影響を与えた社会・文化的な諸要因について公正性の観点から検討し、以下にまとめることにする。

(1) ダイナミックな展開と迅速性

第1の特徴は、入試改革のダイナミックな展開と迅速性である。1994年から2008年までの入試政策は時代的な背景と社会需要に応じる形でダイナミックな変化を経験してきた。そして、近年では評価要素や評価資料を中心に「多様化」を推し進めて間もなくして「簡素化」に舵を切る迅速な方向転換が行われた。そのダイナミックさと迅速さゆえ、新しい政策の実施期限は非常に短く、短期間で繰り返される政策の変化は学校現場を疲弊させ、公教育の正常な機能を低下させた。また被教育者の私教育への依存は自ずと拡大するようになり、慢性的な教育格差の問題は入試改革の議論において依然として打開できない課題として残っている。

このような韓国における入試改革の一連の過程に強い影響を与えた要因の1つに外的な環境による「グローバル化」をあげることができる。グローバル化は地域・国家を超えて政治や経済、社会など多分野において多大な影響を与えてきた。教育分野も例外ではなく、各国は共通課題を共有しながらグローバルな教育目標を自国の教育課程に反映している。韓国においても、学校教育の目標や目的、基本的な枠組みなどを提示する「国家教育課程」にグローバル化の理念が盛り込まれ、これは大学入試とも密接な関係をもつ。

具体的に言えば、1990年後半から教育分野でもグローバル化への対応が求められるようになり、「グローバル情勢に対応できる資質・能力」に関する議論が交わされた。それが大学入試に反映されるようになったのは2000年代に入ってからであるが、政府は「創意力」や「特技」、「問題解決能力」、「リーダーシップ」、「奉仕性」などの多様な資質・能力を備えた入学者を選抜するよう勧告し⁵、その実践方案として新たな入試類型の「入学査定官制度」が導入された。そして、現行の大学入試制度の根幹となる「2015改訂教育課程」ではグローバル化の拡大を背景に「世界市民」の育成を念頭においた新たな人材像として「創意融合型人材」が提起された。そのため、学校教育では、それまでのような教科成績を中心にした定量評価ではなく「過程中心の評価」が強調され、それは、大学入試にも反映されて今日の「学生簿中心選考」の拡大をもたらした。

しかし、このような選抜評価の「多様化」と「多面化」は定性的な評価という評価方法によって、その妥当性を問う「公正性」の問題を引き起こした。また先述ように多様な評価要素の乱立で助長された私教育は、新たな塾産業を展開しながら階層間の格差を中心にした教育格差を拡大してきた。政府はその対策として「学生簿」を用いる選抜評価に「公

正性」の担保を強いるさまざまな措置を講じるようになるが、いまだにその糸口は見つかっていない。

(2) 利害関係者間の認識の相違と世論の収斂

第2の特徴は、大学入試をめぐる利害関係者間の認識の相違と、政府による世論の積極的な収斂の試みである。高校卒業者の約7割が大学に進学しており直接または間接的に大学入試に利害関係を有する韓国の国民は、入試政策に高い関心を示し、ある種の連帯感を共有する。政府と大学が国民の世論を積極的に収斂して俊敏に政策の樹立・対応に臨むのもこのような大学入試への関心と、その根底にある高い教育熱に起因するものと考えられる。一方、階層や居住地域、所属集団、政治志向など韓国社会のあらゆる構造的な葛藤が、入試政策に向ける利害関係者間の認識に大きな溝を深めているのも事実である。第4章で検討したように、2018年に実施された「大学入試制度の公論化」では公正な入試類型などをめぐる利害関係者間の認識の相違と葛藤が顕著にあらわれた。そして、現行の入試政策には、その葛藤のなかで導出された公論化の結果が「世論」として反映され「修能中心選考の30%以上実施」の方針が明文化されている。実は、これは大学入試における「多様な能力の評価」や「過程中心の評価」などを見据えて「学生簿中心選考」の安着をはかっていた当初の政策趣旨とは逆行する措置であり、政府の積極的な世論収斂の意志と、入試政策における世論の影響力が窺われるところである。このような利害関係者間の認識の違いによる葛藤は単に入試政策に限らないことが事態をさらに複雑化し、もはやその後の多分野における政策決定過程で排除できない要素の1つとして定着した。そして、入試政策の「公論化」を機に他分野における諸政策の決定過程に「公論化」の導入が拡大するようになる。

利害関係者間の葛藤と世論の導出、それを政策に反映する政府の取り組みからして、入試政策における内的影響要因として「政治志向」をあげることができる。先行研究でも論じているように、韓国の政党はそれぞれの支持層に訴えるような入試政策を模索してきており、「進歩」志向の政党は「国家・政府」、「機会・階層・格差」が政策のキーワードになっている⁶。現行の入試体系を完成した文在寅政府も「進歩」志向の政府であり、改革への強い意志が入試政策に如実にあらわれた。半年間にわたる「ロウソクデモ」の後、「保守」志向の政府から政権交代して樹立した文政府は「正義」と「公正」を政策基調として、教育政策でもラディカルな改革の傾向を呈した。「民主的な政策決定」と「格差の是正」を根幹において「2015改訂教育課程」の適用に伴う入試改革に挑んだが、政策決定過程に「公論化」を導入して世論の積極的な収斂を試みた。また先述のような入試政策における公正性の強化のための諸措置でもラディカルな進歩系の政治志向があらわれている。

ところが、「公論化」の過程で露呈した利害関係者間の認識の相違、すなわち「公正な入試」に関する葛藤は、政府が意図した「過程中心の評価」に相応しいとされる入試体制（「学

生簿中心選考)の構築にズレを生じさせ、旧体制の選択式筆記試験(「修能中心選考)の安定化を後押しする結果となった。またその背景となった「学生簿総合選考」の「公正性」の問題を払拭するために、学生簿を用いる評価に対して強硬措置を推し進めるにいたる。これは、政治志向に相応する民主的な政策決定方法を採用して入試政策の「正義」と「公正」を目指したことによって、政策の内容としては政府の政策趣旨とは相反する方向性を提示させる結果となった。言い換えれば、「公論化」を通じて国民の世論を積極的に収斂するという政策決定過程における「手続きの公正性」を追求したものの、その結果は、政府が認識する公正なものとは捉えない結果で導出されたのである。すなわち、韓国の入試政策の決定過程における公正性の追求は、民主的な政策決定の方法としては一定の評価ができるが、複雑な利害関係ゆえに、結果においては合理的な認識の合致にはいたらず、限界を認めざるを得ないものであった。

(3) 国家・社会問題の解法としての入試改革

第3の特徴は、入試改革が国家・社会の問題に対応する観点から展開されてきたことである。これまでの主要な入試政策をみれば、大学教育の理念や人材像などの変化に応じる教育の問題を解決するより、過度な競争やそれに伴う国家・社会の問題に起因するものが少なくない。第5章で述べたような私教育の過熱化による階層間格差の拡大と、第6章で論じた首都圏と非首都圏の地域間格差という社会構造の固定化のような、国家・社会の秩序をも脅かす喫緊の課題を是正する解法として新たな入試政策が講じられ、多角的な処方が施されてきたのである。これは大学入試の伝統的な機能である選抜的・教育的機能よりも社会的機能に偏った政策展開であり、入試政策は教育の問題以外の状況に振り回される不安定なその場しのぎの策に転落しがちであった。注目に値するのは、第8章で日本の入試改革と比較・検討したように、韓国における諸政策の多くは、大学入試における選抜の目的や評価の妥当性の側面よりも、入試制度に顕在する国家レベルで対処すべき社会問題、すなわちもっぱら格差是正の方便として「公正性」の担保に傾注してきたことである。

したがって、ここでは、韓国の入試政策におけるもう一つの内的影響要因に、韓国内の社会構造の問題である「格差の問題」をあげることができる。今日、社会構造の両極化を受けて社会・経済的な階層間格差や地域間格差による教育格差がいつにも増して問題視されている。国民の高い教育熱と儒教的な価値観は教育に対して格別な期待を持たせてきた。教育によって身分上昇ができると考える「希望のはしご」への期待は、被教育者をして教育の結果の証である大学入試に敏感に反応・執着させてきたが、近年の格差の拡大と固着化を背景にこの信念は崩れかけている。

そこで、政府は、階層間格差につながる親の社会・経済的な背景を大学入試から排除して「公正性」を確保すべく、「学生簿総合選考」の記載事項を大幅に削除および縮小すると

ともに一部評価過程のブラインド化を進めた。また親の社会・経済的な背景が有利に作用するとされる「特別（特技者）選考」を廃止および縮小する一方、社会・経済的な配慮が必要な対象に対しては入試の機会を保障する積極的な格差の是正措置を講じてきた。そして、首都圏・非首都圏間の格差で大別される韓国の地域間格差の問題においては「地域均衡発展」政策の一環として入試政策を捉えている。非首都圏の「地域人材」が首都圏へ流出されることを防ぐために「地域人材選考」を設け、特に成績最上位レベルの優秀人材の確保をねらった医学系列の同選考運営を「40%義務化」する積極的な優遇措置を運営している。

階層・地域間格差といういずれの措置も社会経済的配慮が必要な者を対象とするアフターマティブ・アクションの形式を採用しているが、その運営方法には「差別の是正」と「優遇」という違いがあらわれている。またこれらは、逆差別や教育の質の問題、多様な資質・能力を備えた人材の育成および確保という教育的機能を阻害する問題などを抱えており、再び入試改革前の原点に取り戻す危険性が潜んでいる。

(4) 入学者選抜の主導権をめぐる国家と大学の戦い

最後に、第4の特徴として、入学者選抜の主体をめぐる国家と大学の主導権争いを指摘できる。言い換えれば、大学の「自律性」は入試でどこまで貫徹されるかの問題である。第1章で検討したように、2000年代前半までの入試改革では国家と大学のなかで誰が「選抜主体」であるべきかが一つの論点になっていた。「入学査定官制度」の導入をきっかけに大学こそが入学者選抜の主体であるという結論に一応たどり着くようにみえたが、「公正性」の追求はこの一応の結論を取り崩している。政府は「公正性強化方案」などで提示した諸措置の施行状況に応じて大学への財政支援や規制を施しており、これをテコにその政策意図を貫徹しようとしているからである。大学入試における格差是正の政策意図は広く社会の支持を得やすく、「公正性」の担保を謳う入試政策の諸措置は、大学の入学者選抜権を抑制し「自律性」を阻害することへとつながっている。

なお、このような政府と大学との主体争いの様相に加え、2017年の修能試験改編の試みが世論の反対によって「破綻」してからの変化にも目を配る必要がある。「公論化」をもたらしたこの破綻の過程は、伝統的に政府と大学に一任されていた「選抜主体」の問題領域に「世論」も参入できる可能性、すなわち、さまざまな利害関係者が2017～2018年の経験に基づいて、「公論化」や「熟議」などを盾に入試政策に影響を及ぼす可能性が生まれたからである。その2年間の経験が一時的な現象に終わるか、それとも「選抜主体」に関して社会内の諸利害関係者の声を通る新たな仕組みの創出にまでつながるか、今後注目されるであろう。

3. 研究の意義と限界

(1) 研究の意義

以上、本研究では、韓国における入試政策の変遷をたどりながら「公正性」の観点から検討し、近年の入試政策の特質を明らかにすることを試みた。1945年以後教育政策が本格的に整備され始めた時期から、現行の入試体制にいたるまでの主要な政策を一瞥し、それぞれの時期の政策争点と変遷の流れをたどり、特に近年の入試改革、特に2008年度の入試から導入された「入学査定官制度」や現行の「学生簿中心選考」をめぐる動向においては、マクロな構造とそれにかかわる社会問題、入試をめぐる利害関係と認識の相違、またそれらの相互作用に注目して改革の背景や争点を分析するとともに、入試政策に影響を与える3つの要因を導出した。その際は、より明確で体系的な論の展開のために、現行の入試政策で最も強調されるキーワードである「公正性」をめぐる議論を分析の視点として用い、入試改革における4つの韓国的特質を考察した。

このようにして、長いスパンにわたる入試政策の変遷から諸政策の特徴を規定して韓国固有の特質を究明したことや、政策の変遷と関連する各々の争点を分析してそれらに内在する社会構造や認識および価値の問題を取り上げたこと、政策に変化をもたらした根本的な要因とダイナミックな変化の実態を究明したことに本研究の意義があると考えている。

(2) 限界と今後の課題

本研究の限界については、利害関係者間の葛藤の様相を明確に明かすことはできなかったことをあげることができる。本研究は主に文献研究を中心にしており、多様な利害関係者の認識を実証的に調査し分析することにはいたっていない。そこで、大学入試をめぐる複雑な利害関係がいかなる要因によって葛藤しているかは追究できておらず、入試政策を取り巻く葛藤や価値の実態などのより有意義な分析のためには、今後、実証的な調査および分析が必要であると考えている。

また本研究が分析対象とした主要な入試政策はほとんどが学生簿を評価資料とする「入学査定官制度」と「学生簿総合選考」に関する議論である。それは近年の入試政策が学生簿の評価における「公正性」の確保に当てられていることと、韓国の大学入試をめぐるマクロな構造の問題や利害関係の葛藤が浮き彫りになるのが学生簿の評価の問題であると判断したことが背景にする。最近、これまでの学生簿を題材とした議論は終盤を迎え、2017年の政策決定失敗の後棚上げとなっていた「修能試験」に関する議論がやっと始まろうとしている。今後は、このような「修能試験」を中心とした改革がいかに関係されるかに注目していきたい。

¹ カン・チャンドン (2008)、韓国の偏執症的教育熱と身分欲望に対する社会史的考察、

-
- 『韓国教育学研究』第14巻第2号、14-15頁。
- 2 キム・ヨンイル (2001)、新自由主義教育改革と教育不平等、『進歩評論』第10巻秋号16頁。
 - 3 文化体育観光部 (2019)、『韓国人の意識・価値観の調査結果報告書』、157頁。
 - 4 ユン・チョヒ (2016)、私たちの社会の能力主義はきちんと作動しているのか? : ステイブン・マクナミー、ロバート・ミラーの『能力主義は虚構だ』を読んで、『教育批評』第37号、274頁。
 - 5 教育人的資源部、「学校教育正常化のための2008年度以降における大学入試制度の改善案」(2004年10月発表)。
 - 6 キム・シジン、オム・ギヒョン (2017)、大統領選挙の教育政策公約に示された政党競争:イシューとポジショニング、『教育政治学研究』第24巻第4号、107-129頁。

参考および引用文献

【日本語文献】

(文献資料)

石井光夫 (2008)、「入試個性化に関する我が国と東アジア諸国・地域との比較」、『大学入試研究ジャーナル』第 18 巻

石川裕之 (2014)「韓国における国家カリキュラムの革新とグローバル化」、『教育学研究』第 81 巻第 2 号

小川佳万 (2017)、「首都圏大学と地方大学の格差」、小川佳万・姜姫銀共著『韓国的高等教育—グローバル対応と地方大学—』、広島大学高等教育研究開発センター

ジャイムズ・S・フィッシュキン (2011)『人々の声が響き合うとき—熟議空間と民主主義』、早川書房

曾根泰教・柳瀬昇・上木原弘修・島田圭介 (2013)、『学ぶ、考える、話しあう—討論型世論調査』、木楽舎

南部広孝、西山喜満主 (2023)、「東アジア諸国・地域における大学入学者選抜改革に関する考察—高校教育段階での学習・活動成果の活用を中心に—」、『京都大学大学院教育学研究科紀要』第 69 号

森山茂徳 (1998)、『韓国現代政治』、東京大学出版会

Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, Cambridge, MA: Harvard University Press.

(ジョン・ロールズ、川本隆史・福岡聡・神島裕子 (訳) (2010)、『正義論』、紀伊國屋書店

(政府および公的機関の資料)

国立大学協会 (2015)、「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」

高大接続システム改革会議 (2016)、「最終報告」

大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議 (2021)、「審議のまとめ」

教育再生実行会議 (2012)、「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜のあり方について (第四次提言)」

中央教育審議会 (1997)、「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について (二次答申)」

中央教育審議会 (2018)、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて—生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ (答申)」

中央教育審議会 (2014)、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的革について—すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために (答申)」

文部科学省 (2010)、『大学入学者選抜実施要項』

文部科学省（2020a）、『大学入学者選抜実施要項』
文部科学省（2020b）、『令和2年度学校基本調査』。

（オンライン資料）

平川秀幸、「デンマーク調査報告書」（http://hideyukihirakawa.com/sts_archive/techasses/denmarkreport.pdf）
文部科学省ホームページ、「令和2年度国公立大学入学者選抜の概要」（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1412102_00001.htm）

【英語文献】

（文献資料）

- Adams, J. Stacy, 1965, “Inequity in Social-Exchange” , *Advances in Experimental Social Psychology* 2(4)
- Alkhafaji, A. F.(1989). *A Stakeholder approach to corporate governance: Managing in a dynamic environment*. New York: Quorum Books
- Freeman, R. E.(1984). *Strategic management: A Stakeholder approach*. Boston: Pitman
- Homans, George C., 1974, *Social Behavior: Its Elementary Forms*, Harcourt, Brace, Jovanovich.
- James S. Fishkin Deliberative Polling, Andre Bachtiger, Hohn S. Dryzek, Jane Mansbridge, Mark E. Warren ed. *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy* (Oxford: Oxford University Press, 2018)
- Leventhal, Gerald S., 1980, “What Should Be Done with Equity Theory?” , pp. 27-55 *in Social Exchange*, edited by K. Gergen, M. Greenberg and R. Willis, New York, NY: Springer.
- Thibaut, John and Laurens Walker, 1978, “A Theory of Procedure” , *California Law Review* 66(3).

（オンライン資料）

Stanford University Center for Deliberative Democracy 「What is Deliberative Polling?」 (<http://cdd.stanford.edu/what-is-deliberative-polling>)

【韓国語文献】

（文献資料）

- アン・ジョンヒ他 (2013)、「国家教育課程の改訂と大学入学選考制度の変化に関する考察」
『教育課程研究』 Vol.31
- アン・ソンフェ (2018a)、政権交代と大学入試の政策変動、『韓国教育政治学会』
- イ・ギヘ、チェ・ユンジン (2016)、大学入学選考の選抜決定要因分析:家庭背景および学
校関連要因を中心に、『韓国教育学研究』第 22 巻第 1 号
- イ・ギルジェ、チョ・ソンウン、キム・ジソン、パク・テヤン (2021)、地方大学危機の原
因と解決案に関する考察、『教育行政学研究』第 39 巻第 4 号
- イ・サンミョン (2017)、「均等な教育を受ける権利の側面からみた大学入試制度の改善方
案」、『法と政策研究』第 17 巻第 2 号
- イ・サンミョン (2019)、公論化委員会と民主主義-大学入試制度の改編を中心に、『法と政
経研究』第 19 集第 1 号
- イ・ジェボン (2008)、大学教育における機会均衡選抜制の根拠と争点、『韓国教育論壇』
第 8 巻第 1 号
- イ・ジョンジェ (1995)、『大学入学選考制度の改善に関する研究』、ソウル:教育部
- イ・ジョンボム、チョン・グアンヒ (2005)、『2008 年度大学入試制度改善案による多様な
大学入試選考モデルの開発研究』、ソウル:教育人的資源部
- イ・スジョン (2011)、大学入試制度の変化が私教育費支出に及ぼした影響分析、『教育財
政経済研究』、第 20 巻第 1 号
- イ・スジョン (2019)、「大学入試制度の公論化」過程にあらわれた教育部の政策決定方式
の特徴の分析-「大学入試制度改編公論化白書」分析を中心に-、『教育行政学研究』、
第 37 巻第 4 号
- イ・ソンフェ (2018)、代案的な教育政策評価モデルとしての実際論的評価 (realist evalua
tion):「真に使える」教育政策評価のための「理論的」再吟味、『教育社会学研究』第
28 巻第 3 号
- イ・ドンヒ (1999)、『教育正義論』、ソウル:教育科学社
- イ・ミギョン、パク・ジョンソン、イム・ジンテク、チャ・ジョンミン (2012)、『高校教
育課程多様化の大学入試選考反映実態および今後の発展案』、韓国教育開発院
- オ・ソンチョル (2020)、「韓国戦争の教育的影響に関する試論」、『韓国初等教育』 Vol.31,
No.1、通巻 100 号
- オ・ソンベ (2004)、地域間学業成就度格差の原因分析:地域効果と学生移動の影響探索、
『韓国教育』第 31 巻第 2 号
- カン・チャンドン (2008)、韓国の偏執症的教育熱と身分欲望に対する社会史的考察、@『韓
国教育学研究』第 14 巻第 2 号
- カン・テジュン、ソン・ヘジョン、キム・ジンギョン (2012)、私教育に対する入学査定官

- 選考の影響分析、『アジア教育研究』第13巻第4号
- カン・テジュン (2018)、『「公正」な大学入試制度に対する我々の認識再考』、韓国教育開発院
- キム・ウニョン (2013) 『大学入学選考政策の成果と改善策に関する研究』、韓国教育開発院
- キム・ウンジョン (2018)、大学入試学生簿総合選考の合理的運営方案探索-W 大学を中心に、『教育総合研究』16(4)
- キム・ギョングン、カン・ヨンヘ (2005)、韓国社会の教育格差の実際および原因、『第1回韓国雇用パネル学術大会論文集』
- キム・ギョングン、チャン・ヒジン (2005)、子どもの教育のために居住地移動を選択した家族の特性= Traits of the Families Seeking Residential Mobility for Children's Education、『韓国教育学研究』第11巻第2号
- キム・シジン、オム・ギヒョン (2017)、大統領選挙の教育政策公約に示された政党競争: イシューとポジショニング、『教育政治学研究』第24巻第4号
- キム・シンイル (2003)、『教育社会学』、ソウル: 教育科学社
- キム・ジェシク (2000)、『大学入学選考制度の発展方向に関する研究』、釜山大学行政大学院修士学位論文
- キム・ドギ、イ・ジェドク、イ・ギルジェ (2021)、『高校学点制導入時の授業学級および時数変化による必要教員の規模推算研究』、忠北: 韓国教育開発院
- キム・ヒサム (2009)、教育格差と社会統合、『保健福祉フォーラム』150巻0号
- キム・フェヨン (2011)、公正性概念の分析と大学入学査定官選考の公正性確保の方案、『教育思想研究』第25巻第1号
- キム・ホンユ、アン・ソギユ、イ・ジョング (2009)、DEA を用いた大学進路支援業務の運営効育成分析、『Journal of Korean Society Quality Management』、第37巻第4号
- キム・ミラン (2009)、「日本の大学自律化と大学入試—東京大学の事例を中心に—」、『韓国日本教育学研究』2009年 Vol.12 (No2)
- キム・ムボン (2013)「第9章 学生選抜の妥当性の堤高一入学査定官制を中心に」ソ・ジョンファン共著『韓国の教育政策の懸案と解法』、教育科学社
- キム・ムンギル、キム・テワン、パク・チャンヨル、ヨ・ユジン、ウ・ソンヒ (2013)、『機会不平等の測定に関する研究』、ソウル: 韓国保険社会研究院
- キム・ヨンジン (2003)、差別の是正か? 優待か? 少数勢力の差別是正政策とそれに関する論争、『米国史研究』第18巻
- キム・ワンベ (2014)、韓国の教育序列、『知識の地平』第17巻
- ク・インフェ、キム・ジョンウン (2015)、大学進学における階層格差: 家族所得の役割、

- 『社会福祉政策』第42号第3号
- クオン・オヒョク、キム・ジョンホ、ソ・ソクフン、イ・ジウン（2021）、地方大学危機の原因と代案、『地域社会研究』第29巻4号
- 参与連帯参与社会アカデミー編（2001）、『20世紀韓国を振り返りながら』、ハヌル
- ジュ・ソンス（2005）、「国家の政策決定に国民の世論が抵抗する場合は？」、『韓国政治学報』Vol.39、No.3
- ジョン・ギャスティル、ピーター・レヴィーン（津富宏、井上弘貴、木村正人監訳）、『熟議民主主義ハンドブック』、現代人文社
- シン・ソヨン（2023）、「尹錫悦政府の高校学点制と2028大学入試改編の方向」、『教育批評』第51号
- シン・ヒョンソク（2006）、『韓国の教育改革政策』、ソウル：学志社
- シン・ミョンホ（2011）、『なぜ裕福な家庭の子どもたちがよく勉強できるのか？—社会階層間学力資本と格差と養育慣行—』、ソウル：図書出版ハウル
- ソン・ジェミン、カン・シンヒョク、バン・ヒョンジュン（2020）、『規模間賃金格差変化原因と政策方向』、韓国労働研究院
- ソ・ジョンファ（1986）、教育政策の過程と評価、『教育評価研究』第1巻第1号
- チ・ジョンムク（2016）、大学入試制度の公正性に対する大学生の認識研究：根拠理論的アプローチ、『韓国コンテンツ学会論文誌』第16巻第2号
- チェ・プルソン、ミン・インシク（2015）、親の教育と所得水準が世代間移動性と機会不均等に及ぼす影響、『社会科学研究』第22巻第3号
- チャ・ギョンス（1985）、大学新入生選抜の本質と方向、『大学教育』第13号
- チョ・ウォンギ、イ・スジョン（2016）、大学入学選考と大学生の大学生活および大学・専攻満足度、学業成就度との関係、『学習者中心教科教育研究』第16巻第7号
- チョン・ソクファン、ペ・ジョンヘ（2017）、韓国の入試教育の社会史的意味の考察、『東亜人文学』第41巻
- チョン・ヨンジュン（2020）、『NEW学校生活記録簿核心100問100答』、ミディオズブ
- ナム・ボウ（2012）、『大学入試の環境変化による入学査定官制の定着方向』（政策資料集I）、韓国大学教育協議会
- ナムグン・ギョンヒョン、イ・スンア、チョン・ダウン（2016）、大学入学選考別専攻/非専攻の学業成就度分析研究：K大学の事例を中心に、『入学選考研究』第5巻
- ノ・ミョンスン（2006）、大学入学政策の変化要因の歴史的新制度主義的分析、『教育行政学』第24巻第3号
- パク・ドズン（1989）、『大学入学試験制度の改善方案研究』、韓国大学教育協議会
- パク・ミヒ（2020）、大卒者の労働市場成果と地域格差—出身地域および大学所在を中心に—、『教育社会学研究』第30巻1号

パン・ハナム、キム・ギホン（2003）、韓国社会の教育階層化：年齢コホート間変化と学力の段階別の差、『韓国社会学』第 37 巻 4 号

ファン・ガプジン（2018）、『社会不平等と教育』、慶尚大学出版部

ファン・ジョンギョ（1988）、大学入試競争その理想と現実、『大学教育』第 33 号

ホン・ホグン（2006）、『韓国の平等主義その心の習慣』、サムスン経済研究所

ヤン・スンイル（2007）、教育政策形成過程の動態性の分析、『韓国政策科学会報』第 11 巻 第 2 号

ユ・ハング（2012）、「高等教育機会の受給格差と遠隔高等教育の膨張過程」に関する討論、『韓国教育社会学会学術大会発表資料』第 12 巻

ユン・ジョンイル（1996）、『韓国教育政策の探究』、ソウル：教育科学社

ヨ・ヨンヒョン（2012）、韓国と日本における地方公企業の利害関係者に関する特性研究：両国の地下鉄公組織を中心に、『韓国行政学報』第 46 巻第 1 号

（政府および公的機関の資料）

韓国大学教育協議会（2008）、第 135 次理事会議決事項

韓国大学教育協議会（2014）、2017 年大学入学選考基本事項

韓国大学教育協議会（2014）、随時募集主要事項（報道資料）

韓国大学教育協議会（2015）、随時募集主要事項（報道資料）

韓国大学教育協議会（2015）、『現職の入学査定官に聞く入学査定官選考（学生簿総合選考）100 問 100 答』

韓国大学教育協議会（2016）、2017 学年度大学入学選考基本事項

韓国大学教育協議会（2016）、2017 年随時募集要項主要事項発表（報道資料）

韓国大学教育協議会（2016）、随時募集主要事項（報道資料）

韓国大学教育協議会（2016a）、「2018 学年度大学入学銓衡施行計画発表」（報道資料）

韓国大学教育協議会（2017）、随時募集主要事項（報道資料）

韓国大学教育協議会（2018）、「2021 学年度大学入学銓衡基本事項（案）」

韓国大学教育協議会（2018）、随時募集主要事項（報道資料）

韓国大学教育協議会（2018b）、「2021 学年度大学入学銓衡施行計画発表」（報道資料）

韓国大学教育協議会（2018）、2021 年大学入学選考の基本事項

韓国大学教育協議会（2019）、随時募集主要事項（報道資料）

韓国大学教育協議会（2019）『2020 年度大学入試情報 119』

韓国大学教育協議会（2020）『2021 年度大学入試情報 119』

韓国大学教育協議会（2020）、「2022 学年度大学入学銓衡施行計画発表」（報道資料）

韓国大学教育協議会（2020）、2021 年大学修能力試験延期による大学入学銓衡日程変更の

発表（報道資料）

韓国大学教育協議会（2020）、2021年大学入学銓衡試行計画の変更事項の案内（コロナ19対応関連の施行計画変更の主要事項）（報道資料）

韓国大学教育協議会（2021）『2022年度大学入試情報 119』

韓国大学教育協議会（2021）、2022年度大学入試選考主要事項

韓国大学教育協議会（2022）『2023年度大学入試情報 119』

韓国大学教育協議会（2022）、2024年度大学入学銓衡施行計画（報道添付資料）

韓国大学教育協議会（2022）、『2024年度大学入試情報 119』

韓国統計庁（2018）、「私教育費統計情報」

教育部（1998）、『教育 50年史』

教育部（2013）、受験者・保護者の負担緩和と学校教育の正常化のための大学入学選考の簡素化および大学入試制度発展方案

教育部（2013）、「大学入学銓衡簡素化および大学入学制度発展方案（試案）」（報道資料）

教育部（2013）、「2017学年度大学入学制度確定」（報道資料）

教育部（2014）、「2014年主要業務報告」

教育部（2015）、「2015年高校教育正常化寄与大学支援事業の選定結果発表」

教育部（2016）、「2017年度随時募集要項主要事項」（報道資料）

高麗大学（2016）、「2017年度随時募集要項」

建国大学（2016）、「2017年度随時募集要項」

教育部（2017）、2018年度随時募集要項主要事項（報道資料）

教育部（2017）、「高校学点制推進方向および研究学校運営計画」

教育部（2019）、「2016~2019年度学生簿総合選考実態調査」

教育部（2018）、「2018年教育部業務計画」

教育部（2018）、「2022年度大学入試制度改編方案および高校教育革新方向の発表」

教育部（2019）「2022学年度大学入学制度改編方案および高校教育革新方向」

教育部（2019）、「2016~2019年度 13大学の学生簿総合選考実態調査結果」

教育部（2019）、「大学入試制度の公正性強化方案」

教育部（2020）、「2021年大学入学銓衡試行計画変更の現況（要約）」

教育部（2020）、「2020年教育基本統計」（報道資料）

教育部（2021）、「2021年高校教育寄与大学支援事業基本計画」

教育部（2021）、「地方大学および地域均衡人材育成に関する法律」

教育部（2021）、「2021年6月大学情報公示分析結果発表」（報道資料）

教育部（2021）、「地方大学および地域均衡人材育成に関する法律の施行令」

教育部（2021）、『高校学点制導入運営案内書』

大学入試公論化委員会（2018）、「大学入試制度改編公論化結果報告書」
大学入試公論化委員会（2018）、『市民の知恵！熟議して代案を見つける－大学入試制度改編公論化白書－』
大学入試論化委員会（2018）、「大学入試制度改編公論化の結果」
大統領諮問教育改革委員会（1995）「新教育体制樹立のための教育改革方案」
第17代大統領引き継ぎ委員会（2008）、「第17代大統領引き継ぎ委員会白書」
統計庁、「2021年小中高校の私教育費調査結果」
統計庁（2022）、「2021年人口動向調査」
文在寅政府引き継ぎ委員会（2017）、「国政課題」
延世大学（2022）、「延世大学2024大学入学銓衡計画」

（メディア記事）

『The JoongAng』（2022年4月25日付）、(<https://www.joongang.co.kr/article/25066082>)、2022年8月13日閲覧

『VERITAS α』（2018年2月3日付）、(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=107413>)、2018年10月30日閲覧

『VERITAS α』（2018年2月3日付）、(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=107413>)、2018年10月30日閲覧

『VERITAS α』（2018年6月20日付）、(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=119305>)、2018年11月4日閲覧

『VERITAS α』（2020年1月23日付）、(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=310981>)、2022年8月12日閲覧

『VERITAS α』（2022年6月13日付）、(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=418151>)、2022年9月28日閲覧

『VERITAS α』（2022年9月27日付）、(<http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=430408>)、2023年8月14日閲覧

『news1』（2017年7月27日付）、(<https://www.news1.kr/articles/?3059811>)、2021年5月6日閲覧

『グッドモーニング忠青』（2020年7月29日付）、(<http://www.goodmorningcc.com/news/articleView.html?idxno=235971>)、2022年9月20日閲覧

『ハンギョレ新聞』社説（2017年8月31日付）(<http://www.hani.co.kr/arti/opinion/editorial/809143.html>)、2018年11月3日検索

『ファイナンシャルニュース』（2013年10月10日付）、(<https://www.fnnews.com/news/201310101650176389>)、2022年9月3日閲覧

『韓国大学新聞』(2012年11月5日付)、(<http://news.unn.net/news/articleView.html?idxno=116296>)、2023年2月21日閲覧

『韓国大学新聞』(2018年7月15日付)、(<http://news.unn.net/news/articleView.html?idxno=192007>)、2018.10.26日閲覧

『京郷新聞』(2017年8月11日)、(http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201708111949001&code=940401)、2018年11月3日検索

『京郷新聞』(2020年6月29日付)、(<https://www.khan.co.kr/economy/economy-general/article/202006291215011>)、2022年4月40日閲覧

『大学ジャーナル』(2019年9月27日付)、(<http://www.dhnews.co.kr>)、2022年5月8日閲覧

『大学ジャーナル』(2020年11月5日付)、(<http://www.dhnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=130897>)、2022年5月6日閲覧

『中央日報』(中央日報社説、2017年9月1日付)、(<https://news.joins.com/article/21896020>)、2021年5月6日閲覧

『中央日報』社説(2017年9月1日付)、(<https://news.joins.com/article/21896020>)、2018年11月3日閲覧

『東亜日報』(2021年9月1日付)、(<https://www.donga.com/news/Politics/article/all/20210901/109025405/1>)、2022年9月13日閲覧

『聯合ニュース』記事(2012年9月25日付)、(<https://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=001&aid=0005835415>)、2018年10月28日閲覧

『聯合ニュー』(2019年10月8日付)、(<https://www.yna.co.kr/view/AKR20191008051700004>)、2023年2月25日閲覧

(オンライン資料)

韓国大学入学査定官協議会ホームページ (<http://www.kauac.kr/home/html.php?hid=uac>)

韓国統計庁、「2020年人口住宅総調査結果」(<https://kostat.go.kr/portal/korea/index.action>)

高校単位制案内ホームページ (<https://www.hscredit.kr/index.do>)

e-ナラ指標、(<https://www.index.go.kr/main.do?cate=1>)

KOSIS 国家統計ポータル、「市道別・産業別・規模別事業体数および従事者数」(kosis.kr)